

第5期

「竹島問題に関する調査研究」

中間報告書

令和5年12月

第5期島根県竹島問題研究会

目 次

第5期竹島問題研究会『中間報告書』について (第5期島根県竹島問題研究会座長 下條正男)	1
研究レポート	
1. 竹島問題の総括(下條正男)	5
2. 韓国における「独島」アイデンティティ形成の構造 —「知」の国家戦略と教育・研究のシステムに焦点をあてて—(井手弘人)	23
3. 1877年の太政官指令について(中野徹也)	35
4. 新局面を迎えた「太政官指令」問題研究(藤井賢二)	45
5. 竹島問題に関する韓国の主張の形成過程 —1947年と1996年の言説の検証—(藤井賢二)	65
6. VANK (Voluntary Agency Network of Korea) より見たる サイバー空間における非政府アクターの外交的役割(松浦正伸)	111
研究会の開催状況	141
第5期島根県竹島問題研究会設置要綱	143

第5期竹島問題研究会「中間報告書」について

第5期島根県竹島問題研究会座長 下條 正男

島根県議会は2005年3月16日、「竹島の日を定める条例」（「竹島の日」条例）を制定すると、同年6月、島根県竹島問題研究会を設置した。「竹島問題についての国民世論啓発の一助とするため」であった。以来、竹島問題研究会ではその設置要綱の目的に従って「竹島問題に関する歴史についての客観的な研究、考察、問題点の整理」を行い、調査・研究を続けて今日に至っている。今回の「中間報告書」は、その第五期の竹島問題研究会の研究成果の一部である。

現在、日韓の政府間レベルでは、竹島の領有をめぐる論争は行われていないが、第一期の『「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』を発表して以来、島根県竹島問題研究会と韓国の研究機関との間では、断続的に論争が行われている。

そのきっかけとなったのが2007年3月、「島根県竹島問題研究会」がまとめた第一期の『「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』である。島根県がその第一期『「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』を外務省に提出したことから、外務省がそれを基に2008年2月、小冊子の『竹島問題を理解する10のポイント』を作成したことが端緒となった。

外務省から小冊子が刊行されると「東北アジア歴史財団」、「韓国海洋水産開発院」等、韓国の政府系研究機関から一斉に反論がなされた。さらに2008年10月、島根大学名誉教授の内藤正中氏が『竹島＝独島問題入門 - 日本外務省「竹島」批判』を刊行したことで、竹島問題の研究動向にも変化が生ずることになった。内藤正中氏が外務省の小冊子について、その「あとがき」で次のように批判したからである。

1905年の領土編入を領有権の確認という主張は誤りである。幕府も明治政府も現竹島についての領有をしたことはなく、逆に1696年と1877年の2度にわたって日本領でないことを明らかにした。領土編入の閣議決定にあるのは、無主地であることを確認して領土編入したということである。無主地であるという以上、固有領土とはいえなくなる。問題は、その当時、現竹島は無主地であったかどうかである。

内藤正中氏による外務省批判のポイントは、外務省の小冊子が「日本政府は、1905年、竹島を島根県に編入して、竹島を領有する意思を再確認しました」とした点にあった。

内藤正中氏によると、江戸幕府が現在の竹島を領有した事実はなく、それを「竹島を領有する意思を再確認しました」とすることは事実と違っている。それどころか江戸幕府では1696年に鬱陵島への渡海を禁じ、1877年の「太政官指令」では明治政府が「竹島外一島、本邦関係これなし」として、竹島（鬱陵島）と松島（現在の竹島）は日本とは関係がないとした。それに竹島を領土編入した際の閣議決定では、「無主の地」を「先占」したとしている。それが小冊子では、「無主地であることを確認して領土編入した」とされた。しかし「無主の地」であれば「固有領土」とはいえなくなる。これが内藤正中氏の外務省批判の骨子である。

そこで内藤正中氏は、「その当時、現竹島は無主地であったかどうか」が問題だとして、「竹島外一島、本邦関係これなし」とした「太政官指令」等を根拠に、外務省批判を行ったのである。その内藤正中氏に同調したのが、韓国の「東北アジア歴史財団」である。

内藤正中氏が日本で『竹島＝独島問題入門』を刊行して四ヵ月後、韓国ではその韓国語版の『竹島＝独島問題入門』（『韓日間の独島＝竹島論争の実体』）が出版された。この韓国語版の翻訳に協力したのが、「東北アジア歴史財団」である。

外務省が小冊子を公開したことを機に、韓国側では、佐田白茅が1870年に復命した「朝鮮国交際始末内探書」、1877年の「太政官指令」等の研究に、重点を置くことになるのである。それは外務省の小冊子が、「日本政府は、1905年、竹島を島根県に編入して、竹島を領有する意思を再確認しました」としたことで、竹島を「無主の地」として「先占」したとする「閣議決定」との間に、齟齬が生じたからである。

これは日本側が「竹島を領有する意思を再確認」したとしたことで、韓国側には、「再確認」した歴史的事実を求めて、それを争点として日本批判をする余地ができたのである。

それに韓国側の歴史認識では、1900年10月25日の「勅令第41号」によって、独島（竹島）は韓国領になったとしている。日本が竹島を領有するのはその五年後である。それを「1905年、竹島を島根県に編入して、竹島を領有する意思を再確認しました」とすれば、当然、「勅令第41号」を根拠に、確認の有無を問題にすることになるのである。

そのため鳥取藩が幕府への返答書で「竹島（鬱陵島）、松島（現在の竹島）、其の外両国え附属の島御座なき候」とし、「太政官指令」で「竹島外一島本邦関係これなし」とした事実等が、反論の論拠にされたのである。これは第一期の『「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』を受けた外務省が、小冊子で「竹島を領有する意思を再確認しました」としたことで、新たな争点が生まれたのである。

これに対して、第一期『「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』を作成した島根県竹島問題研究会の立ち位置は、島根県議会が制定した「竹島の日を定める条例」と不可分の関係にあった。島根県議会が2月22日を「竹島の日」と定めたのは、島根県が『島根県告示第40号』を公示して、竹島を「自今本県所属隠岐島司ノ所管ト」（今より本県所属隠岐島司ノ所管ト）した日が明治38年（1905年）2月22日だったからである。それも『島根県告示第40号』は、「自今其所属隠岐島司ノ所管トス。此旨管内ニ告示セラルヘシ」（今よりその所属、隠岐島司ノ所管トス。この旨、管内ニ告示セラルヘシ）とした2月15日付の「大臣訓令」を受けて、告示されたのである。

さらにその大臣訓令は、竹島を「無主の地」とし、それを「先占」したとする1905年1月28日付の「閣議決定」に依拠していた。島根県の「竹島の日」条例は、その「閣議決定」を前提として成立していたのである。これは「本県所属隠岐島司ノ所管」となった時の竹島を「無主の地」としていた、ということなのである。従って、「竹島の日」は、「竹島を領有する意思を再確認」したとする日本政府の見解とも、その立ち位置が違うのである。

そのため佐田白茅が『朝鮮国交際始末内探書』の「竹島松島朝鮮領附属ニ相成候始末」で「松島の義に付是迄掲載せし書留もこれなく」と復命し、『太政官指令』で「竹島外一島本邦関係これなし」としたとしても、それは当時、「無主の地」だった竹島とは関係のない事実だったのである。それに鳥取藩の「返答書」や『朝鮮国交際始末内探書』、『太政官指令』は、「竹島の日」を制定した島根県にとっては、逆に竹島を「無主の地」としたことの反証としても使えるのである。

一方、韓国側には、独島は1900年、「勅令第41号」によって韓国領になったとする歴史認識があり、それが竹島研究の前提となっている。その独島が、日露戦争の最中、「無主の地」とされて、「竹島を領有する意思を再確認」して「先占」されていたとすれば、当然、事実関係を問

題とすることになる。

それも鬱島郡守沈興澤が1906年、その報告書で「本郡所属独島」として以来、朝鮮半島では独島を韓国領とする歴史認識が俄に醸成され、それが次代に継承されていった。「本郡所属独島」とした沈興澤の歴史認識は、黄玟の『梅泉野録』や『増補文献備考』の編纂事業に関わった張志淵の『逸士遺事』（1922年刊）等を経て、戦後にも繋がっている。

中でも決定的な役割を果たしているのが、隆熙二年（1908年）、張志淵等が増補事業に関わった『増補文献備考』の刊行である。『増補文献備考』は、1770年に編纂された『東国文献備考』の増補版で、そこには安龍福や蔚陵島に関する歴史が時系列的に記録されている。張志淵の『逸士遺事』では、その『増補文献備考』の中の安龍福伝をモチーフにして、英雄安龍福の事蹟を伝えていたのである。

さらにその『増補文献備考』は1959年に再版され、それに「増補文献備考影印序」を贈ったのが、日本時代に朝鮮史編修会の修史官を務めた申爽鎬氏である。その申爽鎬氏には、『史海』の創刊号（1948年）に投じた「独島所属に対して」があり、1960年に『思想界』で発表した論稿「独島の来歴」等がある。

申爽鎬氏は、戦後の韓国側の独島研究の先駆けの一人で、『東国文献備考』とその増補版『増補文献備考』の記述を無批判に踏襲して、それを歴史の事実としたのである。この文献批判を怠った研究姿勢が、今日の韓国側の竹島研究にも引き継がれているのである。

今回、第五期島根県竹島問題研究会の『中間報告書』では、その韓国側の研究及び活動と関連して、研究会メンバー各自が研究対象とした諸問題について、その見解を示すことにした。

そのラインナップは、「竹島問題の総括」にはじまって、「韓国における『独島』アイデンティティ形成の構造 - 『知』の国家戦略と教育・研究のシステムに焦点をあてて - 」、「1877年の太政官指令について」、「新局面を迎えた『太政官指令』問題研究」、「竹島問題に関する韓国の主張形成過程 - 1947年と1996年の言説の検証 - 」、「VANK (Voluntary Agency Network of Korea) より見たるサイバー空間における非政府アクターの外交的役割」等と、多方面にわたっている。

竹島問題は、日韓の歴史認識問題の原点である。当然、それは解決しなければならない懸案である。今回の『中間報告書』が、その解決の糸口の一つとなれば幸甚である。

1. 竹島問題の総括

下條 正男

近年、韓国側の竹島研究には一つの傾向があるようである。本来なら争点とすべき論点を避け、独島（竹島）を韓国領とする前提で研究がなされているからだ。それは裏を返せば、独島は韓国領ではなかったとする不都合な事実を隠し、事実無根の主張を繰り返しているということでもある。

2009年、韓国海洋水産開発院では、金柄烈氏を中心に『独島研究 60年の評価と今後の研究方案』をまとめ、1940年代後半から60年の独島研究の歴史を展望した。

だが金柄烈氏は1996年、『韓国論壇』誌上で私と論争した際の争点だった『東国文献備考』（「輿地考」）の分註の「改竄説」には言及していない。韓国側にとって、1770年に編纂された『東国文献備考』（「輿地考」）は、古文献の中の于山島を独島とする際の唯一の文献であった。その「改竄説」では、これまで論拠としてきた『東国文献備考』（「輿地考」）の分註（「輿地志云、蔚陵于山皆于山国地。于山則倭所謂松島也」）が、原典の『東国輿地志』では「一説、于山蔚陵本一島」と記されていた事実を明らかにしたのである。これは改竄されていた『東国文献備考』（「輿地考」）の分註を根拠に、古文献の中の于山島を一律に独島とすることができなくなってしまった、ということなのである。

そのため『東国文献備考』（「輿地考」）の分註の「改竄説」は、外務省が2008年2月に作成した小冊子『竹島問題を理解するための10のポイント』でも、「韓国が古くから竹島を認識していたという根拠はありません」とする論拠として採用されたのである。

それを島根大学名誉教授の内藤正中氏は2008年10月、急遽、『「竹島＝独島問題入門」日本外務省『竹島』批判』を刊行し、「ここだけ異説を取り上げた外務省の意図がわからない」として、その「改竄説」の排除に努めたのである。

これに同調したのが、韓国の「東北アジア歴史財団」であった。内藤正中氏の外務省批判書はその四ヶ月後、「東北アジア歴史財団」の協力で韓国語に翻訳され、『韓日間の独島＝竹島論争の実体』と題して、韓国内の書店に並んでいた。

しかし拙稿を「異説」とした内藤正中氏だったが、反証することはできなかった。これは、私の論争相手だった金柄烈氏も同様であった。『独島研究 60年の評価と今後の研究方案』を編著した金柄烈氏は、私との論争の事実には触れたが、その不都合な『東国文献備考』（「輿地考」）の分註の「改竄説」には言及していない。

だが1656年成立の『東国輿地志』では、確かに「一説に、于山蔚陵本一島」と記されていた。それが1770年編纂の『東国文献備考』（「輿地考」）に引用された『東国輿地志』では、「輿地志云、蔚陵于山皆于山国地。于山則倭所謂松島也」となっていたのである。これは『東国文献備考』（「輿地考」）が編纂される過程で、引用文が書き換えられていたということである。一般的にはこれを「改竄」というのである。

その「改竄」の痕跡は、分註の中にも残されている。それは「于山則倭所謂松島也」とした一文である。この倭（日本）の松島（現在の竹島）を于山島としているのは、1696年に鳥取藩に密航し、鳥取藩によって追放された安龍福の供述に依拠しているからだ。朝鮮に帰還した安龍福は、朝鮮政府の取調べに対して「松島は即ち于山だ」と供述していた。その供述が、すでに40年も前に編纂されていた『東国輿地志』の中に引用されているとすれば、それは不自然である。これも『東国文献備考』（「輿地考」）の分註が改竄されていたことを示す証拠である。

そのため『東国文献備考』（「輿地考」）の分註の「改竄説」は、竹島を韓国領と主張する人々には不都合な事実だったのである。そこで内藤正中氏は、拙稿の「改竄説」を「異説」とすることでその排除に努め、『独島研究 60 年の評価と今後の研究方案』を編纂した金柄烈氏は、無視したのである。

この『東国文献備考』（「輿地考」）の分註の「改竄説」は、鄭秉峻氏が 2010 年 8 月に刊行した『独島 1947 年』でも触れられることはなかった。そのかわり鄭秉峻氏は、朴炳涉氏の下條評に従って、私を「学問的厳密性や正確性が劣っているが、大学に勤めている研究者として、日本の外務省の主張に合わせ、大衆的な研究と活動を展開するほとんど唯一の人物」と評した(注 1)。この下條評を記述することで、鄭秉峻氏は拙稿には一顧の価値もないとでも言いたかったのだろうか。私が 1999 年度から拓殖大学に奉職することになったのも、鄭秉峻氏が揶揄しているように、1996 年に韓国の『韓国論壇』誌上で、金柄烈氏等との「論争を起こして名声を博した」からではない。当時、奉職していた市立仁川大学校（総長は後に「東北アジア歴史財団」の理事長となる金学俊氏）から突如、契約の更新を拒まれ、1998 年末、帰国を余儀なくされたからだ。拓殖大学ではその私に同情し、2000 年度に開設する国際開発学部の教員として、一年前倒して採用してくれたのである。その意味でも『東国文献備考』（「輿地考」）の分註が争点となり、その「改竄説」をめぐる論争が起こった 1996 年は、竹島研究の転換点でもあったのである。

近年、韓国側では鄭秉峻氏の『独島 1947 年』のように、「国際法」を中心とした竹島研究書の出版が続いている。韓国の「東北アジア歴史財団」が刊行した『独島の領土主権と海洋領土』（2018 年）、『独島の領土主権と国際法的権原』（2019 年）、『独島の領土主権と国際法的権原 II』（2021 年）、『独島の領土主権と国際法的権原 III』（2022 年）等がそれである。

だがいずれの場合も、独島の歴史的権原とも密接に関連している『東国文献備考』（「輿地考」）の「改竄説」とは無関係に著述がなされている。

そこで本稿では、韓国側には独島の領有権を主張できる歴史的権原がない事実を明らかにし、あらためて「竹島問題の総括」を行うものである。

1. 再び『東国文献備考』を論拠にした「東北アジア歴史財団」

韓国の「東北アジア歴史財団」は、2021 年 5 月から翌年 2 月にかけて、『資料が語る歴史の真実』（日・英・中国語版）と題する動画 5 本を断続的に公開した。それは洪聖根氏「鬱陵島から眺める独島」、洪聖根氏「混乱の中で守られてきた独島」、崔雲燾氏「古文書と地図からみた独島」、崔雲燾氏「日本の文献からみた独島」、金栄洙氏「日本の領土侵奪と大韓帝国の対応」の五本である。

しかしそこでは再び、『東国文献備考』の分註が古文書や古地図の中の于山島を独島（竹島）とする論拠にされており、于山島を独島とする前提で独島（竹島）を韓国領としているのである。

だが『東国文献備考』（「輿地考」）の分註が改竄されていた事実は、すでに 1996 年の時点で明らかにされている。そしてその「改竄説」に対する反証は、現在もなされていない。その『東国文献備考』の分註が、今また古文書や古地図の中の于山島を独島（竹島）とする論拠にしているのは、いかなる理由からであろうか。

韓国の「東北アジア歴史財団」では、今回も『東国文献備考』（「輿地考」）の分註（「輿地志云、鬱陵于山皆于山国地。于山則倭所謂松島也」）を根拠に、『世宗実録地理志』、『新增東国輿地勝覽』等に記された于山島を現在の竹島（松島）と解釈したのである。

だが『東国輿地志』の原典では、「于山鬱陵本一島」としており、于山島と鬱陵島を同島異名

の島としているのである。

従って、「東北アジア歴史財団」が、『東国文献備考』（「輿地考」）の分註を根拠に于山島を松島（現在の竹島）とするのであれば、その前に『東国輿地志』の原典と引用文との違いについて説明し、『東国文献備考』（「輿地考」）の分註を論拠とする理由から明らかにしなければならないのである。それを「東北アジア歴史財団」では「改竄説」の存在を無視して、その改竄された分註に依拠し、『世宗実録地理志』や『新增東国輿地勝覧』等の于山島を独島（竹島）としたのである。

それに『東国輿地志』の「于山蔚陵本一島」が、『東国文献備考』（「輿地考」）の編纂過程で「于山則倭所謂松島也」と書き換えられた経緯も、ほぼ明らかになっている。『英祖実録』等（注2）によると、『東国文献備考』の「輿地考」は、申景濬の『疆界誌』を底本として1770年に編纂されていた。だが申景濬の『疆界誌』は、他人の草稿を使って編述されていたのである。その顛末について、黄胤錫は『頤齋乱稿』（注3）の中で、次のように述べている。

「文献備考の役、申景濬、乃ち鄭安二家の私藁を取り、これを用いて功を安に帰せず。安此れを以て大いに愠（うら）む」

黄胤錫によると、『東国文献備考』の編纂事業では、鄭（運維）と安（鼎福）両家の私藁が使われたとしている。だが申景濬は、鄭運維と安鼎福の家の著述を使いながら、その功績を独り占めしたのだという。そのため私藁を提供した安鼎福は、「大いに愠（憤った）」というのである。

だが「大いに愠（憤った）」安鼎福は、『東国文献備考』そのものについてもその欠陥を指摘していたのである。編纂を終えた『東国文献備考』では「引用書目」を示すことなく、その編纂内容が杜撰だったというのである（注4）。これは『東国文献備考』の編纂が五ヶ月という短期間（注5）で行われたため、その史料の選択や文献の取り扱いにも問題があったからである。

これは『東国文献備考』の「輿地考」もまた、他人の著述を使っていたと見てもよいであろう。成海応の『研經齋全集』（「題安龍福傳後」）では、「安龍福傳、李孟休の著すところの春官志に載す」としているからだ。これは『疆界誌』所収の「安龍福事」は、李孟休の『春官志』に収載された「蔚陵島争界」を底本としていたということである。事実、『疆界誌』の「蔚陵島」は、『春官志』所収の「蔚陵島争界」とはほぼ同文である。それに『春官志』は、その序文が書かれた英祖二十一年（1745年）七月の時点で、一応の完成を見ていたからだ（注6）。それは申景濬が『疆界誌』を編述する11年も前のことである。さらに『春官志』を編纂した李孟休は、英祖二十七年（1751年）九月、三十九歳という若さで没していた。これらの事実から、申景濬の『疆界誌』に「安龍福事」が収載されていれば、それは『春官志』の「蔚陵島争界」を書写したものとしてもよいのである。

申景濬は、『春官志』の「蔚陵島争界」については何も述べていないが、『東国文献備考』の編纂には李孟休の『春官志』が採用されていたのである。それは李孟休の同門である安鼎福が、『東国文献備考』の編纂に従事した洪名漢に送った書簡で、「亡友李醇叟（孟休）、嘗て春官考四巻を撰す。規模ことごとくよし。朝家、此の撰輯の役によって其の名を存す」としているからだ。この書簡の中の「朝家、此の撰輯の役」とは、英祖が命じた『東国文献備考』の編纂事業のことを指している。

それに『春官志』が李孟休の著述であった事実は、安鼎福の師で、李孟休の父親でもある李瀾が、「命を承けて春官志を撰す（中略）。四巻を纂成す」（注7）としていることからいえるので

ある。

『東国文献備考』の「輿地考」の編纂では、黄胤錫が「文献備考の輿地考、即ち申景濬の修めるところ。而して実は柳馨遠、金崙、安鼎福を用いて、以て韓百謙の諸説に至るものなり」とし、「申景濬、乃ち鄭安二家の私藁を取り」と述べているように、先人の諸説を利用していたのである。黄胤錫が「これを用いて功を安に帰せず。安此れを以て大いに愠む」としたのは、英祖から「以備考之成。基於申景濬疆域志。特命加資」（備考の成るは、申景濬の疆域志に基づくをもって、特に命じて加資）されたのは申景濬だけで、私藁を提供した人々ではなかったからである。

その栄誉の対象となった申景濬の『疆界誌』（「蔚陵島」）は、李孟休の『春官志』の「蔚陵島争界」を謄写したものであったのである。その際、申景濬は、李孟休の「蔚陵島争界」を「安龍福事」と「蔚陵島」の二つの項目に分けるなど、安龍福の事蹟については特別な関心を示していた。

だが申景濬は、剽窃したと分かる部分では字句を書き換え（注8）、自説と異なる部分には按語を書き入れて私見を記し、自著を装ったのである。その私見を記した按語が、後に『東国文献備考』（「輿地考」）の分註となるが、申景濬は李孟休の『春官志』の「蔚陵島争界」を写した際に、自説と異なる箇所には、次のように私見を書き入れていたのである。

按ずるに、輿地志に云う、一説に于山蔚陵本一島。而るに諸図誌を考えるに二島なり。一つは其の倭の所謂松島にして、蓋し二島ともに于山国なり。

この申景濬の按語が書き込まれた箇所には、李孟休の『春官志』では、蔚陵島に対する李孟休の地理的認識が、次のように記されていたのである。

この島、その竹を産するを以ての故に竹島と謂い。三峯ありてか三峯島と謂う。于山、羽陵、蔚陵、武陵、磯竹島に至りては皆音号転訛して、然るなり。

李孟休は、蔚陵島の島名について、竹があるので竹島といい、三峯があるので三峯島と称するのだとし、于山、羽陵、蔚陵、武陵、磯竹島については、音韻的に近いからだとして、于山島などはいずれも蔚陵島の別称としたのである。于山島を蔚陵島の別称とするのは李孟休に限ったことではなく、韓百謙の『東国地理誌』でも蔚陵島に代えて、于山島と表記している（注9）。

だが申景濬は、于山島を蔚陵島の別称とした李孟休とは異なって、于山島と蔚陵島を別々の二島としたのである。さらに申景濬は、その二島の「一つは其の倭の所謂松島」で、さらに「二島ともに于山国なり」と自らの見解を述べている。申景濬は于山島を日本の「所謂松島」だとして、于山島と蔚陵島を于山国に属すとしたのである。

だがこの申景濬の『疆界誌』（「蔚陵島」）が、『春官志』の「蔚陵島争界」を底本としていた事実については、これまで韓国側では明らかにされることがなかった。そのため韓国側では、按語の冒頭の「按ずるに」以外をすべて『東国輿地志』からの引用文と考えて、解釈していたのである。その代表的な研究が、宋炳基氏の『蔚陵島と独島』（1999年刊）である。

しかし宋炳基氏は、2007年に刊行した改訂版の『蔚陵島と独島』でも、申景濬の『疆界誌』（「蔚陵島」）が李孟休の『春官志』の「蔚陵島争界」を剽窃した事実については言及していない。それは宋炳基氏が『東国輿地志』を佚書として、『東国文献備考』（「輿地考」）の分註のすべてを『東国輿地志』からの引用文とし、文献批判を怠っているからである。そのため宋炳基氏は、改訂版の『蔚陵島と独島』（注10）でも、申景濬が『疆界誌』（「蔚陵島」）に記した按語を次のよう

に解釈しているのである。

私が按ずるに、『輿地志』がいうには、「一説には于山と鬱陵は本来一つの島としているが、諸々の図誌を考えると二島である。一つは倭の所謂松島で、おおよそ二つの島をともに于山国の地である」

この宋炳基氏の解釈を読むと、申景濬の按語をすべて佚書とした柳馨遠の『東国輿地志』からの引用文としているのである。そのため『東国文献備考』（「輿地考」）の分註が改竄されていた事実や、『東国文献備考』の「輿地考」の基となった申景濬の『疆域誌』（「鬱陵島」「安龍福事」）が、李孟休の『春官志』に依拠していた事実についても、明らかにできなかったのである。

しかしこの申景濬の按語は、李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）を謄写した際に、于山島と鬱陵島の別称とする李孟休の地理的認識に対して、申景濬自らの見解を述べた部分なのである。そこで申景濬は、按語を記す際に、李孟休と同じく于山島と鬱陵島を同島異名する「于山鬱陵本一島」の記述を柳馨遠の『東国輿地志』から引用し、その後に申景濬自身の見解を記したのである。

だが宋炳基氏は、1999年版の旧著のみならず、改訂版の『鬱陵島と独島』（2007年刊）でも、申景濬の『疆界誌』（「鬱陵島」）が李孟休の「鬱陵島争界」を底本としていた事実には触れていない。それは『東国輿地志』を佚書とする宋炳基氏にとって、申景濬の按語に、『東国輿地志』から「輿地志に云う、一説に于山鬱陵本一島」と引用され、「而るに諸図誌を考えるに二島なり」云々と記されていれば、それを全文『東国輿地志』からの引用として、疑うことがなかったのである。そのため『東国輿地志』が発見された現在でも、宋炳基氏の解釈が無批判に踏襲され、韓国側の竹島研究に使われているのである。

だが申景濬が『東国輿地志』から「于山鬱陵本一島」を引用し、「而考諸図誌二島也」と私見を述べたのは、書写した李孟休の「鬱陵島争界」では、于山島と鬱陵島を同島異名の島としていたからなのである。

この事実についても、宋炳基氏の『鬱陵島と独島』では言及していないが、これも申景濬が引用した柳馨遠の『東国輿地志』を佚書としてしまったため、申景濬が何故その按語で、「而るに（しかるに）、諸図誌を考えるに二島なり」と記述していたのか、それ以上、研究を進めることができなかったのである。

さらに『東国文献備考』（「輿地考」）の底本となった申景濬の『疆界誌』の按語が、「輿地考」の分註では何故、「輿地志云、鬱陵于山皆于山国地。于山則倭所謂松島也」と簡約にされていたのか、この点についても韓国側の竹島研究では見落とされたままである。

だが申景濬の按語は、『東国文献備考』の「輿地考」が編纂される過程で別人の手によって修文がなされ、現状のような分註になっていたのである。それを示しているのが『承政院日記』の「英祖四十二年閏五月二日条」である。同条によると、申景濬の『疆界誌』が『東国文献備考』の「輿地考」として編集される過程で、「景濬、草創して、啓禧、潤色す」として、洪啓禧が『疆界誌』の記事を潤色したとしているからである。これは申景濬が『疆界誌』を著述して、洪啓禧が申景濬の按語を修飾していたということなのである。

だが『疆界誌』の文章を潤色した洪啓禧は、『東国文献備考』（「輿地考」）を修撰する際に、申景濬の『疆界誌』が李孟休の「鬱陵島争界」を書き写して、その李孟休との見解の違いを按語としていた事実についてまでは、確認ができなかったのであろう。そこで洪啓禧は、長めの申景濬

の按語を斟酌し、それを簡約して「輿地志云、蔚陵于山皆于山国地。于山則倭所謂松島也」としたのである。申景濬の私見は、こうして『東国文献備考』（「輿地考」）の分註に竄入してしまったのである。

だがここにもう一つ、検証しておかねばならない課題があった。それは申景濬の按語ではなぜ、「諸図誌を考えるに二島なり」として、「一つは其の倭の所謂松島にして、蓋し二島ともに于山国なり」としていたのか、ということである。

ここで申景濬が「諸図誌を考えるに」としているのは、地図と地志のことを指している。当時の朝鮮には、確かに蔚陵島と于山島の二島を描いた地図があり、その地図も大きく分けて二つの系統があったからだ。一つは『東国輿地勝覧』系統の「朝鮮地図」で、そこに描かれている于山島は、朝鮮半島と蔚陵島の間に位置しており、その大きさは蔚陵島の三分の二ほどである。もう一つの于山島は、蔚陵島捜討使の朴錫昌が1711年に作図させた『蔚陵島図形』に由来する于山島である。

この内、朴錫昌の『蔚陵島図形』系統の蔚陵島図に描かれている于山島は、申景濬のいう「倭の所謂松島」とは全く関係がないのである。朴錫昌の『蔚陵島図形』系統の地図には、蔚陵島の東隣の小島に「所謂于山島/海長竹田」と表記されているが、この「所謂于山島」は蔚陵島の東約2キロに位置する「竹嶼」のことだからである。それに朴錫昌の『蔚陵島図形』には、「所謂于山島」とした竹嶼を含めて、六つの小島が描かれているという特徴があるのである。

一方、『新增東国輿地勝覧』所収の『八道総図』と『江原道図』に描かれていた于山島は、『新增東国輿地勝覧』を底本とした『輿地図書』や金正浩の『大東地志』等からもその姿を消しているのである。それは朴錫昌の『蔚陵島図形』系統の「蔚陵島図」が出現したことで、「于山島」は、蔚陵島傍近の竹嶼のこととされたからである。

それは事実、金正浩の『大東輿地図』でも確認ができるのである。その『大東輿地図』に描かれた于山島は、朴錫昌の『蔚陵島図形』系統の「蔚陵島図」に描かれた「所謂于山島」を踏襲しているため、蔚陵島の六つの小島の一つとして描かれているからである。

さらに朴錫昌の『蔚陵島図形』系統の「蔚陵島図」は、鄭尚駿の『東国大地図』（18世紀中期）や『我国総図』（18世紀後期）等に描かれた蔚陵島の基図ともなっていたのである。それは朴錫昌の『蔚陵島図形』系統の「蔚陵島図」が、『輿地図』、『広輿図』、『海東地図』等の地図帖の中に「慶尚道図」、「江原道図」、「京畿道図」等の「八道分図」とともに、「蔚陵島図」として収録されていることがその証左である。

これは「朝鮮全図」が作図される際は、地図帖に収載された「慶尚道図」、「京畿道図」、「江原道図」等とともに、朴錫昌の『蔚陵島図形』系統の「蔚陵島図」を基に、蔚陵島が描かれていたことを意味するからである。

さらに朴錫昌の『蔚陵島図形』には、蔚陵島の疆域が「周回僅可二百余里、自東至西八十余里、自南至北五十余里」と表記されているため、後世の「蔚陵島図」では「周回二百余里東西八十余里南北五十余里」等としてその表記を踏襲し、于山島を含めて六つの小島が描かれることになるのである。

それは鄭尚駿の『東国大地図』（18世紀中期）や『我国総図』（18世紀後期）等に描かれた「于山島」が、朴錫昌の『蔚陵島図形』に由来する于山島（竹嶼）だったことの証である。申景濬は、于山島を「一つは其の倭の所謂松島」としたが、それは申景濬の臆断だったのである。

確かに申景濬の時代には、蔚陵島と于山島の二島を描いた地図があった。だがその于山島は、申景濬が『疆界誌』の按語で記した「倭の所謂松島」ではなかったのである。

さらに申景濬が、「諸々の図誌を考えると」とした『新增東国輿地勝覧』や『世宗実録地理志』の「于山島」も、後述するように「所謂松島」ではなかったのである。

では「所謂松島」ではなかった「于山島」が、何故、申景濬の按語では「一つは其の倭の所謂松島」にされてしまったのであろうか。

これは結論から言えば、李孟休の『春官志』の「蔚陵島争界」を剽窃する際に、申景濬が「松島、即ち于山島なり」とした安龍福の供述を盲信したからなのである。

事実、申景濬は、『疆界誌』の「安龍福事」でも、『春官志』の記述をそのまま「倭至今不復指蔚陵為日本地皆龍福功也」（倭、今に至るまで、また蔚陵を指さして日本の地となさず、皆、龍福の功なり）と書き写し、李孟休が蔚陵島と同島異名とした于山島に対しては、按語の中でも「一つは其の倭の所謂松島」としているからである。

申景濬は、安龍福が「松島、即ち于山島なり」とした供述を鵜呑みにし、当時、流布していた地図に于山島と蔚陵島が描かれていると、その于山島を「一つは其の倭の所謂松島」と曲解したのである。

では安龍福は何故、「松島、即ち于山島なり」とし、松島を朝鮮領の于山島と証言したのであろうか。

2. 安龍福の供述の問題点

竹島問題を論ずる際の最大の論点の一つが、安龍福の証言である。于山島を独島とする唯一の論拠である『東国文献備考』（「輿地考」）の分註も、その安龍福が供述した「松島、即ち于山島なり」に由来するからである。

だが安龍福の供述は、『肅宗実録』の「肅宗二十二年九月戊寅条」と『漂人領来謄録』等に記載されているが、その『漂人領来謄録』の「丙子九月三十日条」と「丙子十月十五日条」の冒頭には、それぞれ「犯越人安龍福事」、「犯境罪人安龍福論罪事」とした頭書がなされている。安龍福に関する事案が『漂人領来謄録』に収録されているのは、隠岐諸島に漂着し、鳥取藩で訴訟事件を起こしたとする安龍福に対して、朝鮮の廟堂ではその真偽を明らかにしようとしていたからで、その廟議の記録だからである。

それに『肅宗実録』の「肅宗二十二年九月戊寅条」では、その冒頭が「備辺司推問安龍福等」（備辺司、安龍福等ヲ推問）で始まっているのは、外交問題を司る専門機関である備辺司で、安龍福等を推問（取調）した際の供述調書だからである。それを一部の韓国側の竹島研究では、『肅宗実録』の「肅宗二十二年九月戊寅条」を歴史の事実と解釈しているが、それは誤解である。

この『肅宗実録』の「肅宗二十二年九月戊寅条」は、犯境罪人安龍福が供述した記録である。従って、その安龍福の供述を事実とするためには、その検証と論証が欠かせないのである。それは安龍福が「松島、即ち于山島なり」とした于山島についても、実際にそれが松島だったのか、論証しなければならないということである。それに日本に密航した安龍福を取り調べた際の日本側の記録である『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書』が2005年に発見され、于山島に関する安龍福の地理的認識や日本での動向が明らかになったからである。

この『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書』（以下『覚書』）には、元禄九年（1696年）、安龍福等十一名が隠岐諸島島後の大久村に着岸し、村役人らの取調べに対して、安龍福等が供述した内容が記録されている。その『覚書』によると、安龍福は、「朝鮮八道之図ヲ八枚ニシテ所持」し、密航してきたという。この事実だけでも、安龍福の密航は、計画的だったことが分かるのである（注11）。それに『覚書』には、「伯耆守様江御断之義在之罷越申候」（伯耆守様え、江御断

の義これあり、罷り越候)と記録されており、鳥取藩で訴訟することが目的だったことも明らかである。そのため安龍福は、所持した「朝鮮八道之図」を証拠に、そこに描かれた于山島を松島と訴えるつもりだったのであろう。

この時、安龍福が持参した「朝鮮八道之図」は、当時、朝鮮で流布していた『新增東国輿地勝覧』（「八道総図」）に因む「八道分図」である。その「朝鮮八道之図ヲ八枚ニシテ所持」していた「朝鮮八道之図」で、于山島が描かれているのは「江原道図」である。それは『覚書』でも、安龍福が、江原道の「内、子山と申嶋御座候。是ヲ松嶋と申由。是も八道之図ニ記申候」と供述していた事実でも確認ができる。安龍福は江原道には子山という嶋があり、これを松嶋というのだとして、その証拠の「八道之図」を役人等に見せたのであろう。

この時、安龍福が于山島を「子山島」としたのは、当時流布していた朝鮮地図の中には、「于山島」の外に、「子山島」や「千山島」、「干山島」等と表記したものがあつたからで、それらはいずれも于山島のことである。

安龍福はその所持した「江原道図」に描かれた「子山島」を「松嶋」として、松嶋を「八道之図ニ記」された朝鮮領としたのである。そのため『覚書』の附録では、その安龍福が供述したままを「此道ノ中ニ竹嶋松嶋有之」と記して、江原道には竹嶋（蔚陵島）と松嶋（現在の竹島）がある、と記録したのである。

だが安龍福が所持した「朝鮮八道之図」に、「子山島」（于山島）が描かれていたとしても、それを根拠に、その「子山島」を松嶋（現在の竹島）とすることはできないのである。なぜなら安龍福が所持していた「朝鮮八道之図」は、『新增東国輿地勝覧』の巻頭にある「八道総図」に由来する朝鮮地図だからである。

その「朝鮮八道之図」の中で、于山島が描かれているのは「江原道図」であるが、その「江原道図」では、于山島が蔚陵島と朝鮮半島の間か蔚陵島の下に描かれ、島の大きさも蔚陵島の三分の二ほどである。その于山島の位置と大きさは、現在の竹島とも著しく異なっている。それにその于山島は、次に記された『新增東国輿地勝覧』（「江原道」）の「蔚珍県条」の記事とも不可分の関係にあつたのである。

于山島、蔚陵島〔分註〕二島は県の正東の海中に在り。三峯岌業として空を撐（支）え、南峯やや卑（低）し。風日清明なれば則ち峯頭の樹木及び山根の沙渚、歴々見るべし。風便なれば則ち二日到るべし。一説に于山蔚陵本一島。地方百里。

この『新增東国輿地勝覧』（「江原道」）の「蔚珍県条」によると、分註では「二島は県の正東の海中に在り」としているが、于山島について言及している箇所は、「一説に于山蔚陵本一島」だけである。それもその「一説に于山蔚陵本一島」は、一説では、于山島と蔚陵島は、同島異名の島だとしている、という意味である。さらにここで于山島に対比されているのは蔚陵島で、安龍福のいう「倭の所謂松島」ではないのである。

また分註の「三峯岌業として空を撐え」から「歴々見るべし」までは、蔚陵島を管轄する江原道の蔚珍県から見た蔚陵島の眺望で、于山島に関する記述ではない。続く「風便なれば則ち二日到るべし」は、『三国遺事』（「智哲老王」条）にも「東海中便風二日程、有于陵島」とあるように、朝鮮半島から于陵島（蔚陵島）までの距離を示す常套句である。それに「地方百里」は、『三国史記』（「新羅本紀」）の「智証王十三年夏六月条」に由来しており、蔚陵島一島の疆域を表記しているので、その疆域には「倭所謂松島」は含まれていないのである。それは『三国遺事』の

「智哲老王条」でも、于陵島（蔚陵島）の疆域を「周回二万六千七百三十歩」としているように、『三国史記』と『三国遺事』では于山国を蔚陵島一島としているからである。

それに『新增東国輿地勝覧』（「江原道」）の「蔚珍県条」の分註に、「一説于山蔚陵本一島」と記載されていたのは、『新增東国輿地勝覧』が編纂された当時、于山島と蔚陵島の区別ができず、その所在を明確にできなかったからである。

それは『東国輿地勝覧』の底本となった『世宗実録地理志』と同時代の『高麗史』（「地理志」）でも同じであった。そこでも于山島と蔚陵島の区別ができず、『高麗史』の「地理志」では、本文には「蔚陵島」のみ載せ、分註では「一云、于山武陵本二島」として、于山島と武陵島（蔚陵島）を別の二島としているのである。

それも『世宗実録地理志』、『高麗史』、『東国輿地勝覧』の編纂には、いずれも梁誠之が参画しており、当時の朝鮮地図は梁誠之の地図が使われていたのである（注 12）。その梁誠之が編纂に関与した『東国輿地勝覧』では「一説、于山蔚陵本一島」とし、同じく『高麗史』（「地理志」）では「一云、于山武陵本二島」として、ともに于山島の所在を明確にすることができなかったのである。

安龍福が、「八枚ニシテ所持」してきた地図は、その所在不明の「于山島」が描かれた『東国輿地勝覧』由来の「朝鮮八道之図」だったのである。それにその「朝鮮八道之図」に「子山島」（于山島）が描かれていても、その「子山島」は、『東国輿地勝覧』の本文と分註からも明らかなように、蔚陵島と対比された于山島で、松島（竹島）ではなかったのである。

安龍福は、松島とは全く関係のなかったその「于山島」を「所謂松島」と認めさせるため、鳥取藩に密航してきたのである。

だが皮肉なことに、所在不明だった「于山島」は、安龍福の密航事件を契機として、『新增東国輿地勝覧』を底本とした『輿地図書』や『大東地志』等の地誌の本文からも、その姿を消すことになるのである。

それは安龍福の一件を機に、朝鮮政府が蔚陵島捜討使を三年に一度、蔚陵島に派遣し、蔚陵島を踏査させたことと関係していた。蔚陵島捜討使達が復命する際は、『蔚陵島図形』を描いて蔚陵島の概況を報告することになったからである。その『蔚陵島図形』の中で、後世の「蔚陵島図」に影響を与えているのが、先に述べた朴錫昌の『蔚陵島図形』である。朴錫昌の『蔚陵島図形』では、蔚陵島傍近の竹嶼に「海長竹田」、「所謂于山島」と表記されていたからである。

その朴錫昌の『蔚陵島図形』が、後の「蔚陵島図」の基本形として定着していく中で、『世宗実録地理志』以来、その存在そのものが不明確だった于山島は、「所謂于山島」または「于山島」として、朝鮮地図に表記されることになったのである。

だが安龍福は、その所在不明の「于山島」を「松島」とするため、「朝鮮八道之図ヲ八枚ニシテ所持」して日本に密航し、朝鮮に帰還後、鳥取藩主と談判して蔚陵島と松島（現在の竹島）を朝鮮領にしたと、証言したのである。その安龍福の供述を『疆界誌』の按語に書き込み、「一つは其の倭の所謂松島にして、蓋し二島ともに于山国なり」としたのが、申景濬である。

だが安龍福が「松島」とした「朝鮮八道之図」の中の「于山島」は、蔚陵島に対比された「于山島」で、「松島」とは関係がなかったのである。申景濬はその松島ではない「于山島」を「倭の所謂松島」として『疆界誌』の按語に書き込み、それを「輿地志云、蔚陵于山皆于山国地。于山則倭所謂松島也」と潤色し、申景濬の私見を『東国文献備考』（「輿地考」）の分註に竄入させてしまったのが、洪啓禧なのである。

では安龍福は何故、「松島、即ち于山島なり」と認識したのであろうか。それは安龍福の蔚陵

島での体験と、日本に連れ去られる際の経験が、深く関わっていたのである。

安龍福は1693年、江戸幕府から鬱陵島での漁撈を許されていた大谷家の漁民等によって、越境の生き証人として日本に連れ去られていた。その際、安龍福は、鬱陵島から隠岐島に向う船中で、鬱陵島よりも頗る大きな島を目撃していたのである（注13）。

さらに安龍福は、鬱陵島で漁撈活動をしていた際も、鬱陵島の北東に大きな島があるのを目撃して、そこまでの距離を一日程と見ていた。この大きな島については、仲間の朝鮮漁民から「于山島」と教えられていたのである（注14）。

その安龍福が、朴於屯とともに鬱陵島で捕縛され、隠岐島に連れ去られて行く途中で、安龍福は特異な体験をすることになるのである。安龍福は、「一夜を経て、翌日の晩食後。一島の海中に在りて、竹島（鬱陵島）より頗る大なるを見た」のである。

安龍福と朴於屯は、1693年に大谷家の漁師等によって鳥取藩に連れ去られるが、幕府の命を受けた対馬藩を通じて、朝鮮に送還されている。この時、朝鮮側での取調の際に、安龍福は、隠岐島に連れ去られる途中の海上で、「頗る大なる」島を目撃したと証言していたのである。

だが朴於屯は、備辺司からその「頗る大なる」島の存在について尋問されたが、「更に他島なし」（注15）と証言している。これは鬱陵島と隠岐諸島の間で「頗る大なる」島を見たのは、安龍福だけだったのである。それも日本側の記録（注16）によれば、安龍福と朴於屯を乗せた大谷家の船は、四月十八日に鬱陵島を出発し、隠岐島の福浦に着岸したのは二十日である。これは安龍福が「竹島（鬱陵島）より頗る大なるを見た」地点は、十九日の「晩食後」、それは隠岐島に着岸する前日ということになる。

「松島、即ち于山島なり」とした安龍福が、「倭所謂松島」とした于山島は、隠岐島を近くにして見た「竹島（鬱陵島）より頗る大なる」島だったのである。だがそのような島は、朴於屯が「更に他島なし」と証言したように、存在しない。

それを安龍福は、『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書』では、「五月十五日、竹嶋出船。同日松嶋江着。同十六日、松嶋ヲ出。十八日之朝、隠岐嶋之内、西村之磯へ着」と供述していた。安龍福は、鬱陵島から松嶋（現在の竹島）にはその日に着き、松嶋から隠岐島までは二日を要したというのである。

だが安龍福が供述したこの航程は、三年前、朝鮮の備辺司での供述とも違っていた。安龍福が日本に連れ去られた時は、鬱陵島から隠岐島の福浦までは二日掛かったとし、隠岐島に着岸する前日には「竹島（鬱陵島）より頗る大なる」を目撃した、と供述していた。それが三年後、みずから鳥取藩に密航してきた時には、鬱陵島から松嶋には即日到着し、松嶋（子山島）から隠岐島までは二日を要したとしたのである。三年前の安龍福は、「頗る大なる」島は隠岐島の近くにあるとし、三年後には、松嶋（倭所謂松島）は鬱陵島から同日に着く距離にある、としたのである。

これは安龍福の松嶋（竹島）に対する地理的理解が錯綜していたというよりも、安龍福は、実際の松嶋については何も知らなかったからであろう。安龍福は、松嶋を「竹島（鬱陵島）より頗る大なる」島と思い込んでいたが、実際の竹島は鬱陵島より遙かに小さな岩礁で、人の居住も難しい無人島である。

それに安龍福は、鬱陵島で目撃した大きな島の位置を、鬱陵島の東北としていたが、実際の竹島は、鬱陵島の東南に位置している。さらに安龍福は、鳥取藩に密航し、鳥取藩によって追放された後、朝鮮政府の取調に対しては、次のように証言していたのである。

（鬱陵島には）倭人もまた多く来泊していました。仲間は皆恐れたが、私は声を上げ、「鬱

陵島は本より我が境域である。倭人は何故、越境侵犯するのか。お前ら皆縛ってしまうぞ」といって、さらに舟の先に進んで大喝すると。倭人が言いますには、「もともと松島に住んでいて、たまたま漁採のためにやって来たが、今ちょうど本所（松島）に往こうとしているところだ」。そこで私は、「松島は即ち子山島だ。これもまた我が国の地である。お前らどうしてそこに住めるのか」。ついに私は翌暁、舟を曳いて子山島に入りました。すると倭人達はちょうど大釜を並べ、魚膏を煮ているところでした。私は杖でこれをつき破り、大声で叱りつけますと、倭人たちは釜などを聚（集）めて舟に載せ、帆を揚げて帰って行きました。そこで私は、舟で追いかけてましたが、急に強風に遭って隠岐島に漂着しました。（中略）。しかし前日。境を犯した倭人十五人は捕らえられて、処罰された。

「松島は即ち子山島だ」と証言した安龍福は、松嶋とした子山島には、倭人が住んでいるとしたのである。そこで安龍福は、鬱陵島で遭った倭人を追い、翌暁には舟を曳いて子山島に入ったのだという。それにその子山島では、倭人たちが大釜を並べて、魚膏を煮ていたというのである。

だが松島（現在の竹島）には人が住めず、大釜を並べ、魚膏を煮ることのできる場所もない。それに岩礁の松島には、舟を曳いて入れる浅瀬もないのである。安龍福の子山島に対する証言は、実際の松島（竹島）とはまったく違うものであった。

これは元禄六年（1693年）4月に、鬱陵島から隠岐島に連れ去られる途中の海上で、「頗る大なる」島を目撃し、鬱陵島にいた時も、鬱陵島の北東にある大きな島を2度見ていたことから、その「頗る大なる」島には人が住めるとでも想像したのであろう。

だが安龍福が、鬱陵島の東北に大きな島を目睹した頃の鬱陵島は、霧が立ち込め、極めて気象状況が悪い時であった。韓国の「東北アジア歴史財団」では2008年から一年半をかけ、「独島可視日数調査」を実施しているが、その頃は月に一・二回しか独島は見えなかったとしている。それも「独島可視日数調査」は、鬱陵島から独島が見える海拔200メートル以上の地点で行われていた。

だが竹島は、鬱陵島の東南約88^キに位置している。安龍福が鬱陵島で見たとする大きな島は鬱陵島の東北にあり、安龍福等が漁撈活動をしていたのは主に海上である。そこからは当然、独島は見えず、安龍福が二回見たとする大きな島は独島ではないのである。

さらに安龍福が、その「頗る大なる」島で、日本人が大釜を並べて、魚膏を煮ていたと証言したのは、大谷・村川家では実際に鬱陵島の道洞附近で捕獲した葦鹿を煮沸して油を採っていたからである。1694年、鬱陵島を踏査した張漢相も『鬱陵島事蹟』の中で「三釜三鼎あり」、「我国の制にあらざるなり」と伝えているからだ。

鬱陵島の道洞には大谷・村川家の漁具等が置かれた小屋があり、安龍福と朴於屯が日本に連れ去られる直前まで、安龍福等は無断で大谷・村川家の据え舟や漁具を使っていたのである（注17）。

だが大谷・村川家の漁民達は、その後、鬱陵島に残してきた漁具を使うことはなかった。江戸幕府は元禄九年（1696年）正月、竹島（鬱陵島）への渡海を禁じて、鳥取藩米子の大谷・村川家に与えていた「渡海免許」を回収していたからである（注18）。

安龍福が鳥取藩に密航してくるのは、竹島への渡海が禁じられて5ヶ月後の6月であった。これは大谷・村川家の漁民達が、鬱陵島で安龍福と遭遇することもなかった、ということである。それ故、安龍福が供述したように、「倭人十五人は捕らえられ、処罰」された事実もなかったのである。

だが『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書』の表題にも「朝鮮舟着岸」と記されているように、

安龍福は隠岐島に漂着などしておらず、計画的な密航であった。それは『覚書』でも、「鳥取藩に訴訟のため」と供述していることでも明らかである。安龍福の密航は確信犯だったのである。それは「朝鮮八道之図」、官人を語った「号牌」、「官服」等の所持品が物語っている。

韓国側の竹島研究では、『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書』が発見され、その中に渡海の目的を「鳥取藩に訴訟のため」としていると、『肅宗実録』に載せられた安龍福の供述を歴史の事実とする論拠としたのである。それは文献批判をすることなく、記事の一部を恣意的に解釈して、それを歴史の事実と錯覚しているだけのことである。

事実、鳥取藩によって追放された安龍福は、鳥取藩主と談判することもなかった。それは「東北アジア歴史財団」が2012年に刊行した『因幡国江朝鮮人致渡海候付豊後守様へ御伺被成候次第并御返答之趣其外始終之覚書』(注19)でも、確認ができる事実である。そこには鳥取藩に密航した安龍福等に対し、江戸幕府が執った措置が記されているからだ。鳥取藩では江戸幕府の指示に従って、安龍福等を加露灘から追放していたのである。

この歴史の事実は、朝鮮に帰還した後、朝鮮の備辺司での取調に対して、安龍福が鳥取藩主と交渉し、蔚陵島と子山島(于山島)を朝鮮領としたとする供述は、偽証だったということなのである。

『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書』が発見され、間もなくして内藤正中氏と朴炳涉氏は『竹島＝独島論争』「歴史資料から考える」(2007年刊)を新幹社から出版した。それはその『覚書』に依拠して、下條批判を展開するためでもあった(注20)。

だがその『覚書』には、安龍福の証言が偽証であった事実を示す不都合な事実が記録されていたのである。その一つが、前述した安龍福が証拠として所持してきた「朝鮮八道之図」なのである。安龍福は、そこに描かれた子山島を「倭所謂松島」としたが、その子山島は『新增東国輿地勝覧』の「八道総図」に由来する所在不明の于山島で、「倭所謂松島」ではなかったからである。その不都合な事実の確認を怠った韓国の国会図書館は2009年、『竹島＝独島論争』を英語訳して『The Dokdo/Takesima Controversy』を刊行して、事実無根の翻訳本を世界の国会図書館に配付することになったのである。

3. 「世宗実録地理志」の問題点

韓国の「東北アジア歴史財団」は2020年、動画『資料が語る歴史の真実』を公開した。その中で『世宗実録地理志』と関連づけ、「蔚陵島から眺める独島」を担当したのは蔚陵島出身の洪聖根氏である。洪聖根氏によると、蔚陵島からは独島が「見える」ので、独島は韓国領だというのである。その論拠とされたのが、『世宗実録地理志』の「蔚珍県条」に記載された「見える」(「可望見」)である。サブタイトルで「蔚陵島から眺める独島」としたのは、その『世宗実録地理志』の「見える」に由来している。

洪聖根氏が『世宗実録地理志』の「見える」に関心を持ったのは、自らの蔚陵島での生活体験に関係していた。『世宗実録地理志』の「蔚珍県条」には、次のような記述があるからである。

「于山武陵二島在縣正東海中〔分註〕二島相去不遠。風日清明則可望見(以下略)」

それは韓国の研究者達が、伝統的にこの分註を「二島は互いに離れていないので、よく晴れた日には望み見ることができる」として、一文として解釈してきたことによる(注21)。そのため独島研究の泰斗慎鏞廈氏は、日本海にある大きな島は独島(于山島)と蔚陵島(武陵島)の二島

なので、この記述は鬱陵島から見た独島のことだ。独島は『世宗実録地理志』の時代から、韓国の行政区域の中にも含まれていた証拠としたのである（注 22）。これは李漢基、宋炳基、梁泰鎮の各氏の見解も同様で、いずれも独島は、鬱陵島から「よく晴れた日には望み見ることができる」と解釈している。

だがそれは、鬱陵島からは実際に独島が見えるという、地理的与件によって『世宗実録地理志』の「蔚珍県条」を解釈しただけのことである。この場合は、『世宗実録地理志』の「蔚珍県条」に記された于山島が独島だったのか、まずそれを論証しておかねばならないのである。

それに韓国側が、于山島を独島とする唯一の文献である『東国文献備考』（「輿地考」）の分註には「改竄説」があり、その反証もできていないからである。それもその「改竄説」は、1996年から存在しているのである。

今回、「東北アジア歴史財団」ではその「改竄説」の存在を無視して、動画『資料が語る歴史の真実』を公開し、その第一回目を「鬱陵島から眺める独島」としているが、それはいかなる理由からであろうか。

その理由については、担当者の洪聖根氏が動画の冒頭部分で次のように語っている。それは1960年代、日本の川上健三氏が『世宗実録地理志』（「蔚珍県条」）の「可望見」を解釈する際に、鬱陵島からは独島が見えるかどうかを計算式で論証しようとしたことがあった（注 23）。その時、川上健三氏は、二百m以上の高所なら独島は見えるが、低所からは見えないとした。川上健三氏としては、当時の鬱陵島は樹木で鬱蒼としていたので、その状況からも鬱陵島から独島は見えなかったとしたのである。

だが川上健三氏の計算式は、「鬱陵島からは独島は見えない」と曲解され、韓国側にとっては格好の攻撃対象にされてきた。鬱陵島からは独島が見えるからである。その川上健三氏の計算式に対しては、李漢基が『韓国の領土』（1969年）の中でも反論（注 24）しているが、今回、洪聖根氏が「鬱陵島から眺める独島」と題して、「見える」としたのにはもう一つの理由からであった。

『世宗実録地理志』（「蔚珍県条」）の「見える」について論じていれば、『東国文献備考』の「改竄説」を無視して、于山島を独島だと主張することができるからだ。現に洪聖根氏は『東国文献備考』を論拠とせず、『東国文献備考』を引用した『萬機要覽』を根拠として、于山島を独島とするなど、詭弁を弄しているのである。

そこで洪聖根氏は、『世宗実録地理志』（「蔚珍県条」）には、「二島相去不遠。風日清明則可望見」とした記述があるだけなので、それに鬱陵島からは独島が見えるという、地理的与件を当てはめて読めば、『世宗実録地理志』（「蔚珍県条」）の于山島についても、恣意的に解釈ができるとしたのであろう。

だが『新增東国輿地勝覽』の「蔚珍県条」では、その恣意的解釈ができないのである。『新增東国輿地勝覽』の「蔚珍県条」では、次のように鬱陵島の様子がかなり正確に記されていて、于山島に関する記述も限られているからだ。

于山島、鬱陵島〔分註〕二島在嶺正東海中、三峯岌業撐空、南峯卑。風日清明則峯頭樹木及山根沙渚、歷々可見。風便則二日可到。一説于山鬱陵本一島。地方百里

この『新增東国輿地勝覽』の「蔚珍県条」には、鬱陵島を管轄する蔚珍県から見た鬱陵島の眺望が記され、于山島に関しての記述は「一説、于山鬱陵本一島」があるだけである。これに対し

て、『世宗実録地理志』の「分註」には「二島相去不遠。風日清明則可望見」と記されているだけである。これは「晴れた日に見える」を朝鮮半島から鬱陵島が見えるのか、鬱陵島から于山島が見えるのか、いかようにも解釈ができるということである。

それに鬱陵島からは実際に独島が見えるので、『世宗実録地理志』の「見える」を鬱陵島から于山島が「見える」と解釈すれば、その于山島は、鬱陵島から見た独島になるのである。そのためこの『世宗実録地理志』の「見える」と、『新增東国輿地勝覧』（「蔚珍県条」）の「歴々可見」（歴々見える）をめぐって金柄烈氏と論争した際も、金柄烈氏は次のように反論したのである（注25）。

『新增東国輿地勝覧』は、陸地から鬱陵島の樹木を歴々見えると解説できるが、『世宗実録地理志』と『高麗史』「地理志」は二つの島だけ、島の形体だけを近くに見ることができる。しかし解説ができない、極めて正確な記録だということだ。

この『世宗実録地理志』の「見える」について論争した際も、金柄烈氏は何ら論拠を示すことなく、その于山島を独島のこととしたのである。だがその時、拙稿では『世宗実録地理志』の編纂と関連して、地志編纂の際には編纂の方針を示した「規式」が存在し、地志を読む際には、その「規式」に従って読まねばならないとして、地志の読み方を示したのである。

それは『世宗実録地理志』の一部となる『慶尚道地理志』（注26）が編纂される際も、管轄する島嶼については、次のような方針に従って資料が収集され、記述されていたからである。

一、諸島陸地相去水路息数、及島中在前人民接居、農作無開写事

これは『世宗実録地理志』の底本の一つとなった『慶尚道地理志』が編纂された際は、地方官庁が管轄する諸島の場合、陸地からの距離を示して、島嶼の概要を記すことになっていたのである。この事実は『世宗実録地理志』に記載された島嶼を解釈する際は、当然、「規式」を念頭に置いて解釈しなければならない、ということなのである。この「規式」は、『東国輿地勝覧』が編纂される際も当然、採用されていた。『東国輿地勝覧』が編纂される際は、別途、「地理誌続撰事目」が定められていた。その中で「海島」に関しては、次のような「規式」に準じて、『東国輿地勝覧』が編集されていたのである（注27）。

一、海島、在本邑某方、水路幾里。自陸地去本邑幾里。四面周回相距幾里。田沓幾結。民家有無。

『世宗実録地理志』と『東国輿地勝覧』が編纂される際は、その海島や諸島の場合、管轄する官庁からの方角と距離を記載する決まり（規式）があり、それに沿って資料が収集され、記述がなされたのである。『世宗実録地理志』ではそれを「在県正東海中」とし、『東国輿地勝覧』でも「在県正東海中」として、まずその方角が記されたのである。さらに陸地からの距離は、「水路息数」、「水路幾里」を記載することになっている。だが鬱陵島は、朝鮮半島から遠く離れているので「可望見」、「歴々可見」として、「見える」距離にあるとしたのである。いずれにしても「可望見」と「歴々可見」は、陸地の朝鮮半島から鬱陵島が「見える」と解釈しなければならないのである。

そのため『東国輿地勝覧』の「蔚珍県条」では、「風日清明」の日に、朝鮮半島の蔚珍県から見える「蔚陵島」の眺望を記していたのである。これは『東国輿地勝覧』の底本となった『世宗実録地理志』でも同じなのである。『世宗実録地理志』が、『東国輿地勝覧』と同じ「規式」に準拠して編纂されている以上、『世宗実録地理志』の「見える」もまた、朝鮮半島の蔚珍県から見た蔚陵島と解釈しなければならないのである。

それを「東北アジア歴史財団」では、2008年から一年半をかけ、蔚陵島で「独島可視日数調査」を実施することで、蔚陵島からは独島が見えることを実証しようとしたのである。それが2020年、「蔚陵島から眺める独島」と題した動画の作成にも繋がっているのである。

だが蔚陵島での「独島可視日数調査」は、地理的与件で『世宗実録地理志』の「見える」を解釈するのと同じで、意味の無い調査であった。『世宗実録地理志』や『新增東国輿地勝覧』が、朝鮮時代の地志編纂の方針（規式）に従って編纂されていた以上、その編纂方針を定めた「規式」に沿って読解しなければならないからである。従って、慎鏞廈氏や洪聖根氏達のように、『世宗実録地理志』と『新增東国輿地勝覧』の「見える」を規式の存在を無視して、恣意的に解釈することは許されないのである。

それにこれは朝鮮史研究の基本であるが、『世宗実録地理志』のような実録は、朝鮮時代を通じて史庫に納められており、曝書の時以外は人目に触れることはなかったのである（注28）。これは何を意味するのかというと、『世宗実録地理志』のような実録は披見ができず、未定稿だったということなのである。そのため朝鮮時代の『東国輿地志』、『春官志』、『大東地志』等では、引用書目として『世宗実録地理志』を記載していないのである。

それに代わって、朝鮮時代の地誌として重きが置かれていたのが、官撰の『東国輿地勝覧』である。それは『東国輿地勝覧』こそが、朝鮮時代の最も権威ある地誌だったからである。

だが史庫に収蔵されていた『世宗実録地理志』が注目を集めるのは、次の王朝が前王朝の歴史を編纂する時である。それが日本による『朝鮮史』の編纂事業である。それは1922年に「中樞院」の中に「朝鮮史編纂委員会」が設置され、「朝鮮史編修会」によって1925年から始められていた。その時に使われたのが、長く史庫に秘蔵されていた実録である。『世宗実録地理志』が陽の目を見たのは、『朝鮮史』の編纂事業が始まったからである。

その史庫に収められていた『世宗実録地理志』には、梁誠之がその編纂に関わっており、さらに梁誠之等が勅命を受けて編纂した『東国輿地勝覧』では、梁誠之の『八道地誌』がその底本にされていたのである。梁誠之は、『世宗実録地理志』と『東国輿地勝覧』の編纂にも従事していたのである。

これは『東国輿地勝覧』（蔚珍県条）の「見える」と『世宗実録地理志』（蔚珍県条）の「見える」は、同一人物によって記述されていたということである。それを韓国側の独島研究では、『世宗実録地理志』の「見える」に関しては、蔚陵島から独島が「見える」といった地理的与件に依拠して、解釈していたのである。だがそれは恣意的解釈である。

『東国輿地勝覧』と『世宗実録地理志』は、いずれも朝鮮時代の地志編纂の伝統である「規式」に従って編纂されていたからである。それに『世宗実録地理志』は、未定稿であった。だがその未定稿に属す『世宗実録地理志』が陽の目を見たのは、日本の植民統治時代になり、閉ざされていた史庫が開けられて、研究の対象になってからのことである。

従って、『世宗実録地理志』を論拠とする際は、当然、文献批判をしなければならなかったのである。それを韓国側の竹島研究では、戦後、1948年に申奭鎬氏が『史海』の創刊号で「独島所属に対して」を発表して以来、文献批判もせずに『世宗実録地理志』（蔚珍県条）の「見え

る」を鬱陵島から独島が「見える」と解釈し、地志が「規式」に従って編纂されていた朝鮮史研究の伝統をも無視して、今日に至っているのである。

かつて池内敏氏は、『竹島 - もう一つの日韓関係史』(注29)で下條批判をした際に、あえて『世宗実録地理志』を使ったが、それは韓国側の竹島研究の悪習に無批判に従ったからである。

だがそれは池内敏氏に限ったことではなく、李漢基『韓国の領土』(1969年)。慎鏞廈『独島の領有権に対する日本の主張批判』(2001年)、『韓国の独島領有権の研究』(2006年)。宋炳基氏『鬱陵島と独島』。内藤正中氏・朴炳涉氏『竹島＝独島論争』「歴史資料から考える」(2007年刊)。内藤正中氏・金柄烈氏『史的検証竹島・独島』(2007年刊)等の著書でも一般的に見られる現象で、それが今回、「東北アジア歴史財団」の動画でも繰り返されていたのである。韓国側の竹島研究では、文献批判を怠り、文献や古地図を恣意的に解釈する傾向があるのである。

おわりに

今回の『中間報告』では、「竹島問題の総括」と題して、韓国側の竹島研究の問題点を明らかにした。それは1996年、『韓国論壇』誌上で金柄烈氏と論争した際の『東国文献備考』(「輿地考」)の分註の「改竄説」にはじまって、安龍福が証拠として所持してきた「朝鮮八道之図」には松島(竹島)が描かれていなかった事実。『世宗実録地理志』(「蔚珍県条」)の「見える」を鬱陵島から独島が「見える」と解釈し続けることの誤り。それは地志編纂の際の編纂方針であった「規式」の存在を無視したことに起因する悪習で、朝鮮史研究の基本を忘れ、文献を恣意的に解釈し続けてきた結果である。

また朝鮮時代の実録が、朝鮮史研究の中でどのような位置にあるのか、これは竹島問題を論ずる際には、改めて検討しなければならない課題なのである。これは結論から言えば、『世宗実録地理志』には、『東国輿地勝覧』と並列できるような資料的価値はないからである。

韓国側の文献で、唯一、于山島を「倭所謂松嶋なり」としていた『東国文献備考』の分註は、その編纂の過程で「于山鬱陵本一島」を改竄したものだった。

以上、明らかにした事実は、韓国側には、竹島の領有権を主張することのできる「歴史的権原」がなかった、ということなのである。

その韓国側では、近年、国際法に偏重した関連図書を刊行している。これは歴史研究では失地回復ができないと見て、国際法の分野で挽回しようとしたのであろう。

だが竹島に対する「歴史的権原」のない韓国側が、「国際法」によって、独島の不法占拠を正当化することはできないのである。それは「国際法」を冒濫することにもなるからだ。

今回、「竹島問題の総括」と題して、韓国側の竹島研究の問題点を指摘した理由もここにある。

注。竹島問題の総括

- (1) 『独島 1947』(2010 年版・トルピョグエ)、序章「独島研究の歴史：論争から研究が始まった」(3) 日本の独島研究史 (57 頁～58 頁)。主に朴炳涉氏の下條評によって記述。
- (2) 『英祖実録』(英祖四十六年庚寅閏五月辛酉十六日条)、「上、以備考之成。基於申景濬疆域志。特命加資」。『御製統集慶堂編輯』「編輯序問答」(卷三、二十四丁)、「文献備考、其中の象緯考これを徐浩修に付す。輿地考、これを申景濬に付す。蓋しこの兩人、兩件の事に於いて熟知して然るなり」
- (3) 『頤齋乱稿』卷十六、(英祖四十六年十一月二十一日条)。韓国精神文化院編『頤齋乱稿』第三冊、462 頁。
- (4) 『順庵先生文集』卷五、二十八丁ウ及び二十九丁オ「與洪判書書庚寅」、「忙裏做成して闕漏多く錯誤繁し」とし、凡例がない事。各考の編首に編者の氏名がない事。校正者を記していない事。さらに最も問題なのは、引用書目を載せていない事としている。
- (5) 『英祖実録』(英祖四十六年庚寅正月乙未十七日条)、『東国文献備考』の編纂を命じられた金応淳は英祖に上疏して、「我が東の文献、訛を以って訛を伝え、今に徴すべからず」とし、史官は「時に文献備考の編摩の役浩大。而して上、毎にその速成を督す。記載するところ疎略、観るべきなし」としている。
- (6) 『春官志』の序文で李孟休は「竭九閏月属藁甫訖」とし、その識語で「乙丑孟秋 驪興李孟休醇叟書」とする。「乙丑孟秋」は 1745 年 7 月。その 9 ヶ月前は 1744 年 11 月。
- (7) 『星湖先生文集』卷五十、「亡子正郎行録」六丁～十丁
- (8) 申景濬の『疆界誌』で抜けているのが、李孟休の『春官志』(「鬱陵島争界」)で、1693 年以来、対馬藩が鬱陵島の領有権を主張していたが、それが解決して 50 年となるとした「挽回五十餘年」の一文である。この「挽回五十餘年」は、李孟休が『春官志』を編纂した英祖二十一年(1745 年)から「五十餘年」の意味である。一方、申景濬の『疆界誌』は英祖 32 年(1756 年)に成立しており、安龍福の一件から 60 余年後である。さすがに「挽回五十餘年」とは書けなかったのであろう。
- (9) 韓百謙『東国地理誌』三十六丁、新羅の「封疆」、于山島のみを表記して、その後に『東国輿地勝覽』の「蔚珍県条」を引用。
- (10) 宋炳基著『鬱陵島と独島』(檀国大学校出版部、1999 年刊) 52 頁。改訂版『鬱陵島と独島』(檀国大学校出版部、2007 年刊) 275 頁
- (11) 『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書』によると、安龍福等は「朝鮮八道之図」以外にも朝鮮の高級官吏を示す「号牌」、「官服」を持参。『竹島考』では安龍福は「朝鬱両島監税将臣安同知騎」「朝鮮国安同知乗舟」と墨書した船印を立てていたとしている。安龍福は実在しない朝鮮の官職を僭称していた。
- (12) 『訥齋集』卷六「附録」、徐居正「南原君家乗記」十八丁、徐居正は梁誠之が関与した書籍編纂について、次のように伝えている。「治平要覽、高麗史全文、全史節要、世宗文宗実録を撰し、又申叔舟と、世祖睿宗実録、魯山日記を修め。又教を奉じて、列聖御製詩、皇極治平図、龍飛御天歌、海東姓氏録、東国図経、五倫録、三綱史略、農蚕書、牧畜書、論善書、

時政記、八道地図、八道地理志、沿邊防戍図、東文選、東国輿地勝覽等の書を集む」

- (13) 国史編纂委員会編『邊例集要』(下) 卷十七「鬱陵島」、504 頁、「甲戌正月条」
- (14) 竹島問題研究会編『竹島紀事』42 頁
- (15) 国史編纂委員会編『邊例集要』(下) 卷十七「鬱陵島」、504 頁、「甲戌正月条」
- (16) 岡嶋正義『竹島考』(文政 11 年・1828 年) 下巻「大谷之舩人拿帰朝鮮人」
- (17) 張漢相が 1694 年に鬱陵島を踏査した『蔚陵島事蹟』に「此處有三釜三鼎而二釜一鼎則破傷、體様非我国之制也。鼎則無足無蓋可炊二斗米釜則廣經尺許、深可二尺容盛四五桶、西方大谷溪澗成川沿邊開豁此處為最」とある。ここは現在の道洞。
岡嶋正義『竹島考』(文政 11 年・1828 年) 下巻「大谷之舩人拿帰朝鮮人」
- (18) 竹島問題研究会編『竹島紀事』21 頁
- (19) 東北アジア歴史財団編『鬱陵島・独島日本史料集 I』(2012 年)、61・62 頁、88 頁
- (20) 朴炳渉・内藤正中著『竹島＝独島論争』「歴史資料から考える」(2007 年)、『世宗実録地理志』と于山島(115 頁～117 頁)では「規式」に関して、「櫻井よしこ氏への批判」(201 頁～210 頁)では「改竄説」について反論
- (21) 慎鏞廈著『独島領有権に対する日本主張批判』(224～225 頁)、李漢基著『韓国の領土』(235 頁)、宋炳基著『鬱陵島と独島』(52 頁)等
- (22) 慎鏞廈著『韓国の独島領有権研究』(15 頁)等
- (23) 川上健三著『竹島の歴史地理学的研究』(1966 年)、278 頁～283 頁
- (24) 李漢基著『韓国の領土』(1969 年)、232 頁～234 頁、盧啓絃著『朝鮮の領土』(1997 年) 289～292 頁
- (25) 金柄烈著『独島論戦』(2001 年) 423 頁、『韓国論壇』(1998 年 9 月号)
- (26) 朝鮮総督府中枢院編『校訂慶尚道地理志 慶尚道統撰地理誌』(昭和 13 年刊)、その『慶尚道地理志』の序に、「規式に略して曰く」として「海中諸島。水陸之遠近」とあり、同書の巻首には、規式が「一、諸島陸地相去水路息数、及島中在前人民接居、農作無開写事」と記されている。
- (27) 朝鮮総督府中枢院編『校訂慶尚道地理志 慶尚道統撰地理誌』(昭和 13 年刊)、その「慶尚道統撰地理誌」に、成化五年春三月 日監司光城某の序文があり、その中に「今我主上殿下踐祚。明年己丑春正月上澣。特降綸音於諸道、統撰前志、以補闕略」とある。
- (28) 朝鮮史編修会『朝鮮史』の序に、「李氏朝鮮ニ至リテ、前朝ノ例ニ従ヒ、歴朝実録・宝鑑ヲ纂修シテ、之ヲ史庫ニ分蔵シ」とある。又『世宗実録』が編修された時も、『文宗実録』の「文宗二年壬申二月丙寅条」に「宜速編修蔵之史庫」とある。
- (29) 池内敏著『竹島 - もう一つの日韓関係史』(中公新書、2016 年) 10～15 頁

2. 韓国における「独島」アイデンティティ形成の構造

—「知」の国家戦略と教育・研究のシステムに焦点をあてて—

井手 弘人

はじめに

本稿は、韓国における「独島」アイデンティティ形成の構造を、とくに学術に関する高等教育と学校教育との連携システムに焦点をあて、具体例として、韓国の国家教育課程に明記されている「独島教育」に関連させつつ、説明することを目的とする。

その分析視角として、「知のファンド」(Funds of Knowledge)と「アイデンティティ・ファンド」(Funds of Identity)を用いる。アイデンティティは一般的に「自己同一性」と訳され、「自分が自分であると自覚する」ところにその定義を置く。それは自らが帰属したり承認したりする対象についても認識され、たとえば、スポーツで活躍するナショナル・チームの応援や勝利あるいは敗北に対する感情を通じて、自分がその国民であることを自覚する、といったことも含まれるが、社会心理学では、個々人がアイデンティティを確立する知識や要因、背景はそれぞれで異なり、それらによる多様かつ主体的な選択の結果、アイデンティティは形成されていく、という考え方をとる。その主体的な選択の対象となるものが「アイデンティティ・ファンド」である。

本稿では、現在の韓国における「独島」アイデンティティをめぐる、知のファンドとアイデンティティ・ファンド形成のシステムについて考察する。両者の文脈については大韓民国成立過程から時系列的に確認していくことが望ましいが、本稿では中間報告としての位置付けから、現在の状況をケースに考えてみたい¹。

1. 「アイデンティティ・ファンド」

はじめに、本稿の分析視角である「アイデンティティ・ファンド」について説明しておきたい。「アイデンティティ・ファンド」とは、知のファンド(Funds of Knowledge)を拡張した概念として、モイセス・エステバン・ギタール(Esteban-Guitart, M.) が提唱したものである。ヴィゴツ

¹ アメリカの言語学者ケネス・パイクは、それぞれの文化に対する「内在性」と「外在性」とを分けて考察することを提唱し、それぞれ「イーミック(emic)」と「エティック(etic)」という分析概念を創り出した(Peterson, M.F. and Pike, K.L., 2002)が、本稿でも両者を使い分けながら、韓国的な文脈(emic)とその外側から捉える視角(etic)双方の視点で考察する。なお、この立場から、竹島については韓国側が用いる名称「独島」を括弧付けする形で、本稿では用いることが多いことを付記しておく。

キーが1930年代に提唱した「ペレツィバーニエ」(perezhivanie²)の再照明過程において、Van der Veer and Valsiner (1994)はそれが「1つの同じ客観的状況が、異なる子どもたちによって異なる方法で解釈、知覚、経験され、または生き抜くことができるという考えを表すのに役立つ」(p. 354)ものとしたが、Esteban-Guitart and Moll (2014)はこの考え方を個人のアイデンティティ形成に組み入れ、「人々は、他者や、人々の社会的・文化的世界の人工物や資源(目に見えるもの、見えないもの)を通じて、自分自身を定義して」おり、「その意味で、社会的関係、重要な他者、特定の活動や慣習、政治的イデオロギー、宗教的信条、旗や歌などのその他の人工物は、アイデンティティを作り、表現するための資源となる」とした(p. 36)。すなわち、アイデンティティは固定的なものではなく、様々な資源の蓄積(Funds)からある知識を受け取った人それぞれの経験を経由して個人の内面で自己を定義する、個別かつ動的なものとして定義される。Esteban-Guitart and Moll (2014)では、アイデンティティ・ファンドを以下の5つの「主要なタイプ」として分類している(p. 38)。

- (1) 地理的アイデンティティ・ファンド (Geographical Funds of Identity. 例えばアメリカ合衆国アリゾナ州のシンボルとしてのグランドキャニオン)
- (2) 実用的アイデンティティ・ファンド (Practical Funds of Identity. 仕事、スポーツ、音楽などの意味のある活動)
- (3) 文化的アイデンティティ・ファンド (Cultural Funds of Identity. 例えば国旗、内向性・外向性、年齢、性別、民族などの社会的カテゴリー)
- (4) 社会的アイデンティティ・ファンド (Social Funds of Identity. 親族、友人、同僚などの重要な他者)
- (5) 組織的アイデンティティ・ファンド (Institutional Funds of Identity. 家族、結婚、カトリック教会などの社会的組織)

2. 韓国における人文社会科学の振興政策

では、韓国において「独島」に関するアイデンティティ・ファンド、とりわけ、先述の分類における「文化的アイデンティティ・ファンド」が形成されるための前提となる知のファンドはどのように形成されているのだろうか。この文脈を把握するうえで重要なことは、韓国政府による人文社会科学の振興政策との関連性を確認することにある。

わが国の科学技術政策でも同様の課題であるが、21世紀に入ってから、とりわけ大学などの高等教育機関の研究開発(R&D)分野の国家間競争が激しくなってきた。先進国を中心に自然科学・生命科学分野の研究開発に対する国家予算支援が強化されたが、この動きに取り残されるように、人文社会科学分野への支援は前述の分野からは大きく差をつけられている。

これは韓国も同様で、1997年のIMF危機以後、産業構造の転換を図るべくR&D分野の支援に大胆な国家予算支援方針を採り、1999年度から「頭脳韓国(Brain Korea)21事業」を開始した。

² 佐藤 (2011)はヴィゴツキーの「心的体験」について、「…環境において経験したことを自分なりに意味づけ、また感情的な意味合いを込めて自分の体験として内在化させたもの」とし、「人間精神の営み、そして思考と言葉の相互性によって展開される意識活動を個人の内的世界から支えているのが一人ひとりの人間の具体的な生活の中で作り出されている『心的体験』ということになる」(p. 113)と定義している。

これまでに見られなかった大規模な競争的資金配分事業が創設・あるいは既存支援事業の整理統合によって実現していった。さらに特筆すべきは、この流れの進展において、人文社会科学分野に対する支援も拡充された、ということだろう。たとえば、先述のBK21に関連して、『BK事業は人文学を死滅させる』との強い批判が展開され、各種メディア（主として新聞）もこれに呼応するところとなり、盧武鉉政権（教育人的資源部）は、BK21事業とは別枠の人文学振興計画、すなわち「人文韓国(Humanity Korea)」事業を打ち出した」（馬越, 2010, p. 86）。「独島」に関する研究に直接関与する人文韓国支援事業（HK事業）選定大学は存在しないが、注目すべきは、HK事業がスタートした同じタイミング（2007年～）で、日本の文部科学省に相当する教育科学技術部（当時、現在の教育部）による「大学重点研究所支援事業」に嶺南大の独島研究所が選定されたことだろう。「大学重点研究所支援事業」は、先述のHK事業、および学際間融合研究支援事業とともに、韓国研究財団が支援する人文社会科学振興事業のひとつである。1980年代から開始された大学附設研究所支援事業に端を発する歴史を持った支援事業を1999年に「重点研究所支援事業」として再編され、さらに2005年から理工系年5億ウォン、人文社会系年2.3億ウォン以内、3年ごとの段階評価を受け、3段階最長9年にわたる支援を受けることのできる大型の支援事業となった（韓国研究財団, 2010, p. 9-10）。

この事業で嶺南大独島研究所は「独島学定立のための学際間研究-領有権確立のためのマニュアル開発-」という研究課題で2007年に採択を受けたが、ここで確認しておきたいことは「重点研究所支援事業」には「一般重点研究所」対象と「政策重点研究所」の2つのカテゴリーがあり、嶺南大独島研究所は後者6研究所の1つとして選定されている点である。他の5つの研究所の選定課題³と比較してみると、どれも盧武鉉政権が掲げてきた教育政策に深く関係するものといえ、まさに「大学研究所の教育政策シンクタンク化」支援の事業と言って良い。

このように、韓国では、いわゆる「IMF体制」を転換点として、競争的資金配分方式による高等教育機関への支援が拡大していったが、これによって国家（大統領）の政策意図と学術とがつながりやすいシステムを強化するトリガーにもなったと言えるだろう。井手（2007）は韓国高等教育における国からの競争的資金配分に関する構造を「開放的な国家介入システム」と述べたが、重点研究所支援事業の「政策重点研究所」への選定はさらに大統領の政権公約や政策方向性と親和性の高い教育に関する国家戦略と高等教育機関の学術研究とを接合するシステムとして機能していると言うことができよう。

3. 東北アジア歴史財団と嶺南大独島研究所-「独島」に関する知のファンド創出センター

ところで、嶺南大独島研究所と並んで、「独島」に関する活動で多く名前が出てくる団体として「東北アジア歴史財団」がある。東北アジア歴史財団は「東北アジア歴史財団設立・運営に関

³ 2010年時点での嶺南大以外の政策重点研究所支援および研究課題は以下のとおり。ソウル大韓国人的資源研究センター（2005年選定、「教育-雇用-福祉連携システム構築方案研究」）高麗大高等教育政策研究所（2006年選定、「大学の特性化および評価に関する研究」）浦項工科大産学協力研究所（同年選定、「産学協力活性化のための政策方案研究」）成均館大私教育政策研究所（2007年選定、「私教育需要・供給の実態分析と私教育需要誘発要因及び決定要因の探索」）忠北大地方教育研究センター（同年選定、「地方教育自治制度発展方向研究」）

する法律」(略称「東北亜歴史財団法」、2006年8月20日施行)を設置根拠にもち、韓国政府が「財団の設立及び運営に要する経費を充当するために必要な資金を予算の範囲内で出捐又は補助することができる」(東北亜歴史財団法第14条1項)、政府系の財団である。国有財産や公有財産の財団への無償貸付や使用ができ(同15条)、事業計画や予算・決算の教育部長官による承認義務(同17条)、さらには状況に応じて公務員等の派遣要請と政府からの派遣が可能になっており(同18条)、財団は教育部長官を経て関係省庁に対して事業遂行に必要な資料の提供を要請することができる(同19条)など、様々な特権を法律で保証されている。財団理事長は「教育部長官の提案により国務総理を経て大統領が任命」することとなっており(第7条3項)、大統領と政府に直結した関係にあることが容易に理解できよう。

東北アジア歴史財団は「東北アジアの歴史問題及び独島関連事項に対する長期的・総合的な研究・分析と体系的・戦略的政策開発を遂行することにより、正しい歴史を確立し、東北アジア地域の平和と繁栄の基盤を設けること」を設置目的とし(第1条)、「事業」として以下の6項目を置いている(第5条)。

- (1) 北東アジアの歴史定立のための調査・研究
- (2) 独島関連事項に対する調査・研究
- (3) 北東アジアの歴史及び独島関連戦略・政策対案の開発及び対政府対策建議
- (4) 北東アジアの歴史及び独島関連市民社会団体に対する支援・交流
- (5) 北東アジアの歴史及び独島関連の広報・教育・出版及び普及
- (6) 東海・独島の表記関連の体系的な誤認訂正活動

実に6項目中5項目に「独島」の記載があるところに、この財団が「独島」対応のナショナル・センターであることを認めることができる。と同時に、「北東アジアの歴史」と「独島」を分けて書いてある点にも注目すべきであろう。ここに東北アジア歴史財団の大きな存在意義が隠されている。

東北亜歴史財団法の法案審議過程で、2006年4月18日、韓国国会教育委員会で同法案に対する公聴会が開催された。そこで、中央大(韓国)国際大学院のソン・ヨル教授が、以下のような陳述をしている。

北東アジア地域で歴史解釈と関連した問題に対する国際的関心は「歴史の国際政治」あるいは「記憶の国際政治」として展開されている。北東アジア国際政治は安保や経済等、伝統的問題領域をこえて、歴史や記憶という領域での国家間緊張と対立、連帯が作用しているということである。

中国の東北工程による高句麗史をはじめとする韓中間歴史紛争、植民地支配をはじめとする韓日間歴史紛争、戦争(日中戦争、太平洋戦争を包括するアジア太平洋戦争)の性格をはじめとする中日間歴史紛争がその主要事例である。

歴史紛争による北東アジア緊張状況(とくに中日葛藤)が露骨になり、その間中立と無対応で一貫していた米国が、いまは仲裁者としての役割に言及する状況として展開している。(教育委員会, 2006, p. 1)

すなわち、東北亜歴史財団法の法案審議の際、アメリカが日本と中国の間の歴史認識に関する対

立の「仲裁者」となりつつあることについて、注目が集まっていたことを読み取ることができる。歴史認識に関する問題が、アメリカの「仲裁」によって日中間のみの話に陥り、韓国がその枠組みの「外側」になることをむしろ警戒したということができよう。ソン教授は財団設立について、「韓国を含めた」北東アジアの歴史紛争に対して体系的かつ持続的に対処する、外交戦略的な意味をもった「ソフトパワーセンター」の役割を強調したうえで、以下のようにも述べて、「一国中心の傾向」からの脱皮を提唱している。

財団の事業が一国中心の歴史研究では困る。たとえば、財団の事業が「日帝強占史研究」一辺倒となってはまずい。日帝の蛮行を一つ一つ明らかにすることで、日本を屈服させるという論理は少なくとも歴史の国際政治の側面から効果を持つことは難しい。ソフトパワーは基本的に相手の心を動かし自らが望むことになるようにする力を意味する。このような点で日本の歴史歪曲を指摘する道は、なぜ日本の歴史歪曲が北東アジアの平和と繁栄の阻害となる行為なのかを、北東アジアの文脈における歴史的経験を明らかにして相手を説得するところにある。北東アジアという地域史(regional history)の文脈で、韓国、日本、中国の過去を位置付けて、これらを体系的に研究する作業が求められる。このような点で、財団の研究支援事業は韓国史を超えて中国と日本を体系的に理解する作業が必須である。相手を知る時、相手に対するきちんとした対応方法を探ることができる。(同上、p. 4)。

我々日本側から見ると、「独島」領有権について日本側見解の批判と自国側主張の正当性を語る姿勢がクローズアップされがちだが、韓国の「ソフトパワー戦略」の根幹は、まずあらゆる歴史問題を北東アジア史の過程の中に位置付けて自国中心の史観から相対化し、そのうえで北東アジア史の範疇で発信し続けていこうと意識しているところにある。外交戦略上キーになる国はアメリカを想定しており、「独島」を特記するのは、竹島問題を「北東アジア史上の歴史問題」としてアメリカや中国も含めた問題としていくところにある。国内には「独島」領有権の正当性を主張する教育や広報を展開し、国際戦略上は北東アジア史上解決すべき問題として発信していこうとしているところに注目したい。

一方で、嶺南大独島研究所は、韓国政府の人文社会科学振興政策に呼応しつつ、「独島学」の研究センターを指向してきた。興味深いのは、政策重点研究所支援事業から「独島」の生態系についての研究成果が出ている点である(キム・ミギョン・パク・ジョンウォン, 2009)。「独島」沿岸の生態系への着目は、「独島」領有権をめぐる知のファンドの範囲を拡大したという点で、大きな変化と言えるだろう。

4. 「独島体験館」-「独島」をめぐるアイデンティティ・ファンド拠点

さて、先述の東北アジア歴史財団は全国の特別市(ソウル)、広域市(日本の政令指定都市に相当)、道(日本の都道府県に相当)に「独島体験館」の整備を進めてきた。2022年度で、全国整備が完了する予定となっている。

「独島体験館」の運用機関は教育庁、博物館、教育文化会館、生涯教育学習館等、地域の実情にあわせて多様な形態をとっているが、その展示内容や学習プログラムについては東北アジア歴史財団によって進めることになっており、同財団が、設置根拠である法律(「東北亜歴史財団法」)に基づきつつ、全国の「独島体験館」のネットワークを束ねるナショナル・センターの役割を果

たしている。

その内容を見ると、館名にあるとおり、様々な「独島」に関する体験学習プログラムが、児童生徒の発達段階に応じて準備されていることに気づく。たとえば、未就学児及び小学校低学年向けとして、「異斯夫（이사부, イサブ, いしふ）の于山国征伐のお話」に関する教育映像の視聴、および「飛び出す絵本作り」活動で構成された「異斯夫と木の獅子」というものがある。異斯夫は新羅の将軍として歴史書『三国史記』等に出てくる人物であるが、アニメーションで歴史書にある逸話をわかりやすく述べながら、この年齢から「于山国」に出会えるようになっている。さらに、絵本作りという体験活動と組み合わせることで、「異斯夫」「于山国」の話（物語）と自分のつくった絵本（実物）とを接合し、実物を介した「自分の物語」となっていくよう、「独島」に係る知のファン্ডを自らのアイデンティティ・ファン্ডへの移行がデザインされている点がポイントだろう。もちろん、アイデンティティ・ファン্ডへの移行は体験した児童個人の判断によるので、この活動をすることでアイデンティティ・ファン্ডとなる、と断定することはできないが、すくなくとも、カリキュラムのデザインとして、知のファン্ডとして異斯夫と于山国は準備・提示され、体験活動としての絵本作りを經由してアイデンティティ・ファン্ডへと移行していくことが想定されている点は、この時期の発達段階における「独島」の内面化を指向する学習方略として、強い意図をもったものと言える。

体験活動を介して内面化させる学習方略は、小学校高学年の体験プログラムにおいても見ることができる。小学校高学年対象として「独島展示ドーセント体験活動プログラム」がある。ドーセントとは、展示内容について来館者に対し説明をする人のことを言い、「今日は私が館長」という名目で、来館者への説明を通して、その責任を果たす過程から「独島」に関する知識の獲得・定着を図って、児童が会う「独島」に対する知のファン্ডを量・質ともに拡張するとともに、他者に対するドーセント活動をすることができた達成感や自己有能感を經由して、「独島」に対するアイデンティティ・ファン্ডを形成させようとする方略を確認することができる。

さらに、中等教育に対しては、韓国における学校教育の制度改革と深く根付いた体験プログラムを準備している。韓国の教育課程（日本の学習指導要領に相当）には「自由学期制」という制度がある。自由学期制は2015年改正教育課程より導入された制度で、翌2016年度より全国の中学校に導入された。学校が実態に応じて、中学校1年から2年1学期の間の1学期間を指定し、その学期間（170時間以上）教科の座学による授業および定期試験も行わず、指定学期の期間中は生徒の興味・関心に沿って主体的な体験活動の継続を保証する、という取り組みである⁴。「独島体験館」では、この自由学期制の期間に生徒が同館を訪れて「独島」に関する体験プログラムを受講できるように対応している⁵。

⁴ 2018年以後、学年全てを自由学期期間とする「自由学年制」も可能とされたが、最新の2022年改正教育課程が施行される2025年からは自由学期制のみ（時間も102時間までに短縮）に変更されることとなっている。一方で小学6年、中学3年、高校3年のそれぞれ2学期を「進路連携学期」と位置付け、進学する学校種での科目選択と将来の職業（進路）とを連携させた進学準備時間等を設定する予定である。

⁵ 自由学期制以外にも、夏・冬休み、家庭の月（5月）、独島の日（10月25日）などに特別プログラムを行っている。「家庭の月」とは、こどもの日、母の日、師匠（教師）の日、成年の日、夫

ここで疑問に思うのは、「独島」が存在しない全国各地の独島体験館で、どのようにして「体験」させているのか、という点であろう。COVID-19 ウイルスの感染拡大以後、わが国と同様、韓国でもオンラインによる学習コンテンツが多く開発されたが、そこに「独島」学習コンテンツも含まれている。さらに、体験館ではVR（仮想現実）空間による「独島体験」活動が可能なものも登場している。

こうした一連の「独島」に関連する教育は、韓国教育部（北東アジア教育対策チーム）による「独島教育基本計画」によって、全国の学校教育で行うにあたってのオーソライズ機能が果たされている。ただし、「独島」教育の強化は、社会科（歴史・地理）に限って行われてきたのではなく、むしろ、教科をこえた学習を発展させる文脈において実行されてきた。2011年、2009年改定教育課程が部分改定され、「汎教科学習主題」に「独島教育」を追加した。「汎教科学習主題」とは、教育課程で指定される「主題」のことで、教科の細分化を防ぎ、韓国をとりまく課題について教科を超えて学習することを目的として指定されるものである。わが国の総合的な学習の時間にあたる「創意的体験活動（総体）」の時間を活用して教科横断的な学習を行う枠組みとされており、最新の2022年改定教育課程でも継続して「独島教育」は10の主題のひとつとして掲げられている⁶。

これに対応する形で教育部の「独島教育基本計画」は毎年示されているが、この内容をみると、「独島体験館」を軸とした「独島教育」の支援について記述されていることがわかる。たとえば、2022年度の資料を見ると、「独島体験館の体験コンテンツの水準等、市・道間の運営格差を緩和し、全国的な独島体験インフラを完成」させることや、「東北アジア歴史財団独島体験館（'22年拡張・移転）を中心に、全国市・道独島体験館体験プログラムの共有等、相互連携運営の活性化を推進」するなどが明記されている（教育部東北アジア教育対策チーム, 2022, p. 2）。「独島体験館」の全国ネットワーク化を通じた国全体の「独島」に関する知のファンドのインフラを整備し、発達段階に応じた、さらには、グローバル・スタンダードに基づく国の教育課程改革方針に教育部と積極的な連携をはかりながら、児童生徒の「独島」アイデンティティ・ファンドの形成に参画していることがこの点からも確認することができるだろう。

教育部の「独島教育」支援はさらに、学校現場レベルに対するものもある。たとえば、「独島を守る学校」（독도지킴이학교）120校⁷を選定し、「独島サークル」（독도 동아리）活用で「独島」への直接訪問を支援している（教育部（東北アジア教育対策チーム）, 2022, p. 6）。また、国立大の附設政策研究学校に限定する形で「独島教育研究学校」3校を指定している点も見逃せない⁸。この事業についても、教科の連携を中心とした「独島教育」の活性化を企図しており、わが国でも総合的な学習の時間等を通じて推進されている教科横断性、すなわち、カリキュラム・マネジ

婦の日など家庭に関連する記念日が多いため、「家庭の月」と呼ばれるようになった。独島体験館では、独島警備隊に向けて「家族の手紙」を書くイベントなどをこの時期に開催している。

⁶ 2022年改定教育課程の初等中等学校教育課程「総論」には独島教育以外に以下の汎教科学習主題が示されている。すなわち「安全・健康教育」「人格教育」「進路教育」「民主市民教育」「人権教育」「多文化教育」「統一教育」「経済・金融教育」「環境・持続可能発展教育」（教育部, 2022, p. 15）

⁷ 小・中・高40校ずつを選定。

⁸ 2022年度はソウル教育大、春川教育大の附設初等学校、ならびに忠北大学校師範大学附設中学校の3校が研究指定を受けている。

メントの研究テーマ内容として「独島教育」を位置付けている。すなわち、「独島」教育は社会科ひとつの問題ではなく、教科をこえた、「汎教科」推進のストラテジーとして位置付けられ、全国に拡大を図っているのである。これは、教科中心主義の根強い韓国の学校教育改革の転換を図る教育政策ツールということもでき、広義にとらえれば、カリキュラム・マネジメントの過程で、児童生徒のみならず、教職員、学校管理職、地方自治体教育庁の関係者をもまきこむ、「大人」への知のファンドの拡張とアイデンティティ・ファンドの形成に影響を与える構造ということもできるだろう。

これまでの「独島教育研究学校」の研究開発成果の事例をみると、さらに「独島教育」の指向しているところをつかむことができる。2020年度に研究学校に指定された大邱教育大学安東附設初等学校による「実践型独島 MATE プログラム」開発の事例を見てみよう。MATE とは、M (Make), A (Act), T (Talk), E (Experience) プロセスによる「独島」への親近感や自らへの親和性を高める学習プログラムのことを指すとともに、「独島の友達 (mate) となり、独島を知って大事にし、愛そうという意味」である (大邱教育大学安東附設初等学校, 2020, p. 2)。

4要素それぞれの学習活動には意図がある。具体的には、「M」(Make)は「独島」に関連する作品をつくること(「独島」模型等の実物製作や「独島」ボードゲーム開発等のソフトウェア製作)、「A」(Act)は「独島」に関連する遊びを行うこと(「独島」の推理活動、独島関連ゲーム活動)、「T」(Talk)は「独島」関連内容について語ること(「独島」領有権討議活動、「独島」広報活動)、「E」(Experience)は「独島」を直接・間接的に体験すること(独島展示館訪問、独島関連職業体験活動)である(同上)。この4要素について、1年生から6年生までを一貫し、それぞれの発達段階にあわせたプログラム開発をする、というものである⁹。アクティブな学習活動の対象の中心に「独島」があることは、学校教育内容として児童に対して「独島」の知のファンドを提供しており、その学習過程で児童に「独島」のアイデンティティ・ファンドが形成されていくような関係性にあることは容易に理解できるだろう。座学の授業で「独島は韓国の領土である」ということを教育内容として一方的にインプリングしていくのではなく、活動や体験を通してアイデンティティ・ファンドの形成を図り、「独島愛」を醸成していく。この方略こそが韓国における「独島教育」が目指すものであり、その学術シンクタンク機能を嶺南大独島研究所がもち、「独島体験館」等の運営およびそこでの各種教育プログラムを通じて全国的な波及を担うナショナル・センターは東北アジア歴史財団、そしてそれらを学校教育全般の改革スキームを通して定着支援しているのが教育部東北アジア教育対策チーム、という三者連携のシステムを構築してきたということができる。

⁹ たとえば、低学年(2年生)ではM:ミニ「独島」づくり(紙ねんど模型制作), A:「独島愛」学校懸垂幕づくり, T:独島財団担当者とのオンラインによる対話, E:VRを活用して「独島」生態環境を知る活動を、中学年(3年生)では、ボードゲームを中心とした活動(M:制作, A:ゲーム遊び, E:他学級製作のボードゲームの相互体験)および一連の活動を通して「独島」の歴史や自然環境についてふりかえりを行う活動(T)、高学年(5年生)では安龍福に焦点をあてて、M:安龍福紹介リーフレット制作, A:安龍福の話を紹介する演劇表現, T:安龍福の話を読み読書討論会の開催, E:安龍福および「独島」関連の場所についての体験学習計画づくり、を実践している(大邱教育大学安東附設初等学校(2020), p. 17-19)。

5. 「学力」と「独島」—学校教育におけるアイデンティティ・ファンドの機能

これまで見てきた通り、韓国における学校教育で扱われる「独島教育」は、活動や体験を通して、教科横断的に捉える「汎教科」的な学習主題として2011年以後教育課程上位置付けられ、それは少なくとも2025年度より全面実施される新しい教育課程でも継承されていくことになっている。具体的な学習内容をみると、「独島」の帰属についての歴史的正当性のみならず、「独島」の生態系に関する、バーチャルな機会も含めた体験をもとりこみ、「独島」を対象とした、学校教育で扱う情報を多様化させてきている。とくに、近年の「独島教育」に係る教材で目につくのは、「独島」の生態系についての記述や、それに関連した体験学習の機会である。生物多様性条約の第15条（遺伝資源の取得の機会）には、以下のように定義されている。

「各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。」

韓国はすでに1997年、「独島等島嶼地域の生態系保全に関する特別法」を制定し、環境部長官が指定する自然生態系の優れた島嶼部について、その自然環境を保護する姿勢を明確にするとともに、「独島等大韓民国の主権が及ぶ特定島嶼の自然生態系等の保護に関する事項について適用」（同法第3条）することを名目に、「独島」の生態系調査等を行ってきた。こうした知の蓄積を、国際条約である生物多様性条約にある「主権的権利」に準用し、SDGsの動きに取り入れながら教育内容にも組み込んで知のファンドの一環とし、国際的な自然保護文脈のなかで「独島」領有権の正当性に関する子どもたちのアイデンティティ・ファンド形成を図ろうとしている向きもある¹⁰。こうした歴史と環境とを統合しつつある「独島教育」は、経験と既存知識を統合させて新たな知識生産の経験をさせる統合的なカリキュラムの一分野として展開されている。

Pallas(2016)は「学校で事実・知識（“knowing what”）や原理・活用（“knowing how”）を習得するのみならず、過去の経験や他分野の知識を新しい状況に適用したり、他者との実践を通して学んだりするスキル（“knowing with”）を習得することが問われて」おり、学習の成果として測る「学力」にもそのような要素が含まれることが重要であると主張している（垂見, 2017）。「独島教育」はまさに、「独島」に係る全国的な知のファンドを嶺南大独島研究所・東北アジア歴史財団、そして韓国教育部の三者が主体となって整備・拡充し、「独島」に関する様々な学習場面で子どもたちがそれぞれの新たな「独島」アイデンティティ・ファンドを主体的に形成していくことができるようにシステムを構築していると言える。

おわりに

¹⁰ 典型的な事例は竹島に生息していたアシカの事例であろう。アシカに関しては乱獲によって絶滅した種の一例（ユネスコ韓国委員会(2018), p. 47）として語られるが、歴史的経緯として、日本人による「乱獲」が絶滅の原因であるとされることも多く、知のファンドとして日本（日本人）、自然保護、「独島」が示され、その知を得た子どもたちが「保護」「守護」意識としての「独島」アイデンティティ・ファンドを形成する可能性がある。

以上、韓国における「独島」アイデンティティ形成の構造を、とくに学術に関する高等教育政策と学校教育との連携システムに焦点をあて、その接点としての韓国国家教育課程における「独島教育」に関連させながら述べてきた。わが国の竹島学習・竹島教育とは文脈も過程も異なるので一概に並置比較をするべきではないが、教育システム全般における竹島を含む領土・主権に係る学習体系の現状から鑑みると、示唆を受ける点も多い。すなわち、竹島をわが国固有の領土と学習指導要領や教科書に明記することは、竹島に係る知のファンドの扉を開けた段階にすぎず、それをいかに「自分ごと」、すなわち、アイデンティティ・ファンドの形成へとつなげていくのかは、より戦略的、かつ広範囲で多様な学習機会の設定と共有が必要になる、ということである。島根県や北方領土のある北海道など、領土・主権に関して地域レベルで積み上げてきた実践成果の蓄積を丁寧にレビューしつつ、それを基盤とし、それらがナショナル・センターとして、あるいはナショナル・センターたる機関・機能を介した広い連携をとりながら、わが国の子どもたちの多様な視点からの竹島アイデンティティ・ファンド形成を準備していくことが必要であろう。

参考文献

【日本語】

- ・ 井手弘人(2007)「韓国高等教育における 競争的資金配分事業と地方国立大学-統合・再編事業への国家「介入」過程とその意味-」日本比較教育学会『比較教育学研究』第 35号, pp. 107-127
- ・ 馬越徹(2010)『韓国大学改革のダイナミズムーワールドクラス(WCU)への挑戦』, 東信堂
- ・ 佐藤公治(2011)「表現行為としての精神と身体, その社会・歴史的意味: 行為から表現行為へ」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』, 第 113号, pp. 109-147
- ・ 垂見裕子(2017)「学力とは: 社会学の観点から」, 労働政策研究・研修機構『日本労働研究雑誌』681号, pp. 52-54

【英語】

- ・ Esteban-Guitart, M., Moll, L.C. (2014) Funds of Identity : A new concept based on the Funds of Knowledge approach. *Culture & Psychology*, Vol. 20(1) pp.31-48
- ・ Pallas, A. (2016) Schooling, Learning, and the Life Course, In R. Scott and M. Buchmann (Eds.), *Emerging Trends in the Social and Behavioral Sciences* (pp.1-13), John Wiley & Sons.
- ・ Peterson, M.F. and Pike, K.L. (2002) Emics and Etics for Organizational Studies A Lesson in Contrast from Linguistics, *International Journal of Cross Cultural Management* 2(1), pp.5-19
- ・ Van der Veer, R., & Valsiner, J. (1994). *The Vygotsky reader*. Oxford, UK: Blackwell.

【韓国語】

- ・ 教育部(韓国)(2022)『初・中等学校教育課程総論』(『초·중등학교 교육과정 총론』)
- ・ 教育部(東北アジア教育対策チーム)(2022)『2022年独島教育活性化計画』
- ・ キム・ミギョン・パク・ジョンウォン(2009)「夏季独島沿岸の水深別水環境と植物プランクトン」

- トンの種調整変化」(김미경·박정원(2009) 하계 독도연안의 수심별 수환경과 식물플랑크톤의 종조성 변화) 韓国環境生物学会 『環境生物』 27 卷 1 号, pp. 48-57
- 教育委員会 (大韓民国国会) (2006) 「『東北 ア ジ ア 歴史財団設立・運営に関する法律案 (ユ・ギホン議員代表發議)』に関する公聴会」 (「『동북아역사재단 설립 운영에 관한 법률안(유기홍의원 대표발의)』에 관한 공청회」) (2006 年 4 月 18 日公聴会資料)
 - 大邱教育大学校附設安東初等学校 (2020) 『実践型独島 MATE プログラム運営を通じた独島愛伸長方案』 (研究学校運営報告書)
 - ユネスコ韓国委員会 (2018) 『われわれの持続可能な生物多様性』 (『우리의 지속가능한 생물다양성』)
 - 韓国研究財団 (2010) 『人間 と 社会 人文学・社会科学研究』 (인간과 사회 인문학・사회과학연구)

3. 1877（明治10）年の太政官指令について

中野 徹也

1. はじめに

1877年（明治10）年3月、太政官は、内務省からの「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」に対して、「竹島外一島之儀本邦関係無之儀ト」心得るべしとの指令を発した。いわゆる、1877（明治10）年の太政官指令¹である。

言うまでもなく、「竹島外一島」をどのように解釈し、位置づけるかは、きわめて重要である。日本政府は、「遅くとも江戸時代初期にあたる17世紀半ばには、竹島の領有権を確立」し、明治38（1905）年1月の閣議決定によって、「竹島を領有する意思を再確認」したとの立場をとっている²。しかし、「竹島外一島」に現在の「竹島」が含まれているならば、日本政府の立場が成り立たなくなる。

それゆえに、「竹島外一島」の解釈をめぐる、活発な議論が展開されてきた。すでに本研究会の委員による論稿が複数公表されているのに加えて、近年、竹島資料勉強会が、従来の議論とは異なる視点から指令の解釈を試み、その成果を収めた大部の報告書を目にすることができるようになっている。

本稿は、問題の重要性に鑑み、従来の議論およびこの報告書で示された知見を踏まえて、今一度論点を整理し、私見の提示を試みるものである。それでは、まず太政官指令の発出過程を確認してみることにしよう。

¹ 太政官指令は、「太政官ヨリ省庁ノ伺ニ指令スル者」である。内田てるこ「島根県の地籍編纂と竹島外一島地籍編纂方伺」竹島資料勉強会報告書「『明治10年太政官指令』の検証」国際問題研究所（令和4年3月）57頁。したがって、太政官指令は特定の指令を指すものではないが、竹島問題との関係では、「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」に対する指令を「太政官指令」と呼ぶことが一般化しており、本稿もこれにならう。一件資料は、『公文録』第25巻（明治10年3月内務省伺（1））に収められており、現在、国立公文書館のデジタルアーカイブで閲覧することができる。<https://www.digital.archives.go.jp/img/3018187>（最終閲覧2023年1月16日）。竹島資料勉強会「報告書の問題意識と各章の要旨」竹島資料勉強会報告書「『明治10年太政官指令』の検証」（日本国際問題研究所、令和4年3月）（以下、「報告書」として引用）1頁（注1）。本稿で引用する資料の現代語訳は、主として、竹島資料勉強会報告書「『明治10年太政官指令』の検証」の資料編に掲載されている訳によりながら、適宜修正を加えたものである。

² 外務省「竹島の領有4」、https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/g_ryoyu.html、「竹島の島根県編入2」、https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/g_hennyu.html（最終閲覧2023年1月16日）。

2. 起草過程

① 内務省地理寮による照会

1876（明治9）年10月5日、地籍編纂事業³にあたって内務省地理寮の田尻賢信と杉山栄蔵から、島根県地籍編製係に宛てて、次のような照会がなされた。

「貴管轄内隠岐国某方に当たり従来竹島と称する孤島があると聞きます。もとより 旧鳥取藩の商船が往復した航路もあるとのこと、右は調査方を口頭でお願いしておいたところであり、加えて地籍編製地方官心得書第五条⁴の規定もあります。なお念のため協議に及ぶものです。右五条に則り、そして旧記古図等を調査し本省へ伺い出されたく、この段照会に及びます。」
（乙第貳拾八号⁵）

② 島根県による伺

この照会を受けて、同年10月16日、島根県は、「県令佐藤信寛代理 島根県参事 境 二郎」の名で、内務卿大久保利通を名宛人として、「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」との標題を付した文書を提出した。

「貴省地理寮の職員が地籍編纂の実地検分のため本県を巡回された際、日本海の中に在る竹島調査のことにつき別紙乙第二十八号のとおり照会がありました。この島は、永禄年間に発見されたとのことで、旧鳥取藩時代元和四年から元禄八年まで おおよそ七十八年間、同藩領内伯耆国米子町の商人大谷九右衛門、村川市兵衛という者が旧幕府の許可を経て毎年渡海し、島中の動植物を積帰り内地に売却していたことは、すでに確証が有り、現在まで古文書、書簡などを持ち込んでいるので、別紙原由の大略と図面を添えて取りあえず上申します。今回、全島実地検分の上、委細をつまびらかに記載すべきところ、もとより本県の管轄と確定した訳ではなく、かつ、北海百余里隔たり航路も明らかでなく通常の帆舞船等は往返できるものでもない。前記大谷某村川某が持ち伝える記録について追って詳細を上申します。とはいえそのおおかたを推案すると、管内隠岐国の北西方向に当たり、山陰一帯の西部に貫附すべきかと思われるので、本県国図に記載し地籍に編入する等のことはどのように取り計らうのがよいか、何

³ 地籍編纂については、竹島資料勉強会「『日本海内竹島外一島地籍編纂方伺』の検討過程」
「報告書」（注1）19-20頁。島根県の地籍編纂事業については、内田てるこ「島根県の地籍編纂と竹島外一島地籍編纂方伺」同上、48-55頁。

⁴ 「島嶼ノ隔絶シテ其地勢ヲ確知セラレサルモノハ方位距離廣狭等調査大畧ノ目的ヲ立伺出ヘシ」『法令全書』（明治9年、640頁）。塚本孝「“太政官指令”と元禄の日朝交渉」
「報告書」（注1）27頁。

⁵ 原文は、以下の通り。「御管轄内隠岐國某方ニ當テ 従来竹島ト相唱候孤島有之哉ニ相聞 固ヨリ 舊鳥取藩商船往復之線路モ有之趣 右ハ口演ヲ以テ調査方 及御協議置候儀モ有之 加フルニ 地籍編製地方官心得書第五条ノ旨モ有之候得共 尚為念 及御協議候条 右五条ニ照準 而テ旧記古圖等御取調 本省え御伺相成度 此段 及御照會候也」

分の御指令を伺うものです。⁶⁾」

添付されていた別紙原由の大略には、次のような記述があった。

「竹島、一名竹島と称する。隠岐国の北西、百二十里ほどに在り、周回おおよそ十里ほど、山が峻しく平地は少ない。川が三條あり、また滝がある。しかし、谷は暗く奥深く、樹木や竹が生い茂っており水源は分からない。……魚貝は枚挙に暇がない。中でも海鹿、鮑を特産物とする。……次に一島あり、松島と呼ぶ。周回三十町ばかり、竹島と同一航路上にある。隠岐からの距離は八十里ほど、樹木や竹はほとんど無い。亦魚獸を産する。⁷⁾」

③ 内務省による伺

伺を受けて内務省は、1877(明治10)年「内務卿大久保利通代理 内務少輔 前島 密」の名で、「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」と題する文書を、「右大臣 岩倉具視」を名宛人として、太政官へ提出した。

「竹島所轄のことにつき島根県から別紙の伺が出され、調査したところ、その島は、元禄五年朝鮮人入島以来、別紙書類に摘採するように、元禄九年正月第一号旧政府評議の旨意により、二号訳官への通牒、三号朝鮮国からの来簡、四号本邦の回答および口上書等のとおり、すなわち元禄十二年に至りやりとりが終了し、本邦には関係が無いものと思われませんが、版図の取捨は重大なことなので、別紙書類を添え、念のため伺います。」(嶋地第六百六十四号⁸⁾)

⁶⁾ 原文は、次の通り。「御省地理寮官員 地籍編纂莅檢之為 本縣巡回之砌 日本海中ニ在ル竹島 調査之儀ニ付 別紙乙第二十八号 之通 照會有之候處 本島ハ 永禄中發見之由ニテ 故 鳥取藩之時 元和四年ヨリ元禄八年マテ 凡七十八年 間 同藩領内伯耆國米子町之商 大谷九右衛門 村川市衛ナル者 旧幕府ノ許可ヲ経テ 毎歳渡海 島中ノ動 植物ヲ積帰リ 内地ニ賣却致シ候ハ 已ニ 確証有之 今 ニ古書旧状等持傳候ニ付 別紙原由之大畧 圖面共相 副 不取肯 致上申候 今回 全島實檢之上 委曲ヲ具ヘ 記載可致之處 固ヨリ本縣管轄ニ確定致候ニモ無之 且 北海百余里ヲ懸隔シ 線路モ不分明 尋常帆舞船等 ノ 能ク往返スヘキニ非ラサレハ 右大谷某村川某カ 傳記ニ就キ 追テ詳細ヲ上申可致候 而シテ 其大方ヲ 推案スルニ 管内隠岐國ノ乾位ニ當リ 山陰一帶之西 部ニ貫附スヘキ哉ニ相見候ニ付テハ 本縣國圖ニ記載シ 地籍ニ編入スル等之儀ハ 如何取計可然哉 何分之 御指令 相伺候也」

⁷⁾ 原文は、次の通り。「磯竹島一ニ竹島ト稱ス 隠岐國ノ乾位 一百二拾里許 ニ在リ 周回凡十里許 山峻嶮ニシテ平地少シ 川三條 アリ 又瀑布アリ 然レトモ深谷幽邃 樹竹稠密 其源ヲ知ル能ハス……魚貝ハ枚舉ニ暇アラス 就中 海鹿 鮑ヲ物産ノ最トス……次に 一島アリ 松島ト呼フ 周回三十町許 竹島ト同一線路 ニ在リ 隠岐ヲ距ル八拾里許 樹竹稀ナリ 亦魚獸ヲ産ス」

⁸⁾ 原文は、次の通り。「竹島所轄之儀ニ付 島根縣ヨリ別紙伺出 取調候處 該 島之儀ハ 元禄五年朝鮮人入島以来 別紙書類ニ摘採 スル如ク 元禄九年正月第一号旧政府評議之旨意ニ依リ 二

「第一号旧政府評議」と記載されている文書は、1696（元禄九）年に、朝鮮国の抗議を受けて、江戸幕府が鬱陵島への渡海禁止を命ずるに至った顛末を記すものである。「二号訳官への通牒」は、幕府の命令を朝鮮国の訳官に伝えたことを記す文書である。「三号朝鮮国からの来簡」は、訳官から、幕府が鬱陵島への渡海を禁止したとの報告を受けた「朝鮮国禮曹參議 李善溥」が出した書簡である。「鬱陵島が我地であることは輿図に載せてある所であり、文献上も明らかで」、「貴州は、鬱陵島と竹島が一島にして二名であること」を承知しており、「その名称は異なるといえども」、「我が地であることは同じ」との記述がある。

「四号本邦の回答」は、これに対する返簡である。「口上書」は、これを補足して和館の館守が口頭で述べたことが記されている。竹島（＝鬱陵島）は、長らく朝鮮国で「捨て置かれ」、「日本の属島」であるかのような状況だったが、対馬守の尽力により、幕府は「誠信を以て通交する観点から」、日本人の渡海を差し止めた、との記述がある。

④ 立案第二十號

明治10年3月20日、太政官内で、次のような決裁書が起案された。

「別紙内務省伺 日本海内竹嶋外一嶋地籍編纂の件、右は元禄五年朝鮮人入嶋以来 旧政府該国と往復の末 遂に本邦関係これ無く思われると申し立てている以上は、伺の趣を聞き置き左のとおり御指令になるべきかどうか、この段伺います。

御指令按

伺のおもむき、竹島ほか一島のことは、本邦関係ないものと心得よ。⁹」

⑤ 太政官指令

同年3月29日、太政官は、内務省による伺に対して、次のような指令を下した。

「伺之趣 竹島外一島之儀 本邦關係無之儀ト 可相心得事」
（伺のおもむき、竹島ほか一島は、本邦に關係がないものと心得よ。）

以上が、1877（明治10）年の太政官指令の起草過程である。

号譯官へ達書 三号該國来東 四号本邦回答及ヒ 口上書等之如ク 則元禄十二年ニ至リ夫々往復相濟 本邦關係無之相聞候得共 版圖ノ取捨ハ重大之事件ニ 付 別紙書類相添 為念此段相伺候也」

⁹ 原文は、次の通り。「別紙内務省伺 日本海内竹嶋外一嶋地籍編纂之件 右ハ元禄五年朝鮮人入嶋以来 旧政府該國ト 往復之末 遂ニ本邦關係無之相聞候段申立候上ハ 伺之趣御聞置 左の通御指令相成可然哉 此段 相伺候也

御指令按

書面^{伺之趣}竹島外一嶋の義 本邦關係無之義ト可相心得事」

3. 発出後の展開

1876（明治9）年12月、北島秀朝長崎県令から、大久保利通内務卿と寺島宗則外務卿に宛てて、「松島御開拓之儀ニ付上申書」が提出されている。これによれば、「松島」は、「樹木が繁茂している」島であるとされる。1877（明治10）年8月、すなわち、太政官指令が発出された後に、大久保内務卿は、北島長崎県令への回答書で、「該島」は、鬱陵島にあたる島であるとの認識を示していた¹⁰。

また、1881（明治14）年、島根県令境二郎は、内務卿および農商務卿に宛てて、「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」を送付した。

その内容は、おおむね次の通り。島根県那賀郡浅井村の士族大屋兼助外1名が、松島開墾願書を提出してきた。太政官指令により、竹島外一島は本邦に関係がないとされたはずだが、伐木事業をしている者がいる。もしやその後詮議され、該島は本邦の範囲内となったのか。この点を伺いたい¹¹。

内務省は、「日本海に在る竹島松島は、太政官指令により本邦に関係がないとされたと聞いているが、今般島根県より上記の伺が送られてきた。近頃、朝鮮国と談判や約束を行ったことがあるのか、一応承知しておきたい」として、外務省に照会している¹²。この文書には、上記③の「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」が別紙甲号として添付されており、標題の後に「外一島ハ松島ナリ」との注記が付されていた¹³。

これに対し、外務省は、次のような返信起案文書を作成している。朝鮮政府から、外務卿に対し、日本人が、その島へ渡航して、漁採伐木しているとの照会があった。調べたところ、事実だったので、当該者に撤収を命じ、帰国させている。朝鮮政府には、このようなことがないように申し付け、禁止する旨、回答することになったことを申達する¹⁴。

これを受けて、内務卿は、島根県に対し、「松島の件は、以前の指令の通り、本邦には関係がない」ので、開墾願は許可できない、との指令を発した¹⁵。

しかし、日本人が引き続き鬱陵島へ渡海していたので、1882（明治15）年に来日した修信使

¹⁰ この文書について、詳しくは、藤井賢二「新局面を迎えた『太政官指令』問題研究」（本報告書所収）、同『花房義質関係文書』で覆る韓国の『太政官指令』に関する主張、<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/hanabusa-dajoukan.html>（最終閲覧 2023年1月16日）。

¹¹ 「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」（明治14年11月12日）、杉原隆『竹島外一島之儀本邦関係無之について』再考-明治十四年大屋兼助外一名の「松島開拓願」を中心に-、https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/takeshima04_j.html

¹² 「島地第1114号」（内務権大書記官西村捨三発外務書記官あて照会（明治14年11月29日））、同上。

¹³ 同上。

¹⁴ 外務省の返信起案文書（明治14年12月1日付け、11月30日起草）、同上。

¹⁵ 『明治十四年、明治十五年 県治要領』明治15年1月31日の項、同上。

朴泳孝が、再度外務卿井上馨に抗議するにいたった¹⁶。そこで、外務省は、太政官に、鬱陵島渡航を禁止する内達についての伺いを提出し、翌 1883（明治 16）年 3 月 1 日、太政大臣三条実美の名で、内務卿を名宛人として、次のような内達が出された。

「北緯三十七度三十分東経百三十度四十九分に位置する日本では松嶋または竹島、朝鮮では蔚陵嶋と呼ばれている島は、かねて日朝両国政府が合議により定めたこともあり、日本人はみだりに渡航上陸してはならないことになっている。各地方長官は、これに違反する者がないように諭達することを、内務省から命じなさい。その旨を内達する。」¹⁷

そして、内務省は、翌 1883（明治 16）年 3 月 31 日、全国の各府県知事に宛てて、次のような内達を出した。

「……日本では松嶋または竹島、朝鮮では蔚陵嶋と呼ばれている島は、かねて日朝両国政府が合議により定めたこともあり、日本人はみだりに渡航上陸してはならないことになっている。これに違反する者がいないよう、各自の管下に諭達しなさい。その旨を内達する。」¹⁸

4. 学説

紙幅の関係上、以下では、日本の学説を取り上げる。学説は、大きく 3 つに分かれている。

① 「外一島」＝「竹島」説

まず、太政官指令で言及されている「竹島」は現在の鬱陵島を、「外一島」は現在の竹島を指しており、明治政府は、鬱陵島と竹島を「本邦には関係がない」との指令を出したとの説である¹⁹。

この説によれば、島根県からの伺いに添付された一連の文書と地図の双方から、島根県が「竹島」（＝鬱陵島）と「松島」（＝竹島）を一括するものとして伺を出したことが明らかである。し

¹⁶ 杉原隆「清水常太郎の『朝鮮輿地図』について」、<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/takeshima04-h.html>（最終閲覧 2023 年 1 月 16 日）。

¹⁷ 原文は次の通り。「北緯三十七度三十分東経百三十度四十九分二位スル日本称松嶋一名竹島朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ儀モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違ノ者無之様各地方長官ニ於テ諭達可致旨其省ヨリ可相達此旨内達候也」「朝鮮国所属蔚陵島へ我國民渡航禁止ノ件」『公文録』明治十六年 第十三卷 明治十六年三月一四月。

¹⁸ 原文は、次の通り。「……日本称松島、一名竹島、朝鮮称蔚陵島ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様其管下へ諭達可致此旨及内達候也」山崎佳子「明治 16 年太政官内達の検討」前掲報告書（注 1）118-119 頁。

¹⁹ 堀和生「1905 年日本の竹島領土編入」『朝鮮史研究会論文集』第 24 号（1987 年）104 頁、池内敏『竹島問題とは何か』（名古屋大学出版会、2012 年）（以下、池内『竹島問題』として引用）137-149、350-351 頁、同『竹島—もうひとつの日韓関係史』（中公新書、2016 年）（以下、池内『竹島』として引用）101、109、112-117 頁。

たがって、内務省からの「日本海内竹島外一島地籍編纂方向」と題された伺にいう「竹島外一島」が「竹島」(＝鬱陵島)と「松島」(＝竹島)を指すことには議論の余地がない²⁰。「日本海内竹島外一島地籍編纂方向」なる史料の解釈は、「テキストそのものにきちんと即して解釈すれば結論はひとつしかない。明治10年の日本政府中央は、竹島(鬱陵島)と松島(竹島)は日本の版図外であると公式文書で表明している、ということである」とされる²¹。

また、地理学者の田中阿歌麻呂が、1905年8月15日刊行の『地学雑誌』200号に、次のように記していることも論拠とされる。

「同島は去2月22日島根県令を以て、公然我が帝国の範囲に入り、行政上隠岐島司の管轄とせられたり、而して其当時吾人は同島の外国人により発見せられたる事実及、地形に関する一般を紹介し置きたるが、……此地は去る5月27日の日本海の家戦に依り、リアンコート Liancourt Rocks. 岩の名称の下に世上に知られたり、今此島の沿革を考ふるに其発見の年代は不明なれども、フランス船リアンクール号の発見より遙に以前に於て本邦人の知る所なり、徳川氏の時代に於て之れを朝鮮に与へたるが如きも、其の以前に於て、此島は或は隠岐に或は伯耆、岩見に属したり、明治の初年に到り、正院地理課に於て其の本邦の領有たることを全然非認したるを以て、其の後の出版にかかる地図は多く其の所在をも示さざるが如し、[以下略]」(下線は、引用文献による)

下線部が、「日本海内竹島外一島地籍編纂方向」にみえる一件を承けての記述であることは明らかであり、1905年8月に、「明治の初年に[……]本邦の領有たることを全然非認したる」ことが指摘されている」のだから、「外一島」は今日の竹島を指している、とされる²²。

さらに、このように解釈しなければ、1905(明治38)年の閣議決定文との整合性が保たれない、と指摘する。閣議決定は、次のように述べている。

「別紙内務大臣請議無人島所属ニ関スル件ヲ審査スルニ右ハ北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分隠岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル無人島ハ他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク一昨三十六年本邦人中井養三郎ナル者ニ於テ漁舎ヲ構ヘ人夫ヲ移シ獵具を備ヘテ海驢獵ニ着手シ今回領土編入並貸下ヲ請願セシ所此際所属及島名ヲ確定スルノ必要アルヲ以テ該島ヲ竹島ト名ケ自今島根県所属隠岐島司所管ト為サントスト謂フニ在リ依テ審査スルニ明治三十六年以来中井養三郎ナル者該島ニ移住シ漁業ニ従事セルコトハ関係書類ニ依リ明ナル所ナレバ国際法上占領ノ事実アルモノト認め之ヲ本邦所属トシ島根県所属隠岐島司の所管ト為シ差支無之儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定相成可然ト認ム」(下線は、引用文献に

²⁰ 池内『竹島問題』(注19)146頁、同『竹島』(注19)112頁。

²¹ 池内『竹島問題』(注19)149頁。

²² 同上、350-351頁、同『竹島』(注19)117頁。もともと、田中は、翌年、この記述について、「全く竹島の記事に非ずして鬱陵島の記事なるが如し」と、誤解だったことを認める附記を掲載している。田中阿歌麻呂「隠岐國竹島に關する地理學上の智識」『地学雑誌』第18巻6号、419頁。下條正男「実事求是～日韓のトゲ、竹島問題を考える～第22回：朴炳渉氏の「明治政府の竹島＝独島認識」を駁す」

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-2/takeshima05-d.html>

よる)

下線部は、次のように記している。「島は他国による占領の事実がない無人島であり、明治36年より中井養三郎が島に漁舎を構えてアシカ漁を始めた。そしてこのたび中井がその島の領土編入と中井への貸し下げを依頼してきたので、この際、島の所属と島名を確定する必要があり、この島を竹島と名づけ、今後は島根県所属隠岐島司の所管としたいということになった。そこで審査したところ、たしかに明治36年から中井がその島で漁業に従事してきたことは書類上明らかであり、そうである以上は国際法上占領の事実あるものと認めうるから、この島を本邦の所属とし、島根県所属隠岐島司の所管としても差し支えないと考える」。したがって、「閣議決定文は、閣議決定の時点で竹島が20年以上も前からすでに日本領であったなどとはひとことも述べておらず、それまで竹島を日本領と認識していなかったと読むのがきわめて総合的な史料解釈」であって、「明治10年の太政官指令は、文字どおり『竹島を日本領外とする』ものと了解するよりほかない」とされる²³

② 「外一島」＝「鬱陵島」説

これに対し、太政官指令にいう「竹島」と「外一島」は、ともに今日の鬱陵島を指すとの説もある。

この説によれば、太政官での決裁文書である立案第二十号は、内務省伺「日本海内竹嶋外一嶋地籍編纂之件」についてのものである。この件名は、内務省からの伺に由来し、内務省からの伺の件名は、島根県からの伺に由来する。しかし、内務省からの伺は、島根県の伺の件名を継承しつつも、太政官への伺は、「竹島所轄之儀ニ付」と記されているので、内務省は、もっぱら「竹島」(＝鬱陵島)について「本邦関係無之相聞候」と判断したことになる。また、内務省が、その根拠として採用した資料(日朝交渉の記録一号から四号)も現在の竹島に触れていない。したがって、立案第二十号は、内務省の判断を肯定する形で決裁されたものであり、それを採用した太政官指令は、「現在の竹島を本邦関係無之としたものではない」とされる²⁴。

また、太政官指令発出後に出された諸文書も、この解釈を裏付けるものである、とされる。1877(明治10)年8月の大久保内務卿から北島長崎県令への回答書、1881(明治14)年の「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」、これに対する外務省の返信起案文書ならびに内務省の指令、1883(明治16)の太政官内達ならびに内務省内達は、いずれも「蔚陵嶋」、「松嶋」および「竹島」を、同

²³ 池内『竹島』(注19)114-116頁。なお、閣議決定をもって、「遅くとも17世紀半ばには確立した竹島に対する領有権を、近代国際法の文脈のなかに置き直したのだとする日本政府の公式見解は、「無理筋」であるとも言う。閣議決定文は『既に日本領であったものを、近代国際法の文脈に置き直した』ものではなく、『明治36年以来の活用実績に基づいて、いま日本領に編入する』と論じ、書いてあることが明瞭だからである、とされる。同上、116頁。

²⁴ 塚本孝「“太政官指令”と元禄の日朝交渉」「報告書」(注1)33頁。杉原隆「明治10年太政官指令一竹島外一島之儀ハ本邦関係無之一をめぐる諸問題」第2期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書(平成23年2月)12-14頁、
lhttps://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/kenkyuukai_houkokusho/takeshima04-02/index.data/3_2chu-M10.pdf
(最終閲覧2023年1月16日)

一の島とみなしているからである²⁵。

③ 1883(明治16)年の太政官内達による変更説

最後に、仮に、1877(明治10)年の太政官指令が、「外一島」＝「松島」(＝竹島)を「本邦に
関係がない」としていたとしても、1883(明治16)年の太政官内達により、「外一島」＝「鬱陵
島」に解釈が変更された、とする説にふれておこう。

この説によれば、1883(明治16)年の太政官内達は、全国に向けられた指令であり、島根県に
向けられた1877(明治10)年の太政官指令よりも重い。また、1877年(明治10)年の太政官指
令は、「個別案件に係る法令ではないが、同じく太政官の内務省に対する指令という意味で対比
するとして、もし内容に齟齬があれば『後法は前法を破る』という原則(*Lex posterior derogate
priori*)の趣旨により明治16年の指令が明治10年の指令を”破る”(廃する)²⁶。

5. 考察

それでは、若干の考察を行うことにしよう。

まず、1877(明治10)年の太政官指令にいう「竹島」が鬱陵島を指していることに争いはな
い。そして、1877(明治10)年の太政官指令の起草過程、とりわけ島根県からの伺いに添付され
ていた「原由の大略」が「竹島」と「松島」を区別していたことに鑑みれば、指令にいう「竹島」
は鬱陵等、「外一島」は竹島をさしているとの解釈が「素直な」読み方ではある。

しかし、1877(明治10)年の稟議書である立案第二十號に、「松島」への言及がないこと、内
務省による伺の本文の「松島」は見当たらないことから、太政官が稟議の主たる対象と認識し
ていたのは「竹島」＝「鬱陵島」だったと推察するに足る理由もある。「外一島」＝「鬱陵島」
説は、最新の研究²⁷で、特に強調されているところであるが、起草過程の緻密な検討により、十
分に説得力のある有力な説である。

他方で、仮定の話ではあるが、1883(明治16)年の太政官内達による変更説は、支持できな
い。冒頭でふれた日本政府の公式見解によれば、1877(明治10)年の太政官指令と1883(明治
16)年の太政官布達との間に「齟齬」はないはずだからである。

6. おわりに

以上のように、1877(明治10)年の太政官指令にいう「外一島」も「鬱陵島」を指していたと
の説は、「外一島」は「竹島」を指しているとの説に十分対抗できる説得力を持っていると考え

²⁵ 杉原隆「第8回明治9年の太政官文書-竹島外一島之儀本邦関係無之について-」杉原通信
「郷土の歴史から学ぶ竹島問題」、

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/sugi/take_04g08.html (最終閲覧 2023年1月16日)、藤井「前掲論
文」(注10)。

²⁶ 塚本孝「竹島領有権をめぐる韓国政府の主張について」『東海法学』第52号(2016年)70
頁、山崎佳子「明治16年太政官内達の検討」『報告書』(注1)119頁。

²⁷ 「報告書」注(1)。

られる。

しかし、なお解明されなければならない疑問も残されている。すなわち、1877（明治10）年の太政官指令が、「竹島」（＝鬱陵島）のみを対象にしていたならば、なぜ標題に「外一島」を残したのか。はたして、「稟議書によく見られるようにもともとの島根県の伺いにあった表題をそのまま案件名として利用しただけ」²⁸だったのだろうか。この点については、今後の課題とし、他日を期することにする。

²⁸ 杉原隆「明治10年太政官指令—竹島外一島之儀ハ本邦関係無之一をめぐる諸問題」第2期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書（平成23年2月）14頁、
https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/kenkyuukai_houkokusho/takeshima04-02/index.data/3_2chu-M10.pdf
（最終閲覧2023年1月16日）。

4. 新局面を迎えた「太政官指令」問題研究

藤井 賢二

第1部: 島根県のウェブサイト掲載記事

2022年4月15日に『花房義質関係文書』で覆る韓国の「太政官指令」に関する主張を島根県のWeb竹島問題研究所に掲載した。同記事を、一部加筆した上で、以下再掲する。

要旨

- (1)韓国は1877年の「太政官指令」で明治政府が現在の竹島を日本領ではないと認めたと主張する。その根拠は、関連資料の「磯竹島略図」に「竹島」（鬱陵島）と「松島」（現在の竹島）が描かれていることである。
- (2)しかし、今回発掘された『花房義質関係文書』中の内務卿から長崎県令への回答書で、「太政官指令」の元を作成した内務省は、「松島」を「元禄竹島一件」で交渉の対象になった島、すなわち鬱陵島にあたる島と理解していたことがわかった。
- (2)つまり、「太政官指令」は鬱陵島だけを対象としており、現在の竹島を対象としていないことが明らかになったのである。「太政官指令」は明治政府が現在の竹島を日本領ではないと定めた指令ではない。

①「太政官指令」に関する新資料

今年2月28日、韓国ソウルの東北アジア歴史財団で「発掘資料で探索する独島領有権の新地平」と題した会合が開催され、朴漢珉氏（東北アジア歴史財団研究委員）が「1870年代海外記録に見える鬱陵島・独島と太政官指令」という報告を行なった。報告内容は同月24日付の韓国の聯合ニュース（電子版）で事前に報道され（「独島は私たちと関係ない1877年日指令」）、私は報告資料集を入手した。

朴漢珉氏の報告にある1877年3月の「太政官指令」とは、前年1876年10月に島根県が内務省に提出した「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」－「竹島外一島」を島根県の地籍（土地台帳にあたる）に入れるべきかを尋ねた伺へへの、太政官（のちの内閣にあたる機関）の回答であり、島根県には1877年4月に伝えられた。「太政官指令」には「竹島外一島之義本邦関係無之義ト可相心得事（竹島外一島の件は、本邦（日本）とは関係ないの心を心得るべし）」という文言があった。韓国は、「竹島」が鬱陵島で「外一島」の「一島」が現在の竹島（韓国名「独島」）である、すなわち「独島が日本の領土ではないということを明治政府が公式確認した」のだと主張している（韓国政府外交部の広報冊子『韓国の美しい島・独島』）。

朴漢珉氏の報告は、「太政官指令」の内容は島根県の他にも長崎県に伝えられ、従来考えられていたよりも「太政官指令」の適用範囲が広がったことがわかる資料を発掘したという内容だった。ところが、彼が発掘した資料は彼のそのような意図よりも、もっと重要な意義を持っていた。資料を分析した結果、「太政官指令」は鬱陵島だけを対象としており、現在の竹島を対象としていないことがわかったのである。朴漢珉氏は「太政官指令」を「韓国の独島領有権を示す核心資料のうちの一つ」（報告資料集4頁）と述べているが、実はそうではないことを示す資料が発掘された意義は大きい。

②「太政官指令」をめぐる論争

韓国の主張の最大の根拠は「磯竹島略図」である。「磯竹島略図」とは、島根県の伺に添付された絵図であり、「磯竹島」（鬱陵島）と「松島」（現在の竹島）が描かれていた〔画像①〕。また、島根県の伺には17世紀に鬱陵島方面に渡海していた米子の大谷・村川家の記録を参考にした説明文「原由の大略」も添付されていた。「原由の大略」には「次に一島あり松島と呼ぶ」から始まる、現在の竹島についての若干の説明もあった。「磯竹島略図」に竹島（鬱陵島）と松島（独島）が描かれていることなどから、「太政官指令」で言う“竹島（鬱陵島）外一島”の“一島”が独島であることは明らかです（『韓国の美しい島・独島』）と韓国は主張する。

これに対して日本国内には次のような反論がある。1877年3月29日付「太政官指令」は、島根県の伺を受け取った内務省が5ヶ月間の調査の末に同年3月17日付で太政官に提出した伺の内容を追認している。よって内務省の伺を検討せねばならない。内務省の伺本文には、その島は、「別紙書類に摘採」されている日朝間のやりとりの結果、本邦と関係がないということになったが、版図の取捨は重大なことなので、念のため伺うとある。

内務省の伺に添付された「別紙書類」は「元禄竹島一件」（17世紀末の鬱陵島をめぐる日朝間の交渉。鬱陵島への日本人の渡航を禁止した。）の記録であって、現在の竹島への言及はない。「原由之大略」と「磯竹島略図」は内務省の伺に添付されたかもしれないが、あくまでも島根県の伺の添付資料であって内務省の判断根拠としては位置づけられていない。そして、「日本海内竹島外一島地籍編纂方向」という島根県の伺と同名の題目以外に、内務省の伺に「外一島」という文言はない。「太政官指令」は、もっぱら鬱陵島を対象にしたものである。

また、幕末から明治にかけて西洋起源の地理知識が流入した結果、「竹島」または「磯竹島」と呼ばれてきた鬱陵島が、明治時代には「松島」とも呼ばれる混乱が起きていた。「磯竹島略図」で示された、「竹島」＝鬱陵島、「松島」＝現在の竹島」という江戸時代の地理認識で内務省の担当者が島根県の伺を処理したとは考えられない。

上記の反論の詳細については、2022年3月に公表された『竹島資料勉強会報告書「明治10年太政官指令」の検証』（公益財団法人日本国際問題研究所）で確認することができる（https://www.jiia.or.jp/pdf/research/R03_Takeshima/00-00.pdf）。

以上要するに、「現在の竹島を日本と関係ないとしたという主張は、島根県の伺の添付資料だけに依拠した議論、あるいは「松島」とあると常に竹島/独島を指すという思い込みによる議論である」（『竹島問題100問100答』ワック出版、2014年）と、韓国の主張は批判される。

③『花房義質関係文書』について

朴漢珉氏が紹介した該当の文書は『花房義質関係文書』（東京都立大学附属図書館蔵）に残されていた。

花房義質^{はなぶさよしもと}（1842-1917）は岡山生まれで適塾に学び、外交官として活動したことで知られる。朝鮮には8回にわたって派遣され（1872（明治5）年、1876（明治9）年、1877（明治10）年、1878（明治11）年、1879（明治12）年、1880（明治13）年、1882（明治15）年（2回））、1877年の派遣にあたっては外務書記官兼任のまま代理公使に任命され、1880年には辨理公使として京城駐在を命じられた。1882年7月の壬午軍乱の時の日本公使館襲撃で危うく難を逃れて帰国し、同年に再度渡朝した（安岡昭男「花房義質の朝鮮奉使」『花房義質関係文書：東京都立大学附属図書館所蔵1』北泉社、1996年）。

1996年からマイクロフィルムで刊行された『花房義質関係文書』は、「書簡の部」と「書類の部」からなる。該当の文書は「書類の部」の「A 朝鮮国関係 4 公務類・公信類」の「2) 対朝鮮交渉のための書類一綴り明治9年6月10日～明治10年11月23日」に収められている。文書はすべて長崎県の罫紙に書かれており、1877年7月13日付の長崎県令北島秀朝(1842～77)から内務卿大久保利通(1830～78)に宛てた「松島開島之儀ニ付伺」、その伺の付属文書「松島開拓着手急務之概略」、そして同年8月18日付の内務卿から北島県令への回答書の三つである。これらの文書を花房が入手したのは、第3回の朝鮮派遣の際に朝鮮に向かう時、同年9月30日から10月3日の間に長崎に立ち寄った時だと朴漢珉氏は推測している(報告資料集14頁)。

④「松島」開拓願と「島名の混乱」

「松島開島之儀ニ付伺」〔画像②〕は本文661字で2枚にわたる罫紙に書かれた文書で、「我カ隠州ノ北ニ一島アリ松島ト名ツク(我が国の隠岐の北方に松島という名前の島がある)」という文言から始まる。この「松島」に対して、日本領であることをまず明らかにして役所を設置し、開拓のために移民を送り、航路を開き、この島に対する外国人の野心を封じることがを提言し、それらの措置の管轄を長崎県に命じられれば、十分対応できると述べている。そして、この要望はウラジオストク在住の貿易事務官瀬脇寿人(1822～78)からの切迫した要請によるものだが、大久保内務卿の決裁を仰ぎたいとあった。

北島県令の伺に添付された「松島開拓着手急務之概略」は本文832字で3枚の罫紙にわたって書かれており、開拓のための12項目の具体的な提案が記されていた〔画像③〕。内務省と長崎県の官員や巡査などを測量等の調査のために現地に派遣すること、船舶を繋留できる港湾があれば灯台や市街地の予定地を定めること、「漁者ト樵夫等」を雇用して滞在させ「漁業伐木ノ利益」を確保することなどである。

北島県令の伺の「松島」が、現在の竹島ではなく鬱陵島であることは明らかである。「南北四五里ニ亘リ東西二三里ニ止リ」という島の大きさは実際とはやや異なるが(実際は東西南北とも約10キロ)、長崎とロシア沿海州のウラジオストクを結ぶ「線路ニ当リ要衝ノ地」という位置〔画像④〕、「南面海ニ向テ漸ク平坦ニ属シ」や「巨木全島ニ繁茂シ深緑常ニ鬱蒼タリ」という描写からそれはわかる。

ところが、北島県令は「松島」を朝鮮に属する鬱陵島とは認識していない。鬱陵島が朝鮮領であることは知られていたのだから、朝鮮領である島を開拓する問題に言及するはずであるが、それはない。北島の認識は、この伺発出の基になった瀬脇の認識の影響を受けていた。瀬脇は1875年に長崎からウラジオストクに向かう航路の途中で「松島」(実際は鬱陵島)を実見した。その時は「松島」が日本領という確信はなかったが、ウラジオストク在住の朝鮮人との対話で、「竹島」(鬱陵島)とは別に「松島」があり、それは日本領だと確信したと思われる(松澤幹治「松島開拓願を出した下村輪八郎と『西海新聞』「松島日記」」(第4期島根県竹島問題研究会編『第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』島根県総務部総務課、2020年)。また、同報告書所収の石橋智紀「瀬脇寿人(手塚律蔵)と彼をめぐる人たち」も理解に役立つ)。

瀬脇の認識の背景には当時の「島名の混乱」の問題があった。19世紀の西洋の地図には、西洋船の誤った測定により、存在しない鬱陵島と実際の鬱陵島という、二つの鬱陵島が日本海西部に描かれるという事態がおきていた。そのような誤った情報に基づく地図が日本にも伝わったため、日本の江戸時代の呼称である「竹島」(鬱陵島)と「松島」(現在の竹島)とのずれが

生じていた〔画像⑤〕。「元禄竹島一件」で渡航禁止にならなかった「松島」を瀬脇が日本領と
考え、自らも見た正体不明の島（実際は鬱陵島）に当てはめたとしても不思議ではない。

このような、鬱陵島とは別の資源豊かな島で、日本領なので開拓可能と考えられた「松島」
の開拓願は、1876年以降いくつも政府に提出されていた。『竹島考證』には瀬脇が1877年に提
出した4通もの開拓願が収録されているが、同年4月25日の外務卿寺島宗則と外務大輔鮫島
尚信宛の開拓願には、「先我属嶋松島ニ着手シ」という文言がある。なお、北島県令の伺が大久
保内務卿宛なのは、「松島」開拓の長崎県管轄を提言したからであろう。

⑤大久保内務卿から長崎県令への回答書

大久保内務卿の回答書〔画像⑥〕は本文162字で罫紙半分ほどのもので、その現代文による
大意は次の通りである。

隠岐の国の北方にある松島の開拓の件について詳しい説明があったが、右は昨年島根県から
問い合わせがあったもので、旧幕府の時のその島のことについての朝鮮国との数回の往復
書類などをしっかり調査した結果、結局我が版図内にあることははっきりしなかったのでそ
の筋への問い合わせを経て、本邦との関係はないものと決定して同県にもその趣旨を指令し
ておいた件であって、このような経緯を理解するよう回答する。

内務卿は「松島」について、江戸時代の「元禄竹島一件」の時のその島をめぐる日朝間の往
復書簡を検討し（「舊幕府中該島事件ニ付朝鮮国ト数回往復之書類等篤ト取調候処」）、「その筋」
（太政官）に照会した上で、日本と関係ないと決定したとしている。換言すれば、「太政官指令」
とその元になった島根県の「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」に対する内務省の調査は「松
島」についてのものであるとした。つまり、1877年当時内務省は、「松島」を「元禄竹島一件」
で交渉の対象になった島、すなわち鬱陵島にあたる島と理解していたのである。

「太政官指令」で現在の竹島が日本と関係ないとされたという韓国の主張の根拠は、「磯竹
島略図」に竹島（鬱陵島）と松島（独島）が描かれており、これらが「竹島外一島」にあた
るという解釈であった。しかし、内務卿の回答書によってそれは成り立たないことが明らかにな
った。「磯竹島略図」の江戸時代の地理認識（「竹島」＝鬱陵島、「松島」＝現在の竹島）を内
務省（大久保内務卿）は共有していなかった。したがって、「太政官指令」は現在の竹島を日本
と関係ないとしたものではない。

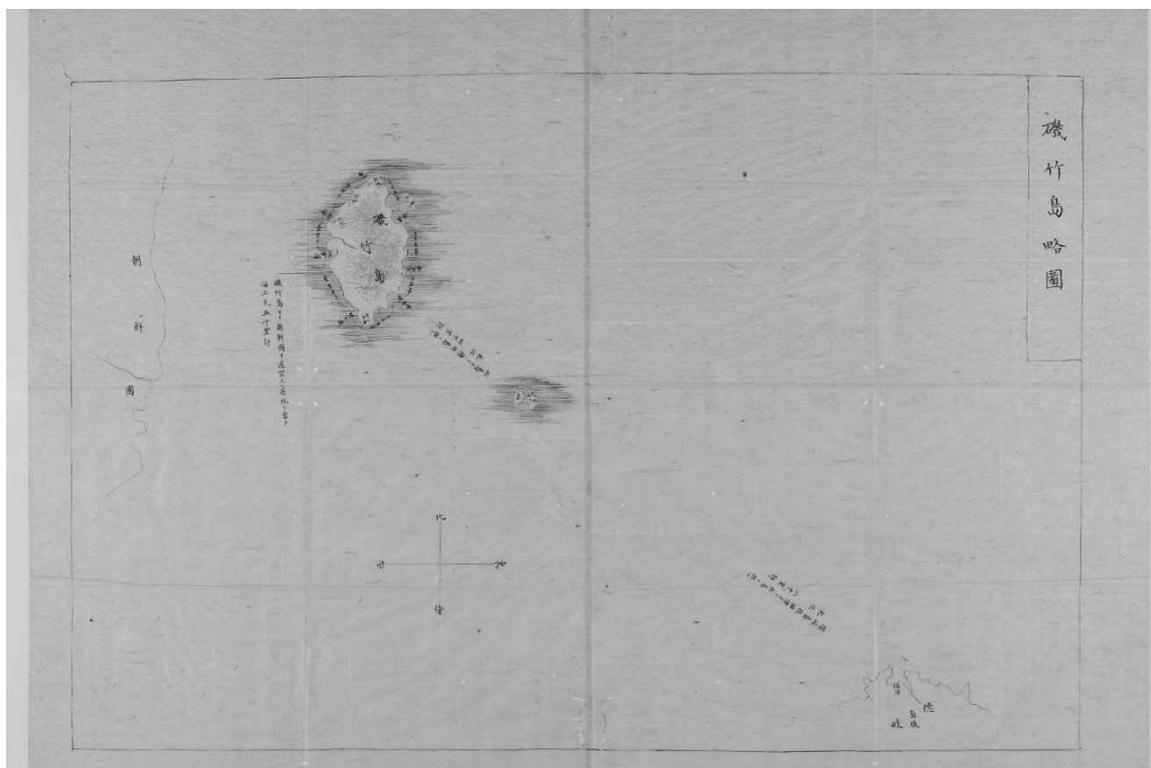
「太政官指令」についての「ここである竹島は鬱陵島、外一島は松島ですが、明治期には松
島も鬱陵島を指したので、この指令は鬱陵島に関するものです。明治政府が現在の竹島を日本
領でないと定めた指令等はありません」という説明（島根県が作成した竹島学習リーフレット）
の正しさを、新たに発掘された『花房義質関係文書』中の文書は証明している。

付記

2022年2月24日付聯合ニュースの記事の情報を寄せていただいた方、『花房義質関係文書』の
マイクロフィルムの閲覧・複写を許可していただいた大阪大学総合図書館、同資料中の該当の
文書を翻刻していただいた島根県竹島資料室、それぞれに感謝申し上げます。

画像①「磯竹島略図」

『明治九年 地籍』 所収【島根県公文書センター所蔵】



画像②「松島開島之儀ニ付伺」

出典：『花房義質関係文書 東京都立大学付属図書館所蔵 第2期（明治初期政治史料集成：6）』安岡昭男 監修、岩壁義光、広瀬順昭、堀口修 編修、北泉社、[2002] マイクロフィルムリール第20巻 文書番号は406-2 【大阪大学総合図書館所蔵】 原文書は、東京都立大学図書館所蔵

又其設ク所ヲ開ケルニ懸山アリト云ヘリ柳
魯西亞ノ亞細亞島方ニ志シテハ世人ノ
已ニ明知ス所ナリ浦潮港ノ日々追テ繁
盛ニ至ル指ヲ屈シテ待ツヘキナリ果シテ然ラ
ハ該島ハ我長崎ト清國ト上海ヨリ浦潮
港ニ航路ノ線路ニあり要衝ノ地ナルヲ以
テ彼我船舶ノ渡海スル者或ハ風浪ノ避
ケ新水ヲ求ム亦應ニ敷ナカラズハ此以
テ其島村ヲ伐リ其地ヲ開カ本邦ヲ多
ク利益ヲ増シ通商ノ便ヲ得ルニ定ムル
蓋シテ方今國事多端際ニハ此國ヲ事ス
ルニ後先ノ別アリテ該島ノ事亦忽チ
ニ可ラズノ事情アリ若シテ之ヲ度外ニ付セ

松島開島之儀ニ付伺
我カ徳州ノ北ニ島アリ松島ト云ハ地勢
ハ南北四五里ニ直リ東西ニ三里ニ止リ西
朝鮮ニ近ク北ハ魯頰諸州ニ接スル航路
者ノ設ク此ノ該島ハ南西海ニ向テ漸ク平
阻ニ属シ山頂ノ四分ニ瀑布ノ如キセマリ
又海濱淺キ少湾ハ四テ船舶ヲ繋リハ
シ加コニ巨木全島ニ茂リ深緑帯
鬱蒼蒼々リ而シテ又頗ク淺瀬ノ利ヲ見セ
中ニ非人好ム所ノ鮫ノ加キハ其多キヲ勝テ
言フ可ラズ已ニ浦潮港ヲ留メ島人佛人
等其益見テ認メ編ヨリ之ニ注目セリト

内務卿ニ保利通殿

ハ小人ノ所有ニ歸スルニ悔トミ追テ可ラズ政
ニ暫クテ全ク事ヲ為ラズ先ツ速ニ我カ
國内ニテ之ヲ設ク公ニ辭ヲ設ケ海濱ニ海島
移民ヲテ下シ通商ノ便ヲ得セシムル外人ノ
垂涎ヲ防ギ我カ所屬タル明示スル而シテ
其管轄ノ本縣ニ命セラシムル便宜ノ渡船ノ概
該島ニ乘陸シテ輕易ニ其方ハ可相互ナリ
浦潮港ヲ留理事官瀨昭吾島人ノ頗ル
切迫ノ以テ中越ノ者ニ有テ先ツ着手ナ
者頂序書頂流坊設見課准保至志何
方ノ御決裁ヲ仰テ候也
明治十年七月二十日長崎縣令島島委朝

松島開島之儀ニ付伺

我カ隠州ノ北ニ一島アリ松島ト名ツク、地勢ハ南北四五里ニ亘リ東西二三里ニ止リ、西ハ朝鮮ニ近ク北ハ魯領満州ニ接スト云、航海者ノ説ニヨレハ該島ノ南面海ニ向テ漸ク平坦ニ属シ山頂ノ三四分ニ瀑布ノ如キモアリ、又海浜処々ノ小湾ハ以テ船舶ヲ撃クヘシ、加フルニ巨木全島ニ繁茂シ深緑常ニ鬱蒼タリ、而シテ又頗ル漁獵ノ利ヲ見ル、就中支那人好ム所ノ鮑ノ如キハ其多キコト勝テ言フ可ラス、已ニ浦潮港在留ノ魯人仏人等其益アルヲ認メ竊カニ之ニ注目セリト又其説ク所ヲ聞ケハ鉞山アリト云ヘリ、抑魯西亞ノ亜細亞東方ニ志シアルハ世人ノ已ニ明知スル所ナレハ、浦潮港ノ日ヲ追テ繁盛ニ至ルハ指ヲ屈シテ待ツヘキナリ、果シテ然ラハ該島ハ我長崎ト清国上海ヨリ浦潮港ニ航海ノ線路ニ当リ要衝ノ地ナルヲ以テ、彼我船舶ノ渡海スル者或ハ風浪ヲ避ケ薪水ヲ求ムル亦応ニ尠ナカラサルヘシ、況ヤ其良材ヲ伐リ其漁獵ヲ開カハ本邦多少ノ利益ヲ増シ通商ノ便ヲ占ムルニ足ルヘシ、蓋シ方今国事多端ノ際ナレハ固ヨリ事ヲナスニ後先ノ別アレトモ該島ノ事モ亦忽カセニス可ラサルノ事情アリ、若シ之ヲ度外ニ付セ

ハ外人ノ所有ニ帰シ遂ニ悔トモ追フ可ラス、故ニ暫ク十全ノ事ヲ為サ、ルモ先ツ速カニ我版図内ナルヲ証シ、一ノ公廨ヲ設ケ漸次ニ開島移民ノ手ヲ下シ通船ノ便ヲ得セシメハ外人ノ垂涎ヲ防キ我レノ所属タルヲ明示スヘシ、而シテ其管轄ヲ本県ニ命セラレハ便宜ノ渡船ヲ儼ヒ該島ニ来往シテ輕易ニ其方法ヲ可相立、右ハ浦潮港在留理事官瀨脇寿人ヨリ頗ル切迫ノ次第申越ノ旨モ有之、依テ先着手概略順序書相添此段具陳候條至急何分ノ御決裁ヲ仰キ候也

明治十年七月十三日 長崎県令北島秀朝

内務卿大久保利通殿

翻刻に読点（、）を適宜加えた。
漢字は原則として常用漢字を用いた。
略字は片仮名にした。

画像③ 「松島開拓着手急務之概略」

出典：『花房義賢関係文書 東京都立大学付属図書館所蔵 第2期（明治初期政治史料集成：6）』安岡昭男 監修、岩壁義光、広瀬順昭、堀口修 編修、北泉社、[2002] マイクロフィルムリール第20巻 文書番号は406-2 【大阪大学総合図書館所蔵】
原文書は、東京都立大学図書館所蔵

松島開拓着手急務之概略

才一
一 該島開拓に着手するに先づ我國之版圖ニシテ
領土ニ他ニ証跡ヲ設ケルニテ開拓ノ事
業ニ至ラズハ漸次着手スルニ由ス

才二
一 該島見分及ニ周回測量トシテ内務省地理
院ニ申上ル者若干名先般見分及ニ及テ是等
凡拓名外ニ巡査ニテ若干名許並ニ氣船ニテ該
島ニ可利ノ事

才三
一 該島着手ニ先づ居住人民ノ有無見分
シテ若シ居民アリハ外國ノ力ヲ藉テ該島移住
ノ事政務ニ其政ヲ開示シテ詳知ヲ調フ
ノ事

才四
一 船舶ノ對テハ港灣ノ有無及ニ礦物類
其他天然ノ産物ノ被蓄又耕地トシテハ地
調フノ事

才五
一 取テ船舶ノ對テハ港灣ノ有無及ニ燈臺建
築トシテ船舶ノ往來ニ便トシテ地調定
メノ事

才六
一 但燈臺築クニ先づ古ノ領海潮港ノ
外國ノ航海船寄港ニ便トシテ地調定
メノ事

才七
一 本邦長崎清國上海等ノ港潮港ノ航
海ノ線路ニ便見方位ニ於テ可成振フ
ノ事

才八
一 凡般ノ力ヲ費セテ先づ産物ヲ以テ農
利ヲ得テ經濟ノ振興ヲ調フノ事

才九
一 石トシテ煤ヲ調出来ルモノ先長崎ノ歸港
之上内務省ノ見分及ニ我島府ニ於テハ該地
ノ開拓ノ事ヲ確認シテ該島官廳及ニ
開拓ノ事ヲ務メテ可成振フノ事

才十
一 凡我地ニテ該島一里數近キ縣地ニテ
ハ長崎浦瀬港ノ通船ニ便ナルハ我長

才十一
一 崎如クハ該島管轄ニ亦官廳ニ被仰
方ノ般ニ便宜ナラシム

才十二
一 浦長崎縣ノ開拓ニ分下ルシハ官廳
ノ向テハ該島府ノ長官トシテハ該島
官廳ニ對シテ然ラズハ知事トシテ
之ヲ看テラズ

才十三
一 凡般ノ力ヲ費セテ先づ港灣ノ備
寄附セテ澳業地本ノ利益ヲ以テ之
以テ之ヲ興スルニ由ス

才十四
一 燈臺建築ノ儀ハ時機見計ニ内務省
東京工部省ノ主位ニ由テ請求ス

才十五
一 該島見分一旦長崎歸港迄ハ先づ別
途開拓ヲ以テ該島府ニ該島
興ノ所ノ利ヲ以テ知事トシテ之ヲ
興スルニ由ス

才十六
一 該島開拓ノ事ニ先づ地調定メ及ニ
ノ詳知目ニ至リテハ實地着手ナラズ
ノ詳見分及ニ内務省ノ見分及ニ地
調フノ事

松島開拓着手急務之概略

第一

一 該島開拓之本旨ハ先ツ我國之版圖ニシテ
殖民之地タル証跡ヲ設クルマテニテ開拓之事
業ニ至テハ漸次着手スルヲ要ス

第二

一 該島見分及ヒ周回測量トシテ内務省地理
局之吏員若干名并長崎県官員及ヒ役夫等
凡拾名、外ニ巡查二十名許蒸氣船ニテ該
島ニ可赴事

第三

一 該島着ノ上ハ曾テ居住人民ノ有無ヲ見分
シ若シ居民アラハ本國ノ名籍、該島移住
之事故及ヒ其政府關係ノ否、詳細取調フ
ヘキ事

第四

一 船艦ヲ撃クヘキ港湾之有無及ヒ礦物類
其他天然産物ノ概略又耕地トナルヘキ地ヲ
調フヘキ事

第五

一 果シテ船艦ヲ撃クヘキ港湾アラハ燈台建
築之場所并将来市街トナルヘキ地ヲ予定
スヘキ事

但燈台ヲ築クノ本旨ハ魯領浦潮港ヘ

内外國ヨリ航海船寄港之便ヲ得ル為ナレハ

本邦長崎清國上海等ヨリ浦潮港ヘ航

海之線路ニ便アル方位ニ於テ可成撰フヘ

キ事

第六

一 凡幾多ノ人力ヲ費セハ天造ノ産物ヲ以幾多ノ
利ヲ得ルト經濟ノ概略ヲ調フヘキ事

第七

一 右六ヶ條之調出来候ハ、一ト先長崎ヘ帰港
之上内務省ヘ具狀シ、我政府ニ於テ果シテ該地
ヲ開拓スヘキモノト確認セハ、該島管轄及ヒ
開拓之事務長崎県工可被仰付事
但我陸地ヨリ該島ヘ里数近キ果他ニアリトイ
ヘトモ魯領浦潮港ヘ通船之便アルハ我長

崎県ニ如ハナシ、故ニ管轄モ亦当県ニ被仰付
方万般之便宜ナラン

第八

一 前長崎縣ヘ開拓之命下リシ上ハ更ニ官員
ヲ派出セシメ将来首邑トナルヘキ地ヘ一ノ小官
舎ヲ造築シ天然ノ産物ヲ輸出セシメ興利
之着手ヲナスヘシ

第九

一 興利之着手ハ先ツ漁者ト樵夫等ヲ傭入一時
寄留セシメ漁業伐木ノ利益ヲ以テ主トシ、敢テ
資金ヲ費スヲ要セス唯一ノ官舎ヲ維持シ漸
ヲ以テ施業スヘシ

第十

一 燈台建築之儀ハ時機ヲ見計ヒ内務省ニ
稟シ工部省ヨリ主任之出張ヲ請求スヘシ

第十壹

一 該島見分一旦長崎歸港迄之入費ハ先ツ別
途開拓官費ヲ以テ仕払置追テ該島ヨリ
興ル所ノ利ヲ以テ漸次消却之法ヲ立ツヘシ

第十貳

一 該島開拓ニ費ス処ト得ル処トノ利害得失及出納等
ノ詳細目ニ至リテハ実地着手ヨリ凡一ヶ年間
ヲ限リ見込ヲ定メ内務省ヘ具狀シテ指令ヲ
受クヘキ事

画像④ 日本海地図



画像⑤ 鬱陵島の位置と名称の混乱



図1：古くからの呼び方



図2：19世紀後半の呼び方

※現在の竹島は、同島を「発見」したフランスの船「リアンクール号」にちなみ、「リヤんこ島」等と呼ばれるようになっていました。

出典：内閣官房領土・主権対策企画調整室 HP
国際社会の法と秩序を尊重する日本の対応 > 竹島 > 明治期における竹島の島根県編入
<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/taiou/takeshima/takeshima01-02.html>

画像⑥ 大久保内務卿の回答書

出典：『花房義質関係文書 東京都立大学付属図書館所蔵 第2期（明治初期政治史料集成：6）』安岡昭男 監修、岩壁義光、広瀬順晴、堀口修 編修、北泉社、[2002] マイクロフィルムリール第20巻 文書番号は406-2 【大阪大学総合図書館所蔵】
 原文書は、東京都立大学図書館所蔵



翻刻文

隱岐国ノ北方ニアル松島開島之儀ニ付縷

述之趣モ有之候得共、右ハ客歳島根県

ヨリ稟議有之候砌舊幕府中該島

事件ニ付朝鮮国ト数回往復之書類等

篤ト取調候処、終ニ我版図内タルコトヲ詳

明ニサルニ付其筋ヘ申稟ヲ経、本邦ニ於テ關係

無之儀ト治定致シ同県ヘモ其旨及指令

置候儀ニ有之候条、可被得其意此段

及回答候也

明治十年八月十八日 内務卿大久保利通

長崎県令北島秀朝殿

翻刻に読点（、）を適宜加えた。
 漢字は原則として常用漢字を用いた。

第2部:「太政官指令」論争における新資料の意義

①Web 竹島問題研究所での発信後の状況

島根県のウェブサイト掲載後、次の三つの関連記事が発信された。

- (1)竹島の韓国主張を覆す大久保利通の認識 「太政官指令」関係なし(2022年4月26日付『産経新聞』電子版)
- (2)「明治初期の太政官指令 「竹島外一島」は鬱陵島 島根県研究顧問が精査」(同年7月22日付『山陰中央新報』)
- (3)拙稿「〔談論風発〕太政官指令問題の新展開 大久保書簡で覆る韓国の主張」(同年8月14日付『山陰中央新報』)。

(2)は、一部訂正の上、翌日から一ヶ月間、「韓国の「切り札」は崩れたか、竹島領有権の根拠 竹島問題研究顧問が調査結果まとめる」と題してYahoo Newsに掲載された〔資料記事A〕。その記事へのコメントに「藤井さんの説に従うとして、では「外一島」はどこ？現在の竹島以外は見当たらないけど。都合がよい事実だけをピックアップして結論を出すのは研究者にあるまじき姿勢ですよ(もし研究者のつもりであるならば)」があった。(2)の記事に「磯竹島略図」や「原由の大略」への言及がないことを見て、それらを無視して「都合がよい事実だけをピックアップして結論を出す」と筆者(藤井—以下同じ—)を非難したものである。

そこで(3)を発信し、「太政官指令」作成にあたって内務省は「磯竹島略図」や「原由の大略」を無視していたこと、よって「外一島」は現在の竹島だという主張は成り立たないと述べた〔資料記事B〕。このコメントを書き込んだ人たちこそ、「磯竹島略図」や「原由の大略」など「都合がよい事実だけをピックアップして」、「外一島」は「現在の竹島以外は見当たらない」という誤った結論を出してきた人たちである。しかし、彼らにとっての「都合がよい事実」は、1877年8月18日付大久保利通内務卿から北島秀朝長崎県令への回答書(以下「大久保回答書」と略記)が『花房義質関係文書』から発掘されたことによって根拠となりえなくなったことを、再度指摘したのである。

②「外一島」はどこ？」

「大久保回答書」によって、「太政官指令」は竹島問題とは無関係であることがわかった。「太政官指令」問題は鬱陵島についての日本の認識をめぐる問題である。繰り返されてきた、日本政府は自国に不利なため「太政官指令」に言及しない、といった非難も無意味である。

ただし、「では「外一島」はどこ？」という問いには注意を要する。(2)を読んだ筆者の知人も、「竹島外一島」が単独の島という結論よりも「外一島」はどこ？」という違和感が勝ってしまうという感想を寄せてきた。(2)冒頭の「竹島外一島」について、当時「竹島」とも「松島」とも呼ばれた「鬱陵島」を指す」という部分がのみ込みにくいということであろう。そこで、この問いを考察する。

『竹島資料勉強会報告書「明治10年太政官指令」の検証』の「資料編」では、「太政官指令」発出までに作成された各文書の原文および現代語訳が、第1・2章では解説が掲載されており、理解の助けになる。それに従って「外一島」はどこ？」を検討する。

1876年10月5日付文書で、地籍調査をしていた内務省が島根県に「竹島」に関する古い文献などを調べて内務省に伺を立てるよう照会した。同年10月16日付の島根県から内務省への

「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」では、標題で「竹島」に「外一島」が加わった。この「外一島」は付属資料の「磯竹島略図」や「原由の大略」で「松島」＝現在の竹島であることがわかる。ただし、本文は「竹島」＝鬱陵島の説明であって、「別紙原由の大略と図面を添えて取りあえず上申します」という文言はあったが「外一島」の説明はない。翌1877年3月17日付の内務省から太政官への「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」【資料1】でも、標題の他に「外一島」の語句はない。「竹島所轄之儀ニ付」ではじまる本文は、「元禄竹島一件」と呼ばれる17世紀の「竹島」＝鬱陵島をめぐる日朝間の交渉（その結果「竹島」＝鬱陵島への渡航が禁じられた）に関する説明であった。

1877年3月20日付の太政官での決裁文書は「別紙内務省伺日本海内竹島外一島地籍編纂之件」ではじまるが、その後の文章に「外一島」の語句はなく、言及されているのは「元禄竹島一件」である。同月29日付「太政官指令」は「伺之趣竹島外一島之義 本邦関係無之義ト可相心得事」としか書かれていない。同年4月9日付の内務省から島根県への指令も、「書面竹島外一島之義 本邦関係無之義ト可相心得事」としか書かれていない。

この経緯を見ると、内務省と太政官は「竹島」について指示すれば「外一島」への言及は必要ない、すなわち、「外一島」と「竹島」は同じものを指すと考えたのではないかという推測が生まれる。

③「竹島」とも「松島」ともいう鬱陵島

島根県の伺の付属文書である「磯竹島略図」や「原由の大略」では「外一島」＝「松島」＝現在の竹島であった。そこで「松島」について検討する。「太政官指令」発出までの中央政府の各文書では「竹島」＝鬱陵島を論議しているが、「松島」への言及はない。内務省から太政官への「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」【資料1】で、「本邦関係無之」と判断された「該島」＝「竹島」は鬱陵島である。

一方、「大久保回答書」によれば、内務卿は、長崎県から問い合わせのあった「松島」について、江戸時代の「元禄竹島一件」の「該島」＝「松島」をめぐる日朝間の往復書簡を検討し、「其筋」（太政官）に照会した上で日本と関係ない（「本邦ニ於テ関係無之」と決定したと述べている【資料2】。換言すれば、内務省の調査は「松島」についてのものであるとした。つまり、内務省は、「松島」を「元禄竹島一件」で交渉の対象になった島、すなわち鬱陵島と理解していた。

よって「「本邦と関係がないものと心得よ」と記載された「竹島外一島」について、当時「竹島」とも「松島」とも呼ばれた「鬱陵島」を指す」という(2)冒頭の文言に帰着する。内務省は「竹島」（江戸時代の鬱陵島の呼称）と「外一島」＝「松島」（明治時代の鬱陵島の呼称）を同一の島（鬱陵島）であるとし、島根県の伺の標題と本文にある「竹島」について言及すれば十分と考えたため、「外一島」＝「松島」には言及しなかったのである。なお、「大久保回答書」では、長崎県令の伺が「松島」に関するものであったので、「竹島」には言及せず「松島」について答えたと考えるとわかりやすい。

④「松島」＝鬱陵島という認識

太政官への伺作成当時、内務省が「松島」を現在の竹島ではなく鬱陵島と認識していたといえる根拠は、「大久保回答書」だけではない。

「太政官指令」の時期に明治政府が作成した地図では、島根県の伺の付属文書である「磯竹島略図」や「原由の大略」とは異なり、「松島」は鬱陵島の位置にある島（当時の欧米の地図でのダジュレー島）であった（『竹島資料勉強会報告書「明治10年太政官指令」の検証』第5章。特に84～87頁の図表1参照）。西洋地図における鬱陵島をめぐる島名と位置の混乱により、江戸時代の日本では現在の竹島の呼称であった「松島」は、当時は鬱陵島を指していたことが原因である。

また、最近の長崎歴史文化博物館での調査で見つかった同館所蔵資料『明治九年 外務課事務簿 拾遺書類 雑之部 第二』に、1876（明治9）年12月9日付で北島秀朝長崎県令が大久保利通内務卿と寺島宗則外務卿に宛てた「松島御開拓之儀ニ付上申書」が収録されている【資料3】。そこには「松島」に関する次の記述がある（傍線部）。「松島という島は、樹木が繁茂しているということだ。未だ現地の詳細なことはわからないといっても以前から伝え聞く所はあり、特に別紙の瀬脇寿人よりの建白案のこともあり、樹木を伐採して同港（ウラジオストク - 筆者補注 -）に運んで販売したならば、日本から輸入するものと比較すると、運送費を削って自然と廉価で売ることができ、したがって需要も増加しうる。さらに、その島は朝鮮に渡航する際の要路にあって、日本の船舶も便利になって、大いに国益となる見込みがある」。

この「松島」は鬱陵島である（現在の竹島には樹木は繁茂していなかった）。北島県令はウラジオストクの建設に必要な木材を「松島」の開発で入手して利益を得ることを提案した。そして、この上申書が内務省と外務省に送られたことが重要である。1876年12月は、同年10月に島根県からの伺を受けた内務省が翌年3月の太政官への伺を作成していた時期にあたる。最新情報を得ていた内務省が、「磯竹島略図」や「原由の大略」の「外一島」＝「松島」＝現在の竹島という古い情報に依拠して伺を作成したとは考えられない。内務省は「松島」＝鬱陵島と認識して伺を作成したと考えるのが自然である。

そして、次の事実も示したい。花房義質は1877年10月に代理公使として朝鮮に渡った。その途中の長崎で「大久保回答書」の写しを入手したと考えられる。渡朝の主目的は前年の日朝修好条規で合意していた朝鮮の開港の協議であったが、同年12月の朝鮮側との交渉で花房は公使の首都駐在の必要性を次のように説いた（田保橋潔『近代日鮮関係の研究 上巻』朝鮮總督府中樞院 1940年3月 京城 622頁。ふりがなは筆者（藤井）による）。

「紛議を來した際、公使が駐京すれば、直ちに本國政府を代表し、朝鮮國政府に直接交渉して、解決を促進し得るであらう」。さらに「特に英・ロシア兩國の如きは、常に鬱陵島・永興灣を窺視しつつある。故に若し此等の諸國が事を構え、朝鮮國が重大なる危機に瀕した際、日本國公使が駐京すれば、直ちに關係諸國間に仲裁を試み、禍を未萌に防止し得る」。当時、露土戦争(1877～78)の渦中であってロシアと英国は対立していた。この両国は鬱陵島や永興灣を窺っていると情勢を説明し、危機的な事態となった場合、日本の公使が朝鮮の首都に駐在していれば迅速に対応できると説得したのだった。この時朝鮮側に花房が渡した書付には、「貴國與我邦間、有松島（即鬱陵島）及我對馬島」という文言がある（「2. 朝鮮復命概略／1 正本／3 復命概略別記 第二」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B03030184900、対韓政策關係雜纂／花房代理公使渡韓一件 第二卷（1-1-2-3_15_002）（外務省外交史料館）403コマ）。「大久保回答書」の見解と異なる文書を花房が朝鮮側に渡したとは考えられず、「松島」＝鬱陵島は内務省の認識でもあったと判断される。

なお、読者の理解に資するために関連事項の略年表を次に示す。下線を付したものが新たに

発掘された資料に関する事項である。

- ・ 1876 年 10 月 5 日
内務省から島根県に対する「竹島」に関する調査依頼
- ・ 1876 年 10 月 16 日
島根県から内務省に対する「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」
- ・ 1876 年 12 月 9 日
長崎県令から内務省と外務省に対する「松島御開拓之儀ニ付上申書」
- ・ 1877 年 3 月 17 日
内務省から太政官に対する「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」
- ・ 1877 年 3 月 29 日
太政官から内務省に対する指令（「太政官指令」）
- ・ 1877 年 4 月 9 日
内務省から島根県に対する指令（「太政官指令」）
- ・ 1877 年 7 月 13 日
長崎県令から内務省に対する「松島開島之儀ニ付伺」
- ・ 1877 年 8 月 18 日
大久保利通内務卿から長崎県令への回答書
- ・ 1877 年 10 月 1 日
花房代理公使が長崎県令と面会
- ・ 1877 年 12 月 1 日
花房代理公使が朝鮮側に文書手交

⑤「外一島」は現在の竹島ではない

池内敏氏は『竹島—もう一つの日韓関係史—』（中央公論社 2016 年 1 月 東京）で、「磯竹島略図」と「原由の大略」によって「島根県が「竹島」「松島」を一括するものとして伺書を出したことが明らかである以上は、「日本海内竹島外一島地籍ニ編纂方伺」と題された伺書にいう「竹島外一島」が竹島（鬱陵島）・松島（竹島）を指すことは議論の余地はない」と強調した。その上で、それら島根県の伺を含む「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」なる綴りを読み解くことによって、明治一〇年当時の明治政府中央が竹島（鬱陵島）・松島（竹島）が日本領でないとして明確に述べていたことがわかる」（112～113 頁）と主張した。

しかし、長崎歴史文化博物館所蔵資料により、太政官への伺作成過程で内務省はウラジオストクから長崎県令を経由した情報を得ていたことがわかった。その成果と思われるが、内務省は「松島」＝鬱陵島と認識して太政官への伺を作成した。「大久保回答書」に「太政官指令」は「松島」＝鬱陵島を「本邦関係無之」としたものと説明したとあることで、それは確認できる。池内氏は「明治一〇年太政官指令にいう「竹島外一島」がどの島を指すかを明らかにする同時代史料は「すべて揃っている」と主張した（121 頁）。しかし、新たに見出された二つの「同時代史料」は、島根県の伺の付録の情報に依拠した、「太政官指令」とは「外一島」＝「松島」＝現在の竹島を「本邦関係無之」としたものであるという主張を覆したのである。

繰り返しになるが、『竹島資料勉強会報告書「明治 10 年太政官指令」の検証』で確認されたように、「太政官指令」発出までの経緯を見れば「竹島」＝鬱陵島が「本邦関係無之」の対象で

ある。一方で新資料により、「太政官指令」で「本邦関係無之」とされたのは「松島」＝鬱陵島であることがわかった。以上を総合的に考察すれば、「竹島外一島」とは「竹島」も「外一島」＝「松島」も呼ばれた「鬱陵島」を指す。これが「太政官指令」を実質的に作成した内務省、そしてそれを追認した太政官の認識であった。

韓国の「切り札」は崩れたか、竹島領有権の根拠 竹島問題研究顧問が調査結果まとめる

7/23(土) 6:00 配信

明治初期の太政官指令で「本邦と関係がないものと心得よ」と記載された「竹島外（ほか）一島」について、当時「竹島」とも「松島」とも呼ばれた「鬱陵島（ウルルンド）」を指すとの調査結果を、島根県竹島問題研究顧問の藤井賢二氏がまとめた。2月に韓国の学術団体から指摘された東京都立大付属図書館所蔵の資料を精査し、竹島（島根県隠岐の島町、韓国名独島（トクト））の領有権を巡る韓国側の根拠とはなり得ないと結論づけた。

「竹島外一島は本邦と関係がない」との記載があるのは、後の内閣に当たる太政官による1877年3月の指令。政府方針に基づく自治体の土地調査の過程で、島根県が76年に県西部の地籍に当時「竹島」と呼ばれた鬱陵島を入れるべきかどうか、内務卿の大久保利通に宛てて文書で問い合わせたことを受け、同県に対して出された。

韓国の学術団体は今年2月、竹島領有を主張する根拠資料の補強材料として、この太政官指令の内容が、当時の長崎県令にも伝えられていたと指摘。

実際、都立大付属図書館が所蔵する、77年8月の大久保の文書には、長崎県令への回答として「昨年島根県から問い合わせがあり、本邦と関係ないものと決定して同県にもその趣旨を指令しておいた」と記載されたものがあり、藤井氏が精査していた。

その結果、大久保の回答は、同年7月の「松島開島」と題する長崎県令の問い合わせ文書に対するものと確認。文書にある「うっそうとした樹木がある」などの表現から、大久保の認識として「松島」は鬱陵島を指していることが明確とした。

藤井氏は「自国に領有根拠がないため韓国は有利に見える日本の資料で日本人を揺さぶってきた。その切り札の『太政官指令』についての主張の前提が崩れた」と話した。



ふじい・けんじ 日本安全保障戦略研究所研究員。島根県竹島問題研究顧問。島根県吉賀町出身。最新稿『花房義質関係文書』で覆る韓国の「太政官指令」に関する主張（島根県HPのWeb竹島問題研究所掲載）。



第5期島根県竹島問題研究会委員

藤井 賢二

太政官指令問題の新展開



696

大久保書簡で覆る韓国の主張

2017年度「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクール入選作の生作文に、次の一節がある。韓国入学生にメールで「竹島外一島」を島根県に提出し、内務省がそれを調査して太政官に提出したのを認め、この経緯の理解を求めると回答した。つまり、内務省は「松島」を江戸時代に朝鮮と交渉して渡海禁止にした鬱陵島にあたる島と理解していた。韓国の主張の根拠は、「磯竹島略図」の「松島」今の竹島が「外一島」ということだった。しかし、内務省は「松島」を鬱陵島にあ

2017年度「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクール入選作の生作文に、次の一節がある。韓国入学生にメールで「竹島外一島」を島根県に提出し、内務省がそれを調査して太政官に提出したのを認め、この経緯の理解を求めると回答した。つまり、内務省は「松島」を江戸時代に朝鮮と交渉して渡海禁止にした鬱陵島にあたる島と理解していた。韓国の主張の根拠は、「磯竹島略図」の「松島」今の竹島が「外一島」ということだった。しかし、内務省は「松島」を鬱陵島にあ

8年に島根県の中学校に葉書を送りつけてきた韓国の中学生も、地元マスコミの取材に、昔の日本人も「独島（竹島の韓国名）が韓国の地だと認めた」「私たちはそれに対する歴史的な証拠も持っている」と書いたと答え、その「証拠」の一つに「太政官指令」を挙げた。「太政官指令」とは、1877年3月に明治政府の太政官が「竹島外一島」とは本邦と関係がないものと心得よ」と内務省に下した指令である。「竹島」は鬱陵島で「外一島」はこの竹島なのだから、日本政府は竹島を日本領ではないと

今の竹島の説明もあった。よって、韓国は「外一島」は今の竹島だと主張している。ところが、今春、東京都立大学図書館所蔵の明治時代の外交官、花房義質の関文書から韓国の主張を覆す資料が見つかった。1877年8月に大久保利通内務卿が長崎県令に送った回答書である。長崎県令は、ウラジオストクの外務省職員から日本海で目撃した「松島」を日本が開拓すべきだと要請され、内務卿に何を送って判断を求めている。何には「巨木が全島に繁茂し深い森が鬱蒼として」とあるので「松島」

たる島と考えて太政官への伺を作成した。江戸時代の「松島」は今の竹島だったが、明治時代には「竹島」だけでなく「松島」も鬱陵島を指したことが背景にあった。内務省は「磯竹島略図」を無視しており、韓国の主張は成り立たない。冒頭の作文は「私達若者が、正しい知識を身につけた上で、お互いを理解し合えるようにしていきたいです。私はまず、韓国の友達に、自分の考えをはっきり伝えてみようと思います」と結ばれていた。大久保利通内務卿の回答書とその意味は「正しい知識」の一つになるはずである。

【資料 1 : 内務省の伺い】

日本海内竹島外一島地籍編纂方伺

竹島所轄之儀ニ付 島根縣ヨリ別紙伺出取調

候處 該島之儀ハ 元禄五年朝鮮人入島以来 別紙

書類ニ摘採スル如ク 元禄九年正月 第一号旧政府

評議之旨意ニ依リ 二号譯官へ達書 三号該國

来東 四号本邦回答及ヒ口上書等之如ク 則元禄

十二年ニ至リ夫々往復相濟 本邦關係無之相聞

候得共 版圖ノ取捨ハ重大之事件ニ付 別紙書類

相添 為念此段相伺候也

内務卿大久保利通代理 内務少輔 前島 密

明治十年三月十七日

右大臣 岩倉具視 殿

【資料 2 : 大久保回答書】

隱岐国ノ北方ニアル松島開島之儀ニ付

縷述之趣モ有之候得共、右ハ客歳島根県

ヨリ稟議有之候 砌舊幕府中該島

事件ニ付朝鮮国ト数回往復之書類等

篤ト取調候処、終ニ我版図内タルコトヲ詳

明ニサルニ付其筋へ申稟ヲ經、本邦ニ於テ關係

無之儀ト治定致シ同県へモ其旨及指令

置候儀ニ有之候条、可被得其意此段

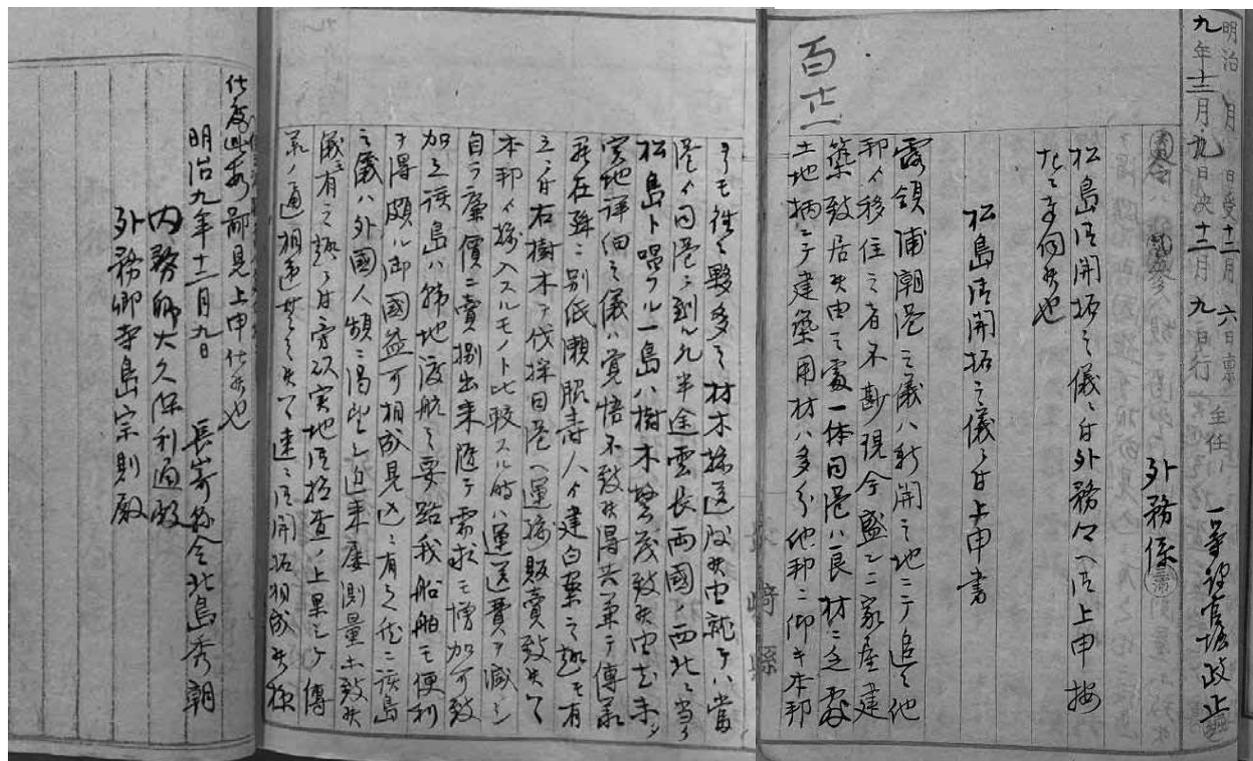
及回答候也

明治十年八月十八日 内務卿大久保利通

長崎県令北島秀朝 殿

【資料3】「松島御開拓之儀ニ付上申書」

出典：『明治九年 外務課事務簿 拾遺書類 雑之部 第二』（長崎歴史文化博物館蔵）



翻刻文

明治九年 十二月六日稟 十二月九日決 十二月九日行

主任 一等御官 堀政正

外務係

松島御開拓之儀ニ付、外務卿へ御上申按
左ニ奉伺候也

松島御開拓之儀ニ付上申書

露領浦潮港之儀ハ、新開之地ニテ、追々他邦より移住之者不尠、現今盛ソニ家屋建築致居候由之處、一体同港ハ良材に乏敷土地柄ニテ、建築用材ハ多分他邦ニ仰キ、本邦ヨリモ往々夥多之材木輸送致候由、就テハ当港より同港ニ到ル凡半途、雲長両国ノ西北ニ当リ松島ト唱フル一島ハ、樹木繁茂致候由、尤未タ實地詳細之儀ハ覚悟不致候得共、兼テ伝承罷在、殊ニ別紙瀬脇寿人より建白案之趣モ有之ニ付、右樹木ヲ伐採、同港へ運輸販賣致候ハ、本邦より輸入スルモノト比較スル時ハ、運送費ヲ減シ、自ラ廉価ニ賣捌出来、随テ需求モ増加可致加之、該島ハ韓地渡航之要路、我船舶モ便利ヲ得、頗ル御国益可相成見込ニ有之、然ニ該島之儀ハ、外人頗ニ渴望シ、近来、屢測量等致候儀モ有之趣ニ付、旁以、實地御検査ノ上、果シテ傳承ノ通相違無之候ハ、速ニ御開拓相成候様仕度、依之瀬脇寿人建白按相添、此段鄙見上申仕候也。

明治九年十二月九日 長崎県令北島秀朝

内務卿 大久保利通殿
外務卿 寺島宗則殿

翻刻に読点を適宜加えた。漢字は原則として常用漢字を用いた。傍線は筆者による。

5. 竹島問題に関する韓国の主張の形成過程

—1947年と1996年の言説の検証—

藤井 賢二

第一部：1947年—韓国の主張形成のはじまり—

はじめに

韓国の竹島領有主張は1947年に始まったと考えられる。本稿第一部は、この1947年に焦点を当てて当時の領有主張とその意味を考えるものである¹。

①日本による朝鮮統治期の「竹島」

韓国国立中央図書館ウェブサイトの「大韓民国新聞アーカイブ」²で、竹島が島根県に編入された1905年から日本の朝鮮統治が終了した1945年までの新聞記事を「竹島」で検索すると618件ヒットする。うち地名の「竹島」を含む記事は123件であり（他は人名など）、この中で現在韓国が不法占拠している竹島（韓国名「独島」）に言及したのは、「涼を求めて行く(十二) 海上の情誼 船と船との心配 鬱陵島紀行...白洋生」(1924年8月21日付『朝鮮新聞』(京城))と「豪雨を衝き海軍機来る 鬱陵島上からは住民の歓迎の聲」(1926年7月30日付同紙)の二つだけである。前者は齋藤實朝鮮総督の鬱陵島訪問の随行記で、駆逐艦「楓」が岩石資料採集のために竹島に向う予定とある。後者は横須賀海軍航空隊所属の飛行艇二機が舞鶴から元山までの飛行中に竹島を目印にしたとある(同日付『京城日報』(京城)にも同趣旨の記事「雨中に隠岐を發った海軍の二機 日本海上で冒険飛行」があるがヒットしない)。123件のうち上記を除く記事は他の「竹島」に関するものである³。日本統治期の朝鮮半島居住者の多くが竹島を知っていたとは思われない。

「大韓民国新聞アーカイブ」では、他に次の二つの竹島関連記事を読むことができる。「ヤンコ島」で検索すると1926年4月3日付『京城日報』に「絶海の寶島 鬱陵島から三十哩、珍しいあしかの群」という大邱発の記事があり、また「ランコ島」で検索すると1935年7月11日付『朝鮮新聞』の隠岐にあった島根県立商船水産学校漁撈科三学年の朝鮮東岸視察旅行を報じ

¹1947年の朝鮮人の認識に焦点を当てた先駆的論考として鄭秉峻^{チョン・ビョンジュン}『独島 1947—戦後独島問題と韓米日関係—』(トルベグ 2009年8月 坡州)がある。また、2022年10月に『解放後鬱陵島・独島調査および事件関連資料解題：1947年朝鮮山岳会鬱陵島・独島学術調査関連新聞雑誌およびその他資料.2』(先人 ソウル、以下『関連資料解題』と略記)が刊行された。

²<https://nl.go.kr/newspaper/>。2022年9月11日最終アクセス。本稿で取り上げる南朝鮮・韓国の新聞記事は、『東亞日報』や『朝鮮日報』などを除き、このアーカイブによる。『東亞日報』は「国史編纂委員会」の「韓国史データベース」(<https://db.history.go.kr/>)、『朝鮮日報』は「NAVER ニュースライブラリー」(<https://newslibrary.naver.com/search/searchByDate.naver>)による。

³水路部編刊『朝鮮沿岸水路誌』1巻(1933年1月)と同2巻(1934年8月)には計23件の「竹島」の説明があるように、朝鮮半島周辺には複数の「竹島」があり、誤解が生じることがある。たとえば、岸本充弘「鳥居重吉資料に見る大正期のトロール漁業と竹島」(『社会システム研究』18号(北九州市立大学大学院社会システム研究科 2020年3月))には、大正5年2月21・22日にトロール漁船「第貳玉姫丸」が竹島で操業したとあるが(62頁)、この竹島は済州島西端の竹島である。なお、「大韓民国新聞アーカイブ」では「鬱島郡の配置顛末」(1906年7月13日付『皇城新聞』)も「竹島」でヒットするが、記事中の「竹島石島」は現在の竹島ではない。

た記事があり、最終日程に「ランコ島に寄港」とある（「島根商船水産校浦項視察團來る」）⁴。前者の記事中に「最近發動機船の使用に伴い鬱陵島よりは僅に海上三十マイルを隔つることとて近頃はランコ島に漁獲に出かけるものが激増するようになった」とあるのは、この頃、鬱陵島の日本人缶詰製造業者が竹島の漁業権を隠岐の保有者から私的に買って出漁し始めたことと関係すると思われる⁵。ただし、鬱陵島の漁業者の出漁は隠岐の漁業者に島根県が免許した漁業権に基づいて行われ、自由に行われたわけではない。また、後者の記事の背景には、イワシ油肥製造業を中心とする1930年代の朝鮮東岸水産業の隆盛があった。日本統治期の朝鮮水産業の発展によって竹島を知る機会を得た朝鮮半島居住者がいたことは考えられる。

ところで、「大韓民国新聞アーカイブ」を「獨島」で検索すると、鬱陵島の東に近接する小島、竹嶼に言及した次の三つの記事がヒットすることに注意したい⁶。「鬱陵島から總監巡視に隨行して(七)和島生」(1928年9月5日付『京城日報』)は池上四郎政務總監の鬱陵島視察の隨行記であるが、「鬱陵島の立岩及竹島の遠望」と説明された写真の「竹島」は竹嶼である(この写真は1929年7月3日付『釜山日報』(釜山)や1932年7月13日付『東亞日報』(京城)にも掲載された)。「明眉なる鬱陵島探勝 島を一巡して 一記者(四)」(1929年8月14日付『朝鮮時報』(釜山))の、「全島□□樹が鬱蒼として居る」(□は不明字)という説明のある「竹島」も竹嶼である。「雨に煙る島影」(1933年7月2日付『京城日報』)にも、「鬱陵島の島北海から沖へ約半里のところに竹島という属島がある」という竹嶼の写真の説明がある。

韓国は竹島と竹嶼とを混同させて竹島領有を主張したことがある⁷。「獨島」で竹嶼関連記事がヒットする「大韓民国新聞アーカイブ」により、そのような混同が繰り返される恐れがある。

②慶尚北道知事の「鬱陵島所属獨島領有確認の件」

(1)「獨島(竹島)に関する調査の件」

サンフランシスコ平和条約で竹島が日本領に残ることを米国政府に告げられ、同条約は1951年9月8日に署名されたにもかかわらず、韓国政府は竹島を韓国領とすることを求めた⁸。同年8月31日、韓国政府内務部は「ドク島が我国領土であることを確認できる点を至急調査するよう」慶尚北道に求め、これに対する同年9月1日起案の慶尚北道知事から内務部長官への報告「獨島(竹島)に関する調査の件」では、「本道の既調査資料および文献」として、次の資料が挙げられた⁹。

⁴関連資料として、島根県立商船水産学校の昭和9年度の学校要覧『島根県立商船水産学校一覽』がある。内閣官房 領土・主権対策企画調整室のウェブサイトの「竹島資料ポータルサイト」に掲載されている(<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/shiryo/takeshima/index.html>)。

⁵拙稿「戦前の竹島・鬱陵島間海域におけるサバ延縄漁業試験について」(『島嶼研究ジャーナル』5巻2号 島嶼資料センター 2016年3月 東京)、同「竹島問題と日本統治期の朝鮮水産開発」(同6巻2号 2017年3月 東京) 参照。

⁶「獨島」で検索してヒットする竹島関連記事は「鬱倅報告内部」(1906年5月9日付『皇城新聞』)と「無變不有」(1906年5月1日付『大韓毎日申報』)があるが、これら以外は見当たらない。「沈興澤の報告」に関係するこの二つの記事は、朝鮮半島にあった政府が竹島を管理していた記録ではない。

⁷たとえば、韓国政府は外務部編刊『外務行政の十年』(1959年5月)で「獨島に対する韓国の領有権を証明する文書」として、日本旅行協会編刊『昭和十三年版 旅程と費用概算』(1938年6月 東京)930頁の朝鮮の「極東」は「慶尚北道鬱陵島竹島」という記述を挙げた(177頁)。しかし、この「竹島」は、北緯37度31分5秒、東経130度56分30という経緯度表示で、竹嶼であることがわかる。

⁸拙稿「サンフランシスコ平和条約の領土条項と竹島 - 1951年の交渉経緯を中心に -」17頁参照。

<https://www.jjia.or.jp/column/2022/07/Besshi.pdf>

⁹「獨島(竹島)に関する調査の件」(韓国国家記録院所蔵資料 管理番号:BA0182403 生産年度:1951

一、獨島（竹島）関係調書

「獨島（竹島）（東西方二嶼）」、「水路告示第二千九十四號」、「韓国水産誌第一輯（一一〇頁、一一一頁）抜粋」、「朝鮮沿岸水路誌 昭和八年刊 海軍省編纂」、「鬱陵島所属獨島領有確認の件」

二、獨島（竹島）美空軍爆撃事件関係調書

「檀紀四二八一年六月八日 美軍飛行機爆撃（誤認）事件経緯」、「経緯報告」

三、朝鮮半島経緯度表抜粋

（朝鮮統計協会発行「朝鮮経済図表」 姫野實編二頁 昭和十五年十二月二十三日発行）

「三、朝鮮半島経緯度表抜粋」は、姫野實『朝鮮経済圖表』（朝鮮統計協会 1940年12月 京城）本文2頁の「朝鮮半島極端経緯度」のことであった。そこには「極東」として「慶尚北道鬱陵島竹島」とあったが、東経130度56分23秒という経度から、これは竹島ではなく「竹嶼」と考えるのが自然である¹⁰。

(2)「鬱陵島所属獨島領有確認の件」と新聞報道

上記「獨島（竹島）に関する調査の件」の「一、獨島（竹島）関係調書」の資料中に、南朝鮮過渡政府民政長官宛の慶尚北道知事による1947年6月17日付「鬱陵島所属獨島領有確認の件」（12～15枚目）がある（下線部）。これは、現在確認できる中でもっとも古い、韓国の主張を記した文書である。南朝鮮過渡政府とは、在朝鮮米軍政庁が同年6月3日に政庁内の朝鮮人側の機構を改称したものである。「二、獨島（竹島）美空軍爆撃事件関係調書」の資料中の「経緯報告」¹¹に「解放後、盃陵島（鬱陵島のこと・藤井補註）民は本島の所属が不分明なので漁獲上躊躇したので当時の島司は本島領有権原確認を政府に申請」したとある（19枚目）。「鬱陵島所属獨島領有確認の件」はこの「申請」に係るのであろう。

「鬱陵島所属獨島領有確認の件」本文は「鬱陵島東方海上四十九海里に獨島」があるという説明から始まり、「日本島根県隠岐島よりは鬱陵島に接近」しているので大韓帝国（1897～1910年）末期には「我が国の領土と確認」したとある。そして、「日本の侵略を憂慮して」作成されたとする、沈興澤の報告を取り上げ、その写しを添付したと述べて「本島が朝鮮の領有であることを確認公布していただきたい」と結ばれていた。

本文に続く「記」では5項目が列挙されている。第1項目は、鬱陵島民が古くから出漁していたが、大韓帝国末期には「国力の疲弊した関係で（日朝—藤井補註—）どちらの領土なのか明らかでなかったこと」。第2項目は、日本統治期の鬱陵島在住日本人が「獨島を元来日本領と妄

生産機関：内務部地方行政局行政課）。内務部の調査指示は27枚目。報告表紙は1・2枚目。「獨島（竹島）に関する調査の件」では標題以外にも、地図（8枚目）と内務部の調査指示に「獨島（竹島）」という表記がある。当時の韓国人の「獨島」という呼称への執着は現在ほど強くなかった。前掲註(3)『朝鮮沿岸水路誌』第1巻を翻訳した海軍本部水路官室編刊『韓國沿岸水路誌』1巻（1952年1月）の「鬱陵島及竹島」の項で、冒頭一カ所を除き、「獨島」ではなく「竹島」の名称がそのまま使用された（86～92頁）ことも、それを示している。『韓國沿岸水路誌』1巻は松澤幹治氏の提供による。

¹⁰ 崔南善『朝鮮常識問答全篇』（東明社 1948年12月 ソウル。1997年2月に民俗苑（ソウル）から影印本刊行）にも、朝鮮の島嶼の東端は東経130度56分23秒とある（14頁）ことが知られている。

¹¹ 慶尚北道作成と推定されるこの「経緯報告」は、1948年6月8日の米軍機による竹島爆撃事件および1950年の同事件の慰霊碑建立を説明したものである。「経緯報告」に記録されている慰霊碑の碑文では「死亡および行方不明十四名 重軽傷六名 船舶破壊四隻」である。

信していたので」朝鮮人たちはこれに対して何か言う能力や必要がなかったこと。第3項目は、「独島は無人島で、海狗、獵虎等の海獣および甘藷（ワカメのこと・藤井補註）、鮑貝等の生産が頗る多い東海の宝島であること」¹²。第4項目は、「近日には日本境港某日本人の個人所有となつて漁獲を禁じるという便りがあること。今年卯月（四月のこと・藤井補註）中旬鬱陵島漁民が獨島に出漁したが、国籍不明の飛行機から機関銃掃射を受けたことがあったこと」。第5項目は、「旭日昇天時にはもちろんで午後でも天気が晴朗な時は盍陵島から本島を歴々眺望できること」であった。

「鬱陵島所属獨島領有確認の件」の内容は、1947年6月20日付『嶺南日報』（大邱）の「鬱陵島に無人島発見 我々の所有が明確だ！」〔資料①〕、同日付『大邱時報』（同）の「倭賊日人の見当はずれのたくらみ 鬱陵島近海の小島を自分の所有だと漁区として所有」〔資料②〕、そして同年7月23日付『東亞日報』（ソウル）の「版圖に野慾の觸手 捨てられない日人の侵略性 鬱陵島近海「獨島」問題再燃」〔資料③〕で報道された。竹島領有主張を掲載した新聞記事は、これらが最初と考えられる¹³。

③「沈興澤の報告」

「鬱陵島所属獨島領有確認の件」にその写しが添付されている「沈興澤の報告」は、1906年3月に現在の竹島と鬱陵島を訪れた島根県の視察団から前年2月22日の竹島編入を聞いた鬱陵島郡守沈興澤が、江原道觀察使宛に作成したもので「本郡所属獨島」という文言があった。

「沈興澤の報告」は、1947年6月の前記二つの大邱の地方紙のみならず、中央紙でも、同年10月15日付『漢城日報』（ソウル）の記事「独島の国籍は朝鮮 嚴然たる証憑資料も保管」で紹介された¹⁴。申奭鎬¹⁵も、最初期の韓国の領有主張を整理した「獨島所属に對して」（『史海』

¹² 『朝鮮語辞典』（朝鮮総督府 1920年3月、1974年12月に国書刊行会（東京）より復刻）では해구（海狗）をオットセイ、해마（海驢）をアシカと区別しているが、この記事の「海狗」はオットセイではなくアシカである。1947年8月24日付『嶺南日報』に、朝鮮山岳会が派遣した調査隊が竹島で「海狗」三頭を捕えたという記事があり、「海狗」を「오토세이」¹⁵とハングルで記している。しかし、同年11月15・18日付『ソウル新聞』（ソウル）の掲載の尹炳益「カジエ（獨島産）」・「カジエ（獨島産）（承前）」では、これらは「海狗」（オットセイ）ではなくアシカであると訂正された。調査隊に同行した申奭鎬が1948年に書いた「獨島所属に對して」にも「付近の岩嶼にはカジエ（可支）俗稱오토세이（海驢）が群棲し」とある（90頁）。1947年9月1日付『自由新聞』には、朝鮮山岳会の報告として「興味深いのは獨島で、「해로」（오토세이에似たもの）が棲息していた」とあるが、해로는해려であろう（同年9月3日付『工業新聞』記事にも同一の文章がある）。このようなアシカとオットセイの混同は日本統治期からあった。1940年6月3日付『毎日申報』（京城）に昌慶苑動物園に米国から「해마가」（海驢）が来たという記事があるが、同年12月22日付・1941年11月2日付同紙記事での同じ写真の説明では물개=オットセイになっている。1940年6月3日付記事でアシカの産地として竹島は挙げられていないのは興味深い。なお、竹島でアシカが「群棲」していたという記述は、調査隊に参加した石宙明の「鬱陵島の自然」（1947年9月9日付『ソウル新聞』）にもある。

¹³ 『大邱時報』と『東亞日報』の記事は前掲註(1)『独島 1947』で紹介された。これらに先立つ竹島関連記事として、1947年5月23日付の『中央新聞』（ソウル）と『現代日報』（同）、同月24日付『民衆日報』（同）にワカメ採取のため鬱陵島から同島「東南方 50 里」にある無人島「독섬」に向った」5名乗組みの漁船が行方不明になったという鬱陵島発の記事がある。

¹⁴ この他に同日付の『大東新聞』・『工業新聞』・『獨立新聞』（以上ソウル）、『婦女日報』（大邱）、翌16日付『水産經濟新聞』（ソウル）で紹介された。

¹⁵ 申奭鎬は国史館長（在職 1946～49）、初代国史編纂委員長（在職 1949～65）を歴任し、日韓両国政府間の竹島問題に関する見解の交換で韓国側見解作成に関わった。

1 朝鮮史研究会 1948年12月 ソウル) で取り上げた(96頁)。しかし、「沈興澤の報告」は大韓帝国政府が日本政府に竹島編入について抗議したものではない。また領有権を主張するために必要な「国家権能の平穩かつ継続的な表示」が行われたことを示すものでもない¹⁶。このように沈興澤の報告だけでは根拠にはならないことは、1950～60年代に日韓両政府間で行われた竹島問題に関する見解の交換で明らかになった。

日本政府第1回見解に反論するために作成された、1953年8月5日付の外務部長官から大統領秘書官宛「独島が我が領土であることを立証する問題の件」には、「沈興澤が日本側の通告に接してこれを中央政府に報告または伝達した事実があるのか、また当時の韓国政府が日本政府に対して抗議を提出した事実はあるのか文献調査中」という説明があった¹⁷。そのような事実は見つからなかったであろう。韓国政府は同年の第1回見解で「沈興澤の報告」を取り上げたものの、日本政府が1954年の第2回見解で原文開示が必要と述べたにもかかわらず、同年の第2回見解では原文を示さなかった。韓国政府は1959年の第3回見解では沈興澤の報告に言及せず、韓国政府第4回見解は結局、送付されなかった。1947年の新聞報道で決定的な領有根拠と歓迎された「沈興澤の報告」は、実際の論争では役に立たなかった¹⁸。

(4)日本への対抗意識の象徴としての「独島」

1947年7月23日付『東亞日報』には「最近になって日本島根県境に住む日本人が同島は自分のものだと朝鮮人の漁業を禁止している」とある。この記述は「鬱陵島所属獨島領有確認の件」「記」の第4項目の、「近日には日本境港某日本人の個人所有となって漁獲を禁じるという便りがあること」によると思われるが、実際にそのようなことがあったことは確認できない¹⁹。

1947年6月20日付『嶺南日報』には「近日になって倭奴たちが公々然と漁獲権を主張して島民たちの怨嗟の的になっている」という記述がある。しかし、「経緯報告」の、日本統治終了直後の鬱陵島民は「本島の所属が不明なので漁獲上躊躇した」という一節は、鬱陵島在住の朝鮮人ですら、竹島は日本領の可能性があると考えていたことを示しており、日本を糾弾する『嶺南日報』の記述とは温度差がある。

1947年6月20日付『大邱時報』の記事では、「鬱陵島所属獨島領有確認の件」の「記」第4項目の、日本人漁業者が竹島で鬱陵島民を圧迫した、また「国籍不明の飛行機から機関銃掃射を受けた」という記述は、「最近では島根県境港の日人某が自分の漁区として所有している模様

¹⁶塚本孝「竹島領有権をめぐる韓国政府の主張について—政府広報資料『韓国の美しい島、獨島』の逐条的検討—」(東海大学法学部編刊『東海法学』52号 2016年9月) 92頁。

¹⁷「独島問題 1952-53」(韓国外交史料館所蔵資料 分類番号: 743.11JA 登録番号: 4565 制作年度: 1953 生産課: 政務局第一課) 179コマ。拙稿「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(上)」(島嶼資料センター編刊『島嶼研究ジャーナル』7巻1号 2017年10月 東京) 43頁。

¹⁸現在の韓国は、1906年に「江原道觀察使署理(代行)兼春川郡守の李明来は4月29日、これを当時の国家最高機関であった議政府に「報告書号外」として報告し、議政府は5月10日、「指令第3号」をもって獨島が日本の領土になったという主張を否認する指令を発しました。」としている(大韓民国外交部編刊『韓国の美しい島、獨島』9頁)。しかしこれも、日本政府に抗議した記録ではない。

¹⁹1947年8月23日付『婦女日報』(大邱)の記事「獨島は海産物の宝庫 しかし人は住めない所」には、「問題の倭人の往来はまったくない」とある。一方、1947年10月18日付『水産經濟新聞』の「獨島近方に日密船出没」には、日本漁船が竹島近海を「出没徘徊する事態が頻繁」とあり、実態は明確でない。鄭秉峻は前掲註(1)『独島 1947』で『朝日新聞』・『読売新聞』(東京)、『山陰新聞』(島根県)などを検索したが関連記事を発見できなかったため、「日本人の独島不法上陸は非公開的で隠密裏に個人的次元で行われた」と推測した(103頁)。

で、今年四月に鬱陵島漁船一隻が独島近海に出漁するとこの漁船を見て機銃掃射を敢行したという」となった。「機銃掃射」の主体は「国籍不明の飛行機」から「日人某」に変わった。1948年6月8日の米軍機による竹島爆撃事件に際して、許苾鬱陵島島司は「独島付近の爆撃はこれが初めてではなく、昨年4月16日にもあってその当時は人命と船舶等には何の被害」もなかったと証言した²⁰。「機銃掃射」は米軍の爆撃訓練の一環であった可能性が高い²¹。

以上のような、竹島問題に関して事実確認を怠ったまま発信される日本への非難はその後も繰り返された²²。そのような非難のうち、1905年の竹島の島根県編入を侵略とする非難は、1950～60年代に日韓両政府間で行われた竹島問題に関する見解の交換でも韓国政府の主張の中心になった。しかし、この非難が成り立つためには1905年以前に朝鮮半島にあった政府が竹島を管理していたことを証明せねばならないが、そのような事実確認は行われていない。「鬱陵島所属獨島領有確認の件」も、大韓帝国末期の竹島の帰属は不明確になったと述べるのみで、竹島が朝鮮の領土であった根拠を示しているわけではない。

時期はやや後になるが、1947年8月27・28日付『南鮮經濟新聞』（大邱）には、竹島での漁業に言及した記事がある²³。27日付記事では、「独島」が日本に奪われたとする原因を説明した次の記述がある。「我が本土とは遠距離であったのに対して水産業が発展した日本隠岐列島（島根県付属）とは近距離に位置する関係上彼らの往来が頻繁だったこと、明治から朝鮮の国権を掌握していた三十六（年・藤井補注）間我々の漁業権を奪ってここで魚類や海狗などを捕獲地にし、同島と不可分の関係を持った鬱陵島住民の手が及ばないようになったこと、風土上地上の居住が不可能な関係でこれを無人孤島にして関心がなくなり難破救命基地として放置したのが原因ではないかという」。

鬱陵島とはなく朝鮮半島本土と竹島の距離を取り上げていることに注意したい。鬱陵島は「空島政策」で450年もの間朝鮮人の居住が許されなかったのに対して隠岐では日本人が住み

²⁰韓奎浩「惨劇の独島」（『新天地』3巻6号 ソウル新聞社 1948年7月 ソウル）99頁。1948年6月12日付『漢城日報』の「獨島近海慘變 所属不明飛機漁船襲撃 十一隻沈没廿四名死傷」にも、「被害の程度は違うがこれに似た事件が昨年4月頃にもあった」という俞泰鉉鬱陵島警察署長の証言がある。

²¹鄭秉峻は「機銃掃射」を日本人の仕業と断定し（前掲註(1)『独島 1947』103頁）、2020年5月3日付『朝鮮日報』の「[イ・ソンミンの独島物語] (1)1947年鬱陵島・独島學術調査隊（上）」にも「独島近海で漁をしていた朝鮮の漁船が日本の漁船の攻撃を受けた」とある。根拠の疑わしい日本への非難は繰り返された。「鬱陵島所属獨島領有確認の件」の「記」第4項目を確認していないことが要因である。なお、前掲註(1)『関連資料解題』では「鬱陵島所属獨島領有確認の件」原画像の「記」の五つの項目が不自然に削除されている（228～230頁）。翻刻文も同様である（132～134頁）。また、「沈興澤の報告」は1947年8月に「鬱陵島學術調査隊」によって発掘されたとある（前掲註(1)『独島 1947』100・163頁、同前『朝鮮日報』記事）のも「鬱陵島所属獨島領有確認の件」を確認していないことによる。

²²たとえば、1954年6月2・11日付『東亜日報』には、5月22・24日に北海道方面から飛来した国籍不明機が「独島」の韓国の領土標識に三百発の機銃掃射をして下関方面に飛び去ったとある。6月4日付『朝鮮日報』（ソウル）には、同年5月25日に日本の警備船が「独島」に向かって機関銃を三百発発射し、国籍不明機が上空を旋回したとある。1954年5月には、4日に漁業権を持つ隠岐の久見漁協が竹島で試験操業し、23日に巡視船「つがる」が、27日に島根県水産試験場試験船「島根丸」が、30日には鳥取県水産試験場試験船「だいせん」が接近していた。同年6月3日の衆議院外務委員会で中川融政府委員は、「海上保安庁は、あくまでも正当防衛の場合以外には、そのような武器は使用しない」、そもそも巡視船には機関銃は装備されていないと風聞を否定した。

²³前掲註(1)『関連資料解題』90・93頁。なお、鄭秉峻は28日付記事の「現在住家跡一カ所発見されている」という記述は、「独島に現居住家族一カ所があると明らかにした」とした（前掲註(1)『独島 1947』151頁）が、この「住家跡」は戦前竹島に出漁した日本人が残したものと考えられる（井上貴央「1941年撮影と判明した竹島でのアシカ猟師の集合写真」（『島嶼研究ジャーナル』11巻2号）85頁）。

続けた²⁴ことを意識した可能性がある。また、日本統治期の鬱陵島の朝鮮人には竹島への関心や関与はなかったと記している。このような冷静さがあるにもかかわらず、この記事には、竹島で行われたという鬱陵島の朝鮮人の操業の実態、日本が奪ったという鬱陵島の朝鮮人の「漁業権」の具体的説明はない。

1947年8月28日付『南鮮經濟新聞』の記事には、大韓帝国の時期に刊行された農商工部水産局編刊『韓国水産誌』を根拠に「独島は朝鮮の漁業権地帯にあったと明白に記録されている」という主張がある。しかし、『韓国水産誌』第1輯での竹島への言及は「日本本州北西岸、隠岐列島北西方」の「竹島(Liancourt Rock)の正位置」を示した「水路告示第2094号」を説明したものであり(110～111頁)、同書第2輯にある鬱陵島周辺の漁場の説明に竹島は含まれない(707～708頁)。「独島は朝鮮の漁業権地帯にあった」とは言えない。『韓国水産誌』は翌年の申夷鎬「獨島所屬に對して」で取り上げられ(97頁)1953年の韓国政府第1回見解でも根拠の一つとされたが、根拠にはならない。

1947年6月20日付『嶺南日報』の記事は、「祖国光復とともに地図上に現れていなかった無人島が我が領土ということが証明された胸が□□する朗報がある」と沈興澤の報告を紹介し、そして、「独島」は「祖国光復とともに我が国に返還されるのが当然だ」と強調した。「地図上に現れていなかった」という表現に注意したい。1947年に朝鮮人が竹島の存在に気づいた時、竹島は「独島」という名称で日本への対抗意識の象徴として彼らの前に立ち現れた。日本はかつて「独島」を「侵略」し、朝鮮半島から追放されたにもかかわらず「独島」を「再侵略」しようとしている。事実とはかけ離れたこのような想念が生まれたのである。

なお、漁業問題とは別の視点での「鬱陵島所属獨島領有確認の件」の検討もありうる。1947年6月5日の芦田均外相の発言(「芦田外相外人記者団に言明 沖繩、千島列島の主権獲得 講和會議通じて懇請せん」(同月7日付『読売新聞』))は波紋を呼んだ。同月13日付『嶺南日報』など南朝鮮各紙が中国の反発を伝える形で発言を報じたが、これが竹島問題への動きの契機になったかもしれない。同月9日に芦田外相は発言を釈明した(同月11日付『島根新聞』(松江))。

③朝鮮山岳会の「鬱陵島學術調査隊」派遣

(1)「鬱陵島學術調査隊」の竹島上陸

1947年8月16～28日、朝鮮山岳会は「鬱陵島學術調査隊」(以下「調査隊」と略記)を派遣した。調査隊は南朝鮮過渡政府の調査団と合流し、同月20日に竹島に上陸して5時間半滞在した²⁵。同年8月12日付『嶺南日報』掲載の調査隊の予定によれば、竹島調査は同月25～26日の予定であった²⁶。しかし、同月18日の鬱陵島到着後、予定されていた鬱陵島調査に先んじて日帰りで竹島調査は行われた。

1947年8月3日付『東亞日報』には、「侵略根性を捨てられない日本人が我が版図である鬱陵島近海にある独島に再び野欲の魔手を伸ばしている」が、「過渡政府ではこの問題を重大視して民政長官が委員長になり、搜索委員会を組織して(略)その対策に関する会議をすることに

²⁴大壽堂鼎『領土帰属の国際法』(東信堂 1998年8月 東京) 146頁。

²⁵前掲註(1)『独島 1947』130～134頁。1947年9月24日付『漢城日報』に行程の記録がある。

²⁶韓国政府外交部ウェブサイトの「資料室 独島は日本の朝鮮半島侵略の最初の犠牲物 解放後の独島管轄」(https://dokdo.mofa.go.kr/kor/pds/part03_view17.jsp)にある「一九四七年八月 鬱陵島學術調査」にも「二、日程表」があるが、8月25日以後の日程は青インクでにじんで不鮮明である。

なった」とある。調査隊派遣は、過渡政府のこの動きと関連すると思われる。

朝鮮山岳会副会長で調査隊副隊長の洪鍾仁^{ホン・ジョンイン}は、「鬱陵島から東南に向って海上48哩の海上にある無人島で、その帰属が問題になるともいわれている独島行きは、実行の前までは外部発表を終始保留していたが、これは我々が当初から計画してきた奇襲の行程であったのだ」と述べている（1947年9月21日付『漢城日報』）。「独島」の「帰属が問題になる」すなわち竹島の帰属は未決定という認識があったにもかかわらず、前記同年8月3日付『東亞日報』の記事「獨島問題重大化 搜索委員會組織して協議」のように、根拠も示されないまま「独島」が「我が版図」であることが読者に印象付けられたのであった。

在朝鮮米軍政庁の公文書に調査隊員の「出張先である鬱陵島と独島が『韓国内の出張目的地 (such destinations in Korea)』と表現されており、独島が米軍政庁の出張許可区域ないし韓国の管轄区域であることを現わしている」という主張がある²⁷。たしかに、在朝鮮米軍政庁も調査隊に気づいていた。在朝鮮米軍政庁が残した報告書 U.S. Army Military Government-South Korea: Interim Government Activities, No.1, August 1947 にも、農務部水産局と Korean History and Geography Association の代表が16日に鬱陵島と Tok-to に向ったという記録がある（7頁）²⁸。しかし、これは在朝鮮米軍政庁が竹島を朝鮮領と認めたということではない。報告書には続けて、「この島の管轄権の最終的処分は平和条約を待つ」とあり、在朝鮮米軍政庁が竹島の最終的処分は平和条約で決まるという認識を持っていたことは明らかであった。

(2)「鬱陵島學術調査隊」と領有主張

調査隊の関連資料には、韓国の竹島領有主張の形成過程を解明するための手掛りがある。

1947年8月24日付『自由新聞』（ソウル）に、調査隊が竹島で採取した生物「50余種の系統はやはり鬱陵島と完全に連結している」という記事がある。同年10月15日付『漢城日報』でも、「朝鮮と大陸にのみ分布して日本には決していない「台湾白蝶」がこの島にいることは、動物学上も朝鮮の島であることを確実に証明」と主張された。同月18日付『水産經濟新聞』（ソウル）の記事にも、「最近文献だけでなく動物学上でも独島が我が領土であることが歴然」としたとある。

竹島の生物分布が鬱陵島のそれと類似していることを領有根拠とする、このような主張は無意味である²⁹。これは、竹島は鬱陵島の「属島」であるはずだという願望に基づく。この願望は1947年の「鬱陵島所属獨島領有確認の件」でも見られた。そこでは、隠岐よりも鬱陵島に近い³⁰、鬱陵島から竹島が見えるといった、地理的接近性が強調されていた。しかし、「国際法上、

²⁷洪聖根 「1947年朝鮮山岳会の鬱陵島學術調査隊派遣経緯と過渡政府の役割」（東北アジア歴史財団編刊『領土海洋研究』23号 2022年6月）157頁。

²⁸山崎佳子 「韓国政府による竹島領有根拠の創作」（第2期竹島問題研究会編『第2期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』（島根県総務部総務課 2012年3月）66頁。島根県 Web 竹島問題研究所「竹島問題への意見」戦後編の質問26への回答。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima08/iken-C.html>。

²⁹川上健三は『昭和二十八年八月 竹島の領有 外務省条約局』で次のように指摘している（6頁）。「竹島は禿岩で僅かに雑草を生ずるのみで、植物景観は鬱陵島とは全然相違している。さらにもし植物の種類で主張するならば、鬱陵島の植物相は朝鮮半島からも独立の一小地区を形成し、特産種は三四種を数えている。全般的に見ればむしろ日本本土に近いものが多く、樹種九〇種中最も共通性の多いのが本州中部の六四種であるから、韓国側の筆法をもってすれば、逆に鬱陵島は日本領土であるとの結論も出てくることになる。」

³⁰ただし、「鬱陵島所属獨島領有確認の件」の付図では竹辺・鬱陵島間 92 哩、鬱陵島・竹島間 49 哩、竹

地理的に距離が近いことのみを理由に領有権が認められること」はない³¹。にもかかわらず、1947年7月23日付『東亞日報』の記事「当然我々のもの 申国史館長談」〔資料③〕で、「独島」は「地理的にまた歴史的に当然我が版図内に属するのだ」と申奭鎬は強調した。現在の韓国政府はこれに「国際法的に」という語句を加えて「独島」を自国領と強調する。日本政府の主張には見られない韓国政府の「地理的」根拠の主張は、1947年に遡る。

『国際報道』10号（国際報道聯盟 1947年12月 ソウル 韓国国立中央図書館所蔵）掲載の、調査隊撮影と思われる竹島の写真の説明は「三峯島全景」であって「于山島全景」ではない〔資料④〕。1947年8月24日付『自由新聞』の記事も竹島の古称を「三峯島」としている。調査隊に参加した申奭鎬も、「獨島所属に對して」で竹島の古称として「三峯島」を採用した。

ところが、「三峯島」の概念は混乱していた。1947年8月23日付『朝鮮日報』（ソウル）の記事「鬱陵島學術調査獨島踏査」には、調査隊は「鬱陵島道洞港を發つて航行約4時間半で三峯島を経て午前9時50分頃獨島に到着」したとあった。朝鮮山岳会会長で調査隊隊長の宋錫夏^{ソン・ソクハ}は『国際報道』10号に「古色蒼然たる歴史的遺跡 鬱陵島を搜して！」を寄稿した。その中の「三峯島」は鬱陵島なのか竹島なのか、明確でない。韓国が竹島の古称として「三峯島」よりも「于山島」を強く主張し始めるのは第1回韓国政府見解が作成された1953年である³²。

調査隊に参加した方鐘鉉^{バン・ジョンヒョン}は、「獨島の一瞥」で「獨島」の語源を「石島」と推量した³³。1900年公布の「勅令41号」で管轄した「石島」が竹島にあたるという現在の韓国の主張を想起させる。ただし、韓国は1960年代後半まで「勅令41号」を根拠としなかった³⁴。「勅令41号」に気付いていたものの、これは根拠にならないという判断があったのかもしれない。

(3)日本人の認識に根拠を求める

1947年8月5日付『東亞日報』に、「獨島は我が版圖 歴史的證據文献を發見 搜索會でマック司令官（GHQ/SCAPのことであろう - 藤井補注 - ）に報告」という記事が掲載された。同月8月7日付『東光新聞』（光州）にも同様の記事がある。「搜索會」は前々日に同紙で報じられた「搜索委員會」のことであろう。この記事には「獨島が江原道区域に編入されたという日本

島・境間125哩とあり、竹島・隱岐間の距離は示されていない。「獨島（竹島）に関する調査の件」8枚目の1951年作成と思われる付図では、竹辺・鬱陵島間76哩、鬱陵島・「獨島（竹島）」間49哩、「獨島（竹島）」・隱岐島間86哩になっている。実際の距離は、竹辺・竹島間216^キ。(117海里)、鬱陵島・竹島間88^キ。(55海里)、竹島・隱岐間158^キ。(98海里)、竹島・境港間225^キ。(122海里)である。なお、1947年7月23日付『東亞日報』の記事の付図は「鬱陵島所属獨島領有確認の件」の付図を模したと思われる。

³¹外務省アジア大洋州局北東アジア課『竹島問題10のポイント』（2014年3月）18頁。近年の論考として中野徹也「地理的近接性に基づく領有権取得の可能性」（『第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』島根県総務部総務課 2020年3月）がある。

³²前掲註(17)「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について（上）」40～41頁。なお、1947年9月21日付『水産經濟新聞』の記事「鬱陵島紀行（二）」では、「本當の別名は武陵あるいは羽陵だとい、一説には于山島だともい」と鬱陵島（竹島ではない）を説明している。

³³1947年9月28日付『京城帝国大学豫科新聞』（前掲註(1)『関連資料概観』145～146頁）。

³⁴拙稿「韓国の竹島領有主張と「太政官指令」（日本国際問題研究所編刊『竹島資料勉強会報告書「明治10年太政官指令」の検証』2022年4月 東京）157頁。なお、石宙明「鬱陵島の沿革」（1947年9月2日付『ソウル新聞』）には「光武五年（一八九一年）には島長の制度を廃止して島を郡として郡守を置くようにしたとある（同年10月16日付『新韓民報』（ロスアンゼルス）にも同一記事がある）。「獨島所属に對して」の「光武五年（西紀一九〇一年）に島長を郡守に陞格させて島内の行政を任せた」（95頁）と似た記述であるが、両者とも年代は不正確で「勅令41号」への言及はない。

人地理学の論文が発見された」とあり、これは樋畑雪湖「日本海における竹島の日鮮関係に就いて」（日本歴史地理学会編刊『歴史地理』55巻6号 1930年6月 東京）であろう。同記事中の「竹島（リアンコルド島）は鬱陵島と共に今は朝鮮の江原道に属して」いるとする記述は、申奭鎬「獨島所属に對して」、そして1953年の韓国政府第1回見解で取り上げられた。日本政府は1954年の第2回見解で、この記述は竹島と鬱陵島の混同の結果生まれた誤りであると反論した。にもかかわらず、韓国政府は1954年の第2回見解で、この記述は日本人が1905年の「島根県庁のいわゆる獨島編入後二十五年経ってもこの島を韓国の領土と見なしていた」証拠と強弁した。

水路部編刊『朝鮮沿岸水路誌』（1933年1月）の第3編「朝鮮東岸」の「鬱陵島及竹島」に竹島が記載されていることは竹島が朝鮮に属する証拠という主張も、「獨島所属に對して」や韓国政府第1回見解で行われた。申奭鎬は『朝鮮沿岸水路誌』を1947年の調査隊で乗船した「太田號」の「艇長室」で見つけたと書いている（「獨島所属に對して」97頁）。

前に触れた『韓国水産誌』、樋畑雪湖「日本海における竹島の日鮮関係に就いて」、そして『朝鮮沿岸水路誌』。このような日本人の認識や日本の資料を曲解して自国の領有根拠とする、韓国の倒錯した主張は1947年に始まった。ただし、韓国政府第1回見解で取り上げられた、「りゃんこ島領土編入并ニ貸下願」を明治政府に提出した中井養三郎が竹島を当初朝鮮領と考えたことへの言及は、まだ見られない。

④李承晩ライン宣言の原点

(1)日本に対する二つの非難

1947年8月13日付『漢城日報』の記事「近海侵寇の日漁船 マッカーサー線修正も建議」〔資料⑤〕は、1952年1月18日の韓国政府による李承晩ライン宣言（正式名称は「隣接海洋に対する主権に関する宣言」）の原点である。同記事では、連合軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）が定めた日本漁船の操業区域の限界線、いわゆるマッカーサーライン（以下「マ・ライン」と略記）に違反したとして、二つの日本の行為が非難された。

一つは、朝鮮半島南西部沖合漁場での日本漁船の操業であった。1945年9月27日に設定されたマ・ラインは1946年6月22日に改訂され（SCAPIN-1033）、東シナ海での日本漁船の操業可能区域は拡大された。南朝鮮の漁業者はこれに憤慨し、1947年2月からは日本漁船の拿捕事件がおきた。『漢城日報』の記事では、日本漁船は「三千里江山の宝庫に対する昔の甘い夢を忘れられず、凶悪陰散たる野欲は解放後はじめて南朝鮮、特に済州道または黒山諸島³⁵近傍の漁場をねらって群れをなして侵害している」と非難され、農務部水産局が在朝鮮米軍政庁を通じてGHQ/SCAPに日本漁船の操業許可区域縮小を要請する案が示されている。改訂案は、北緯33度30分・東経127度30分と北緯26度00分・東経123度00分を結ぶ線であった。なお、日本漁船の操業禁止が求められた水域に暗礁ソコトラ・ロックがあった。韓国はここを「パラン島」と呼んで対日平和条約で韓国領とすることを米国に要求したことは有名である³⁶。

在朝鮮米軍政庁の水産行政の代行機関であった朝鮮水産業会が刊行した柳龍大^{ユン・ヨンデ}『水産業政策論』（1947年5月 ソウル）でも、「解放前にも日本漁船の朝鮮出漁はトロール・機船底曳網な

³⁵「黒山諸島」は朝鮮総督府によるトロール漁業禁止線の屈曲点「黒山島」（現「可居島」）であろう。
³⁶拙著『竹島問題の起原 - 戦後日韓海洋紛争史 -』（ミネルヴァ書房 2018年4月 京都）第8章参照。「パラン島」は1947年10月22日付『東亞日報』の「日本の侵略的野欲 今度は黄海波浪嶼へ」で登場する。

ど多数に達していた。日本の漁区拡大によって済州島岸から 40 哩まで出漁操業し、大型トロール漁船で武装までして漁場を荒廃させるので朝鮮底曳網の漁業はまったく不可能な状態に陥っているので、これは根本的に漁区拡大に反対し、マック司令部にこの是正を陳情せねばならないことを当局に要望する」ことが「水産業緊急対策」の一つに挙げられた（124 頁）。

留意したいのは、当時竹島近海は底曳網や旋網といった動力漁船の漁場ではなかったことである。1947 年 7 月 28 日付『南鮮經濟新聞』の「獨島はこんな所」には、「同島 50 米の距離を置いた海上の水深は東海第一だといひ、底曳漁船の網引が不可能になっている」と比較的正確な記述がある。『水産業政策論』には日本統治期に整備された漁港の一覧があり、「計画的に修築を推進させる」とあったが、そこに鬱陵島の漁港はなかった（75～77 頁）。また、竹島への言及もなかった。竹島近海の漁船漁業振興を韓国がめざすのは 1970 年頃からである³⁷。

1947 年 8 月 13 日付『漢城日報』で非難されたもう一つの事件は、日本人が「マッカーサー線」を越えて鬱陵島から 48 マイル離れ、日本から 128 マイル離れている我が国土独島まで、警官・医師まで混じった 7・8 名が上陸占拠したという事件であった。この事件の事実関係は不明である。「鬱陵島所属獨島領有確認の件」で取り上げられた、竹島が「日本境港某日本人の個人所有となって漁獲を禁じ」たという風聞とは異質の印象を受ける。SCAPIN-1033 では、竹島から 12 海里までの海域への日本人と日本漁船の接近・接触を禁じていた。

1952 年 1 月 18 日の李承晩ライン宣言は、朝鮮半島を囲む広大な海域に対して、漁業管轄権（沿岸国のみが漁業資源の管理ができる権利）と主権の行使を宣言したものであった。前者のねらいは、済州島周辺を中心とする好漁場からの日本漁船の排除であり、後者については、主権を宣言した海域の東端に竹島があった。李承晩ライン宣言には、漁業問題と竹島問題での日本への要求が混在していた。一方的かつ恣意的なこの宣言を口実に、韓国は日本漁船拿捕を強行し、竹島不法占拠への対応を含む日本の対韓外交の手を縛った。そのような韓国の行動の原点は、1947 年のマ・ラインに関する日本への非難であった。

(2)SCAPIN-677 の欠如

ただし、1947 年の朝鮮人がマ・ラインを正確に理解していたとは言い難い。マ・ライン違反として日本人の行動を非難した同年 8 月 13 日付『漢城日報』の記事では、SCAPIN-1033 の名称は示しているものの、済州島南の屈曲点である北緯 33 度 30 分・東経 127 度 30 分（挿図では北緯 33 度・東経 127 度 30 分）は、北緯 33 度・東経 127 度 40 分の誤りである。調査隊に参加した洪九杓の「無人獨島調査を終えて」（『建国公論』3 卷 5 号 1947 年 10 月 大邱）では、1946 年 7 月 29 日に在朝鮮米軍政庁の「司令部令第六号によれば、日本人漁業経営許可区域に関して独島西北側十二米突を境界線として定めた覚書を発行している」とあるが、「覚書」は確認できない。1946 年 7 月 25 日付の在朝鮮米軍政庁の「管財處」による「管財令第六號 漁船及

³⁷拙稿「竹島漁業と 1970 年代の竹島問題」（第 4 期島根県竹島問題研究会編『第 4 期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』（島根県総務部総務課 2020 年 3 月））。山口誠「島嶼における現状変更が生起する条件—竹島、フォークランド、西沙・南沙諸島の事例比較—」（『海幹校戦略研究』11 卷 1 号（通巻 22 号 2021 年 7 月 東京））には、竹島に対する「韓国の領有権主張の根幹は、漁獲能力の格差を踏まえた同海域の水産資源の確保にあり、それは日本による統治及び朝鮮戦争を経た韓国にとって、死活的問題と認識していたものとみられる」とあるが（119 頁）、「同海域」には竹島周辺は含まれない。経済的合理性とは無関係に竹島を不法占拠した韓国の心性を考える必要がある。

其他船舶」³⁸が「司令部令第六号」である可能性もあるが、そこにマ・ラインへの言及はない。

「無人獨島調査を終えて」で見られた、竹島への接近禁止距離を12海里ではなく12海里とする誤りは、1947年8月27・28日付『南鮮經濟新聞』の記事や、同年9月23日付『水産經濟新聞』の「鬱陵島紀行(三)」でも繰り返された³⁹。そもそも、SCAPIN-1033第5項で、マ・ラインの設定は「国家統治権、国境線又は漁業権についての最終決定に関する連合国の政策の表明ではない」とされており、マ・ラインを竹島領有の根拠にはできない。それに言及・反論した1947年の新聞記事は見当たらない。

竹島領有を主張するならば、竹島に対する日本の行政権を停止した1946年1月29日付SCAPIN-677は、漁業問題に関するSCAPIN-1033よりも重視されてよい。ところが、本稿で検討してきた1947年の資料にはSCAPIN-677への言及はない。1948年の申爽鎬「獨島所属に對して」では、マ・ラインについて「獨島東方海上十二哩の地点を通過」と正確な記述になっているが、SCAPIN-677には触れていない。SCAPIN-677とSCAPIN-1033を混同した可能性もある⁴⁰。韓国がSCAPIN-677を領有根拠と主張するのは、サンフランシスコ平和条約が調印された1951年9月以後と見られる⁴¹。

おわりに

調査隊副隊長であった洪鍾仁は、韓国山岳会副会長・朝鮮日報社主筆という肩書で1952年と翌53年の「鬱陵島・獨島學術調査団」にも団長として参加した⁴²。彼は、日本統治期の朝鮮人の多くが竹島を知らなかったと次のように述べている⁴³。

獨島という名前とともにその位置と島が持つ姿、またその生態を、我が国民に知らせて国民の関心を引くようにしたのは、それこそ、1947年11月に韓国山岳会(その当時は朝鮮山岳会)が総人員60余名で組織された鬱陵島・獨島學術調査団を現地に派遣して調査した後、現地調査の報告講演や展示会などを開いて新聞雑誌などにその行事が広く報道され

³⁸ 韓國法制研究會編刊『美軍政法令總覽 國文版』(1971年5月 ソウル) 802~803頁。

³⁹ 「獨島(竹島)に関する調査の件」所収の「経緯報告」にも同じ誤りがある(19枚目)。「経緯報告」の本文は韓国国家記録院所蔵「獨島沿海漁船遭難事件顛末報告の件」(管理番号:BA0182403 生産年度:1951 内務部地方行政局行政課作成)にもある(30~34枚目)が、このファイルには慶尚北道(道庁)が行ったと思われる「経緯報告」作成の記録も残されている(86~93枚目)。原案ではSCAPIN-1033について、「一二哩以上接近できない」と正確であったのが、「一二米以上接近できない」と誤って修正されている(87枚目)。この指摘は松澤幹治氏による。

⁴⁰ SCAPIN-677とSCAPIN-1033を混同した言説は、日本でも次のように跡を絶たない。竹島は「戦後マッカーサー・ライン(45年9月2日~52年4月27日)により日本の行政権からはずされていた」(和田春樹・石坂浩一編『岩波小事典 現代韓国・朝鮮』岩波書店2002年5月 東京 152頁)。「1952年4月28日の条約発効と同時に行政上日本から竹島を分離したマッカーサー・ラインは廃止された」(原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点-アジア太平洋地域の冷戦と「戦後未解決の諸問題」-』(淡水社 2005年6月 広島) 67頁)。「GHQ覚書によって設定された「マッカーサーライン」(日本の漁船の活動できる範囲を一時的に示したもの)では、竹島は朝鮮側に入れられました。竹島は日本領から外されたのです」(沢辺宥司『地政学から見る日本の領土』(彩図社 2022年9月 東京 186頁)。

⁴¹ 前掲註(36)『竹島問題の起原』250~252頁。

⁴² 韓国国会図書館編刊『1952~1953年 獨島測量』(2008年8月) 53・147頁。

⁴³ 「ふたたび獨島問題を考える」(『新東亞』171号(東亞日報社 1978年11月ソウル)) 163頁。「獨島」(『韓国山岳』11巻(韓国山岳会 1977年12月 ソウル))にも同様の記述がある(101頁)。洪鍾仁のこれらの著作の背景には、1977~78年の竹島問題をめぐる日韓の対立があったと考えられる。

た時からだった。もちろんそれ以前にも独島が東海の端にある我が国土の一かけらであることを知る人は知っていただろう。しかし、それは鬱陵島や江原道付近の漁民か、そうでなければ、きわめて少数の学者か専門家にすぎず、たとえ独島の存在を知っていたとしても、日本の窃盗のような圧迫の下では何ら取り上げるまでもなかったのだった。

朝鮮の東端を竹島ではなく鬱陵島として不思議と思わない新聞記事があった⁴⁴状況は、調査隊の活動が複数の新聞で報道されたことで変化したと思われる。1947年11月13日付『自由新聞』掲載の、ソウルで開催された調査隊の報告展紹介記事には「特に問題の独島に対する全貌は、我々が常識でその正確な実相を認識できるよい材料になるもので人気が高く」とあり、朝鮮人に竹島についての認識が浸透し始めたことがわかる。

洪鍾仁は、日本統治期の朝鮮人が竹島の領有主張を行わなかったのは日本の「圧迫」のためとした。しかし、領有主張の前提となる、竹島の島根県編入前に朝鮮人が作成した明確で詳細な竹島の記録は、当時も現在も見つかっていない⁴⁵。そのような状況下での韓国の竹島領有根拠の形成は、「ゼロからのスタート」であった。地理的近接性から竹島は鬱陵島の「属島」のはずだという願望、「沈興澤の報告」の強調、そして事実確認を怠ったまま発信される日本への非難。これらは朝鮮半島にあった政府が竹島を管理していたことを裏付ける資料ではなく、領有根拠にはなりえない。にもかかわらず、1947年6月の「鬱陵島所属獨島領有確認の件」とその後の新聞報道に見られるこれらは、その後も繰り返された。

一方で、朝鮮の古文獻に見える「于山島」、安龍福と「元禄竹島一件」⁴⁶、1900年の「勅令41号」、1946年のSCAPIN-677など、現在の韓国の領有主張の核となる事項は、1947年8月の朝鮮山岳会の調査隊派遣後も見られない。これらは1950年代以降の日本との論争の中で韓国が創出したものであった。

1905年の竹島の島根県編入以前に竹島を朝鮮半島にあった政府が管理した記録はなかった。にもかかわらず、大韓民国政府樹立前年にあたる1947年の朝鮮人は編入を侵略と非難し、日本に再侵略の野心があると警戒した。そして、日本人の認識や日本の資料を曲解して自国の領有根拠とする倒錯した言説を始めた。さらに、マ・ラインに関する日本への反発は、1952年の一方的かつ恣意的な李承晩ライン宣言、そして日本漁船拿捕と竹島不法占拠の原点になった。

韓国は、竹島の領有主張を始めた、このような1947年の実態を直視すべきである。

⁴⁴「東海の孤島で我が国土の東果て」（1947年8月3日付『漢城日報』・同『婦人新報』）、「我が国土の東端であるこの島」（同月19日付『嶺南日報』）、「我が国土の東海面上の三角形の頂点」（同年9月3日付『朝鮮日報』）といった鬱陵島の説明がある。

⁴⁵たとえば、前掲註(26)の韓国政府外交部ウェブサイトの「資料室 独島は日本の朝鮮半島侵略の最初の犠牲物 解放後の独島管轄」には、韓国政府外務部編刊『獨島問題概論』（1955年）掲載の1947年に調査隊が取材した鬱陵島在住の洪在現の口述、および1962年3月19日付『民国日報』掲載の巨文島から渡航したという金充三の回顧談が示されている。しかし、どちらも、17世紀の大谷・村川家の渡航や明治時代以降の日本人のアシカ猟などの日本の記録のような明確さはない。

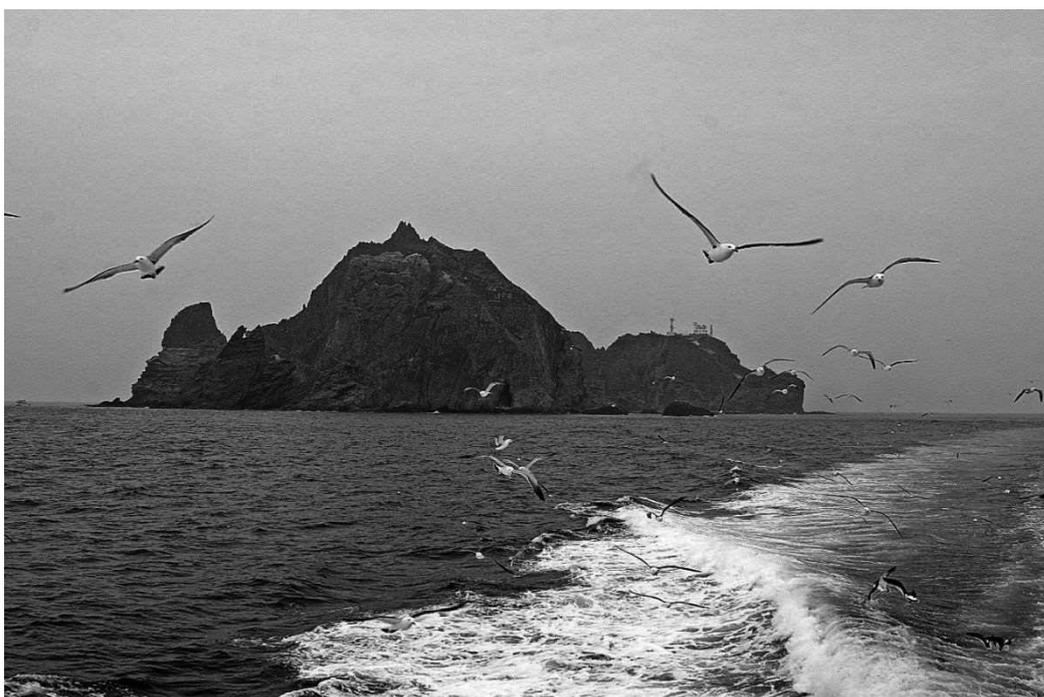
⁴⁶「元禄竹島一件」は「鬱陵島學術調査團隨行記（一）」（1947年8月19日付『嶺南日報』）で言及された。「約二百五十年前の李朝肅宗の時について朝鮮と日本の間で本島を中心に所属問題として国際問題が惹起され、安龍福という人の闘争が我々の史記に残って」いるとある。しかし、この「本島」は鬱陵島である。申奭鎬は「獨島所属に對して」で、「鬱陵島を朝鮮領土と承認した以上、その属島である獨島（略）もまた朝鮮領土と承認したと見ることができる」と、「元禄竹島一件」と現在の竹島の帰属の問題とを結びつけた（94頁）。「元禄竹島一件」の対象に現在の竹島は含まれていないためこの主張は誤りである。そして、安龍福が現在の竹島に関係する人物という説明がないことに留意したい。

【付表：1947年の竹島に関する南朝鮮での出来事と記事（ ）は本稿記載の頁】

5月23日	「ワカメ採取船行方査然」(『中央新聞』ソウル) (68)
5月23日	「ワカメ採取船行方不明」(『現代日報』ソウル) (68)
5月24日	「無人島に行った「ワカメ」採取船 船員五名□□行方不明」(『民衆日報』ソウル) (68)
6月17日	「鬱陵島所屬獨島領有確認の件」(慶尚北道知事→南朝鮮過渡政府民政長官)
6月20日	「鬱陵島に無人島発見 我々の所有が明確だ！」(『嶺南日報』大邱) (68)(69)(71)
6月20日	「倭賊日人の見当はずれのたくらみ」(『大邱時報』大邱) (68) (70)
7月23日	「版圖に野慾の觸手 捨てられない日人の侵略性 鬱陵島近海『獨島』問題再燃」 (『東亞日報』ソウル) (68)(69)
7月23日	「当然我々のもの 中国史館長談」(『東亞日報』) (73)
8月3日	「獨島問題重大化 搜索委員会組織して協議」(『東亞日報』) (71)(72)
8月3日	「我が領土 秋日本課長談」(『東亞日報』)
8月3日	「鬱陵島踏査隊 朝鮮山岳會から派遣」(『漢城日報』ソウル) (77)
8月3日	「鬱陵島踏査隊 朝鮮山岳會から派遣」(『婦人新報』ソウル) (77)
8月5日	「獨島は我が版圖 歴史的證據文献を発見 搜索會でマック司令官に報告」(『東亞日報』) (73)
8月7日	「獨島は我が地 史的證據文献発見」(『東光新聞』光州) (73)
8月12日	「各界権威者で組織された鬱陵島調査團來道 現地で二週間滞島豫定」(『嶺南日報』) (71)
8月12日	「無人島「獨島」 警察廳で調査に着手」(『嶺南日報』)
8月12日	「獨島に調査團 警察廳で派遣」(『大邱時報』)
8月13日	「近海侵寇の日漁船 マッカーサー線修正も建議」(『漢城日報』) (74)(75)
8月17日	「獨島探險隊 今日出發」(『嶺南日報』)
8月17日	「獨島調査團 十六日登程」(『大邱時報』)
8月19日	「鬱陵島學術調査團隨行記 (一) 椿の花咲く海辺で島民の海洋飛躍を祈願」(『嶺南日報』) (77)
8月20日	「鬱陵島學術調査隊出發」(『自由新聞』ソウル)
8月20日	朝鮮山岳會の「鬱陵島學術調査隊」が竹島に上陸 (16~28日が行程)
8月21日	「問題多い獨島も探險 鬱陵島學術調査隊安着活動中」(『自由新聞』)
8月22日	「獨島を探査」(『大邱時報』)
8月23日	「鬱陵島學術調査獨島踏査 意外！海狗発見」(『朝鮮日報』ソウル) (73)
8月23日	「獨島は海産物の宝庫 しかし人は住めない所」(『婦女日報』大邱) (69)
8月24日	「山岳會調査隊 東海神秘の神秘境である獨島の生態に恍惚」(『自由新聞』) (72)
8月24日	「獨島で海狗三頭を捕獲」(『嶺南日報』) (68)
8月27日	「獨島はこんな所 絶景の風光を持ち水産資源が豊富」(『南鮮經濟新聞』大邱) (70)(76)
8月27日	「(一) 東海の孤島 鬱陵島行 仙境に入った感」(『大邱時報』)
8月28日	「獨島はこんな所」(『南鮮經濟新聞』) (70)(75)(76)
8月28日	「鬱陵島學術調査を終えて帰って 本社特派記者金得龍記 【三】」(『嶺南日報』)
8月29日	「獨島紹介映畫を目下制作中」(『婦女日報』)
8月29日	「鬱陵島學術調査隊 28日朝無事帰京」(『自由新聞』)
8月30日	「鬱陵島畫報」(『自由新聞』)

8月30日	「獨島寫眞公開 本社崔囑託撮影」(『大邱時報』)
8月31日	「写真 崔季福本社特派員撮影」(『大邱時報』)
9月1日	「鬱陵島調査 宋錫夏氏報告」(『自由新聞』)(68)
9月2日	石宙明「鬱陵島の沿革」(『ソウル新聞』ソウル)(73)
9月3日	「絶海の鬱陵島 學術調査踏査① 東海面の重要據點 國家的再認識絶対必要」(『朝鮮日報』)(77)
9月3日	「商業は「イカ」だけ 水力発電も可能な鬱陵島」(『工業新聞』ソウル)(68)
9月9日	石宙明「鬱陵島の自然」(『ソウル新聞』)(68)
9月21日	洪鍾仁「鬱陵島學術調査隊報告記(1)」(『漢城日報』ソウル)(72)
9月21日	「鬱陵島紀行(二) 浦項支局具東鍊」(『水産經濟新聞』ソウル)(73)
9月23日	「鬱陵島紀行(三) 浦項支局具東鍊」(『水産經濟新聞』)(76)
9月24日	洪鍾仁「鬱陵島學術調査隊報告記(2)」(『漢城日報』)(71)
9月28日	方鐘鉉「獨島の一日」(『京城帝国大学豫科新聞』13号 ソウル)(73)
10月15日	「獨島の國籍は朝鮮 嚴然たる証憑資料も保管」(『漢城日報』)(68)(72)
10月15日	「獨島の國籍は朝鮮 立證する嚴然たる証憑資料保管」(『工業新聞』)(68)
10月15日	「悪辣たる倭敵の触手 証憑資料が嚴然と證明」(『獨立新報』ソウル)(68)
10月15日	「獨島は朝鮮の地 證憑資料多數保管」(『大東新聞』ソウル)(68)
10月15日	「狡猾にも朝鮮をねらう日本 しかし獨島の國籍は朝鮮 嚴然たる證拠資料も保管」(『婦女日報』)(68)
10月16日	「獨島の國籍は朝鮮 嚴然たる証憑資料も保管」(『水産經濟新聞』)(68)
10月16日	石宙明「鬱陵島の沿革」(『新韓民報』ロスアンゼルス)(73)
10月18日	「獨島近方に日密船出沒」(『水産經濟新聞』)(69)(72)
10月22日	「日本の侵略的野欲 今度は黄海波浪嶼へ」(『東亞日報』)(74)
10月	洪九杓「無人獨島調査を終えて」(『建国公論』3卷5号)(雅丹文庫所蔵)(75)
11月5日	「文化 鬱陵島報告展」(『獨立新報』ソウル)
11月5日	「鬱陵島報告展 十日から東和畫廊」(『第一新聞』ソウル)
11月5日	「鬱陵島報告展 10日から東和で開催」(『獨立新聞』ソウル)
11月5日	「鬱陵島報告展 十日から東和ギャラリーで」(『民衆日報』ソウル)
11月5日	「鬱陵島報告展 ソウルで開催」(『釜山新聞』釜山)
11月5日	「鬱陵島報告展」(『大韓日報』ソウル)
11月5日	「鬱陵島報告展 十日から東和で」(『京郷新聞』ソウル)
11月6日	「文化消息」(『東亞日報』)
11月10日	「鬱陵島報告展今日から東和」(『自由新聞』)
11月13日	「鬱陵島報告展覽會人氣」(『自由新聞』)(77)
11月15日	尹炳益「カジェ(獨島産)」(『ソウル新聞』)(68)
11月15日	洪鍾仁「鬱陵島報告展を開いて」(『ソウル新聞』)
11月18日	尹炳益「カジェ(獨島産)(承前)」(『ソウル新聞』)(68)
12月3日	「東海の慶北寶庫 鬱陵島展覽會開催 學務局主催本社後援で」(『嶺南日報』)
12月	宋錫夏「古色蒼然たる歴史的遺跡 鬱陵島を搜して!」(『国際報道』10号)(73)

〔資料④〕「三峯島全景」（『国際報道』10号）韓国国立中央図書館所蔵



（参考 竹島全景）

山本皓一氏撮影。同氏の『日本人が行けない日本領土 北方領土・竹島・尖閣諸島・沖ノ島 島上陸記』（小学館 2007年6月 東京）に掲載。井上貴央氏の推定によれば、竹島の西島山頂から西南西方向に約1キロメートルの地点から撮影したもの。「三峯島全景」とほぼ同方向から撮った写真である。

ご協力・ご教示いただいた両氏に感謝申し上げます。

〔資料⑤〕 1947年8月13日付『漢城日報』



出典：韓國国立中央図書館「大韓民国新聞アーカイブ」

第二部：1996年—日本への対抗意識の高揚—

はじめに

1996年、日韓両国は国連海洋法条約（正式名称「海洋法に関する国際連合条約」）を批准し、同年5月に漁業協定締結のための交渉を始めた。交渉で難航が予想されたことの一つは、排他的経済水域の境界画定のもとになる基線をどこに引くかであった。この関連で竹島（韓国名「独島」）問題が浮上すると、交渉決着の見通しは立たなくなることが明らかであったからである。

日本政府は、日本海沿岸や北海道の漁業者を悩ました韓国漁船操業問題解決の必要性もあつて、竹島問題とは切り離して交渉を進めることとした。こうして、1998年11月に署名、翌年1月に発効した新日韓漁業協定（正式名称「漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定」。1965年の同名の協定と区別するためにこう呼ぶ）では、竹島を含む海域は日韓両国どちらの排他的経済水域にも属さないものの、資源管理について両国が責任を持つ「暫定水域」（韓国では「中間水域」と呼ぶ）とされた¹。

本稿第2部は、上記の動きの中で発信が強化された韓国の竹島問題に関する主張を、1996年に焦点を当てて整理し、韓国の竹島領有主張形成におけるその意味を考えるものである。

①1996年の竹島問題

(1)「独島」への「運命的な愛情」

1996年の国際情勢の推移と日本の外交活動の概要をとりまとめた外務省編刊『平成9年版外交青書』（1997年5月）の第2分冊に、「2月に韓国政府が竹島において接岸施設工事を実施する旨発表したことを契機として、竹島に関する日韓両国の立場の違いに焦点が当たった」という記述がある。韓国政府外務部編刊『1997年外交白書』（1997年8月）にも、「韓日両国は2月、独島接岸施設工事によって一時関係がふたたび閉塞した」とある（129頁）。

これは、1996年2月7日に韓国政府が竹島の「警備艇と漁船のための接岸施設計画を発表」したことに対して、同月9日に池田行彦外相が、竹島は「日本固有の領土」であつて韓国の接岸施設建設は「日本の主権を侵害するもの」と強調し、常駐警備隊の即時退去を要求した²ことを契機とした日韓の対立をさす。韓国政府の接岸施設建設の発表は、同月6日に日本の「政府与党」が国連海洋法条約の国会での批准承認をめざす方針を示した（同月7日付『山陰中央新報』（松江））翌日であった。同月13日、韓国国会の統一外務委員会は、日本政府に抗議し、接岸施設建設は正当な主権行使であるという決議を採択した。決議文は、池田外相の発言は「200海里排他的経済水域宣布のための計算された発言としか見ることはできない」と日本を非難していた³。

¹新日韓漁業協定の締結交渉過程と内容については杉山晋輔「新日韓漁業協定締結の意義」（『ジュリスト』1151号 有斐閣 1999年3月 東京）に概要説明がある。

²独島事典編纂委員会編『独島事典 改訂増補版』（韓国海洋水産開発院 2019年3月 釜山）500頁

³「第178回国會統一外務委員會會議錄 第2號」（大韓民國國會事務處）27頁。国会事務處法政予算室編刊『獨島問題』（1996年6月）には、接岸施設建設について「我が政府が人工的埋立て作業を通じて（略）“独島で人間が居住および経済生活営為が可能ないように開発せねばならない”という提案をもっと早く採用していれば、今ごろ独島は排他的経済水域を持つことができる島の地位を十分に整えることができ

『平成9年版外交青書』第1分冊には、1996年3月2日の橋本龍太郎首相と金泳^{キム・ヨンサム}三大統領との首脳会談で、「この問題が両国民の感情的な対立に発展し、両国の友好協力関係を損なうことは適切ではないとの観点に立って」漁業協定締結交渉を行うことが確認され、同年6月22・23日の首脳会談では「この合意に沿って領有権問題と切り離して排他的経済水域の境界画定や漁業協定交渉を促進することとなった」とある。韓国政府の『1997年外交白書』にも、「一連の両国の首脳会談を通じて友好協力の基盤を強固にして両国関係を未来志向の関係として発展させていくための努力を継続することになった」とある（129頁）。

こうして、漁業協定交渉を進める上での基本的な合意が成立したが、日本の反対にもかかわらず、韓国政府は1996年4月29日に接岸施設工事を着工し、翌年11月7日に竣工させた⁴。1996年5月に刊行されたパク・インシク『独島』（テウオン社 ソウル）には、池田外相発言への韓国人の反発が次のように記録されている。「このような妄言は、憤怒した我が国民が日本大使館前で連日糾弾デモを繰り広げるほどの全国民的な抵抗を受けた。そのような一方で、領土問題において独島が占める象徴性をより明白に認識させ、東海の遠くに寂しく離れていたこの小さな島に対する運命的な愛情と関心を増幅させたのだった」（86～87頁）。

次は、韓国国立中央図書館および韓国国会図書館のウェブサイトの検索システムで「독도（独島）」を入力して、その年に刊行された著作物を検索した結果である（韓国国内で刊行されたものに限る）。

〔表1：韓国国立中央図書館 2022年1月25日検索実施〕

年	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
図書	1	1	0	1	1	36	13	12	7	20	11
学位論文	1	1	0	1	0	2	4	8	3	8	5
記事	4	2	1	4	4	40	13	32	7	21	12

ていた」とある（59頁）。国連海洋法条約121条3項では「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない」と定められており、『獨島問題』の記述はこの項を意識している。新日韓漁業協定締結交渉については、野中健一『竹島をめぐる韓国の海洋政策』（成山堂書店 2021年1月 東京）第1章で言及されている。2018年11月14日付『北海道新聞』（札幌）の連載記事「海と国境」（91回）には、交渉最終段階の「暫定水域」の範囲をめぐる攻防が、排他的経済水域の基点の問題も含めて、描かれている。韓国が基点となる島を竹島としたのは、2006年6月の第5回EEZ境界画定交渉の時だった（坂元茂樹「海洋境界画定と領土紛争 - 竹島と尖閣諸島の影 -」（日本国際問題研究所編刊『国際問題』565号 2007年10月 東京）18～19頁）。

⁴前掲註(2)『独島事典 改訂増補版』500頁。浦項地方海洋水産廳編刊『西東島接岸施設築造工事 工事誌』（1997年11月）には、韓国政府は1991年6月8日に建設方針を決定し、竣工は1997年11月24日とある（6頁）。同頁には着工は1995年12月19日とあり、同年末に工事は中断していた模様である。総工費170億6885万²（15頁）、工事中に3人が死亡する事故があった（286頁）。

〔表2：韓国国会図書館 2022年1月25日検索実施〕

年	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
図書資料	3	2	0	1	2	31	30	25	15	27	23
学位論文	1	1	0	2	0	2	3	8	4	9	5
連続刊行物・学術記事	3	2	4	0	2	93	26	34	23	37	21

1996年に竹島に関係する刊行物が激増しているのは、この年、韓国の竹島問題への「関心」が画期的に高まったことを示している。

1996年の日韓の対立が韓国人の竹島に対する「運命的な愛情」をも増幅させたことについて、李榮薫は次のように指摘している⁵。金泳三大統領（在職1993～98）は「いかなる同盟も民族に代わることはできない」と就任の辞で述べた。経済成長よりも民族意識を重視する彼の大衆に迎合した手法は、竹島の接岸施設着工に現れた。「相互尊重と配慮の精神」で紛争を封じ込めた1965年の「独島密約」⁶は破棄された。しかし、これは韓国に不幸をもたらした。竹島の接岸施設竣工と、韓国のIMF経済危機到来が同じ1997年11月だったことは象徴的である。その後、2005年頃になると「“独島の岩を割れば韓国人の血が流れる”式の一種のトーテムズムが文化系の一角に位置を得た」のだった。

⁵『反日種族主義との闘争』（未来社 2020年5月 ソウル）252～259頁。

⁶ロー・ダニエル『竹島密約』（草思社 2008年11月 東京）による「竹島密約」は次の通りである（208頁）。「竹島、独島問題は、解決せざるをもって、解決したとみなす。したがって条約では触れない。（イ）両国とも自国の領土であることを認め、同時にそれに反論することに異論はない。（ロ）しかし、将来、漁業区域を設定する場合、双方とも竹島を自国領として線引きをし、重なった部分は共同水域とする。（ハ）韓国は現状を維持し、警備員の増強や施設の新設、増設を行わない。（ニ）この合意は以後も引き継いでいく」。筆者（藤井）は、「竹島密約」は、仮にあったとしても、1969年10月28日に日本政府は韓国政府に対して「竹島の韓国官憲の駐在に抗議、退去要求」を行なっており、この時点ですでに実効性を失っていたと考えている。韓国政府外務部編刊『独島関係資料集（I）－往復外交文書（1952～76）－』（1977年7月）によれば、日本の抗議文には、8月15日の海上保安庁巡視船「へくら」の竹島巡視によって「島には韓国政府による様々な建造物が未だ撤去されていないだけでなく、新しい施設が加えられたことが観測された」とある（283頁）。また、『月刊中央』33巻4号（中央日報社 2007年4月 ソウル）にある「独島密約」（韓国語）の（ハ）は、「現在韓国が占拠している現状を維持する。しかし警備員を増強したり新しい施設の建築や増築は行わない。」（107頁）であって、『竹島密約』（日本語）の「（ハ）韓国は現状を維持し、」の部分との違いがある。韓国語の文言だと、日本が韓国の竹島不法占拠を認めたと解釈される危険性がある。なお、筆者（藤井）は（ロ）は、竹島を含む水域を日韓両国の漁業者が共に操業できる水域として設定した新日韓漁業協定への韓国人の不満に対応して、2000年代の観点から追加したものではないかと疑っている。1965年の日韓漁業協定で認められた距岸12海里の漁業専管水域を竹島に設定した場合、そのすべてが重なるため文言が不自然なためである。なお、『竹島密約』でも事実誤認されている（10～11頁）が、1965年の日韓漁業協定で共同規制水域は竹島を含む水域には設定されなかった。

このように、1996年の日韓両国の200海里排他的経済水域設定をめぐる動きと竹島問題は関連した。韓国の竹島接岸施設建設強行、そして「独島」への関心と「運命的な愛情」の高まりは日本の反発を招いた。2005年2月23日の島根県議会で「竹島の日」条例制定について、「竹島は、歴史的にも国際法的にも島根県隠岐郡隠岐の島町に属する我が国固有の領土であることは明白であります。しかしながら、大韓民国は半世紀にもわたって同島を不法占拠し続け、これまで接岸施設の設置や国立公園指定の検討など、実行支配の動きを強化してまいりました」と提案理由が説明されたように、1996年の韓国の動きは同条例制定の背景になり、その後の竹島問題、そして日韓関係に影響を与えた⁷。

(2)韓国「第二世代」の主張発信

1996年には、「獨島所屬に對して」（『史海』1 朝鮮史研究會 1948年12月 ソウル）で最初期の韓国の竹島領有主張をまとめた申奭鎬^{シン・ソクホ}(1904～1981)の著作全集が刊行された⁸。また、1960年代後半に「勅令41号」を領有根拠と主張した李漢基^{イ・ハンギ}(1917～1995)の『韓國の領土一領土取得に関する國際法的研究』(ソウル大學校出版部 1996年2月 ソウル)の第二刷が刊行された(第一刷は1969年2月)。1996年6月には、乙酉文化社(ソウル)から李丙燾^{イ・ボンド}(1896～1989)訳注の『三国史記』が刊行された。『三国史記』は日本政府第3回見解と韓国政府第3回見解で取り上げられた。この三人と、洪以燮^{ホン・イソフ}(1914～1974)・韓祐勛^{ヘン・ウグン}(1915～1999)・朴觀淑^{パク・グァンスク}(1921～1978)らは、韓国の竹島問題研究の「第一世代」というべき研究者たちであった。彼らには、日本統治期に高等教育を受け、1950～60年代に行われた日韓両国政府間の見解の交換にあたって韓国政府見解の作成に携わったという共通点があった⁹。

⁷1996年は、玄大松^{ヒョン・ダソク}『領土ナショナリズムの誕生』(ミネルヴァ書房 2006年11月 京都)でも、「独島/竹島問題」の「ターニングポイント」とされた(137頁)。玄大松は、韓国に領有根拠がないことを認識していない(1905年の編入前に朝鮮半島にあった政府が竹島を管轄した事実はないことの無視、竹島の帰属が「サンフランシスコ講和条約においてあいまいに処理されてしまった」(137頁)は事実と反する)。そのため、事実と反する事項を子供たちに教えざるをえないなど、「領土ナショナリズム」が韓国人をも傷つけることへの危機感は薄い。玄大松「戦後日本の独島政策」(『韓国政治学会報』48集4号(韓国政治学会 2014年9月 ソウル)の竹島問題の時期区分でも1996年が「分水嶺」とされている(53頁)。木村幹他編『平成時代の日韓関係』(ミネルヴァ書房 2020年7月 京都)所収の山下達也「転換期の日韓関係 - 領土問題の相克と定着化、二〇〇三～二〇〇七年 -」では、「竹島の日」条例制定の背景について、漁業問題を主として分析しているが、1996年の韓国の動きまで射程を伸ばして考えることが必要であろう。戦後の日韓間の竹島問題をめぐる対立の経緯概要は、拙著『竹島問題の起原 - 戦後日韓海洋紛争史 -』(ミネルヴァ書房 2018年4月 京都)終章参照。

⁸癡菴申奭鎬先生全集刊行委員會編『申奭鎬全集』(上、中、下)(新書苑 1996年6月 ソウル)。上巻に「獨島の史的由來と沿革」(『時事』1962年1月号 内外問題研究所 ソウル)が収録されている。

⁹拙稿「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(下)」(『島嶼研究ジャーナル』7巻2号(島嶼資料センター 2018年3月 東京)54頁。同「竹島漁労と1970年代の竹島問題〔補論 韓国の竹島問題への認識〕」(4期島根県竹島問題研究会編『第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』島根県総務部総務課 2020年3月)86頁。李丙燾は1919年に早稲田大学文学部卒業、申奭鎬は1929年に京城帝国大学法文学部史学科卒業、洪以燮は1939年に延禧専門學校(現延世大学校)文科卒業、韓祐勛は熊本第五高等学校で修学後1941年に東京帝国大学文学部西洋史学科入学、李漢基は金沢の第四高等学校で修学後東京帝国大学法学部を1943年卒業、朴觀淑は松江高等学校で修学後東京帝国大学法学部を1944年に卒業した。

一方、1996年に開催された三つの竹島問題に関する「学術シンポジウム」に登壇するなど、活発に活動したのは、愼鏞廈^{シン・ヨンハ}（1937～）・梁泰鎮^{ヤン・テジン}（1938～）・宋炳基^{ソン・ビョンギ}（1933～2018）・金明基^{キム・ミョンギ}（1936～）ら、1930年代生まれの「第二世代」というべき研究者であった。愼鏞廈は1996年2月27日に設立された独島学会¹⁰の会長で、1996年8月に『独島の民族領土史研究』（知識産業社 ソウル）を刊行した（同書での肩書はソウル大学校社会科学部社会学科教授）。

1996年4月12日に韓国精神文化研究院が主催した「獨島問題學術會議」では、梁泰鎮（土門會會長）が「文獻的側面から見た獨島關係資料分析」を報告し、宋炳基（檀國大學校教授）が討論者になった。金明基（明知大學校教授）は鄭寅燮^{チョン・インソプ}（ソウル大學校教授）の報告「國際法の側面から見た獨島領有權問題」の討論者となり、愼鏞廈は「歴史的側面から見た獨島問題」を報告し、それらは『獨島研究』（韓国精神文化研究院 城南、報告者の肩書は同書による）として同年9月に刊行された。

1996年4月18日に独島学会が主催した「独島学会創立記念学術シンポジウム」では、愼鏞廈^{チョン・チェウ}が鄭濟愚（独立運動史研究所）とともに「民族領土としての獨島研究」を、金明基が「獨島の領有權に関する韓国と日本の主張根拠」を、梁泰鎮（前政府記録保存所）が「韓日兩國間における獨島研究の現況」を報告した（『獨島の領有と獨島政策』（獨島學會 1996年4月 ソウル）報告者の肩書は同書による）。

1996年8月8日に独立記念館韓国独立運動史研究所が主催した「第10回独立運動史学術シンポジウム 大主題：獨島領有權問題と民族意識」の報告論文は、同年12月刊の『韓国独立運動史研究』10集（天安）に掲載された。愼鏞廈「韓國の獨島領有と日帝の獨島侵略」、宋炳基「資料を通じて見た韓國の獨島領有權 - 国内資料を中心に-」、金明基「國際法から見た獨島領有權 - 對日講和條約第2條を中心として-」が収録された。

金明基は『國際法學會論叢』80号（大韓國際法學會 1996年12月 ソウル）にも、「對日講和條約第2條に関する研究」を執筆した。また、同年12月には、梁泰鎮を「研究責任者」とする『韓國の領土管理政策に関する研究－周辺国家との領土問題を中心に－』（韓國行政研究院 ソウル）が刊行された。梁泰鎮はまた、『歴史批評』35号（歴史問題研究所 1996年5月 ソウル）に「韓日獨島領有權紛争の歴史」を執筆した。

学術誌・専門誌以外でも、『新東亞』439号（東亞日報社 1996年4月 ソウル）には愼鏞廈「獨島主權、死活を懸けた民族問題だ」が、『月刊朝鮮』200号（朝鮮日報社 1996年11月 ソウル）には梁泰鎮「歴史と國際法上で明らかな我が地：日本の獨島妄言に対する実証的反論」が掲載された。『朝鮮日報』や『東亞日報』とは政治主張が対立的な『ハンギョレ』（ソウル）も、同年8月13日付の紙面で、同月8日の「第10回独立運動史学術シンポジウム」での報告者の発言を報道した。

¹⁰「獨島に対する客観的な研究を通じて獨島が韓國の領土であることを明確にし、獨島に対する主權的次元からの政策が施行されることを支援できる学術研究を遂行しようとする」が設立目的であった（<http://www.dokdoinkorea.or.kr/> 2021年11月21日最終アクセス）。

(3)1977～78年の竹島問題と「第二世代」

慎錫廈ら「第二世代」の四人には、1977～78年の竹島問題での日韓の対立を契機に竹島問題への関心を高めたという共通点があった。1977年2月、福田赳夫首相が当時世界で設定が進みつつあった領海12海里・200海里漁業水域について、竹島を基点として設定されると国会答弁し、韓国はこれに反発した。翌年4月に韓国政府は領海12海里を暫定実施し、5月に竹島近海の日本漁船を排除した。

慎錫廈は1981年7月に宋炳基・白忠鉉^{ベグ・チュンヒョン}（1939～2007）との鼎談を司会した。その記録は『韓国学報』24輯（一志社1981年9月ソウル）に「獨島問題 再照明」として収録され、日本語訳が『アジア公論』11巻4号（韓国国際文化協会日本支社1982年4月東京）に「獨島問題を再照明する」という題目で掲載された（同誌での白忠鉉の肩書は「ソウル大学教授・国際法」）。慎錫廈が、過去と異なり、漁業のような「今日の経済的側面」が竹島問題の焦点になったと述べている（「獨島問題 再照明」210頁）のは、1977～78年の竹島問題での日韓の対立を背景にこの鼎談が企画されたことを示している。この鼎談は歴史学と国際法の専門家が韓国の竹島領有主張への批判・提言を述べるという内容であった。

梁泰鎮は1978年7月に『獨島關係文獻目錄』（刊行者不明ソウル）を刊行した。その序文で「日帝はその侵略的根性を捨てることができず我々の厳然たる領土である獨島を自己の領土だとしつこく主張」していると日本を非難した。ただし、同書は50頁ほどの簡易な冊子であった。翌1979年7月刊の『韓國國境領土關係文獻集』（甲子文化社ソウル）では全約300頁の4割を竹島問題に費やしていたが、梁泰鎮の関心は主に「北方境界線」にあったことが「序文」でわかる。1981年9月刊の『韓國の國境研究』（同和出版公社ソウル）でも、「國境」は北方の境界線のことで竹島問題に関する項目がなかった。しかし、1989年7月刊の『韓國邊境史研究』（法経出版社ソウル）では、第4章の「隣接海洋境界と沿岸島嶼」で竹島問題が包括的に記述された。

宋炳基は、1999年2月に刊行した『鬱陵島と獨島 - その歴史的接近-』（檀国大学校出版部ソウル）の中で、1978年4月に崔永禧^{チュウ・ヨンシ}（1926～2005）を中心に「獨島」研究を目的とした「韓国近代史資料研究協議会」が発足し、それに参加したことが「獨島」研究のはじまりだったと回想している（7頁）。崔永禧は当時第3代国史編纂委員長であり、1977年10月に現地調査した国史編纂委員会主管の「鬱陵島獨島學術調査団」の団長であった（1977年10月25日付『京郷新聞』（ソウル）。この調査で「鬱陵島事蹟」が発掘されたと同記事にある）。

金明基の竹島問題についての最初の論考は「國際法上獨島の領有權」（國家考試學會編『考試界』23巻9号（考試界社1978年9月ソウル））と思われる。この中で金明基は前年の福田首相発言や読売新聞社機の「獨島の領空侵犯」を憤っている（117頁）。1987年8月刊の『獨島と國際法』（華學社ソウル）の序文では、大韓國際法學會の会員を中心とした「獨島學術調査團」の一員として1979年3月に竹島に上陸した時の感激を記した。同書には、調査団の帰路の船内で、宋炳基が「高宗時代の鬱陵島、獨島經營」、金明基が「The Minquiers and Ecrehos Case(1953年)の分析と獨島問題への適用」という題目で講演したとある（158～159頁）。

以上概観したように、韓国の竹島問題研究にとって1996年は画期となった年であった。1950～60年代の日本との論争で起用された「第一世代」の著作が再刊されたが、主張の発信の中心となったのは、1977～78年の日韓の対立で竹島問題への関心を高めた1930年代生まれの「第二世代」であった¹¹。韓国の竹島問題研究者の世代交代を見ることができる。

さらに、1996年には、日本統治終了後に生まれた論者による発信が行われた。金柄烈^{キム・ビョンヨル}(1956～)は『韓国論壇』(韓国論壇 ソウル)誌上で下條正男との論争を行った(筆者肩書は国防大学院教授)。「(5月号「竹島が韓国領という根拠は歪曲されている」に対する反論文)日本の古地図にも独島は韓国の地と明示」(82号1996年6月)、「(独島論争5)証拠を無視するな」(87号1996年11月)である。それらは序文に同年10月記とある『獨島領有権に関する考察』(国防大学院 ソウル)と金柄烈『独島か竹島か』(タダメディア 1996年11月 ソウル)に収録された。

後に東北アジア歴史財団(2006年設立)第2代理事長(在職2009～12)になる鄭在貞^{チョン・チェジョン}(ソウル市立大学校教授1951～)を会長とする「韓日関係史研究会」は、1996年3月8日に「韓日両国間の領土認識の歴史的再検討」と題する「学術シンポジウム」を開催した。『独島と対馬』(知性の泉 1996年5月 ソウル)はその発表論文と討論を編集したものであった(鄭在貞の肩書は同書による)。対馬の韓国帰属を日本統治終了直後に主張したのは、在朝鮮米軍政庁の水産顧問であった鄭文基^{チョン・ムンギ}(1898～1995)であった。彼は1977年12月10・11・13日付『韓国日報』(ソウル)掲載の「私の履歴書」でその経緯を回想した¹²。竹島問題が関心を集める時、韓国では対馬の帰属も言及されるという事象は1996年も繰り返された。

1996年以後の韓国の動きについて、鄭秉峻^{チョン・ビョンジュン}は次のように説明した。「1900年代中盤以後独島研究を専攻する専門的研究者群が形成された。特に韓日新漁業協定の締結、島根県の「竹島の日」公布など(について - 藤井補注 -)1990年代中盤以後韓国で以前の静かな外交的対応より強力で全面的な対応を要求する国民の要求が政府と学界に集中した。多数の民間独島研究機関・政府・公共独島研究が組織され、政府・非政府組織なども多様な活動を繰り広げた」¹³。

¹¹「第二世代」の4人の竹島問題に関する主張の発信は1996年の後も続いた。慎鏞廈は1998年から2001年にかけて刊行された『獨島領有権資料の探究』1～4巻(獨島研究保全協会 ソウル)の編著者になった。梁泰鎮は1998年8月に『獨島研究文獻輯』(景仁文化社 ソウル)、1999年2月に『近世韓国國境域論考』(同前)を刊行した。1991年8月刊の『韓國領土史研究』(法経出版社)には竹島に関する記述がなかったことを考えると、梁泰鎮にとっての1996年の意義は大きかったことがわかる。宋炳基は2010年まで3回にわたって『蔚陵島と獨島 - その歴史的接近-』を改訂して刊行した(『書き直した蔚陵島と獨島』(檀国大学校出版部 2005年12月 ソウル)、『再訂版 蔚陵島と獨島』(同 2007年7月)、『蔚陵島と獨島 - その歴史的検証-』(同 2010年4月)。金明基は編著『独島特修研究』(独島調査研究学会・法書出版社 2001年3月 ソウル)をはじめとして、竹島問題関連の図書を頻繁に刊行していく。

¹²鄭文基の文章は學術院編刊『私の歩んできた道 - 元老會員回顧録 - 』(1983年8月 ソウル)に「流水回顧録」として収録された。「26.対馬島領有問題と李博士」(196～200頁)で対馬に言及している。

¹³『独島 1947 - 戦後独島問題と韓米日関係 - 』(トルペゲ 2010年8月 坡州) 45～46頁。「孔義植・崔永鎬「韓国における独島・竹島に関する研究及び市民団体の活動について」(『法学紀要』58巻(日本大学法学部法学研究所 2017年3月 東京))に韓国の組織・団体の概要説明があり、「政府関連の研究機関」として、2008年設立の独島研究所(2006年設立の東北アジア歴史財団内の機関)、1996年設立の韓国海洋科学技術院東海研究所、2006年発足の韓国海洋水産開発院独島・海洋領土研究センター、1997年設置の独島博物館が挙げられている。韓国海洋科学技術院は1973年に韓国科学技術研究所付設海洋開発研究所として発足した海洋水産部傘下機関で、2012年に現名称となった。釜山広域市影島区所在。1996年に

このような韓国の変化の背景には、李榮薫が指摘したように、韓国人の対日対抗意識に抑制が効かなくなったことがあった。朴椿浩（1930～2008）は「獨島 静かに研究しよう」（『韓国論壇』80号 1996年4月、筆者肩書は前高麗大学校法科大教授）で、現在は「独島問題を対日感情発散の手段として活用」するのではなく、着実に「独島」開発を進める段階にある。世界の島嶼をめぐる紛争には、共同管理や共同開発、あえて放置を選んだ例もあると論じた（135頁）。しかし、日本が朝鮮半島を「詐欺的な手段」で侵略する中で行われた1905年の竹島編入手続きには欠陥があると非難するなど、この文章も「静かに研究しよう」という雰囲気にはほど遠かった。

なお、本報告書掲載の松浦正伸「VANK（Voluntary Agency Network of Korea）より見たるサイバー空間における非政府アクターの外交的役割」には、韓国の「1980年代後半の民主化と1990年代の情報化」によって「個人活動家が積極的に日韓の外交問題に介入する時代を迎えた。無限に広がるサイバー空間は、主権や歴史認識をめぐる「物語」を国際世論に拡散」したとある（139頁）。このような変容を視野に入れて竹島問題を考える必要がある。

②韓国の主張-過去の論議との断絶

(1)独島学会の広報冊子

1996年3月刊の独島学会編刊『独島領有権に対する日本の主張はなぜ誤りなのか？』（ソウル以下「独島学会冊子」と略記）で、当時の韓国の主張を包括的に把握できる。そこで、この冊子の項目に沿って主張を検討していきたい。ここでは「1. 17世紀の日本による竹島の利用」と「2. 1905年の島根県への竹島編入」という二つの論点を検討する。「3. サンフランシスコ平和条約における竹島の帰属処理」という三つ目の論点については「竹島問題に関する1996年の韓国の主張について - 平和条約をめぐる - 」ですでに検討を終えた¹⁴。

「独島学会冊子」の各項目の見出しは次の通りである（1～3の見出しは藤井による）。

樹立された「海洋開発基本計画」にしたがって活動を活性化させ、2008年に慶尚北道蔚珍郡竹辺面に東海研究所を設置した（<http://uljin.grandculture.net/uljin/toc/GC01800920>）。韓国海洋水産開発院（略称KMI）は1997年に国立水産振興院水産経済研究室など5機関を統合して発足した国務部総理室傘下機関。釜山広域市影島区所在。2005年に「独島研究センター」を設置（<https://www.kmi.re.kr/web/main/main.do?rbsIdx=1>）。海洋水産部所属機関として、国立海洋調査院（海軍の水路局にはじまり1996年に現名称に改称。釜山広域市影島区所在）、国立水産科学院（2002年に国立水産振興院から改称。釜山広域市機張郡所在。なお、国立水産振興院は朝鮮総督府水産試験場を1963年に改組した機構である）がある。

¹⁴『島嶼研究ジャーナル』11巻2号（2022年3月）。1994年3月に塚本孝「平和条約と竹島（再論）」（『レファレンス』518号（国立国会図書館調査立法考査局））が発表され、竹島を日本領に残したサンフランシスコ平和条約の領土条項の作成過程が解明されたことに韓国は向き合わざるをえなかった。「独島学会冊子」でも、16項目のうち⑨～⑯の8項目と半数がサンフランシスコ平和条約に関連する事項であった。「平和条約と竹島（再論）」は「「サンフランシスコ」平和条約時に独島が抜け落ちた過程と顛末」という標題で『韓国軍事』3号（韓国軍事問題研究院1996年8月 城南）に韓国語訳が掲載された。標題は内容と合致せず、註部分は韓国語訳されていないなど、問題がある。なお、『韓国軍事』3号には、田村清三郎『島根県竹島の新研究〔復刻補訂版〕』（島根県総務部総務課1996年5月）中の「韓国の主張とその批判」も、「我国外務部の公式主張に対する日本の反駁論理」と題して韓国語訳が掲載された。

1. 17世紀の日本による竹島の利用

- ①独島が最初に取り上げられた日本の古文献も独島を韓国領土と記録し、東海側の日本の領土は隠岐島を限界としたとした。
- ②日本政府が歴史的根拠として提示する1618年の「竹島渡海免許」と1656年（一説1661年）の「松島渡海免許」はむしろ鬱陵島（竹島）と独島（松島）が韓国領土であることを証明する資料だ。なぜなら当時「渡海免許」は日本徳川幕府が鎖国政策時代に自国民が外国に渡る時に発給した許可状であったためだ。
- ③1693年（一説1692年）安龍福の日本拉致で始まった鬱陵島・独島領有権論争で、日本徳川幕府は1696年1月に鬱陵島・独島を朝鮮の領土と再確認して、日本漁民たちの出漁を禁止し、すでにこの時に鬱陵島・独島領有権論に終止符を打った。
- ④1696年1月日本政府が鬱陵島と独島を朝鮮領土と再確認決定した事実は外交文書化されて朝鮮政府と交換された。
- ⑤1696年1月日本政府の「鬱陵島・独島=朝鮮領土」再確認は鬱陵島だけでなく独島の朝鮮領土再確認も含まれたのだ。
- ⑥1696年1月以後日本の地図はすべて日本政府の「鬱陵島・独島=朝鮮領土」再確認を反映して、鬱陵島と独島を朝鮮領土として描いた。その代表的例が林子平の三国接譲之図だ。

2. 1905年の島根県への竹島編入

- ⑦日本政府は1905年に独島を日本領土に編入して国際法上適法だと主張しているが、これは独島を当時主人のいない島'と前提しているために完全に不法で無効で、成立しないのだ。
- ⑧日本政府は1905年に独島の領土編入を国際的に告示できず地方の県の内部の告示だけした。これは明白に独島の所有主である韓国と世界が知ることのできないように処理しようとしたのだ。

3. サンフランシスコ平和条約における竹島の帰属処理

- ⑨日本は1945年の敗戦後に韓国に返還した領土は1910年8月当時日本が併呑した領土に限定され、1905年に編入した独島は該当しない」と主張している。連合国の旧日本領土処理原則は1894年1月1日を基準としてそれ以後日本が併合した領土はすべて元の住民に返還するものだった。
- ⑩連合国は1946年1月29日の連合国最高司令部指令第677号で独島を日本領土から除外して韓国に返還した。その後連合国はこれを修正しなかった。
- ⑪連合国はサンフランシスコ対日講和条約締結に先立って1950年に作成した「連合国の旧日本領土処理に関する合意書」で独島を韓国領土と合意した。
- ⑫サンフランシスコ講和条約本文から独島の名称が脱落したのは日本のロビー工作のためだった。米国は第1次～5次草案では独島を韓国領土に、第6次草案では日本領土に含ませたが、第7～9次草案では独島の名称を脱落させた。
- ⑬サンフランシスコ講和条約本文からの独島の名称脱落に、米国側内部の意見は一致していなかった。米国国務部の地理担当者は独島を韓国領土と表示するよう強力に主張した。
- ⑭サンフランシスコ講和条約で英国・NZ・オーストラリアは独島を韓国領と明記することを希望し、英国草案では独島を韓国領土に含ませた。
- ⑮サンフランシスコ講和条約での独島の名称脱落で日本のロビー活動は結局失敗し、独島の領土帰属に対して連合国が以前に合意した「独島は韓国領土」という決定が継続留保することになった。

⑩サンフランシスコ講和条約での独島の名称脱落は結果的に独島を韓国領土と公認したものだ。なぜならサンフランシスコ講和条約も連合国が独島を韓国領土と認めた 1945～1951 年の明文化された領土規定の一貫した体系に依拠するためだ。

「独島学会冊子」をはじめとする 1996 年の韓国の研究者の主張を検討する視点として、過去の論議、とりわけ 1950～60 年代の日韓両国政府間の見解の交換（〔表 3〕）での論議、そして前述の 1981 年の鼎談「獨島問題 再照明」での論議との連続性を考えてみたい。

〔表 3：竹島問題に関する日韓両国政府の見解および掲載刊行物〕

	日付	掲載刊行物
日本政府第 1 回見解	1953 年 7 月 13 日	A (日本文)・C (韓国文・英文)・D (英文)
韓国政府第 1 回見解	1953 年 9 月 9 日	C (韓国文・英文)・D (英文)
日本政府第 2 回見解	1954 年 2 月 10 日	B (日本文)・C (韓国文・英文)・D (英文)
韓国政府第 2 回見解	1954 年 9 月 25 日	C (韓国文・英文)・D (韓国文・英文)
日本政府第 3 回見解	1956 年 9 月 20 日	D (日本文・英文)
韓国政府第 3 回見解	1959 年 1 月 7 日	D (韓国文・英文)
日本政府第 4 回見解	1962 年 7 月 13 日	D (日本文・英文)
韓国政府口上書	1965 年 12 月 17 日	見解は添付されなかったためなし。

A:外務省情報文化局「記事資料」

B:『海外調査月報』第 4 巻第 11 号 (外務省調査局国際経済研究所 1954 年 11 月)

C:韓国政府外務部編『獨島問題概論』(1955 年)

D:韓国政府外務部編『獨島關係資料集 (I) -往復外交文書(1952~76)-』(1977 年 7 月)

(2)17 世紀の日本の竹島の利用をめぐって

「独島学会冊子」①(2～3 頁)の「日本の古文献」とは、1667 年編纂の「隠州視聴合記」である。日本政府は第 2 回見解で「幕府から米子の大谷、村川両家に対して竹島の支配が許され、鬱陵島に渡航の際には常にこの島が中継寄港地として利用されるとともに、同島において漁獵も行われていた」ことを示す資料の一つとしてこれに言及した。韓国政府は第 3 回見解で「隠州視聴合記」は「独島が韓国領土の一部分だとする」資料と主張した。これに対して日本政府は第 4 回見解で、日本人は「幕府の公認の下に竹島を経営していた」のであり、「隠州視聴合記」はその実見談を採録した資料と主張した。一方で、朝鮮には「竹島に対する実効的経営を行なった形跡は何らみられない」と指摘した。

「独島学会冊子」②(4～5 頁)の「渡海免許」をめぐると主張は、第 2 回見解で韓国政府が 17 世紀の日本人の鬱陵島渡海免許を外国貿易のための「朱印」と主張したことに始まる。日本政府が第 3 回見解で「大谷、村川両家に与えられたのは朱印状ではない。それは竹島(鬱陵島)に対する渡海免許」であると反論すると、韓国政府は第 3 回見解で 17 世紀の日本人の渡航は朝鮮半島に対する「日本人たちの侵寇虜掠のための渡海」の一部であったと主張した。日本政

府は第4回見解で、韓国政府の主張が成立するためには「日本の竹島に対する実効的経営以前に、朝鮮が同島を実効的に経営していたことが立証されなければならないが（略）これを証明するものは何らない」と反論した。

韓国政府はこの反論に対応して、朝鮮人が自国政府公認の下に現在の竹島で活動した実例を示すべきであったが、それが記されるはずの第4回見解は日本政府に送付されることはなかった。申奭鎬・李丙燾・李漢基・朴観淑ら4人が、1963～65年に韓国政府が行った3回の要請と調査費支給にもかかわらず、見解を作成しなかったためであった¹⁵。この経緯をふまえるならば、「独島学会冊子」がその実例を示すべきであったが、それはなされなかった。

1996年の韓国の研究者の著作も同様であった。金明基「韓国の独島領有権主張の論理」（『韓国軍事』3号（韓国軍事問題研究院 1996年8月 城南））では、「韓国の主張根拠」は6世紀の「于山国の帰属と管轄」から始まるが、竹島での朝鮮人の具体的な活動への言及はない。一方、「日本の主張根拠」は「島根県告示第40号による先占」から始まり、17世紀の竹島の利用が無視されている（71～74頁）。

梁泰鎮が「文献的側面から見た獨島関係資料分析」（『獨島研究』）で朝鮮の「古文獻に現れた鬱陵島・獨島関連記事」として列挙した文献中もっとも具体的なのは、「鬱陵島事蹟」にある、1694年に鬱陵島に派遣された官吏張漢相の記録であった。しかし、張漢相は「辰方（東南）に位置していて大きさは鬱陵島の3分の1に満たず、距離は300余里ほどの」島を目撃したと梁泰鎮が書いている（64頁）ように、竹島を実地調査したわけではなかった。日本政府は第2回見解で「竹島は古く松島の名において日本人に知られ、それが日本領土の一部と考えられ、また日本人によって航海上または漁業上利用されていた」として、『隠州視聽合記』、18世紀半ばの『竹島図説』、1801年の『長生竹島記』などの資料を示していた。梁泰鎮はこれらよりも明確に朝鮮人が現在の竹島を利用したことがわかる古文獻を示すことはなかった。

これら日本の資料について、林英正¹⁶は『獨島研究』所載の「日本の獨島領有権主張の根據 - 資料を中心に -」で、日本の古文獻における竹島の「認知が伯耆など出雲地方というきわめて制限された地域のものであるだけでなく、文献の内容が直接目撃した者のものではなく鬱陵

¹⁵前掲註(9)「竹島漁労と1970年代の竹島問題〔補論 韓国の竹島問題への認識〕」85～89頁。韓国外交史料館所蔵資料「獨島問題,1965-71」（分類番号:743.11JA 登録番号:4569 制作年度:1971 生産課：東北亜課）40～41・65～66・127～128コマ。韓国政府内では、1965年6月22日の日韓条約調印と同時に交換された「紛争の解決に関する交換公文」の「紛争」には竹島問題は含まれず、問題は解決したので、韓国政府第4回見解は必要ないという言い訳も考えられた。しかしそれでは、同年8月18日付文書で李丙燾たちに見解作成を督促していることとの整合性が失われる。日韓両国政府間の見解の交換を考察した拙稿として「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(上)」（『島嶼研究ジャーナル』7巻1号（2017年10月））・前掲註(9)「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(下)」がある。塚本孝「竹島領有権をめぐる日韓両国政府の見解」（国立国会図書館調査及び立法考査局編『レファレンス』52巻6号（2002年6月））では日韓両国政府の見解が整理されている。なお、『獨島關係資料集（I）—往復外交文書（1952～76）—』所収の日本政府見解は、慎鏞廈「日帝下の獨島と解放直後の韓国返還過程研究」（『韓国社会史研究会論文集』34輯 1992年12月、『獨島の民族領土史研究』に第4部として収録）で検討されており、韓国の研究者にとって既知のものであった。

¹⁶林英正は1996年12月に、「日本の領有権主張の検討」（『東國史學』30輯 東國史學會 ソウル）と「日本の獨島・釣魚諸島に対する領有権主張検討」（『東國歴史教育』4集 東國歴史教育會 ソウル）を発表した（肩書は東國大學校歴史教育科教授）。また、『獨島領有権の日本側主張に反駁する日本人論文集』（景仁文化社 2003年 ソウル）で山辺健太郎・梶村秀樹・堀和生の論考を訳出した。

島を往来する途中で知るようになった船夫などの目撃談を伝聞で採集したものだ。したがって認知が中央政府におけるものではなく、また中央政府で公式的にどのような行政措置がとられてきたかを確実に知ることはできない」と批判した（117頁）。

幕府が現在の竹島で漁猟を許可した書類は確認できないものの、許可の経緯と活動の記録は文献に残されており、竹島の産物が将軍に献上された記録もある¹⁷。幕府公認の上で日本人が竹島で活動した事実を、林英正のように否定することはできない。

1981年の鼎談で、白忠鉉は日本の政府見解や研究では竹島での日本人の活動が緻密に整理されていると評価し、それに対抗するため韓国も「鬱陵島住民たちが独島に出かけて漁労作業をしたとか（略）全羅道漁民が独島を往来しながら暮らしを立てたとかいうことを、些少なことのようですが整理する必要がある」と述べた（『アジア公論』11巻9号 80頁）。

ところが、白忠鉉が1996年3月刊の『國會報』353号（国会事務處 ソウル）に寄稿した「独島、何が問題か - 国際法上の論点 -」では、「日本の史料の共通点は鬱陵島と独島の周辺海域における漁労実績に関するものだけで独島自体に対する領有権行使とは関係ない」と主張するだけであった（44頁）。1981年の鼎談で白忠鉉は朝鮮人が竹島に出漁した具体的な記録が必要と述べたはずで、ここには、過去の彼自身の発言との断絶が見られる。

白忠鉉の主張の背景にある考えは次のようなものであろう。竹島での漁猟は鬱陵島での活動があって成り立つものであった。鬱陵島は古来朝鮮領であったはずで17世紀の日本人の竹島での漁猟は竹島領有の根拠にはならない。これと同様の主張は、「独島学会冊子」^②でも行われた。

実は、第2回見解作成の際に、韓国政府内部では、17世紀の鬱陵島領有問題を詳しく説明するのは「日本側が鬱陵島に対してある程度の出漁、すなわち現代国際法上の用語で有効的な経営権を行使したことを我が方でも認定する」ことになるのではないかと。「鬱陵島空島政策に対して我が方で率直にこれを認定した場合には、法律的に見て、我が国側では有効的で継続的な経営ができなかった点を認定」することになるのではないかという意見があった¹⁸。日本政府は第2回見解で、「李朝初期以来、長期にわたって鬱陵島に対し「空島政策」がとられていたのであるから、常識的にも同島よりさらにはるか沖合の孤島たる竹島にまで、韓国側の経営の手が延びていたとは考えられない」と指摘した。また、「開国以前の日本には国際法の適用はないので、当時にあつては、実際に日本で日本の領土と考え、日本の領土として取り扱い、他の国がそれを争わなければ、それで領有するには十分であったと認められる」と主張していた。

日本政府が第2回見解で示した竹島を日本領とする条件は17世紀の鬱陵島にもあてはまるのではないかと。このように1954年の韓国政府は懸念して論議していた。1996年の白忠鉉には、この論議のような慎重な姿勢は見られない。

¹⁷川上健三『竹島の歴史地理学的研究』（古今書院 1966年8月 東京）73～83頁。『竹島に関する資料の委託調査報告書—平成31年度 内閣官房委託調査—』22頁。

¹⁸前掲註(9)「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(下)」45頁。韓国外交史料館所蔵資料「独島問題,1954」（分類番号:743.11JA 登録番号:4566 制作年度:1954 政務局第一課作成）86コマ。

(3)地図、「于山島」、1905年の編入手続き

「独島学会冊子」⑥(14~15頁)の「三国接壤之図」は、18世紀に林子平が著した『三国通覧図説』の付図「三国通覧輿地路程全図」のことである。「独島学会冊子」ではフランス語版の「三国通覧輿地路程全図」が掲載され、『三国通覧図説』は「1832年にフランス語に翻訳、世界に広く普及されて鬱陵島と独島が韓国の領土であることを証明している」という説明が加えられていた¹⁹。

「三国通覧輿地路程全図」では、日本海の実際に竹島のある位置には何も描かれておらず、鬱陵島(「竹嶋」と表記)の東側直近に小島が、朝鮮半島東側近傍に存在しない島が描かれていた。「独島学会冊子」では、「林子平は東海(日本海のこと - 藤井補注-)の中に鬱陵島と独島(于山島)を正確な位置に描き、鬱陵島と独島をすべて朝鮮の色で彩色して朝鮮領土であることを明確に表示した」と説明されていたが、これは事実ではない。実は、「三国通覧輿地路程全図」については、第1回見解を作成する過程で「この島がはたして独島なのか」という疑問の声が韓国政府内でもあった²⁰。3回にわたる韓国政府見解では採用されなかったのは、「第一世代」の韓国人研究者の慎重さを物語るものであろう。

地図について、白忠鉉は1981年の鼎談で「もし国境線を画定する時に両方の代表が集まって合議する、今でいえば条約ですが、(略)そして次に代表が実測して、その条約の一部を構成する地図を作ったなら、それは証拠力が強いものです」、また「地図が出る時には必ず国家の承認が必要だがそれに対する証明などをすれば、その地図は非常に重大な証拠力を持ちます」と述べていた(「獨島問題 再照明」212・229頁)。

「独島学会冊子」⑥では、このような見地からの「三国通覧輿地路程全図」の検討はされていない。もしされたならば、条約の付図でもなく、著者の林子平が「地理相違之絵図」を出版したとして幕府から処分を受けた「三国通覧輿地路程全図」が領有主張の根拠として採用されたとは思われない。白忠鉉は1981年の鼎談で、「日本に、(独島を - 藤井補注-) 韓国領と表記された地図があれば、その製作者が誰か、また公認を得たものかに関係なく我々は興奮します」と韓国の対応を批判した(「獨島問題 再照明」214頁)が、その批判は活かされなかった。

「独島学会冊子」⑥で朝鮮の古文獻の「于山島」を現在の竹島としていることにも言及せねばならない。日韓両国政府間の見解の交換で「于山島」をめぐる論議は行われたが、日本政府は第4回見解で、「日本側で「松島」と命名して経営していた島(今の竹島)のあることを知って、古文獻にあらわれた于山島をその松島にあてはめたものにすぎず、高麗史地理志、世宗実録地理志、新增東国輿地勝覧に記された于山島が現在の竹島であると立証する資料には何等ならない」と、「于山島」を竹島の古称とする韓国政府の主張を批判した。朝鮮の後代の文獻

¹⁹韓国には、ペリー来航時に江戸幕府が『三国通覧図説』のフランス語版を提示して小笠原諸島の領有を主張したので「三国通覧輿地路程全図」は公的な性格を持つという主張がある。この主張はまったくの誤りである(塚本孝「小笠原諸島のいわゆる林子平恩人説と竹島」『島嶼研究ジャーナル』9巻1号2019年11月)が、領有根拠には「公的な性格」が必要であることに気づいていたと思われる。

²⁰前掲註(15)「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(上)」38~40頁。韓国外交史料館所蔵資料「独島問題,1952-53」(分類番号:743.11JA 登録番号:4565 制作年度:1953 政務局第一課作成)92コマ。「三国通覧輿地路程全図」については、船杉力修「絵図・地図からみる竹島(II)」(竹島問題研究会編『「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』島根県総務部総務課 2007年3月)に説明がある(149頁)。

にある「鬱陵于山皆于山國地、于山則倭所謂松島也」²¹という文言を利用して、それ以前の朝鮮の古文獻にある「于山島」をすべて「松島（江戸時代の竹島の日本における呼称）」に読み替えようとする、韓国政府の意図を封じた。

この指摘に対応すべきであった韓国政府第4回見解は作成されず、「独島学会冊子」でも言及はなかった。慎鏞廈『独島の民族領土史研究』311頁や、梁泰鎮を「研究責任者」とする『韓国の領土管理政策に関する研究』127頁では、「鬱陵于山皆于山國地、于山則倭所謂松島也」という文言に触れているが、この指摘への反論はない。

「独島学会冊子」⑧（18～19頁）の、日本は「1905年に独島の領土編入を国際的に告示できず地方の県の内部の告示だけ」にしたという主張も、過去に行われたものであった。韓国政府は第2回見解で1905年2月22日の竹島編入に関する島根県告示は秘密裡に行われたと非難した。それに対して日本政府は第3回見解で、島根県告示は同年1月28日の「閣議決定に基いて島根県知事から発せられたものであって、（略）そこに表明されたものは、疑いもなく日本の国家意思の表明であるのみならず、右形式は、当時日本が領土取得の際に慣行した告示方法であり、竹島編入に際してとくにとられた措置ではない」と述べた。

韓国政府は第3回見解で、竹島編入は日本国民にすら知らされなかったと非難し、領土取得は外国に通報する義務があると主張した。日本政府は第4回見解で島根県告示が1905年2月22日付の島根県の県報と同月24日付『山陰新聞』に掲載されていると述べて韓国政府の主張を否定し²²、「領土取得の要件として外国政府への通報を義務的であるとはしていない」という学説や判例を示した。韓国政府が提示した国際法協会の1888年の宣言については、国際法協会はこの年に会合を行っていないと指摘し、これが国際法学会の同年の宣言だとしても「外国への通報は必要条件とされておらず」、領土取得については「各国における慣行たる形式による公表であってもよいことを明らかにしている」と指摘した。

その上で、日本政府は、無主地の先占についてこのように通告が必要はないのであれば、「すでに古来から日本がこれを認識し、これを有効に経営してきた地域であって、しかも他国によって争われたことのない地域については一層かかる通報義務はないとみなさなければならない」と主張した。ここでも、朝鮮人が自国政府公認の下に竹島で活動した実例を示さねばならないという課題を韓国政府は突きつけられていた。しかし、これに反論するはずの韓国政府第4回見解は作成されなかった。

1981年の鼎談で宋炳基は、竹島の場合と同様に1898年の南鳥島編入も「東京府知事の告示で宣布し（略）もちろん官報には掲載され」なかったと述べた（「獨島問題 再照明」209頁）。このように、日本政府の主張を一部認めたものの、「竹島は韓国と直接密接な利害関係を持つ

²¹塚本孝「竹島領有権をめぐる韓国政府の主張について—政府広報資料『韓国の美しい島、獨島』の逐条的検討—」（東海大学法学部編刊『東海法学』52号2016年9月平塚）では、韓国政府が第2回および第3回見解で引用した「増補文献備考」（1908年）よりも古い「東国文献備考」（1770年）が取り上げられ、下條正男の研究を引用して、この文言が「筆者個人の見解」によるとされている（82～83頁）。領土問題で利用される証拠としての価値は低いということであろう。

²²『島根県報』は1916年4月1日からの刊行であって、1905年にはまだない。「独島学会冊子」にも、島根県告示は『県報』と『山陰新聞』に「少しだけ」掲載されたとあり、「独島学会冊子」の筆者が日本政府見解を読んでいたことがわかるが、島根県の県報掲載という記述への追求はなかった。

ている島」なのに韓国に通知せず官報に記載しなかったと非難した。しかし、この「直接密接な利害関係」の具体的内容を宋炳基は説明しなかった。「独島学会冊子」⑧も日本政府第4回見解の主張に対応したものではなかった。

金明基は「“国際法の側面から見た獨島領有権問題”に対する討論」（『獨島研究』）で、日本が1904年の日韓議定書や第1次日韓協約を「韓国に一方的に強制して韓国の外交権を実質的に日本が掌握している状況に至っていたので」1905年の編入措置は「我が国に対して“無効”である」と主張した（105頁）。

このような非難は韓国政府第3回見解でも行われた。これに対して、日本政府は第4回見解で、韓国は「島根県告示による竹島の編入は、「日清戦争以後の日本帝国主義の一連の侵略行為の一環であった」と述べ、1904年日韓協約による外交顧問の任命が、竹島編入に関係があるが如く述べているが、韓国が島根県告示より以前から竹島を有効に経営していたということが立証されない限り、かかる議論は全く根拠がなく、同島編入が侵略行為であるというが如き主権国に対する重大な非難は、最も高度な確実性をもって立証されるべきであって、韓国が全く事実に反する独断をもってかかる非難を行うことは断じて容認できない」と強調していた。「“国際法の側面から見た獨島領有権問題”に対する討論」にそのような「立証」はなかった²³。

慎鏞廈は『独島の民族領土史研究』で、日本政府第4回見解に対して韓国政府が「条目別に詳しく反駁していないことは大きな手落ちだとみることができる」と批判した（308頁）。しかし、1996年の韓国の主張も日本政府見解に反論したものではなかった²⁴。1996年の韓国の主張には過去の論議との断絶があった。

③日本の資料利用の「成果」

(1)1905年の編入をめぐる論議

「独島学会冊子」⑦（16～17頁）には、1905年の竹島編入の時に日本が「無主地先占」の方式をとったことについて、「韓国領土である独島を“無主地”だとねつ造したのだった。したがって独島が1905年1月以前に“無主地”ではなく“韓国領土”だったことを証明すれば、この“無主地先占論”に依拠した日本の内閣会議の決定は完全に無効とされるのだ」とある。

²³金明基は同論文で通告の問題には言及していない。1987年の『獨島と國際法』では、金明基は「1888年の“國際法学会”の“領土の先占に関する國際宣言”も通告を先占の要件と明示しているので、（略）1905年当時の通告が先占の要件であることは一般國際法だということができる」とした（28頁、初出は1982年8月刊の『考試界』28巻8号掲載論文）。一方で「通告を國際法上先占の要件にできるのかは別途に研究を要する」とあり（49頁、初出は1983年11月刊の『月刊考試』118号掲載論文）、一定していない。なお、前者の註に「横田喜三郎、國際法、Ⅱ、第7版（東京：有斐閣、1966）」とある。有斐閣刊1958年初版（1970年刊）の『國際法Ⅱ』には「アフリカにおける先占については、他の諸国に対する通告が要件とされた」、「一般の先占については、しかし、通告が要件であるとはいえない」とあり（91～92頁）、金明基の記述とは異なる。

²⁴慎鏞廈は、日本政府第4回見解を批判し「独島が韓国領土であることを論証する」として、『独島の民族領土史研究』308～321頁で自己の見解を記しているが、その内容は「独島学会冊子」と共通した部分がある。もっとも重要な論点である「韓国が島根県告示より以前から竹島を有効に経営していた」ことの証明について、「韓国は西紀512年から于山国の領土であった鬱陵島と独島を韓国の領土として領有して経営支配してきたため、これは論争の余地もない問題だ」（316頁）と強弁したが、その「経営支配」の実態を示していない。よって、慎鏞廈も第4回日本政府見解に反論したとは言えない。

日本政府は第1回見解で、1905年の「島根県告示40号」による領有の意志の表示、およびその後の「有効的な経営」がなされることによって日本の竹島に対する領有権は確立されたと述べた。これに対して韓国政府は、「いつから同島が我が国の行政区域に編入されたのか（例えば鬱陵島史、同島の行政区域設定文書）、一九〇五年以前に我国が独島を管轄していたことを立証できる文献資料が必要」として探した²⁵。しかしそれは見つからず、韓国政府外務部が1955年に作成した『外交問題叢書第十一號 獨島問題概論』14頁では、1905年の島根県編入前に「独島」が「鬱陵島の行政区画に編入されたことが明示された公的記録がない」と率直に記された²⁶。これは、韓国政府が竹島領有論争における敗北を認めたに等しい。

その後、1960年代後半から1900年の「勅令41号」が領有根拠として主張されるようになった。「独島学会冊子」ではこれを根拠として主張していないが、現在の韓国政府外交部の広報冊子『韓国の美しい島、独島』では「大韓帝国が独島を鬱陵島管轄として明示した」と説明されている（24頁）。「勅令41号」が日韓両政府間の見解交換が行われた当時「我が国の行政区域に編入された」法令とみなされなかった理由は、次の1996年の宋炳基の説明でわかる。あまりに曖昧なのである。

宋炳基は「資料を通じて見た韓国の獨島領有権」（『韓国独立運動史研究』10集）で、「勅令41号第2条で鬱陵郡の管轄区域として蔚陵全島・竹島とともに規定している‘石島’とは、全羅南道沿海民たちや鬱陵島民たちが呼んでいた‘トクソム’あるいは‘トルソム’を漢訳したもので、その頃ソウルで呼んでいた于山島、すなわち今日の独島を指したものだ」と主張した。

その理由は、「全羅南道沿海漁民たちは鬱陵島を往来する途中でその東側200里（約50海里）隔てて位置する独島を目撃したのだった。またワカメを刈ったり魚をとるために、あるいは潮流や風浪によって独島にたどり着いたり、かすめていく場合もあったのだった。そして鬱陵島～于山島に関する文献に接することも読むこともできなかった船乗りたちは、彼らが目撃したり、たどり着いたりした独島に彼らなりに名前をつけたのだった」と述べた。全羅南道の方言では「トル（石）」を「トク」というので、石（岩）でできた竹島を「トクソム」と呼ぶのは自然だというのである（440頁）。

²⁵前掲註(15)「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(上)」43頁。前掲註(20)「独島問題,1952-53」152コマ。

²⁶『獨島問題概論』のこの文言を含む段落は「独島は記録と実際知識で早くからよく知られ、鬱陵島の一属嶼として封禁期中でも往来が絶えなかった」と始まる。よって「独島をあえて鬱陵島の行政区域に編入したと宣言する必要もなく、また今さら公的記録を残す理由もないのだ」と続く（13頁）。この「独島は～絶えなかった」は、崔南善^{チェ・ナムソン}「鬱陵島と獨島—韓日交渉史の一側面—④」（1953年9月6日付『ソウル新聞』）の一節である。池内敏『竹島—もう一つの日韓関係史—』（中央公論社 2016年1月 東京）には、1953年9月9日に日本政府に送られた韓国政府第1回見解と同年8月10日～9月7日に掲載された「鬱陵島と獨島」の内容とは「近似している」とある（204頁）。しかし、韓国政府見解で竹島の古称とされたのは「于山島」と「三峯島」であり、「鬱陵島と獨島」で主張された「可支島」ではなかった。前掲註(5)『反日種族主義との闘争』にも、「鬱陵島と獨島」での「最も重要な論拠はやはり于山島でした。今日の独島固有領土説は、事実上崔南善によって骨格が作られました」とある（258頁）が、これも事実ではない。なお、韓国政府第1回見解を作成したと思われる韓国代表部駐日代表部に対して「鬱陵島と獨島—韓日交渉史の一側面」が韓国政府外務部から送付されたのは、1953年の9月2・9日であり、崔南善のこの記事が第1回見解作成に影響を与えたと考えるのは難しい（前掲註(15)「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(上)」53頁。前掲註(20)「独島問題,1952-53」269・298コマ）。

この説明は憶測によるものであって説得力はない。宋炳基は竹島について、ソウルでは「于山島」、地方では「石島」と呼んでいたと述べたが、それでは、ソウルで作成された「勅令 41 号」ではなぜ「于山島」が使用されなかったのかという疑問は解消されない。

宋炳基は 1981 年の鼎談で「勅令 41 号」について、「現在では記録をこれ以上探すことはできない限り、やはり全羅道地方の方言を取り上げて説明するほかには違う道はありません。これだけでも十分な話になると思います。私も石島がすなわち独島だとする具体的な文書がないのかと考えて調査中です」と、説明が不十分であることを認めた（「獨島問題 再照明」203 頁）。しかし、1996 年の宋炳基の説明は 1981 年の鼎談の内容と大差はなく、その課題は解決されなかった。「資料を通じて見た韓国の獨島領有権」で「石（岩）でできた島」と、異なる概念である「石」と「岩」を同一であるかのように竹島を説明した点にも、苦しさが現れている。

重要なのは、当時竹島でアシカ猟などをしていた日本人が大韓帝国から「勅令 41 号」に基づく規制を受けた記録はないことである。「勅令 41 号」を根拠として提唱した一人である李漢基に対するインタビュー記事が、『新東亞』101 号（1978 年 7 月）の「特輯・獨島問題の再確認」にある。「1900 年の勅令よりも島根県告示以後に日本が実際に漁労作業をしたとか、実際に人が行って滞在したという具体的な証拠があれば日本側の実効的占有がより強いと見ることもできるのでしょうか」という質問に対して、李漢基は中井養三郎の竹島でのアシカ猟について、竹島を「わが国（韓国 - 藤井補注 - ）の地だと認識している以上、中井養三郎がそのような行動をしたとしても、それを実効的占有ということはできない」と答えた（132～133 頁）。竹島は朝鮮領ではないかという中井養三郎の誤解が解消されて、1904 年の「りゃんこ島領土編入並ニ貸下願」は提出された²⁷のであるから、この説明はおかしい。一方で、「勅令 41 号」に伴う大韓帝国の「実効的占有」については何ら言及していない。

このような状況を韓国の研究者が自覚していたかは不明であるが、彼らは日本の資料によって韓国の竹島領有の正当性を証明するという倒錯した方向に韓国の主張を導いていった。慎鏞廈は『獨島の民族領土史研究』で、「獨島が韓国領土であって日本領土ではないという歴史的真相を（略）もっとも説得力があるように証明する方法の一つは、日本の公文書で獨島が韓国領土であることを証明する資料を捜して論証することだ」と強調したが（140 頁）、それが実行された。

「獨島学会冊子」⑦に「1696 年の日本政府公文書、1870 年の日本太政官と外務省の公文書、1876～77 年の日本太政官と内務省の公文書」が、「獨島は韓国という主人がいる島」という事実を明らかにしている」とあるのは、その実践例である。「1696 年の日本政府公文書」とは「元禄竹島一件」の関連文書、「1870 年の日本太政官と外務省の公文書」とは「朝鮮国交際始末内探書」²⁸、「1876～77 年の日本太政官と内務省の公文書」とは、次に述べる、1877 年の「太政官指令」関連文書のことであろう。

²⁷塚本孝「奥原碧雲竹島関係資料(奥原秀夫所蔵)をめぐって」(前掲註(20)『竹島問題に関する調査研究 最終報告書』) 65～66 頁

²⁸「朝鮮国交際始末内探書」は、釜山で情報収集した外務省出仕佐田白茅らが 1870 年に外務省に提出した文書である。この末尾に「竹島松島朝鮮付属ニ相成候始末」(竹島松島が朝鮮付属になった始末)について調べてくるよう頼まれたことへの報告があった。そこには「松島については掲載した書類がない」と

(2)「元禄竹島一件」の恣意的解釈

「独島学会冊子」⑦で言及された「1696年の日本政府公文書」、すなわち「元禄竹島一件」に関する文書を検討したい。「元禄竹島一件」とは、17世紀末の鬱陵島(当時の名称は「竹島」)をめぐる日朝間の交渉であり、その結果幕府は鬱陵島渡航禁止を決定した。独島学会冊子で③～⑤の3項目を「元禄竹島一件」に費やしたのは、竹島が「韓国領土として存続してきた」と主張する根拠として、より強いと考えられたからであろう。日韓両国政府間の見解の交換では「元禄竹島一件」について、すでに次のような論議があった。

韓国政府は第2回見解で、「元禄竹島一件」の結果「日本政府は鬱陵島と于山島(日本人の言う松島)が韓国の領有ということを確認し、この二島が古代から于山国の領土として韓国に帰属するということが確認」されたと述べ、その証拠として「天保竹島一件」を示した。「天保竹島一件」とは、19世紀前半に密かに鬱陵島に渡って物産を持ち帰った浜田藩の町人が幕府によって処罰された事件である。

これに対し、日本政府は第3回見解で、「松島(今日の竹島)の場合は、元禄9年(1696年)の幕府の竹島(鬱陵島)渡海禁止措置とは関係ない」として、いくつかの根拠を示して反論した。うち一つが「天保竹島一件」であり、「竹島(鬱陵島)渡海禁止後も、松島(今日の竹島)への渡航はなんら問題なかった」と主張した。この事件の裁判記録に「最寄松島へ渡海之名目を以て竹島え渡り」とあり、現在の竹島は日本領と認識されていたことが根拠であった。

韓国政府は第3回見解ではこれに反論せず、「元禄竹島一件」による「出漁禁制後にも松島への渡航は問題がなかったとする文献を引用したが(略)これは一種の侵寇行為という他はない」と述べるしかなかった。日本政府は第4回見解でも、「天保竹島一件」を根拠として「竹島(今の鬱陵島)への渡航は禁ぜられていても、松島(今の竹島)への渡航は、なんら問題でなかったことを示している」と繰り返した。これに反論すべきであった韓国政府第4回見解は送付されなかったことは前述の通りである。慎鏞廈は『独島の民族領土史研究』で「天保竹島一件」に関する日本政府見解を紹介し(300頁)、梁泰鎮を「研究責任者」とする『韓国の領土管理政策に関する研究』でも「天保竹島一件」への言及はあった(146頁)²⁹。しかし、彼らの反論はなかった。

「独島学会冊子」でも「天保竹島一件」についての反論はない。ただ、「独島学会冊子」⑥の「三国接壤之図」の説明にある、「元禄竹島一件」以後日本で描かれた地図は「鬱陵島と独

いう文言があり、この文書は現在の竹島(江戸時代の日本での呼称は「松島」)が「韓国領土として存続してきた」ことを証明するものではなかった。「朝鮮国交際始末内探書」については、塚本孝「“独島連”の「島根県知事に対する質問書“独島20問”について」(第3期島根県竹島問題研究会編『第3期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』(島根県総務部総務課 2015年8月)) 223～224頁、同「朝鮮国交際始末内探書考」(『島嶼研究ジャーナル』12巻1号 2022年10月)に説明がある。

²⁹『韓国の領土管理政策に関する研究』のこの部分の註である、朴庚來「獨島の史・法的な研究」(韓国政府外務部編刊『獨島關係資料集(Ⅱ)-學術論文-(1977年8月)』)には、「天保竹島一件」の「発端はあくまでも松島は鬱陵島と同等の立場で禁止区域だということを認定したことでおこっている事件だと考えざるをえない」とある(326頁)が、これも根拠を示した上での主張ではない。

島を朝鮮領土として描いた」という強弁は、「元禄竹島一件」以後も「松島（今日の竹島）への渡航はなんら問題なかった」という日本政府見解に対応したものであろう。

「独島学会冊子」③～④では、1726年に対馬藩が編纂した『竹嶋紀事』から抜粋した「元禄竹島一件」関連文書が、「元禄竹島一件」で現在の竹島が朝鮮領になったという主張のために利用された。

「独島学会冊子」③（6～7頁）の、江戸幕府が「鬱陵島・独島を朝鮮の領土と再確認」したとする根拠は、江戸幕府の「元禄竹島一件」についての評議の記録であった。その説明として、「徳川幕府将軍と関白の1696年1月28日のこの決定で、'竹島渡海免許'と'松島渡海免許'は取り消されて、日本の漁夫たちの鬱陵島・独島出漁は厳格に禁止された」とある³⁰。しかし、日本人の渡航が禁止されたのは、評議の記録に日朝両国人の「入交り」が問題となったとある島、すなわち鬱陵島であって、現在の竹島への言及はない（この部分の原資料は「独島学会冊子」6頁に掲載されている）。この主張は誤りである。

「独島学会冊子」④（8～9頁）では、江戸幕府が「鬱陵島・独島を朝鮮の領土と再確認した事実は外交文書化されて朝鮮政府と交換された」とあり、元対馬藩主宗義真が朝鮮国の使者に鬱陵島渡航禁止を伝えた際の記録、および1698年の朝鮮国からの書簡に対する1699年の宗義真の返信が掲載された。前者には「両地の人が入りまじり必然的に密かに商いをする等の弊害が生じるおそれがあります（恐兩地人殺雜必有潜通私市等弊）。したがって、即ち令を下し、人が往って漁採することを永く禁じました（随即下令永不許人往漁採）」という説明があった（この部分の原資料は「独島学会冊子」8頁に掲載されている）。現在の竹島には朝鮮人は来ておらず、渡航禁止の対象ではなかった。よって、これらの文書は「独島を朝鮮の領土と再確認」したものではない。

「独島学会冊子」⑤（11～13頁）では、「独島学会冊子」③④で提示した「元禄竹島一件」関連文書で現在の竹島は言及されていないことに気づいたのか、その釈明が行われた。その一つが、「徳川幕府は独島（松島）を鬱陵島（竹島）の付属島嶼とみなしていた」という主張であった。「松島渡海免許」の申請・承認に関する当時の文書に「竹嶋之内松嶋」、「竹嶋近辺松嶋」、「竹嶋近所之小嶋」といった語句があり、1696年1月の渡航禁止の対象は鬱陵島と竹島を含むというのである。

「竹嶋之内松嶋」は1660年の亀山庄左衛門（大谷・村川家と幕府を仲介した旗本安倍四郎五郎家来）から大谷家への書簡、「竹嶋近辺松嶋」は1659年の安倍四郎五郎から大谷家への書簡、「竹嶋近所之小嶋」は1660年の亀山庄左衛門から村川家への書簡の写しにある文言であろう³¹。この釈明については、すでに次の反論がある。「付属島嶼であるとの認識」を示すとすれば、すでに竹島（鬱陵島）について渡海免許を得ていることと齟齬をきたす。「主島」の許可に「付属島」への渡海が包含されるはずだからである」。これらの文書は「松島が竹島の付

³⁰「独島学会冊子」では評議の日付を1696年1月28日としているが、添付資料では「丙子元禄九年正月二十八日」とあり、西暦では1696年3月1日である。また、渡航禁止は「徳川幕府将軍と関白の決定」としているが、この時「関白」は存在しない。宋炳基は、備辺司での供述で「安龍福が藩主や州守を誇張したものと考えられる」と指摘した（『鬱陵島と獨島 - その歴史的検証 - 』94頁）。

³¹前掲註(17)『竹島の歴史地理学的研究』80～81頁

属島であることの証拠ではなく、むしろ、松島について竹島とは別に渡海を願い出て、許可を得たこと、松島渡海が竹島渡海と並んで幕府公認で行われたことの証拠として重要な史料である」³²。

「独島学会冊子」⑤では、「元禄竹島一件」関連文書で現在の竹島は言及されていないことへのもう一つの釈明が行われた。1877年の「太政官指令」で「太政官と内務大臣が鬱陵島と独島は朝鮮領で日本と関係ない地だと決定した」と決めつけて利用したのである。「日本内務省が、1696年1月に徳川幕府将軍が鬱陵島（竹島）・独島（松島）を朝鮮領と再確認して決定した時の文書を筆写整理して1877年に太政官に提出した稟議書の付属文書に、‘次に一島があって松島（独島）と呼ぶ’とあり、‘そのほかの一島が独島（松島）であることを明確に明らかにしている、1696年1月の決定が竹島と松島をすべて含むことが明白になるのである」という主張である。この主張も誤りである。

まず、「太政官指令」で「太政官と内務大臣が鬱陵島と独島は朝鮮領で日本と関係ない地だと決定した」事実はない。1877年に明治政府の太政官が内務省に与えた「竹島外一嶋之義本邦関係無之義ト可相心得事（竹島外一島の件は、本邦（日本）とは関係ないとのことを心得るべし）」という指令（「太政官指令」）は、内務省の太政官への伺（上記「独島学会冊子」⑤の「稟議書」）の内容を追認している。よって内務省の伺を検討せねばならない。伺本文には、その島（「竹島」）は「別紙書類に摘採」されている日朝間のやりとりの結果、本邦と関係がないということになったが、版図の取捨は重大なことなので、念のため伺うとある。この「別紙書類」は、「独島学会冊子」③～④で利用された、「元禄竹島一件」に関する日朝間の往復書簡であった。そして、そこに現在の竹島への言及はなかった³³。「太政官指令」は現在の竹島に関するものではない。

次に、「次ニ一島アリ、松島ト呼フ」という文言のある書類「原由の大略」および付図「磯竹島略図」は、「太政官指令」の前年に島根県が内務省に提出した「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」－「竹島外一島」を島根県の地籍に入れるべきかを尋ねた伺－の添付資料である。内務省が明治時代の最新の地理情報を見捨て、これら江戸時代の地理情報だけに依拠して太政官への伺を作成したなどということはある³⁴。

「太政官指令」は鬱陵島（「竹島」）と「独島」を「朝鮮領土で日本と関係ない地」とした。「元禄竹島一件」の渡航禁止の決定の対象が「独島」を含むことが「太政官指令」およびその関連文書でわかる。「独島学会冊子」⑤はこのような主張である。しかし、1877年の自国にとって都合の良い解釈を、17世紀末の「元禄竹島一件」に遡ってあてはめる。このような手法は、理解し難い。

(3)日本の研究と資料の利用

³²前掲註(28)「“独島連”の「島根県知事に対する質問書“独島20問”について」223頁

³³塚本孝「“太政官指令”と元禄の日朝交渉」(『竹島資料勉強会報告書「明治10年太政官指令」の検証』(公益財団法人日本国際問題研究所2022年3月東京)28～29頁。

³⁴本報告書掲載の拙稿「新局面を迎えた「太政官指令」問題研究」参照。

李根澤は『獨島研究』所載の「“日本の獨島領有権主張の根據 - 資料を中心に - ”に対する討論」で、「日本には、まれではあるが、山辺健太郎、梶村秀樹、堀和生などのように日本側の獨島領有権主張に批判的なこれらの人々がいないことはない。（略）日本側から見て不利な資料を日本の資料の中で発掘できないか。国家的にそのような資料を静かに組織的に、そして長期的にあせらず収集できるよう長期計画を立てる」ことを提案した（130～131 頁、筆者肩書は国史編纂委員會教育研究官）。

竹島の領有根拠を示すことができない韓国にとって、日本政府の見解を批判する日本人の存在は貴重であった。たとえば、柳炳華^{ユ・ビョンファ}「獨島の国際法問題」（『國際法學會論叢』41 卷 1 号（大韓國際法學會 1996 年 6 月 ソウル））では、「相当数の良識ある日本の学者たちも、歴史的文献など具体的証拠によって獨島が明らかに韓国の領土だと主張している」として、堀和生と山辺健太郎の著作を取り上げた（183～184 頁、筆者肩書は高麗大法大教授）。また、李相冕^{イ・サンミョン}は「獨島領有権をめぐる韓日間の海洋管轄権問題」（『國際法學會論叢』41 卷 2 号 1996 年 12 月）で、「日本でさえも韓国の主張がより強いということを知っていた」と述べ、堀和生と梶村秀樹は 1905 年の竹島編入を不当としていると述べた（117 頁、筆者肩書はソウル大学校法科大学教授）。

李根澤の提案との関係は不明であるが、1996 年に韓国政府公報處海外公報館は梶村秀樹「竹島=獨島問題と日本国家」（『朝鮮研究』182 号 日本朝鮮研究所 1978 年 9 月 東京）と堀和生「一九〇五年日本の竹島領土編入」（『朝鮮史研究会論文集』24 集 緑陰書房 1987 年 3 月 東京）の韓国語訳を刊行した³⁵。前者の紹介文では、「獨島問題に対して関心を持つ読者に正しい認識を提供する」と刊行目的を述べ、「獨島は日本の韓国侵略に対する最初の犠牲物だ」という、事実とは異なる刺激的な文言があった³⁶。後者では、「本論文は 1987 年 35 歳の若さで獨島に関する膨大な資料を収集、分析して執筆したもので、獨島の歴史に関する権威あるものとして定評がある」と堀和生を紹介していた。

梶村秀樹の論考の韓国語訳は『新東亞』439 号（1996 年 4 月）でも、「日本の主張は膨張・植民主義の所産」と題して、慎鏞廈の論考とともに掲載された。これらを「韓日学者の代表論文」と紹介していたが、梶村秀樹は日本政府の見解を否定しており、「代表」は誤解を招く表現であった。また、山辺健太郎「竹島問題の歴史的考察」（『コリア評論』62 号 コリア評論社 1965 年 12 月 東京）の韓国語訳も『韓国論壇』80 号（1996 年 4 月）に同題で掲載された。

³⁵『資料 96-2 獨島問題と日本 - カジムラヒデキ - 』および『資料 96-3 1905 年日本の獨島領土編入 - ホリカズオ - 』。いずれも発行月不明。

³⁶これは、日本の竹島問題の國際司法裁判所への付託を拒否した 1954 年 10 月 28 日付の日本政府に対する韓国政府の口上書の一節である。これに続いて「解放とともに獨島はふたたび我らの懷に抱かれた。この島に手を付ける者は全韓民族の頑強な抵抗を覚悟せよ。獨島は数個の岩ではなく我が同胞の領海の錨だ。これを失ってどうやって独立を守るのか。日本が獨島奪取をもくろむのは韓国再侵略を意味するものだ。」とあるが、これは 1963 年 2 月 8 日付『韓国日報』（ソウル）に卞榮泰が寄稿した「獨島問題に関して」の一節である。紹介文では、1950 年代初めに卞榮泰（外務部長官 在職 1951～55）が書いたものと説明されているが誤りである。この文章は、この年の 1 月に大野伴睦自民党副総裁が「竹島共有論」を述べたと報道されたことに反発して書かれた。なお、「領海の錨」は「榮譽の錨」の誤りである。

山辺健太郎・梶村秀樹・堀和生の論考は、1905年の竹島編入を日本の侵略とするものであったが、その前提となる、それ以前に朝鮮人が自国政府の公認の下に竹島で活動した事実や、日朝両国政府間で竹島を朝鮮領と取り決めた資料、すなわち竹島が大韓帝国領であった根拠を示してはなかった。わずかに堀和生は1877年の「太政官指令」を取り上げたが、それも明治政府が鬱陵島と竹島を「日本領に非ずと公的に宣言した」と説明しており（104頁）、両国間で朝鮮領であると合意したとは述べていない。彼らは、日韓両国政府間の見解の交換で韓国政府に与えられた、「韓国が島根県告示より以前から竹島を有効に経営していたということが立証」されねばならないという課題を解決したわけではなかった。

しかし、彼らが日本政府の見解を批判するために取り上げた資料を韓国人研究者は利用した。慎鏞廈は、1981年の鼎談「獨島問題 再照明」が呼び水になって、日本人研究者から「太政官指令」をはじめとする資料の提供を受け、自らの論考でそれを利用したと述べている（『独島の民族領土史研究』141～142頁）。具体的には、堀和生が「一九〇五年日本の竹島領土編入」で紹介した1877年の「太政官指令」を慎鏞廈は「朝鮮王朝の獨島領有と日本帝國主義の獨島侵略：獨島領有に対する實證的一研究」（『韓国独立運動史研究』3輯 1989年11月）で利用し、それは「独島学会冊子」⑤に反映された。また慎鏞廈は、堀和生の論考では詳述されなかった、「太政官指令」の関連文書も「韓国の固有領土としての獨島領有に対する歴史的研究」（韓國社會史研究會編『韓国社会史研究会論文集』27輯 文學と知性社 1991年12月 ソウル）で取り上げた。それは、「太政官指令」の元になった内務省の伺に添付された別紙書類であり、「独島学会冊子」③④で利用された³⁷。

「独島学会冊子」は、「日本の主張はなぜ誤りなのか」という標題でわかるように、韓国が本来すべきであった自国の領有根拠を示すことよりも日本の主張を批判することに主眼があった。日本の主張を批判しても、それだけで韓国の竹島領有根拠が生まれるわけではない。しかし、日本に残された資料の中に韓国にとって有利に見えるものを切り取り、それによって日本の主張を批判するという手法は、日本人の研究を利用することによって厚みを増すことになった。日韓両国政府間の見解の交換ですで見られた、このような手法への対応に日本は労力を使わざるをえず、また、論争が行われることによって、韓国にもそれなりの主張がある、すなわち韓国が領有根拠を持つかのような印象を与える弊害があった³⁸。

³⁷実は、内務省の伺の別紙書類は全部で4つあり、「独島学会冊子」③④ではそのうち一つは利用されなかった。それは対馬藩主に対する1698年の朝鮮国からの書簡であった。そこには1696年に来日して何事かを訴えた安龍福について、その「呈書」のごときは「妄作（でたらめな作りごと）」であって彼をすでに処罰したという記述があった。安龍福は朝鮮政府を代表していないという事実は、慎鏞廈「韓国の獨島領有と日帝の獨島侵略」（『韓国独立運動史研究』10集）の、「蔚山の漁夫安龍福の猛烈な活動は鬱陵島と獨島を守るのに大きな役割を果たした」（417頁）という賞賛とは異なる。「独島学会冊子」の筆者は、堀和生が提供した資料を取捨選択しながら利用した。また、『独島の民族領土史研究』で慎鏞廈が利用した「朝鮮国交際始末内探書」も、山辺健太郎『日韓併合小史』（岩波書店 1966年2月 東京）で紹介され（18頁）、李漢基『韓国の領土』273頁で利用されていた。なお、「朝鮮王朝の獨島領有と日本帝國主義の獨島侵略」と「韓国の固有領土としての獨島領有に対する歴史的研究」は、『独島の民族領土史研究』の第3部と第2部となった。

³⁸日本に残された資料を利用する手法の例として、前掲註(28)「“独島連”の「島根県知事に対する質問書“独島20問”」について」の反論対象になった「獨島を日本に知らせる運動連帯」の質問書がある。2014年のこの質問書は、韓国の領有根拠を示さず、質問のほとんどが日本の資料の解釈を問うものであった。

④1996年の韓国の主張と現在

(1)1996年の韓国の主張のまとめ

以上検討してきた1996年の韓国の民間で行われた主張をまとめてみたい。

第一は過去の論議との断絶であった。1950～60年代の日本政府との見解交換で、韓国政府は1905年の竹島編入を「日本帝国主義の一連の侵略行為の一環」と非難した。これに対して、日本政府は「韓国が島根県告示より以前から竹島を有効に経営していたということが立証されない限り、かかる議論は全く根拠がないと反論し、韓国政府はこれに対応できなかった。1996年の韓国人研究者も、朝鮮人が自国政府公認の下に竹島で活動した実例を示すことはなかった。朝鮮の古文獻の「于山島」を「松島（江戸時代の竹島の日本における呼称）」に読み替える解釈の問題点の指摘にも答えなかった。1900年の「勅令第41号」について、「全羅道地方の方言」による島名の説明はさらに調査が必要であるという、1981年の鼎談での宋炳基の問題提起への説得力ある回答もできなかった。

第二は、竹島問題に関する日本政府の見解を批判する日本人研究者の主張や、彼らを取り上げた資料を韓国人研究者が利用したことである。これら日本人研究者たちは「韓国が島根県告示より以前から竹島を有効に経営していた」事実を証明したわけではなかった。しかし、慎鍾廈の「独島が韓国領土であって日本領土ではないという歴史的真実を（略）もっとも説得力があるように証明する方法の一つは、日本の公文書で独島が韓国領土あることを証明する資料を捜して論証することだ」という提唱が行なわれた。このように、韓国の主張は、自らの竹島領有根拠を示すよりも、日本の資料を韓国の竹島領有根拠にするという、倒錯した方向に強化されていった。

(2)現在の韓国の主張

1996年以降に竹島領有主張の発信に参加した韓国の研究者たちの言説を見ると、1996年の主張と大差はない。韓国の最大の課題は、1905年の「島根県告示より以前から竹島を有効に経営していた」事実を示すことであったが、その課題は解決されていない。

「現在、私たちは「石島＝独島」説を立証する作業の他に、1905年以前の我が国の実効支配を立証しなければならない二重の課題を抱えている」と、課題に取り組もうとする動きもある³⁹が、その成果は見られない。また、「歴史は状況証拠で推量して解釈したりもする。考古学による歴史は大部分推量だ。日本は神話を基に712年の古事記、720年の日本書紀でBC660年に建国されたと日本史を記録した。独島は人が居住できない岩島で鬱陵島から眺めて見られるために鬱陵島の人々が漁場で活用したと推量される」と、問題の本質を理解しようとしないう言説もある⁴⁰。

³⁹柳美林（韓亜文化研究所長）「独島研究と資料発掘の重要性」（『独島研究ジャーナル』26号（韓国海洋水産開発院 2014年3月 ソウル））67頁。

⁴⁰崔長根（大邱大学校教授）の2020年7月5日付『韓国日報（電子版）』への寄稿文「歴史的に日本の竹島は古くからあり、韓国の独島はなかったのか」。

現在の韓国政府外交部の広報冊子『韓国の美しい島 独島』でも、「韓国が島根県告示より以前から竹島を有効に経営していた」事実は示されていない。『韓国の美しい島 独島』には、「特に、『東国文献備考』「輿地考」(1770年)などには、「鬱陵(鬱陵島)と于山(独島)はみな于山国の地であり、于山(独島)は日本の所謂松島なり」と記述されており、于山島が独島であり、韓国領であることをより明確にしています」とある(6頁)。韓国政府は、日本政府第4回見解の朝鮮の古文献の「于山島」をすべて「松島」に読み替える解釈の問題点の指摘に向き合っていない。

韓国の竹島問題研究において過去の論議との断絶は今も変わらない。第4回見解を韓国政府に送付して以来60年を経過したが、日本政府は韓国政府からその回答を受け取っていないのである。

1996年の韓国の主張のもう一つの特色は、日本政府の見解に批判的な日本人研究者の主張、および彼らが利用した資料の利用の強化であった。資料のうち現在でも注目度の高い1877年の「太政官指令」は、17世紀末の「元禄竹島一件」で日本が竹島を朝鮮領と認めたという主張の根拠として利用された。

現在の『韓国の美しい島、独島』でも、「「太政官指令」を通じて、日本政府が17世紀の朝日両国間における鬱陵島争界(竹島一件)の交渉過程で鬱陵島と独島の所属が確認されたことを認識していたことがよく分かります」という説明がある(23頁)ように、1996年の主張の特色を継承している。これは「太政官指令」についての自国に都合の良い解釈を過去の「元禄竹島一件」の解釈にあてはめるもので、適切ではない。

おわりに

1996年、国連海洋法条約に基づく新日韓漁業協定作成のための交渉開始と関連して韓国の竹島領有主張の発信は強化された。発信を担ったのは、主として、1930年代生まれの「第二世代」というべき研究者たちであった。彼らには、1977～78年の竹島への領海12海里設定と日本漁船排除をめぐる日韓の対立によって竹島問題への関心を深めた共通点があった。

彼らには、1950～60年代の日韓両政府間の竹島問題に関する見解の応酬で韓国側見解作成を担った「第一世代」が未解決のまま残した課題があった。その最大のものが「韓国が島根県告示より以前から竹島を有効に経営していた」事実を示すことであった。しかし、彼らはその課題に対処できなかった。

そのため、彼らは竹島問題に関する日本政府の見解を批判する日本人研究者の主張や、そこで取り上げられた資料の利用を強化した。これらの日本人研究者は「韓国が島根県告示より以前から竹島を有効に経営していた」事実を証明したわけではなかった。しかし、「太政官指令」

<https://www.hankookilbo.com/News/Read/A2020070522500001205> (2022年4月23日最終アクセス)。「日本は、1905年の島根県告示40号で、国際法にしたがって独島が無主地なので先占して日本領土になったという主張を正当化するため、1905年以前に韓国領土としての証拠を全部否定しなければならなかった」と述べ、それを批判しようとしたものだという。

をはじめとする「日本の公文書で独島が韓国領土あることを証明する資料を捜して論証する」という倒錯した試みは強化され、現在も行われている。

「第一世代」の研究者のうち、申奭鎬(国史館長(在職 1946～49)、初代国史編纂委員長(在職 1949～65))と李丙燾(ソウル大学校文理大学教授(在職 1946～61))は、日本統治期に朝鮮総督直轄の朝鮮史編修会で働いた⁴¹。そのような経歴を持つ「第一世代」が、韓国政府の度重なる督促にもかかわらず、日本政府第4回見解への回答を作成しなかった。現在の韓国の竹島問題研究者は、この事実から目をそらしてはならない。この事実は、日本統治期に高等教育を受けた「第一世代」が実証研究を重視していたとするならば、彼らなりのその表現であったように思われる。

⁴¹そのため、親日人名事典編纂委員会編『親日人名事典』(民族問題研究所 2009年11月 ソウル)では、彼らは「教育学術分野」で「親日派」とされた(376～377頁・876～877頁)。なお、キム・ビョンギ『李丙燾・申奭鎬は解放後どのようにして韓国史学会を掌握したのか - 朝鮮史編修会出身たちの解放後の動向と影響』(カラム歴史文化研究所 2020年9月 ソウル)には、二人が竹島問題で韓国側主張を形成したことへの言及はない。

6. VANK (Voluntary Agency Network of Korea) より見たる サイバー空間における非政府アクターの外交的役割

松浦 正伸

1. 「ポスト真実」時代の日韓関係

①問題の所在

グローバル化と情報革命の進展は、20 世紀後半の日韓関係に重大な変化を引き起こした。冷戦期を通じて主要な争点であった経済や安全保障の領域だけではなく、日韓関係の課題は従来に比べてより広範な領域を内包するようになり、そのひとつの帰結として、各領域におけるアクターが多様化し、彼らが二国間外交の舞台に登場するようになった。「ポスト真実」といわれる現代において、主権と歴史認識に関する伝統的な争点は、もはや政府間の専管事項ではなくなりつつあり、外交問題における非政府アクターの存在感が急速に増してきている。

韓国では、対日関係における多様な政治外交上の争点に関して、雨後の筍のように民間研究所や市民団体が乱立している。就中、竹島問題、日本海呼称問題、慰安婦問題、徴用工問題等、根深く解決が困難な諸問題全般に関わり、政治的な影響力を持つ代表的な組織が Voluntary Agency Network of Korea (VANK、반크) であり、主権や歴史認識をめぐる諸問題で国内・国際世論を誘導、形成する様々な活動を展開している。

具体的には、海外教科書、図書館所蔵資料、地図、ウェブサイト（ウィキペディア、CIA によるワールドファクトブック等）の様々な韓国関連情報の「誤り」を見つけて修正するキャンペーンを実施してきた。文書や記録の責任者に手紙や電子メールを送り、「竹島」や「リアンクール岩」を「独島」に改名し、「日本海」を「東海」に改名するよう圧力をかけている。特に、VANK メンバーの大多数は中高生で構成されており、組織的にインターネット上の「誤った情報」を見つけている¹。

精力的な VANK の活動は、1990 年代以降の情報革新の恩恵を抜きに語ることは出来ない。1994 年、世界には 3,000 以下のウェブサイトしか存在しなかったが、2014 年には実に 10 億以上ウェブサイトが登場した。わずか 20 年の間に 3,300 万%増を記録したことになる²。情報は非競争的公共財であり、一人が消費しても、他の人たちの消費できる量は減少しない³。情報をやり取りするネットワークの発展は、規模が増すにつれて見返りの高まる「ネットワーク効果」があり、

¹ Jung-Yup Lee, “Nation Brand National Prestige, and the social imaginaries of the advanced nation in South Korea,” *Doctoral Dissertation*, University of Massachusetts Amherst, 2021, p. 203.

² Adrienne LaFrance, “How Many Websites Are There? So, so, so many,” *The Atlantic*, Sep. 30, 2015.

<https://www.theatlantic.com/technology/archive/2015/09/how-many-websites-are-there/408151/>

³ ジョゼフ・ナイ (著)、山岡洋一 (訳)、藤島京子 (訳) 『スマート・パワー：21 世紀を支配する新しい力』日本経済新聞出版社、2011 年、155 頁。

インターネット時代における情報通信技術の発展やコミュニケーションコストの大幅な低下は、VANK のように本部にほとんど人的資源を持たない緩やかな構造を有するネットワーク型組織に対して、外交問題に大きな影響を与える新たな機会を提供した。

VANK の活動は、日韓の外交関係にも影響を与え始めている。彼らが望む主権、歴史認識をめぐる諸問題でメディアや政府の関心を集めることにある程度成功している。2020 年東京五輪・パラリンピックの際、VANK は日本の五輪開催を東京電力福島第 1 原発の事故と結び付けて揶揄するポスター（イメージ 1⁴）を世界に向けて発信した⁵。大会の安全性を問題視するような動きが韓国国内であることについて、菅義偉官房長官（当時）は、「現実とは全く異なる。あってはならないことだ」と非難し、「政府としては、そうしたことが二度とないように、ありとあらゆる手段の中で強く抗議をしている」と発言した⁶。

森雅子法相（当時）も「風評被害を助長するもので強い憤りを覚える。人権問題を所管する法相として毅然とした対処をしていく」と発言

し、国連の刑事司法分野で最大級の国際会議「京都コンgres」の場を利用し抗議した⁷。

しかし、日本政府による抗議を受けて、VANK は活動を抑制するどころかむしろ促進しており、こうした抗議は、従来の伝統的な政府間外交だけでは捉えきれない日韓関係の新たな姿を浮かび上がらせている。

イメージ 1： 原発の事故と結び付けて揶揄するポスター



②先行研究と研究方法

VANK は、「ポスト真実」の時代における非政府アクターとして、従来の伝統的な政府外交では対応が困難であったメディア報道や日本の領有権主張に対抗する形で、迅速に国際世論に韓国の論理を拡散している。このため VANK を額面通り、彼らが主張するような純然たる「民間団体」と捉えるのは、政治的に見れば、あまりにもナイーブな見解である。また、実際の外交的側面からだけでなく、政府と利益団体の関係性等、政治学的観点から見ても VANK の組織形態は十分に考察対象に値する。

本来、多元的価値を認める民主的な言論空間において、VANK の主張は韓国政府による主張と類似する点が極めて多く、民主主義体制下の利益団体として異質な存在であると同時に、運動方法論的な特徴も見られる。2022 年の VANK 常勤職員は 5 名に過ぎないが、毎月インターン等の名

⁴ 「防護服姿の聖火ランナーを描いたポスター」『産経ビズ』よりイメージを参照。

<https://www.sankeibiz.jp/macro/photos/200210/mca2002102112010-p1.htm>

⁵ 「韓国で東京五輪の印象悪化狙ったプロパガンダまでも」『産経新聞』2020 年 1 月 4 日。

⁶ 「菅官房長官「現実とは全く異なる」 韓国の五輪揶揄ポスターを非難」『産経新聞』2020 年 2 月 13 日。

⁷ 「森法相、韓国の防護服ポスター問題で「毅然と対応する」」『産経新聞』2020 年 2 月 28 日。

目で約 200 名が VANK 教育を受け、さらに外部の特別講義等を通して約 800 名に教育を施しており、月間 1,000 名以上が VANK 教育を受けている⁸。その結果、年間 1 万名以上の「広報大使」を自称する人々を社会に輩出し、外交上の争点について韓国側の一方的な主張を世界に発信し続けている。世界最大級のビジネス特化型 SNS、LinkedIn (リンクトイン)⁹で VANK を検索すると、「Goodwill Ambassador」、「Advocacy Volunteer」、「Student Intern」、「Internship」等の VANK プロファイルを有する世界中の外国人や韓国人のページを閲覧することができる。

サイバー空間を活用しながら、組織的に韓国側の主張を拡散する体制を構築している VANK だが、日本では実態から乖離した報道が散見される。代表的な例として、大手ネットニュース「Yahoo!」において、VANK の年間予算が 200 億ウォン (2022 年 12 月時点の換算で、約 20 億円) と紹介されたことがあった。また、団長も政府が任命した長官級公務員と報道されたことがある。しかし、実際の年間予算は約 5 億ウォン (2022 年 12 月時点の換算で、約 5,000 万円) であり、団長は 1999 年の VANK 設立当初から変わらず、民間人の朴起台 (パク・ギテ) が務めている¹⁰。

斯様な団体は、日本において存在せず、非政府アクターとして学術的な視点から分析することが肝要である。しかし、VANK を分析対象とする日本語論文・論考については、サイバー空間における日中韓ナショナリズム研究の分析事例として考察されたものを除けば、管見の限り存在しない¹¹。また英語論文については、後述するようなパブリック・ディプロマシーの観点から政府・非政府アクターの協働関係を解明するため VANK の機能を分析した研究¹²、或いは、サイバー・パブリック・ディプロマシーの視点から多様なプロジェクトを遂行する VANK の活動を分析した研究がある¹³。また、韓国語文献については、2022 年 8 月時点、韓国研究情報サービス (Research Information Service System, RISS) で「반크」という用語で検索すると 168 件の検索結果が得られるが、著作物の大半は、日本による「歴史歪曲」に対抗し、「社会正義」を実現する民間団体であることが前提とされているため、客観的、学術的な検証対象として研究蓄積

⁸ 2021 年時点で、外国人 3 万人を含む国内外 15 万人の会員が加入。活動家は、이선희, 이정애, 신지원 연구원, 박희현 室長, 김원중 である。「반크, 중·일의 심해진 역사왜곡 대응하며 맷집 세지고 패기 커져」『경향신문』2022. 3. 1 ; 박기태『나는 사이버 외교관 반크다』정민문화사, 2021, p. 368. <https://m.khan.co.kr/national/national-general/article/202203012321005>

⁹ LinkedIn 登録メンバー数は、Google 検索によれば、世界 200 以上の国と地域で 8 億 5,000 万を超える (2022 年 8 月時点)。

¹⁰ 박기태, 옥다혜『아시아 평화를 지키는 반크의 디지털외교혁명』숨, 2021, pp.6-7.

¹¹ 例えば、李ウオンギョン「サイバー空間における東アジアのナショナリズム研究」『東洋文化研究』23 号、2021 年、282-256 頁。

¹² Jiyeon (Karen) Han & Sung-Un Yang, "Investigating the role of non-governmental organizations in new public diplomacy: Autonomy and collaboration between the Voluntary Agency Network of Korea (VANK) and the Korean government on national reputation," *Journal of Asian Pacific Communication*, Volume 27, Issue 2, Jan 2017, p. 196 - 212.

¹³ Kadir Ayhan, "Branding Korea as My Friend Country: The Case of VANKs Cyber Public Diplomats," *Korea Observer*, Volume 49, Issue 1, pp.51-81.

が十分な水準には至っていない。ヨハン・ゲーテ (Johann Wolfgang von Goethe) の格言にもあるように、光が多いところでは、影も強くなるものである。先行研究では、ソフト・パワーを向上させる非政府アクターとしての役割に分析が集中しているが、本稿において詳述するように、これらは VANK の機能の一部を示しているに過ぎない。

VANK は、政府機関との間に密接な協力関係を構築しており、領土問題や歴史認識問題について対外宣伝を行う非政府アクターとして拡大を続けている。年間予算の他に、後援金と会費を通して運営されている実態の解明が待たれるが¹⁴、正確な事実把握が効果的な外交政策を形成することに鑑みれば、分析が急務であることは間違いない。

本稿では、韓国政府公刊の一次資料と内外の二次資料を基礎にしながら、VANK の組織概要、外交手段としてのデジタル化、韓国外交との接点を中心に分析する。そのための先行的議論として、次章では、VANK を考察するために必要な理論的枠組みについて詳述する。その上で、VANK の梗概と竹島問題をはじめとする活動事例を体系化し、社会的関係の新たな層を形成する VANK を位置づける。これらの作業を通じて、「ポスト真実」時代の主権をめぐる外交問題に関する含意を抽出する。

¹⁴ 박기태, 옥다혜 『아시아 평화를 지키는 반크의 디지털외교혁명』 숲, 2021.

2. 理論的検討

国際政治学や安全保障研究の泰斗であるスティーヴン・ヴァン・エヴェラ (Stephen William Van Evera) が解明したように、政治学研究では、歴史事例の説明の根拠となる一般理論や一般法則を提示し、媒介要因を観察することが少なくない。これは一般法則を導入することによって、歴史学的アプローチでは不明瞭であった事例の解釈とその評価を分析的に行うことが出来るためである¹⁵。

では、サイバー空間における非政府アクターの領土問題に関する外交的役割を考察するためには、どのような一般法則を援用するのが妥当であろうか。現実社会とサイバー空間が無数の個人によって構成され、かつ、多様な価値観を内包する以上、社会内部における異なる価値観の統合過程を検証する作業は、政治学の重要な争点のひとつである。

こうした問題意識をサイバー空間における非政府アクターの政治学的役割に援用するならば、脱冷戦期国際関係の環境が変容する中で、本研究の分析対象である VANK がどのような組織的特徴を有するに至ったのか。さらに、韓国外交における戦略的な手段としていかなる機能があるのかを分析する概念的枠組みが不可欠である。

本章において詳述するように、国際関係の環境、外交手段、個人活動家に関する概念的枠組みが、サイバー空間における VANK の政治外交的役割を解明する重要な手がかりを提供するだろう。

①力の拡散と「ソフト・パワー」

夙に、歴史学の泰斗として名を馳せた E・H・カー (Edward Hallett Carr) は、1939 年に刊行された『危機の二十年』の中で、軍事力と経済力に並んで「意見を支配する力」が、国際政治における政治権力の本質的要素であると洞察した¹⁶。同書の出版から約 1 世紀を過ぎた今日、他国民が持つ自国へのイメージをどう捉えさせるのか国際的な競争が繰り広げられており、「意見を支配する力」は政治権力を考える上で益々重要になっている。この間、国家以外の多国籍企業、非政府組織、利益団体、外国市民の世論の役割等は、国際政治を構成する要素になった。

外交問題におけるこうしたアクターの多様化や国際関係における力の拡散を分析したのが、ハーバード大学のジョゼフ・ナイ (Joseph Samuel Nye Jr.) であり、「ソフト・パワー」が学術的に初めて体系化された。国際関係におけるソフト・パワーとは、国家が持つ魅力である。それは、伝統的に国際政治学の中核をなしてきた権力政治において、国家が有する軍事力による強制や経済的な報酬による力に依拠するものではなく、魅力によって自国が望む結果を得る能力のことである。換言すれば、自国が望む結果を他国にも望ませるよう作用する力であり、これらは軍事力や経済力によって、他国を無理やり従わせるハード・パワーとは大きく異なる力である。国家の持つ文化、政治的な理想、政策の魅力によってソフト・パワーは生まれる¹⁷。

¹⁵ スティーヴン・ヴァン・エヴェラ、2009 年、76-77 頁。また、政治学と歴史学における歴史説明の違いや単一事例に基づく理論の検証について、次の文献を参照。コリン・エルマン、ミリアム・フェンディアス・エルマン『国際関係研究へのアプローチ』東京大学出版会、2003 年、128-132 頁。

¹⁶ E・H・カー (著)、原彬久 (訳)『危機の二十年：理想と現実』岩波書店、2011 年、212、215 頁。

¹⁷ ジョゼフ・ナイ (著)、山岡洋一 (訳)『ソフト・パワー：21 世紀国際政治を制する見えざる力』第 1 版、日本経済新聞社、2004 年、10 頁。

国際政治において、魅力は強制では育むことのできない外交的な効果を生む。その意味において、国家が国際社会に示す「物語」がかつてない程、重要になってきている¹⁸。中でも、デジタル化が進化した「ポスト真実」の現代社会において、その重要性は増す一方である。デジタル時代の政治外交は、「物語」の信頼性をめぐる戦いであり、各国政府は、他国の政府や他の組織との間で、自らの信頼性を高めるために外交努力をし、反対勢力の信頼性を弱めるための争いを繰り広げている¹⁹。相手国の世論に直接働きかけ、自国の政策について理解や支持を得ることが外交上の戦略資産になるのである。

②外交手段としての「パブリック・ディプロマシー」

アドルフ・ヒトラー (Adolf Hitler) の言を借りれば、科学的説明はインテリに向けられ、宣伝という現代的武器は大衆に向けてなされる²⁰。しかし、政府による強引な宣伝、つまり、情報の売り込みや、明らかなプロパガンダは軽蔑されるだけでなく、その国の信憑性についての評価を害し全く逆効果になるため²¹、今日のデジタル時代の政治外交においても、物語に対する国際世論の信頼性の棄損を回避する必要がある。

この戦略を具現化するのが「パブリック・ディプロマシー」という外交手法である。1965年米国のタフツ大学フレッチャー法律外交大学院の学院長であったエドムンド・ガリオン (Edmund Gullion) によって生み出されたこの新語は急速に普及し、現代では「対市民外交」、「大衆外交」、「世論外交」、「公共外交」、「国民外交」、「開かれた外交」等多様に訳出される²²。韓国では外交部が中枢的な役割を担っており「公共外交」と呼ばれ、日本外務省では「広報文化外交」という用語が使用されている²³。

効果的なパブリック・ディプロマシーは、政府の姿かたちをするものよりも、顔の見える「個人」や市民社会における「民間団体」の働きかけが一層効果を発揮する。なかでも、民間団体が非政治的な形式によって相手国世論に接触することが効果的である。また、ソフト・パワーを醸成し、効果的にパブリック・ディプロマシーを行うには、個人や民間団体等の非政府アクターによる「草の根的なアプローチ」の形態を採用することが肝要である。

政治学者のジョシュア・カーツァー (Joshua D. Kertzer) とトーマス・ゼイツォフ (Thomas Zeitzoff) が指摘したように、外交政策に関する世論が、政策エリートによるトップダウン方式

¹⁸ ジョゼフ・ナイ (著)、デイヴィッド・ウェルチ (著)、田中明彦 (訳)、村田晃嗣 (訳)『国際紛争：理論と歴史』原書第10版、有斐閣、2021年、393頁。

¹⁹ ジョゼフ・ナイ、2004年、168頁。

²⁰ E・H・カー、2011年、257頁より再引用。

²¹ ジョゼフ・ナイ、デイヴィッド・ウェルチ、2021年、393頁。

²² 渡辺靖「米国のパブリック・ディプロマシーの新潮流」『国際問題』No. 635、2014年10月、5頁。

²³ 日本外務省は、2012年8月に報道対策、国内・海外広報及び文化交流を有機的に連携させていくための新体制「外務報道官・広報文化組織」を発足させ、当組織の総合調整を行う総括課として広報文化外交戦略課を新設置し、パブリック・ディプロマシーを実施する体制を拡充してきた。外務省ホームページ「広報文化外交」2017年9月27日。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/comment/faq/culture/gaiko.html> (最終閲覧日：2022年12月1日)

ではなく社会的なネットワークによって形成される点は、ナイの議論の傍証となるだろう²⁴。中でもサイバー空間は、外交問題に関する議題の設定・調整や個人交流を促す強力なプラットフォームとなるため、「草の根的なアプローチ」はパブリック・ディプロマシーにおいて有効に機能する。

効果的なパブリック・ディプロマシーは、ソフト・パワーを構成するにあたり重要となる共通価値（人権、民主主義、自由、個人の機会等）を基盤に置き、常に双方向的なものでなければならない。情報の送り手と受け手の相互交流の方式が、放送等により一方向的に情報を提供する方法に勝るのである²⁵。情報の送り手は、自分のメッセージがどのように受け止められるのかを理解し、それに従ってメッセージを微調整していく必要がある。標的となる聴衆の興味・関心を理解することが、国際世論を味方につける近道である。その意味で、限定されたグループを対象に効果的なメッセージを送り続け、人的交流事業やサイバー空間を組み合わせながら、互いに相手国の歴史や文化について学びたいと望む若年層の間でネットワークを構築することが有効な手段となる²⁶。

③「デジタル自警行為(Digital Vigilantism)」論

急速に進化するデジタル分野において、今日のツールや技術はしばしば時代遅れになるが、インターネットが普及して間もなく発表されたドロシー・デニング(Dorothy E. Denning)の洞察は、最近のサイバー研究にも度々引用される示唆に富んだ研究である。デニングは、サイバー空間の非政府アクターを「活動家」、「ハクティビスト」²⁷、「サイバー・テロリスト」に分類した上で、これらのアクターがインターネットをどのように使用し、外交や安全保障領域で政策決定過程に影響を及ぼすのか分析した。それによれば、非政府アクターは情報やプロパガンダを拡散し、敵対感情を扇動し、自らの立場への支持を嘆願するためにインターネットを活用するが、最も効果を発揮するのは市民社会における個人活動家であると論じた²⁸。

また、米国国防長官府(Office of the Secretary of Defense)の支援を受けて、ランド研究所が未来のサイバー戦争を研究した報告書によれば、「技術的側面」からだけでなく、「社会」、「物語」、「組織形態」、「教義」といった分析水準からサイバー空間における非政府アクターの影響力を評価する必要性が説かれている。具体的には、民族的同質性を有する集団は、サイバー空間における社会的基盤を構築し易い傾向があり、逆に、国家や民族といった属性の異なる活動家によって構成された紐帯の弱いネットワークは「物語」を強調することで世論を喚起出来る²⁹。

²⁴ Kertzer, Joshua D., and Thomas Zeitzoff. "A Bottom-Up Theory of Public Opinion about Foreign Policy," *American Journal of Political Science*, 61.3, 2017, pp. 543-558.

²⁵ ジョゼフ・ナイ、2004年、174頁。

²⁶ 同上、174頁。

²⁷ ハクティビスト(Hacktivist)とは、政治的あるいは社会的な主張や目的のために、ハッキングを行う者を指す造語。

²⁸ Dorothy E. Denning, "Activism, Hacktivism, and Cyberterrorism: The Internet As a Tool for Influencing Foreign Policy," Edited by John Arquilla, David Ronfeldt, *Networks and Netwars: The Future of Terror, Crime, and Militancy*, RAND Corporation, 2001, p. 239.

²⁹ "Summary," edited by John Arquilla, David Ronfeldt, *Networks and Netwars: The*

これらの分析水準を先んじて VANK に援用するならば、VANK の活動家は主に韓国人であるため民族的同質性を有している上、「韓国の正しい姿を世界に広める」という「物語」や「教義」も共有している。

2009 年、米国のニュース誌『フォーリン・ポリシー (Foreign Policy)』は、VANK が韓国のイメージを宣伝し、自国の歴史、地理、文化に関する重大な誤りと見なされているものを正すために、定期的に何千通もの電子メールを送信していることを取り上げ、VANK を「サイバー・ファクトチェッカー (Cyber Fact-Checkers)」や「超民族主義的なスパムの発信者 (Hyper-Nationalistic Spammers)」と紹介した³⁰。VANK 活動家の行動は、自らの立場への支持を嘆願しすぎるあまり、サイバー空間における自警行為としての性質を有していると言えるだろう。

犯罪学者のサミュエル・タナー (Samuel Tanner) が論じるように、そもそも自警行為とは、「非政府アクターによって実行される集団的かつ強制的な実践行為」であり、その目的は「規範を強制」するため「直接行動」する点にあるという³¹。VANK の活動は、ボトムアップの草の根的なアプローチを取りながら、韓国に関する「誤り」を見つけ出し、大量の電子メールを送りつける等、自警的な団体としての機能を有している。そこでサイバー空間を主戦場とする VANK と活動家の行動原理を考察する上で重要になるのが「デジタル自警行為」概念である。

デジタル・メディア論で多くの研究業績があるダニエル・トロティエ (Daniel Trottier) によれば、デジタル自警行為とは、「ある市民たちが、他の市民たちの活動により、集合的に気分を害され、モバイル・デバイスやソーシャル・メディア・プラットフォームを含むデジタル・メディア上で、協調的な報復を通じて対応するプロセス」と定義づけられている³²。本稿の研究テーマに引きつけて換言するならば、領有権問題等の日韓関係の懸案により韓国市民社会が集合的に気分を害し、VANK による支援の下で、仮想空間において組織的なサイバー活動を通じて対応するプロセスと整理されよう。

政治哲学者のアウグステ・デメンタヴィチエネ (Augustė Dementavičienė) が提示するより直截的な定義を引くならば、デジタル自警行為は「現実世界から仮想世界に移行したリンチ法」であり、市民活動家はソーシャル・メディア、インターネット、アプリ等のデジタル・ツールを遍く活用する。デジタル自警行動を取る個人や集団の目的は、社会正義の履行、市民のエンパワーメント、市民の復讐やプロパガンダの拡散を行うことにある³³。活動家は、自らが信じる倫理と正義の回復を求め、その道徳観は善行者と非道徳な不届き者に単純化される³⁴。

さらにデジタル自警行為が、1 回限りの行為ではなく連続したプロセスの一環であり、人によって貢献度が大きく異なる点も重要である。プロセスの初期段階において、彼らが信じる「誤り」

Future of Terror, Crime, and Militancy, RAND Corporation, 2001, pp. x-xi.

³⁰ James Card, “Korea’s Cyber Vigilantes,” *Foreign Policy*, October 8, 2009.

³¹ Samuel Tanner, Aurélie Campana, “Watchful citizens” and digital vigilantism: a case study of the far right in Quebec,” *Global Crime*, Volume 21, 2020 – Issue 3-4, pp. 262-282.

³² Daniel Trottier, “Digital Vigilantism as Weaponisation of Visibility,” *Philosophy & Technology*, 30(1), Springer, 2017, p. 56.

³³ Augustė Dementavičienė, “How New Technologies Shape the Understanding of the Political Act: Case of Digital Vigilantism,” *Politologija*, vol. 95, 2019, Vilnius University Press, p. 36.

³⁴ Augustė Dementavičienė, *Ibid.*, p. 40.

を指摘する者が出現する。次に、必要な情報技術ツールを持ち、ターゲットとなる不正行為者の関連データにアクセスできる者が現れ、そのデータを共有する人々が現れる。決して一人の個人によってこれらの行動が起こされる訳ではない³⁵。最終段階では仮想空間から現実社会に舞台が移る。すなわち、攻撃対象とされた者は、失業、評判の失墜、大学からの追放、投獄等に及ぶが、実際には誰もデジタル自警行為に対する責任を負わない。仮想空間だけでなく現実世界にも重大な結果を生むにもかかわらず、デジタル自警行動への参加者は、驚くほどすぐに自らが参加した抗議活動への参加を忘却し、時にそれを無視することがある³⁶。

2021年 VANK が主導したハーバード大学のジョン・マーク・ラムザイヤー(John Mark Ramseyer) 教授の慰安婦研究に対する論文撤回抗議運動や、2022年同大の教科書を取下げさせる運動は、デジタル自警行為の初期段階の典型である³⁷。

再びデニング研究に立ち返るならば、VANK プロジェクトへの参加者は「活動家」に分類されるが、韓国外交にどの程度影響を与えているのだろうか。また、「ポスト真実」の時代において、VANK のデジタル自警行為をどのように分析できるのか。以下に続く事例分析では、ここで論じた諸概念がどのように現実を説明し得るのか、その実例を示しながら議論を進めたい。

³⁵ Augustė Dementavičienė, *Ibid.*, p. 47.

³⁶ Augustė Dementavičienė, *Ibid.*, p. 51.

³⁷ 왕길환 「반크, '위안부는 매춘부' 논문 하버드대 교수에 항의」 『연합뉴스』 2021. 2. 8. ; 왕길환 「'21세기 하버드 경영대학원이 100년전 日제국 대학입니까?」 『연합뉴스』 2022. 9. 29.

3. 韓国外交におけるパブリック・ディプロマシー

現代の国際関係では、外交の行為主体は互いにソフト・パワーを使って相手に直接、間接の影響を及ぼそうとするだけでなく、相手の魅力と正当性を奪い、国際世論や関係する第三者の間で、特定政策の実行を不可能にする環境を生み出そうとしている³⁸。

斯様な国際環境の下、領土問題をめぐる韓国外交の命題は、自国のソフト・パワー（環境）を棄損することなく、効果的にパブリック・ディプロマシー（外交手段）を行うことである。理論的検討で論じたように、韓国外交部の発信は、国際社会に宣伝と受け取られた場合には逆効果となるため、サイバー空間における非政府アクターの機能が有効に発揮されることが望ましい。こうした中、韓国の「物語」を国際社会に広く拡散させるための装置として、韓国外交部が目にしたのが VANK である。

こうした点を考察するため、以下では、近年公刊された韓国政府資料等の一次資料を活用しながら、韓国の戦略的なパブリック・ディプロマシーについて、VANK が展開する諸活動との関係性を踏まえ分析する。その上で、VANK が主導するプロジェクトを概観しながら、韓国外交部と VANK がどのように両者の関係を発展させてきたのか考察する。

①「公共外交第 2 次 5 か年基本計画(2023-2027)」

2022 年 8 月に韓国政府は、公共外交委員会第 6 次会議において「公共外交第 2 次 5 か年基本計画(2023-2027)」を採択した。公共外交委員会委員長として委員会を統括した朴振韓国外交部長官は、グローバル中枢国家という政府の目標においてパブリック・ディプロマシーが果たす役割が重要であると発言した上で、次のような具体案を取りまとめた。すなわち、「戦略的政策公共外交の強化、科学技術・文化強国としての位相向上、メタバース、AI 等新技术を活用したデジタル公共外交の強化、青年、企業、750 万の在外同胞の公共外交参与促進のため民・官パートナーシップの強化」である³⁹。

これを受けて第 2 次 5 か年基本計画には、(1) 戦略的政策パブリック・ディプロマシーの強化を通じた国力の増進、(2) 科学技術文化強国としてのプレゼンス向上、(3) デジタル革新的パブリック・ディプロマシーの構築という三大重要目標が新たに設定された。

中でも注目されるのは、第一に、(1) 戦略的政策パブリック・ディプロマシーの強化において「グローバル価値実現に寄与する国家イメージの向上」が重点課題となっている点である。それによれば、第 2 次 5 か年基本計画では、「歴史歪曲と戦時性暴力根絶に関する韓国の立場に対する支持拡大」が具体的行動として明記されている⁴⁰。すなわち、日韓関係の懸案である歴史認識問題や慰安婦問題を念頭に、国際世論に韓国の「物語」を拡散することがパブリック・ディプロマシーの行動指針として記載されたのである。換言すれば、日韓の二か国間における個別具体的な争点をグローバル・アジェンダ（普遍的価値）に関する問題に置換することで、日韓の争点に関する知識や関心を持たない諸外国の世論を喚起する方策である。

³⁸ ジョゼフ・ナイ、2011 年、134 頁。

³⁹ 韓国 외교부 「공공외교위원회 제 6 차 회의 개최」 『보도자료』 2022. 8. 24.

⁴⁰ 외교부 『제 2 차 공공외교 기본계획 2023-2027』 2022. 8. 24., p. 14.

実際、韓国政府や VANK はこれまで「独島、東海名称の誤謬」問題を単なる日韓間の外交問題や地理学的な名称変更問題ではない点を繰り返し主張してきた。例えば、2005 年 VANK が「ディスカウントジャパン運動」を展開した際には、「日本の歴史歪曲や独島領有権主張が単純に韓国と日本両国の問題ではなく、世界平和に甚大な脅威になる点を全世界に知らしめること」が根源的な運動の目的であると論じられた⁴¹。すなわち、領土問題は「日本帝国主義の残滓」を消すための活動である点、そして本質的には歴史認識問題であり東アジアの平和と安定を揺るがす問題であるという論理が展開された。また別の事例として、2014 年に VANK が外国人向けに開設した英文サイト「May We speak?」⁴²がある。このサイトについて朴起台は、「帝国主義という大きな流れの中でホロコーストとナチズム、日本の戦争犯罪をひとくくりにして、独島や慰安婦問題を理解できるようにした」と説明した⁴³。国際社会を対象に日韓「独島」問題論争を領土問題から歴史認識問題へと転換させる活動を展開している。VANK は一方的に「悲劇的な歴史」を生成し、深慮を欠いたままそれらを政治的資源として安易に消費している。

第 2 次 5 年基本計画において、2 か国間の争点を普遍的価値の問題に置換させる方策は、冷戦崩壊以降に国際化した慰安婦問題を想起すれば明らかなように、韓国外交に対する国際世論からの支援を受け易くさせる政治的効果がある。また、韓国外交部と VANK が協働する空間を拡張させている。VANK が、環境、人権、貧困と格差、教育、女性のエンパワーメント等の普遍的価値をめぐる問題に外形上注力する理由は、「民族主義を乗り越えるためのもの」ではなく、VANK の活動（独島と東海等）を世界に広めるための手段としてこれらを用いているからである。

領土問題を普遍的価値の問題に転換してはじめて、日韓間の摩擦に関心を持たなかった外国人が意識を向けることになる。実際、VANK は普遍的価値に深く関係するウクライナ戦争について積極的な行動を取ることになれば、経済格差や若年者雇用問題等の韓国国内の諸矛盾に活動家の目を向けさせることは決してしない。活動理念の本質は「見せかけ」のグローバリズムに過ぎず、デジタル時代にアップデートされた韓国民族主義の形態に他ならない。

⁴¹ 「반크, ‘일본 디스카운트’ 운동」『문화일보』2005. 3. 25.

⁴² <http://maywespeak.com/>

⁴³ 「韓国団体 日本帝国主義に関する外国人向けサイト開設」『聯合ニュース』2014. 5. 9.

第二に、第2次5か年基本計画において注目すべき点は(2)科学技術文化強国としてのプレゼンス向上である。一見すると、外交問題との関係が希薄であるように見えるが、実際には、重点課題として「韓国に対する正しい理解の向上」が明記されている。具体的には、海外における韓国関連の「誤謬是正及び技術拡大」が行動指針に記載され、教育部、外交部、文化体育部、海洋水産部、自治体が主体となって海外教科書の「誤謬是正」を促進するものである。また、領土問題や日本海呼称問題を念頭に、「韓国を正しく知らせるサービス (FACTS: KOREA)」⁴⁴を通じた「韓国誤謬情報是正強化」も明記されている(イメージ2)。さらに、「海外韓国関連記述拡大及び誤謬是正のための民官協力委員会」及び同実務会議における政府機関間、民間政府機関間の活動調整、協業強化も今般の第2次5か年基本計画において提唱されている点は、韓国のパブリック・ディプロマシーに領土問題が密接に関連することを示している⁴⁵。

第三に、「デジタル・革新的な公共外交」の構築である。具体的には、メタバースやAIの活用、並びに、韓国の若年層によるパブリック・ディプロマシーの力量強化、及び海外進出が細部目標に掲げられた。前者は、政府がメタバース等のデジタル技術を積極的に活用しながら、韓国の歴史に関連するコンテンツを開発することを提唱している⁴⁶。後者については、外交部、教育部、国防部、環境部、女性家族部等が主体となって国内の主要大学を直接訪問し、主な外交懸案に対して意見交換を実施する双方向の行事を拡大する予定である⁴⁷。また、青少年の外交に対する関

イメージ2：FACTS KOREAの日本語版ホームページと通報ガイド



⁴⁴ <https://www.factsaboutkorea.go.kr/mwelcome.do?ln=ja>

⁴⁵ 외교부, *op. cit.*, p. 23.

⁴⁶ 외교부, *Ibid.*, p. 33.

⁴⁷ 외교부, *Ibid.*, pp. 35-36.

心と参与を促進するための行事開催が企画されている⁴⁸。

韓国政府によって採択された「公共外交第2次5か年基本計画(2023-2027)」は、領土問題をめぐる国際世論形成に関する戦略的方策を内包していることは明らかであるが、細部目標を達成するためには、政府による強引な宣伝や情報の売り込みを外形的に抑制する必要がある。そこで「物語」に対する国際世論の信頼性の棄損を回避する手立てとして注目されたのが、サイバー空間における非政府アクターである。

②韓国外交部とVANKの関係

韓国外交部は、パブリック・ディプロマシーについて、「主に、外国の大衆をその対象とするが、NGO、大学、メディアなども世論形成に重要な役割を果たすという点から、(上記のような非政府アクターも——筆者註)公共外交の対象に含まれる。また、最近では、外交政策に対する自国民の理解と支持が重要になってきており、自国民と団体、機関も公共外交の範疇に含まれる傾向がある」としている。

その上で、「政府により主導される外国国民の理解と信頼を増進させる外交活動」であるとしながらも、「公共外交を成功させるためには、多様なアクターの自発的な参与が必要である」とし、「国民個人、NGO、企業、地方団体、各政府機関等、多様な水準のアクターが相手国のアクターとネットワークを形成し、維持する中で、相互理解を増進し、これを通じて相互交流と協力を一層厚くする時にはじめて公共外交の効果が発揮される」としている⁴⁹。

韓国外交部は、伝統的な公式外交が行き詰まりを見せた際、或いは、時にそれが機能不全に陥った際的手段として、非政府アクターの機能を活用してきた。領土問題を専門とする韓国の専門家の中には、「独島に対する広報と日本の動きについて対応も今よりもより積極的でなければならない。外交部等政府当局が前面に立たなくても、民間を通じた反論と広報が積極的に行われるように支援しなければならない」とする声も聞かれる⁵⁰。

韓国による竹島の不法占拠は、国際法上実効的な支配には当たらないが、韓国の有識者の立場としてはそれを認める訳にはいかない国内事情があるため、韓国の政策論的には外交争点化しないよう「実効支配」を継続し、紛争地域ではないと主張する以外にコメントを発信できないというのが実態に近いのでなかろうか。そうした状況にある以上、非政府アクターによるパブリック・ディプロマシーを通じて国際世論を形成する方法は有効であり、この意味において、韓国外交部とVANKの関係が強化

イメージ3：2012年、韓国外交部長官(左)とVANK団長(右)



⁴⁸ 외교부, *Ibid.*, p. 37.

⁴⁹ 외교부 「공공외교란」 https://www.mofa.go.kr/www/wpge/m_22713/contents.do

⁵⁰ 「“독도는 일본땅...” 사무라이 재팬’은 왜 역사를 왜곡할까」 『매경프리미엄』 2021. 4. 3.

されるのは当然の帰結であった。

2012年「韓国外交通商部-VANK間協力了解覚書 (Memorandum of Understanding, MOU)」締結は、政府と非政府アクターが本格的な協働を始動したことを印象付ける出来事であった。第36代金星煥外交部長官(2010.10-2013.3)時代に、SNSなどデジタル・ネットワーク領域で官民が協力し、外交に対する「正しい理解の拡散」を目標とする「民・官協力デジタル外交」という新たな協力モデルを創出するため相互協力了解覚書が締結された(イメージ3)⁵¹。

この事業により、全世界の政府、民間、個人を対象に韓国を「正しく」知らせ、グローバルに協働問題を解決に導く①「民間デジタル外交官の養成」に重点を置いた。また、②民間デジタル外交官養成のための教育、及び管理における相互協力、③SNSを通じたデジタル韓流拡散と相互協力などを主要協力分野に設定した。特に、MOU試験事業として、韓国外交通商部とVANKが協働する体制が整備された。つまり、韓国外交通商部は、対日外交を展開する上で、外交的に有利な外部環境を醸成するための装置としてVANKを有力な非政府アクターとして位置付けてきたのである。

2021年に韓国外交部は、新たに「デジタル・プラス公共外交」事業に関する予算を編成した。同事業は、デジタル広報外交をより効果的かつ体系的に遂行し、韓国の文化・政策コンテンツを世界に伝播することが主眼に置かれた。これにより、国際社会の「信頼と共感」を高めるために財源が使用されることになった⁵²。韓国のソフト・パワーを形成するための措置の一つである。

さらに、2022年12月韓国外交部はVANKとのMOU締結10年目の節目に、デジタル時代の更なる官民協力の発展のためにMOUを改訂した。特に、改訂MOUでは、上述した「公共外交第2次5か年基本計画(2023-2027)」の一環で、「デジタル外交官養成のための教育及び管理」で協力することが決定された。具体的には、「青少年デジタル外交官養成事業」を推進すること、デジタル外交に関心がある中高生約100名に課題を付与し、前・現職外交官及び専門家の特別講義を提供することになった⁵³。改訂MOU署名式に出席した朴振外交部長官は、「20年以上サイバー外交使節団として活躍してきたVANKこそ

イメージ4：2022年、VANK団長(左)と韓国外交部長官(右)



⁵¹ 韓国外交部ホームページ

https://www.mofa.go.kr/www/brd/m_4076/view.do?seq=343007&srchFr=&srchTo=&srchWord=&srchTp=&multi_itm_seq=0&itm_seq_1=0&itm_seq_2=0&company_cd=&company_nm=&page=242 ; 「외교부-반크, 상호협력 MOU 체결」 『재외동포신문』 2012. 7. 20.

⁵² 韓国外交部「2021년 외교부 예산 2조 8,409억원 확정」 2020. 12. 4.

https://www.mofa.go.kr/www/brd/m_4080/view.do?seq=370747

⁵³ 「외교부-반크 간 민·간 협력 디지털 공공외교 실현을 위한 양해각서(MOU)서명식 개최」 『비즈투데이』 2022. 12. 6.

が外交部の素晴らしいパートナー」と絶賛し（イメージ 4）⁵⁴、サイバー空間におけるパブリック・ディプロマシーをさらに発展させると述べた⁵⁵。

国際政治学者のジェフリー・ケンプ（Geoffrey Kemp）やロバート・ソールズベリー（Robert Salisbury）達が言及するように、利益団体は本来、政策立案や国会、議会運営スタッフに影響を及ぼすのが常である⁵⁶。それにもかかわらず、多元的価値を認める民主的な言論空間において、VANK の主張が韓国政府の主張から逸脱することは皆無に等しく、民主主義体制下の利益団体として異質な存在である。

実際に韓国国内では、徴用工問題や慰安婦問題等で、外交部に対しさらなる要求を行う脱国家的でリベラル色の強い利益団体が数多く存在している。例えば、慰安婦問題で韓国最大の利益団体である「日本軍性奴隷制問題解決のための正義記憶連帯（正義連）」は、その母体であった韓国挺身隊問題対策協議会（挺対協）時代に「女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）」事業に対して強力な反対運動を展開した。韓国政府はアジア女性基金の設立に対しては、当初積極的な評価を下していたが、挺対協の強力な反対運動とマスコミによる批判を受け、否定的な評価に立場を変えた経緯がある。同様に、戦時中の元徴用工を巡り韓国最高裁が日本企業に対して賠償を命じた判決を巡っても、有力団体である「日帝強制動員市民の会」は、韓国外交部の解決案に強く反発している⁵⁷。

こうした動きと対照的に、VANK の運動は韓国政府に対して従属的な性質を具備し続けている。VANK の御用団体的な性格を担保する装置の一つが、2015 年に発足された「民官協力委員会」である。同委員会は、外交部と教育部が年次別に輪番で定例会議を運営しており、各省の次官クラスが委員会を主宰してきた。委員会は三つの政府部署（外交部、教育部、海洋水産部）、七つの所属傘下機関（国立国際教育院、国立海洋調査院、国土地理情報院、東北アジア歴史財団、在外同胞財団、韓国学中央研究院、海外文化広報院）、五つの民間団体（サイバー外交使節団 VANK、文化公共外交団 SAYUL、大韓地理学会、東海研究会、嶺南大学独島研究所）の総 15 機関から出向してきた委員によって構成される⁵⁸。

⁵⁴ 韓国外交部ホームページ「외교부-반크 간 민·관 협력 디지털 공공외교 실현을 위한 양해각서(MOU) 서명식 개최」https://www.mofa.go.kr/www/brd/m_4076/view.do?seq=369622

⁵⁵ 「외교부-반크 간 민·관 협력 디지털 공공외교 실현을 위한 양해각서(MOU) 서명식 개최」『비즈투데이』2022. 12. 6.

⁵⁶ Geoffrey Kemp “Presidential Management of the Executive Bureaucracy,” *The Domestic Sources of American Foreign Policy: Insights and Evidence*, Rowman & Littlefield Publishers, 2012. ; グレゴリー・カザ（著）、岡田良之助（訳）『大衆動員社会』柏書房、1999、25 頁。

⁵⁷ 「일제강제동원 정부안 반대」『전남매일』2022. 12. 26.

⁵⁸ 外交、教育、海洋領域は勿論、文化や自然に至るまで多機能的であり、各アクターが多層的に構成されていることが分かる。このため、竹島問題に関与する程度や求められる役割は相当程度異なっているものと推量される。なお 15 機関の中で、専門研究員、組織、政府基金を背景にした資金力を有し、最も体系的に調査研究を実施している主体は東北アジア歴史財団傘下独島研究所である。また、竹島 VR や詳細な 3D データ等を提供する国立海洋調査院や、竹島関連の地理情報や最新竹島地形図を公開する国土地理情報院は、竹島周辺の自然環境、地形、資源に関するデータを収集し国民に提供している。

また、定例会議を支援するため実務協議会が必要に応じて開催される。関連団体間における情報の共有、並びに、類似・重複した事業の調整などを通じて、韓国関連の誤謬是正内容の発掘、収集、分析、是正活動、事後管理の有機的な協力体制を構築している。具体的な内容については、これまで海外教科書等の「歴史歪曲」への対応、独島教育や独島の広報計画、国際水路機関（International Hydrographic Organization）における東海表記対応、グローバル親韓派ネットワーク（Experts on Korea）の構築、外国人学校の教員を対象とした独島訪問支援強化等の計画・運営等がある⁵⁹。

定例会議の運営や実務協議会の開催によりブリーフィングを定期的を実施することで、VANKの活動が韓国の外交的な立場から逸脱することがない仕組みが構築されており、日本や中国をはじめとする周辺国との間で生じる様々な懸案について事前に協議・協調の場を持ち、常に一定の範囲内でデジタル市民運動が管理されている。

VANKの活動は参加者個人による「善意」や「自由意思」によって運営されており、これを以てVANKは自らの「自主性」を強調し、外形上、自律性を有する組織のように見える。しかし、韓国外交部の公式見解から一步もはみ出すことがないという点、また、独自の民間外交を展開することがない点において、凡そ主体的かつ独創的な活動を行う団体ではなく、外交交渉アクターのひとつに過ぎず、あくまで御用団体的な組織である。韓国外交部に圧力を加えるような主張を展開する、或いは、韓国外交部の公式外交を代替するような存在ではない。以上のような運動方法論的な自律性と運動内容面での従属性の二重構造を理解しなければ、VANKの本質を見誤ることになるだろう。

⁵⁹ 韓国教育부「민·관이 함께 한 해외 한국 바로 알리기 2017년 주요 계획 및 추진 방향 공유」『보도자료』2016. 4. 4.

4. VANKに関する機能分析

VANKの朴起台団長が今日のような政治的発信を始めた転機となったのは、中国が高句麗と渤海を自国の歴史に編入した「東北工程」が起きた2002年頃であった。日中韓の歴史認識問題をめぐる葛藤が激化する時代の中で、当時の朴起台は、社会人生活を送りながら「韓国の歴史・文化がなくなる」と危機感を覚え、現在に連なる政治活動を本格化させた⁶⁰。自著では「歪曲された韓国の歴史がインターネットを通じて迅速に拡散されていること」に強い問題意識を持ち、VANKの活動を開始したと述懐しており、「インターネットは波及力と情報の伝播力が強力」⁶¹であることから、自らの活動の主軸もインターネットに置いてきた。

本部にほとんど人的資源を持たないVANKは、どのように機能しているのだろうか。また、緩やかな構造のネットワーク型組織とは、どのような組織をいうのだろうか。以下では、VANKが発展してきた韓国特有の社会情勢やVANKの行動原理とデジタル自警行為に関して考察する。

①VANKの組織構造と行動心理における社会的背景

グローバル化と情報革命による恩恵を受けながら急速に発展してきたVANKは、朴起台によって1999年に設立された比較的新しい韓国の非営利民間団体である。特徴的な点として、VANKは本部に人的資源をほとんど持たず、プロジェクトごとに入れ代わりが早い多数の市民活動家によって構成された緩やかなネットワーク型組織であり、主な活動はサイバー空間で行われている。VANKは、組織の存在意義や価値観に関連して、次のようなビジョンとミッションを掲げている。

ビジョン（未来の姿）

- ① アジアと東北アジア周辺国家を能動的に主導し切り開く国
- ② アジアの中心、東北アジアの関門として成長する国
- ③ 全世界すべての人々と夢と友情を結ぶ国、大韓民国 KOREA⁶²

ミッション（ビジョンを実現するための組織的使命）

- ① 全世界77億外国人を対象に韓国のイメージを変化させる
- ② 散り散りになった750万の韓民族をひとつにする
- ③ 7千万大韓民国国民の夢を激励し高揚させ促進させる⁶³

上記のようなビジョンから、いくつかの特徴が分かる。第一に、VANKは主権国家の超克を目

⁶⁰ 「박기태 반크 단장 “정부도 못막은 中·日 역사 왜곡... 15만 회원이 700여건 바로잡았죠”」 『서울경제』 2021. 6. 22. <https://www.sedaily.com/NewsView/22NQJCBTRN>

⁶¹ 박기태, *op. cit.*, p. 17.

⁶² 박기태, *Ibid.*, p. 20.

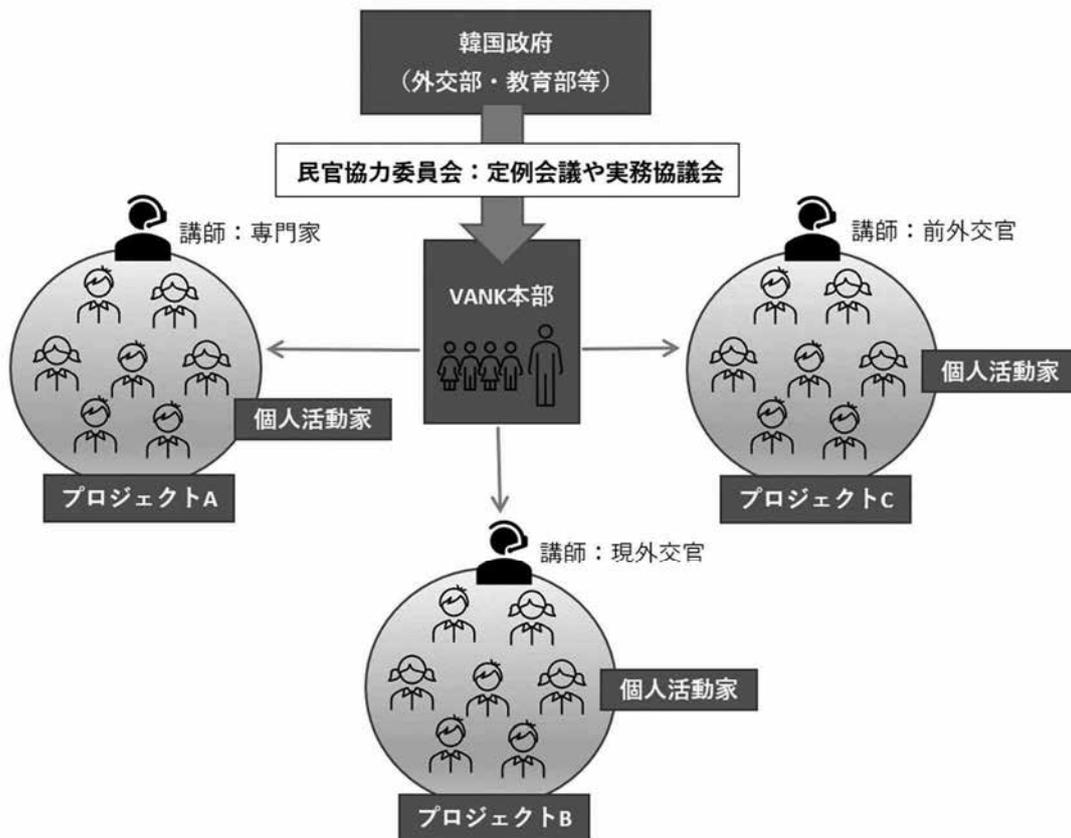
⁶³ 박기태, *Ibid.*, p. 21.

指すような団体ではない。あくまで、韓国の国際的位相を高め、東北アジア国際政治において韓国が主導権を握ることが理想に掲げられている。これと関連して、第二に、数多くのプロジェクトを遂行することで、今後の韓国が「国家間協力、条約を締結する際に優越な位置に立てる」点を重視している。これと関連して、日韓関係に援用した朴起台の言葉を借りるならば、「日本と独島問題等、国際社会に韓国の立場を説得しようとする際も、友人の国という認識は、領土と歴史問題の裏面に隠れている韓国人の情緒、感情などを理解させようとする時に大きな助けになる」⁶⁴。

また、ミッション①にもあるように、国際世論における韓国の国際イメージ戦略を担う役割がはっきりと明記されている。全世界を対象に設定し、エリート層ではなく一般市民を対象に、韓国の魅力、信用、説得を通じてソフト・パワーを高め、純粋に論理的な主張ではなく、感情に訴える主張や「物語」で国際世論の対韓認識を変化させようとしている。さらに、ミッション②と③によれば、宣伝対象が国内外で異なるものの、「韓民族」や「大韓民国国民」という用語にあるように、人種的、民族主義的な意識高揚を組織的な使命と任じており、サイバー空間上における共同体意識を涵養する機能がある。

VANKには構造的にもいくつかの特徴がある。通常、企業、投資機関、自治体、NGO等、一般的な非政府アクターは中央集権的な組織構造を持つ一方で、VANK自体は中央集権的・階層的な

イメージ5：VANKの組織構造



⁶⁴ 박기태, *Ibid.*, p. 26.

組織ではなく、むしろ分権的な組織構造である。韓国政府からの指示や活動の調整は民官協力委員会の定例会議や実務協議会を通して VANK に伝えられるが、VANK から個人活動家に指示が伝わった後は、その効果が分散しながら波及していく仕組みである。VANK は組織の活動目標に賛同する多くの人々が自発的に活動するという意味において、分散型で「緩やかな統制力」を持つ組織構造を有している（イメージ 5）。

VANK の命題は、領土問題等を国際紛争化させないよう危機管理をしながら、国際社会に対して韓国と日本や中国との間に横たわる諸問題に関し、韓国の主張や「物語」に関する理解を浸透させることにある。

VANK では、活動家個人による「1 対 1 の交流」を「国際外交」または「国家広報」と喧伝している⁶⁵。活動家は自由参加が原則であり、無定形の集団が余暇時間を利用して個人のスマートフォンやパソコン等を用いて、独立した SNS アカウントやメールアドレスから各プロジェクトに参加し、同じ情報を拡散する。観光、文化出版物、教科書、ウェブサイト、映画、ドラマ、ゲーム等の多様なコンテンツや媒体を通じて、日本海呼称問題、竹島、領土、歴史、文化、遺産等のテーマについて自発的に選択しながらプロジェクトベースで離合集散を繰り返している。こうした特徴は、時々に応じた争点に対応するため、迅速な動員を可能にするが、VANK としては無数の一般韓国人を包摂しなければ運動を展開することはできない。

それではなぜ、一般の韓国人は VANK の活動に参加するのだろうか。VANK の個人活動家は、参加理由・動機について次のように証言している。すなわち「韓国の失望に値する姿に絶望を感じ、一時期移民を考えていたが、偶然 VANK を知り」、「新たな希望」になり「健全な生き方の方式」を得ることができた⁶⁶。また、「将来、自分の子供たちが住むこの国が、もう少し自慢できる国になるよう」活動した⁶⁷。「私が世界の中で韓国を代表する満足感」を得ることができた⁶⁸等である。

これらの証言と同様の意見が数多く散見される点は注目に値する。すなわち、受験戦争や学歴差別の激化、若者失業率の増加、貧富の格差の拡大とそれに伴う市民の不公平感の増長、自殺率の高さ等の社会的な矛盾を前に、現代韓国社会に対する不満や政治的無力感を有する大衆に VANK の活動が浸透している実態が浮かび上がる。2010 年代中盤に登場した造語である「ヘル朝鮮」⁶⁹とも称される韓国社会に内在する現実的な諸矛盾から視線をそらし、一時的ではあるが疑似的な自尊心と満足感を与える機能が VANK にはあり、また、民族主義を高揚させ、自己顕示欲を満たす作用があると考えられる。

VANK 団長の朴起台⁷⁰は、「21 世紀の独立運動家」を自任する韓国の運動家である。近年では、韓国社会や不特定多数の韓国人の思考・行動に影響を与える模範的人物、また、韓国社会

⁶⁵ 박기태, *Ibid.*, p. 96.

⁶⁶ 박기태, *Ibid.*, p. 3.

⁶⁷ 박기태, *Ibid.*, p. 3.

⁶⁸ 박기태, *Ibid.*, p. 22.

⁶⁹ Jung-Yup Lee, *op. cit.*, p. 239.

⁷⁰ 朴起台は、2007 年に国務総理室の傘下機関である国家イメージ開発委員会委員として活動し、2008 年にソウル市広報大使を務めながら、トーチトリニティ神学大学院大学

(횃불트리니티신학대학원대학교) で神学修士を取得した。2009 年からは青瓦台国家ブランド諮問委員として活動している (박기태, *op. cit.*, p. 369.)。

における公益増進の観点から高い評価を受けており、中央・地方政府、民間、メディアから数多くの表彰も受けている⁷¹。2022年12月現在、朴起台は忠清南道・扶餘郡にある国立韓国伝統文化大学⁷²で特任教授を兼務しているが、世界大学生ペンパルサイト（VANKの母体）を立ち上げた1999年の西京大学校日語日文学科4年生時は、ビル管理のアルバイトで月35万ウォンを稼ぐ苦学生で、1997年のアジア通貨危機の影響を受け、就職活動に絶望し希望を失った青年の一人であった⁷³。2000年に大学を卒業し、キリスト教衛星放送で助演出、KBSワールドネットアジア圏域でWebPDを務めた経歴はあるものの、韓国社会に失望した当時の朴起台自身とVANKの個人活動家の動機には重なるものがある。

VANK活動には、一時的に自尊心と満足感を生み出し、民族主義を高揚させ自己顕示欲を満たす作用があり、団長をはじめとする個人活動家は「自らが信じる」倫理と正義のもと活動をしている。このため、自らのデジタル自警行為を深く認識していない。理論分析で論じたように、「デジタル自警行為」の目的には「社会正義の履行」が含まれる。上述した個人活動家の参加理由からも分かる通り、自らの行動を客観的に判断できないのである。

②VANKの教育・運動方法

朴起台は「韓国の歴史の否定的な面を肯定的な面に、受動的な面を積極的な面に、閉鎖的な面を開放的な面に転換させなければならない」としている⁷⁴。外国人と交流する際に、①人間的に親密な関係を構築し、その土台の上に、②ひとつひとつ「論拠」を織り混ぜながら「事実」を説明することが重要と指摘しており、国際世論に韓国の歴史観を拡散・浸透させようとしている⁷⁵。

韓国の紹介や観光案内、ペンパル等の外国人とのやり取りを通じて、自然に韓国人の「情緒」や文化、歴史に触れさせる。その上で、植民地時代の歴史や領土問題について韓国側の「世界観」を伝播させる手法が採られている。韓国の立場を自国で主張してくれるような外国人（親韓派、知韓派）を養成するこうした手法が合理的であるのは、理論的分析で論じた通りであり、情報の送り手と受け手の相互交流、すなわち「草の根アプローチ」は、政府による一方向的な情報提供に勝るものである。

「草の根アプローチ」には、活動家に対する教育が不可欠である。若年層を対象としたサイバー外交官教育は、専門家によって実施されており、通常、受講生は「今日の教育」、「教育復習及び評価」、「付加教育」、「特講」の四段階のプログラムをおよそ一ヶ月の間に消化することになる。

⁷¹ VANK及び朴起台に授与された主な表彰は以下のとおりである。文化観光部選定「世界児童平和大使」、韓国観光公社選定「美しい観光韓国を作る人々10人」、國政弘報處選定、「大統領団体表彰」、ワールドカップ組織委員会選定「大統領団体表彰」、国会選定「大韓民国大衆文化メディア大賞」、カトリックメディア大賞「特別賞」、ソウル新聞選定「2005年大韓民国を動かす101人」、2020年海公民主平和賞グローバルリーダー部門受賞、文化観光部選定「国家外交統一分野大統領団体表彰」、ソウル市広報大使、現存する世界最高金属活字直指広報大使、慶尚北道選定特別賞、行政安全部選定、情報文化部門大統領団体表彰、ソウル市選定「観光大賞」言論人分野。（박기태『나는 사이버 외교관 반크다』정민문화사, 2021.）

⁷² 韓国文化財庁が設立した特殊大学である。

⁷³ 박기태『청년반크, 세계를 품다』RHK, 2021, p. 17.

⁷⁴ 박기태, *op. cit.*, p. 97.

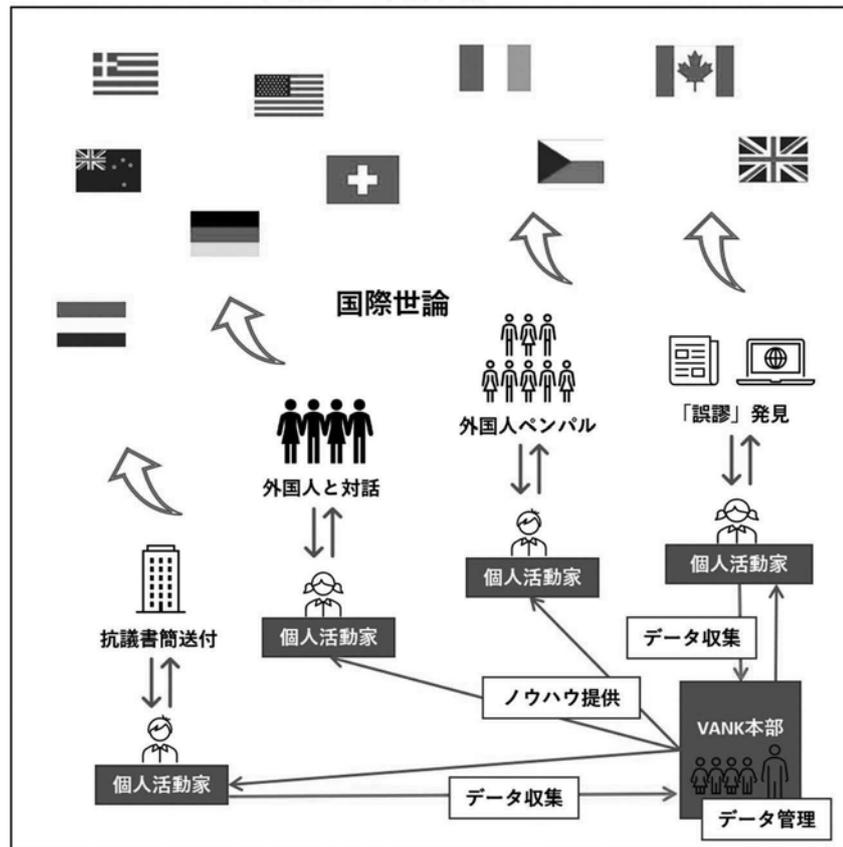
⁷⁵ 박기태, *Ibid.*, pp. 101-108.

すべてのプログラムを完了すると、受講生は「最高のサイバー外交官」、「優秀サイバー外交官」、「サイバー外交官」、「教育脱落者」に区分され、このうち「サイバー外交官」以上の三種に認定された者は、VANKが推進する「韓国を正しく知らせる事業」に参加することになる⁷⁶。デジタル自警行為の理論的特徴でも論じた様に、活動する個人によって貢献度が異なることが伺える。2000年4月から2016年2月の間に、31,506人（主に10代の若者）がVANKのサイバー外交教育に登録し、そのうち6,813人がすべてのタスクを完了し、「サイバー外交官」に「任命」された⁷⁷。

活動基盤である「今日の教育」は、14段階の作業によって構成されている（イメージ6⁷⁸）。具体的には、広報資料収集、英語で自己紹介・韓国紹介、電子メールで外国人ペンパルと交流、チャットルームで外国人と対話、国際専門家になる、外国新聞翻訳、韓国誤謬発見、海外の教科書出版社に親善書簡送付、抗議書簡送付、協力書簡送付、交流書簡送付、韓民族一体化、個人の夢を再発見、個人の夢と韓国の夢の関連性を発見、によって組み立てられる⁷⁹。

若年層を動員するため、抗議文の書き方やノウハウを説明する等の活動が体系的に展開されている。例えば、抗議書簡送付の具体的な指示は、抗議書簡を送る機関と担当者に自己紹介をし、抗議書簡を作成した理由や何に対する抗議なのか具体的に記述する。また、主張だけでなく主張を支える韓国側の根拠や抗議内容に対する具体的な代案を提示し、彼らの主張を支える根拠資料や参考資料を添付することが定められている

イメージ6：VANKの組織構造と国際世論



⁷⁶ 박기태, *Ibid.*, pp. 34-35.

⁷⁷ Kadir Ayhan, *op. cit.*, p. 66.

⁷⁸ イメージ6に使用されている国旗は無作為に選択しており、実際の活動相手国とは限らない。

⁷⁹ 박기태, *op. cit.*, pp. 36-40.

⁸⁰。これらの活動は、若年層にとって英語学習に役立つという実利があり、大学によっては VANK の活動を単位認定している。

サイバー外交官の教育には、活動トピックを限定するプロジェクトもある。2022 年 8 月「グローバル歴史外交大使第 32 期」では、「独島」と「東海」の活動を中心に、青少年のプロジェクト参加を募っている⁸¹。活動内容①には「報告書の提出」が義務付けられており、受講生は授業でレポート提出や特定のインタビュー形式の問いに回答し、それらを VANK ウェブサイトにアップロードすることが求められている。1999 年 11 月から 2017 年 4 月の間に、各種プロジェクトのレポートとインタビューが 112,166 件アップロードされた⁸²。

グローバル歴史外交大使第 32 期

申請期間：2022 年 8 月 12 日～8 月 28 日

申請対象：中・高・大学生、或いは該当年令の青少年、150 名

活動内容：

- ① グローバル歴史外交アカデミーサイトから独島・東海・歴史懸案に関する映像資料を視聴し、その後、報告書を提出
- ② 独島・東海・韓国歴史を世界に正しく知らせる活動、及び関連誤謬の是正
- ③ オンラインによる海外ペンパル等、外国人の友人を対象に独島・東海・韓国歴史を知らせる（歴史広報カード活用）
- ④ 世界に韓国歴史を知らせるキャンペーン企画・進行、歴史広報コンテンツの制作
- ⑤ 発足式
- ⑥ 東北アジア歴史財団歴史専門家特講
- ⑦ サイバー外交使節団 VANK 団長グローバル歴史外交特講
- ⑧ 独島、東海、及び韓国歴史海外広報ストーリーテリング教育講義
- ⑨ 独島、東海、韓国歴史を知らせる実践活動教育講義

「グローバル歴史外交大使」プロジェクトを運営するにあたり、朴起台は「歴史を忘れた民族に明日はなく、先祖の夢がその子孫に伝わらない国は希望がない。5 千年大韓民国先祖の夢を受け継ぎ、21 世紀大韓民国の歴史を世界に正しく知らせるグローバル歴史外交大使を見つける」と述べており、韓民族の優位性を強調したナショナリズム的な世界観が色濃く反映されている。

また、VANK は日本海呼称問題を提起するにあたって、「日本海は、外国教科書に紹介された韓国史の歪曲を総体的に象徴するキーワード」であると指摘している⁸³。その上で、「外国の教科書

⁸⁰ 박기태, *Ibid.*, pp. 194-197.

⁸¹ 「반크-글로벌 역사외교대사 32 기 모집」반크 HP,
http://peace.prkorea.com/notice/notice_v.jsp?sno=21931

⁸² Kadir Ayhan, *op. cit.*, p. 60.

⁸³ 박기태, *op. cit.*, pp. 16-17.

を見れば、韓国の歴史は中国の植民地から始まり、以降、韓国は中国と日本の従属国家に転落したと紹介されている」点を問題視し、「外国の学生は、韓国を中国と日本の間に挟まれた意味のない国と考える」としている⁸⁴。VANK の自国に対する極度に単純化された解釈と問題意識には、国際社会が韓国に抱く従属的な国家イメージからの転換を図る論理へと帰結する。

実際、こうした責任の所在に関し、VANK は「このすべてのことは、日本の歴史教科書に掲載された歪曲された韓国史が、数十年が過ぎる間にいかなる措置も取られることなく全世界各国の教科書に伝播されたためである」と主張している⁸⁵。「고래 싸움에 새우 등 터진다 (クジラの争いでエビの背中が裂ける、転じて、強者同士の争いに弱者が巻き込まれ被害を受けること)」という諺を引用し、韓国の国家イメージを「卑怯なエビ」、或いは、「外国勢力の侵略に“孤立政策”で対応した(中略)隠遁の王国」と模写されている点を問題視している⁸⁶。

VANK が斯様な問題意識を活動家に浸透させればさせる程、デジタル自警行為に共通する「自らが信じる倫理と正義の回復」や「善行者と非道徳な不屈者」といった二律背反的で単純化された道徳観は支持を得易くなるだろう。以上を踏まえれば、VANK が成果として誇る下記のような取り組みの底流には、デジタル自警行為を再生産し続けるプロセスが内包されている点を見逃すべきではないだろう。

- 2005 年から、既存のサイバー外交使節団の会員を中心に行ってきた韓国を正しく知らせる活動を国内外の教育機関(小中高大学)で導入できるよう全国 2 万のサイバー外交官を VANK サークル構築事業に取り組んでいる。
- 2006 年から、軍将兵と大学生を対象に、「東北アジア歴史領土紛争に対する韓国人の対応戦略」と「韓国歴史」に対する特別講義を実施しており、「歴史教育」と「国際的安保教育」などを行っている。
- 2007 年から、国際的な視覚を持つ公務員と教師を養成するため、地方行政研修院、ソウル市と忠清北道、慶尚北道の公務員研修院、地方自治団体教育庁等の公務員と教師を対象に「公職者の世界を見る目」、「韓国歴史」、「国家イメージとブランド向上戦略」、「韓国文化世界化」、「ソフト・パワーと民間外交 2.0」、「ハングル世界化」等のテーマで講義を実施している。
- 2008 年から、750 万の海外に散り散りになった韓民族をひとつに集めるための韓民族ネットワーク構築のため、全世界ハングル学校教師と学生、韓人 CEO、韓民族女性リーダー、次世代リーダー、韓人言論者代表等、韓民族のアイデンティティ確立に関する講義を行った。
- 2009 年からは、韓国の国家イメージを高めるため、国内大学国際教育院に在学中の外国人交換学生、外国人公務員、外交官、大使等を対象に韓国文化、歴史、国家ブランドをテーマに英語の講義を展開している⁸⁷。また、世界を変化させるグローバル人材の養成のため

⁸⁴ 박기태, *Ibid.*, p. 17.

⁸⁵ 박기태, *Ibid.*, p. 17.

⁸⁶ 박기태, *Ibid.*, p. 17.

⁸⁷ 박기태, *Ibid.*, p. 370.

め「ワールドチェンジャープロジェクト」を展開している。これは、中国の東北工程、日本の「独島領有権主張」等に対応する国際的な人材を養成する目的としている。

以上のような教育を通じて、組織的に運動を展開している VANK の個人活動家たちは、各自の独立した SNS アカウントやメールアドレスを利用している。このため、情報受信の対象となる国際機構や団体等は、同一の個人や団体によって組織的に運営・計画された抗議なのか、或いは、たまたまそうした意見に与する人々が多く集まったのか凡そ見分けがつかないものになっている。こうした教育・運動が今後も継続して実施された場合、日韓の争点や歴史的事実について何も知らない外国人や国際機関に対する影響は不可避なものになるであろう。

VANK の活動は、いまや韓国の検定教科書にも掲載されている(イメージ7⁸⁸)。韓国教育部の委託を受けて韓国教育課程評価院が検定・審査した社会科の教科書には、竹島問題について、政府だけの努力で解決を図れるものではなく、市民団体による広報活動等、民間の努力を促す内容が記載されており、そのほとんどすべてに VANK が登場する。いわば、韓国外交における官民協働モデルの成功例として位置付けられているのである。

③文化外交からデジタル自警行為まで

パブリック・ディプロマシーは情報の受信者の興味・関心や需要を満たさなければ、独り善がりの発信や働きかけになり、単なるプロパガンダと捉えられることになる。その結果、外交的には、思うようなソフト・パワーを得られないだろう。つまり、情報発信の方法には、工夫が必要なのである。その意味において、文化を織り交ぜた広報活動は、発信者による一方通行の交流方式ではなく受信者の興味を満たすため、積極的な広報活動方法を模索している。

イメージ7：検定教科書に登場するバンクの活動



⁸⁸ 김영순 외 13 명 『중학교 사회 2』 동아출판, 2018, p.114.

VANKは、少なくとも15の国家機関とMOUを締結している⁸⁹。2022年にVANKは、韓文化財団との間で協定を締結し、その一環として「グローバル韓文化大使プロジェクト」を実施した⁹⁰。メタバースを使った発足式では、韓国内外から62名が出席し、VANK 団長と韓文化財団理事長がそれぞれ祝辞を述べた。韓国ドラマ、音楽、映画で、韓流ファンが世界に1億5千万人（VANK 推定値）いるなかで、現代韓国の大衆文化に対する幅広い関心を、VANK の主要な懸案である日韓の領土、歴史認識問題に結びつけ国際社会に宣伝すると主張している。BTS（防弾少年団）やBLACK PINK等の音楽、愛の不時着や梨泰院クラス等のドラマ、パラサイト等の映画韓流ファンの関心をどのようにすれば、韓国の「悠久の歴史と文化」に関連付けられるのか検討している⁹¹。

特にVANKが近年注力しているのは、韓国歴史上の人物の中から韓国を世界に知らしめる「韓流スター」発掘事業である。すでにVANKは、歴史上の「第1号韓流スター」として李儁、李相高、李瑋鍾のハグ密使を選定し、韓国語と英語のポスターをSNSで配布する等の活動を展開している。「1907年7月5日ハグ特使活動を報道した平和会議報」、「2022年3月30日米時事週刊誌TIME、BTS表紙モデル」、「時代の状況は違うが、ハグ特使もわれわれの歴史の中の韓流スターです」という文章が掲載された。朴起台は「今回の広報キャンペーンが五千年の韓国の歴史の中に隠れていた韓流スターを発掘する窓口になることを願い、これを通して地球上1億5千万人の韓流ファンと世界の人々に韓流だけでなく、韓国の悠久できらびやかな歴史と文化が伝わることを望む」と述べた。韓流ファンへどれだけ訴求するのかは今後明らかになるだろうが、これまで600編もの韓国広報動画（イメージ8）を制作しYouTubeで公開することで、1,000万再生を記録しており⁹²、文化発信を越えた戦略的対外発信への動きが顕在化している⁹³。

イメージ8：VANKのYouTubeチャンネルと人気動画



⁸⁹ Kadir Ayhan, *op. cit.*, p. 65.

⁹⁰ KCF 韓文化財団ホームページ「한문화재단, 사이버외교사절단 반크와 한국문화 세계화를 위한 업무협약 체결」2022. 6. 3.

⁹¹ 박기태, *op. cit.*, p. 371.

⁹² 반크公式YouTubeチャンネル <https://www.youtube.com/@prkorea/featured>, <https://www.youtube.com/@prkorea/about>

⁹³ 「韓国民間団体 VANK、「歴史上の韓流スター」発掘へ？ポスター公開」『wowkorea』2022年07月29日。

文化外交より政治色の強い活動として、2019年9月から2年間、VANKが新たに構築したデジタル外交プラットフォーム「ブリッジアジア」⁹⁴において、「中国と日本の歴史歪曲、西欧のアジア嫌悪と差別問題」等、63のグローバル請願を掲示し、32万人を超える外国人が共感を示し、支持する成果を上げた⁹⁵。2022年12月現在も様々な請願運動が繰り返されており、VANKはアメリカの有名なポップバンド、マルーン5の公式ウェブサイトにも日本帝国主義の象徴である旭日旗デザインが使用されていることに対し、「彼らは帝国主義戦争を支持し、これは侵略戦争を助長する犯罪である」と主張している（イメージ9）。「独島」に関しては、6つの請願運動が続いている。

イメージ9：ブリッジアジアでの請願運動（マルーン5公式ウェブサイトにある旭日旗似デザインに対する抗議）



請願サイトでの活動の他、海外のオンライン販売サイト等で旭日旗デザインの商品を販売させないようなキャンペーン等も展開されている。VANK個人活動家の大半は若年層であるため、

⁹⁴ www.bridgeasia.net

⁹⁵ 「반크, 디지털 외교 플랫폼 '브리지 아시아' 개설」 『연합뉴스』 2021. 11. 4.
<https://www.yna.co.kr/view/AKR20211104060800371>

中高生の「夜間自律学習」時間と VANK サイバー外交官等の活動が結びつく事例が増加している。また、韓国で抗日の象徴として英雄視される李氏朝鮮の将軍の名を冠した「21 世紀李舜臣誤謬是正プロジェクト」では、サイバー空間を中心に「東海・独島表記」の修正活動をしており、個人活動家が国内外の主要な請願サイトで組織的に運動を展開するよう調整・扇動している。韓国政府では対応不可能な領域において、若者の時間と労働力を利用し、「国際外交」または「国家広報」を行っている。

文化外交・請願運動では、運動形態として双方向の動きが見られるが、VANK は一方的な発信も引き続き行っている。2020 年に作成した 33 種類の韓国広報デジタルポスターをサイバー外交官、グローバル韓国広報大使らの協力のもと世界に拡散させ、11 万 6 千名が VANK の韓国を正しく知らせる活動に応援と支持を送った⁹⁶。VANK が作成するデジタルポスターの中には、明らかにデジタル自警行為と分かるものもある。VANK は国内外の公共空間における日本の価値・評判を引き下げするため、政治、経済、文化・スポーツに関する日本の主要な行事を紛争対象にしている⁹⁷。

ヒトラーと安倍元首相を作為的に比較し世論誘導を図ったポスター(イメージ 10⁹⁸)には、刺激的な風刺写真とともに「日本は一度も戦争犯罪を認めなかった」との偽情報を記載し国際社会に拡散している。1995 年の「村山談話」、2005 年の「小泉談話」、2015 年の「総理大臣談話」等、戦後の節目に発出されてきた数多くの日本の過去をめぐる公式的な謝罪については

イメージ10：ヒトラーと安倍元首相を作為的に比較し世論誘導を狙ったポスター



一切言及されていない。VANK のこのような活動と韓国外交部の関係について、韓国外交部がサイバー自警行為を奨励していると指摘する専門家もいる⁹⁹。

VANK による活動は、在韓米軍のパフレットの内容¹⁰⁰から国際機関や海外の教科書販

⁹⁶ 박기태, *op. cit.*, p. 371.

⁹⁷ 박기태, *Ibid.*, p. 371.

⁹⁸ 「외교부. 반크, 디지털 외교관 양성. 디지털 한류 확산 MOU 체결」『뉴스핌』2022. 12. 13. <https://www.newspim.com/news/view/20221206000857>

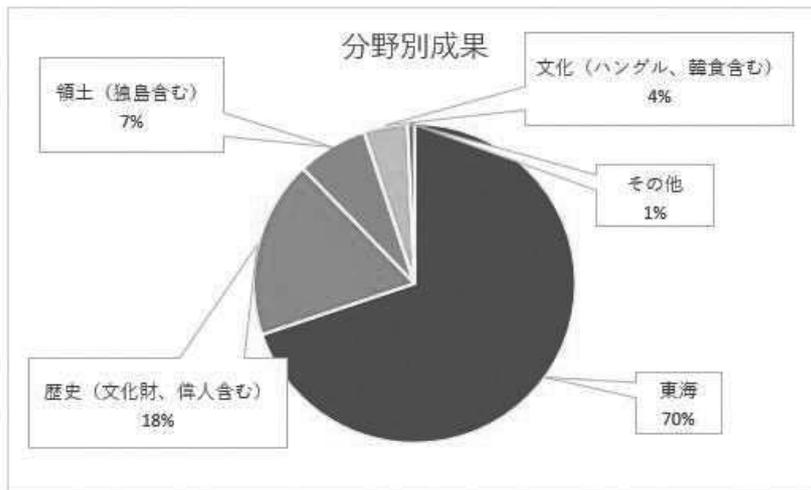
⁹⁹ James Card, *op. cit.*

¹⁰⁰ JIMMY NORRIS HWANG HAE-RYM, “Group seeks changes in USFK pamphlet,” *Stars & Stripes*, October 18, 2007.

売会社にも及んでいる。一方で、VANK は、「独島と東海」を知らせる世界地図等 105 種類の韓国広報物を 150 万部印刷し、世界 162 か国に出国した韓国青年 2 万 9 千名が配布に参加する等の成果をあげている。また、VANK ホームページに掲載されている独自の成果報告によると（イメージ 11 と 12¹⁰¹）、是正件数の 70% が「東海」となっており、媒体ではウェブサイトが 97% を占めている。

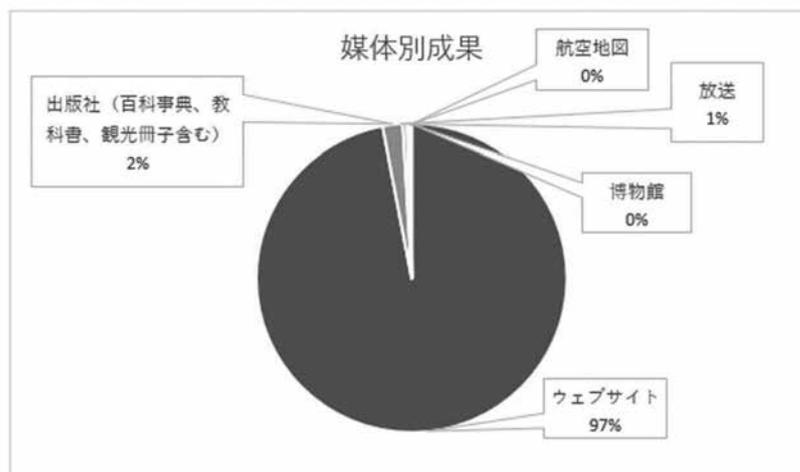
イメージ11：VANK活動の分野別成果（%は筆者計算）

区分	東海	歴史（文化財、偉人含む）	領土（独島含む）	文化（ハングル、韓食含む）	その他	総計
是正件数	303	78	31	19	3	434
%	70	18	7	4	1	100



イメージ12：VANK活動の媒体別成果（%は筆者計算）

区分	ウェブサイト	出版社（百科事典、教科書、観光冊子含む）	放送	博物館	航空地図	総計
是正件数	421	9	2	1	1	434
%	97	2	1	0	0	100



¹⁰¹ VANK ホームページのデータより、筆者作成。
<http://korea.prkorea.com/kor/project/info2.jsp>

5. 韓国外交における VANK を俯瞰して

1980年代後半の民主化と1990年代の情報化により、外交領域に新たに参入した非政府アクターが2000年代初頭の韓国社会で台頭した。本稿で考察した VANK は勿論、徐炯徳 (Seo Kyung-deok) 等の個人活動家が積極的に日韓の外交問題に介入する時代を迎えた¹⁰²。無限に広がるサイバー空間は、主権や歴史認識をめぐる「物語」を国際世論に拡散させ、地理的に遠く離れたディアスポラを巨大な仮想共同体に包摂することを可能にした。本稿で分析した VANK の活動は、1980年代や1990年代の韓国社会ではどれも不可能な運動であった。

「ポスト真実」の時代における越境的な非政府アクターである VANK は、デジタル技術を外交ツールとして用い、情報量の差で「不都合な情報」を「都合の良い情報」で圧倒しようとしている。21世紀におけるグローバル環境の変貌の中で、外交の形が劇的に変化し、それに伴って、官民が担うべき役割についても調整される時代へと移行した。VANK による新たな挑戦に直面する中で、日本は、2005年島根県の「竹島の日」制定を契機に、有識者懇談会等を通じ各方面の意見を参考にしながら、竹島研究に関する新資料の発掘と発信強化策を講じてきた¹⁰³。2013年には、内閣官房領土・主権対策企画調整室が新設され、2017年には日本国際問題研究所に「領土・主権・歴史センター」が設置された。また、2018年には領土・主権展示館開設される等、サイバー空間を含む対外発信事業の能力を着実に構築してきた。

「記憶の解釈」をめぐる闘争が現代国際政治を規定する中で、同時代に生きる他国の第三者が連想し易いテーマを見定め発信する方法は効果的である。韓国はソフト・パワーとデジタル空間における自警行為を通じて、過去、「海洋主権宣言」を発出し、これに基づいて所謂「李承晩ライン」を国際法に反して一方的に設定し、その中に竹島を含めた「負の歴史」を書き換えようとしている。斯様な方法論が、今後、他の懸案に波及しないと断言できようか。1974年に日韓両国が締結し1978年に発効された「日韓大陸棚協定」が2028年に終了する。これを念頭に VANK はすでに新たな活動を開始している。本稿で詳述したように、VANK の活動が韓国政府によって調整・統合されている点を想起すれば、「第2の李承晩ライン」のような外交の悲劇が起きぬよう注視し続ける必要があるだろう。

近年、防衛省では、いわゆる「フェイクニュース」による情報戦に対応するため世論誘導を防ぐ役割を担う「グローバル戦略情報官」を新設した¹⁰⁴。「ポスト真実」の時代ならではの体制の構築と言えるだろう。日本の領土外交は、デジタル自警行為の対応を含む新たな課題に対応すべく、主権をめぐる外交政策を再考する岐路に立たされている。韓国政府が自国市民を有効な外交資源として管理・調整に積極的な姿勢を示す中、今後、日本の領土広報戦略は、どのように展開されるべきであろうか。竹島問題をめぐる VANK の活動は、民主的な諸価値と調和したデジタル空間における官民協働の在り方を日本社会に問うている。

「本稿の内容は執筆者個人の見解に基づくものであり、所属する組織の公式見解を必ずしも示すものではない。」

¹⁰² Jung-Yup Lee, *op. cit.*, p. 203.

¹⁰³ 「戦略的発信の強化に向けて」『領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会報告書』2013年7月2日。

¹⁰⁴ 「防衛省、フェイクニュース分析する「グローバル戦略情報官」新設へ」『読売新聞』2022. 3. 28.

研究会の開催状況

(1) 研究会の開催状況は、次のとおりである。

- ・ 第1回研究会 / 令和3年10月21日
- ・ 第2回研究会 / 令和4年 3月17日
- ・ 第3回研究会 / 令和4年 6月30日
- ・ 第4回研究会 / 令和4年11月 1日

(2) 各研究会の状況は、次のとおりである。

▽第1回研究会 / 令和3年10月21日 / 13:30~16:00

- 1) 総務部長あいさつ
- 2) 委員自己紹介
- 3) 第5期島根県竹島問題研究会趣旨説明
- 4) 座長選出 … 下條正男氏（島根県竹島問題研究特別顧問、島根県立大学客員教授）を選出
- 5) 副座長選出 … 佐々木茂氏（島根県竹島問題研究顧問、島根大学嘱託講師）を選出
- 6) 研究会の運営について
- 7) 「学校教育分科会」の設置
- 8) 竹島問題と日本海呼称問題の現状
- 9) 近年の日本国内の竹島問題についての情報発信
- 10) 各委員の研究テーマ
- 11) 太政官指令について

▽第2回研究会 / 令和4年3月17日 / 13:30~16:00

- 1) 座長あいさつ
- 2) 浜田沖の天然ガス田開発（試掘）と竹島問題
- 3) 第1回学校教育分科会の報告
- 4) 1877年の太政官指令について
- 5) 尹素英 [ユン・ソヨン(独立記念館韓国独立運動史研究所研究委員)] の論考について
- 6) 各委員・研究協力員の研究状況等について
- 7) 竹島学習リーフレットの改訂について

▽第3回研究会 / 令和4年6月30日 / 13:30~16:00

- 1) 座長あいさつ
- 2) 中露の挑発と竹島問題
- 3) 「朝鮮国交際始末内探書」（1870年）をめぐって
- 4) 竹島問題に関する1996年の韓国の主張について
- 5) 第5期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書の作成について

▽第4回研究会 / 令和4年11月1日 / 13:30~16:00

- 1) 座長あいさつ
- 2) 「東北アジア歴史財団」の動画『資料が語る歴史の真実』について
- 3) 中間報告掲載希望の「竹島問題に関する韓国の主張の形成過程－1947年と1996年の言説の検証－」について
- 4) 中間報告書執筆意向取りまとめ結果について、第5期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書の作成について

▽第5回研究会 / 令和5年1月26日 / 13:30~16:00

- 1) 座長あいさつ
- 2) 中間報告書について

第5期竹島問題研究会設置要綱

(設置)

第1条 竹島問題に関する客観的な研究を深め、国民世論啓発に資するため、第5期竹島問題研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 研究会は、次に掲げる研究活動を行う。

- 一 竹島問題に関する客観的な研究
- 二 竹島学習の推進のための検討
- 三 研究成果のとりまとめと県内外への発信
- 四 竹島問題啓発資料の作成
- 五 その他研究会が必要と認める活動

(研究委員)

第3条 研究会の委員は別表のとおりとする。

(組織)

第4条 研究会に座長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は研究会を総理する。
- 3 研究会の会議は、座長が招集し、議長となる。
- 4 研究会に座長を補佐するため、副座長を置く。副座長は、座長が指名する。

(分科会)

第5条 研究会に専門の事項を調査検討するための分科会を設置することができる。

- 2 分科会の設置及び調査検討事項は、座長が会議に諮って定める。
- 3 分科会は、座長が指定する委員及び必要に応じ知事が委嘱する専門委員をもって構成する。
- 4 分科会に分科会長を置き、座長の指名により定める。
- 5 分科会は、分科会長が招集し、これを主宰する。
- 6 分科会は、座長から付託された事項を調査検討し、その結果を研究会に報告する。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(運営)

第7条 研究会の運営は、座長が研究会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月21日から施行する。

別 表

阿川 美和	雲南市立三刀屋中学校 教頭
井手 弘人	長崎大学教育学部 准教授
伊藤 尚史	島根県立出雲高等学校 教頭
伊藤由実子	島根県立飯南高等学校 主幹教諭
植田 道	松江市立義務教育学校八束学園 教頭
内田 文恵	元松江市歴史まちづくり部資料編纂課 主任編纂官
佐々木 茂	島根県竹島問題研究顧問、島根大学 非常勤講師
下條 正男	島根県竹島問題研究特別顧問、島根県立大学 客員教授
塚本 孝	島根県竹島問題研究顧問、元東海大学法学部 教授
永島 広紀	九州大学韓国研究センター 教授・副センター長
中野 徹也	関西大学法学部 教授
藤井 賢二	島根県竹島問題研究顧問、日本安全保障戦略研究所 研究員
升田 優	島根県竹島問題研究顧問
松浦 正伸	福山市立大学 准教授

第5期
「竹島問題に関する調査研究」
最終報告書

令和5年12月 第1刷発行

第5期竹島問題研究会 編
島根県総務部総務課 発行